

法人番号 52

**平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第 3 期中期目標期間（平成 28
～31 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書**

令和 2 年 6 月

国立大学法人
京 都 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
国立大学法人京都大学
- ② 所在地
吉田キャンパス（本部）・桂キャンパス 京都府京都市
宇治キャンパス 京都府宇治市
- ③ 役員の状況
学長名 山極 壽一（平成26年10月1日～令和2年9月30日）
理事数 7名
監事数 2名（非常勤1名を含む）
- ④ 学部等の構成
【学部】
総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、農学部
【研究科】
文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科（附属農場※）、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究科、情報学研究科、生命科学研究科（附属放射線生物研究センター※）、総合生存学館、地球環境学堂・地球環境学舎、公共政策連携研究部・公共政策教育部、経営管理研究部・経営管理教育部
【附置研究所】
化学研究所※、人文科学研究所※、ウイルス・再生医科学研究所※、エネルギー理工学研究所※、生存圏研究所※、防災研究所※、基礎物理学研究所※、経済研究所※、数理解析研究所※、複合原子力科学研究所※、霊長類研究所※、東南アジア地域研究研究所※、iPS細胞研究所
【附属図書館】
【医学部附属病院】
【教育研究施設等】
学術情報メディアセンター※、生態学研究センター※、野生動物研究センター※、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、フィールド科学教育研究センター（瀬戸臨海実験所※、舞鶴水産実験所※、芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地※）、福井謙一記念研究センター、こころの未来研究センター、学生総合支援センター、大学文書館、アフリカ地域研究資料センター、白眉センター、学際融合教育研究推進センター、大学院横断教育プログラム推進センター
【教育院等】
国際高等教育院、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部
【高等研究院】
（注）※は、共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点又は

教育関係共同利用拠点に認定された施設を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数
学部学生数 12,992名（うち、留学生 233名）
大学院学生数 9,477名（うち、留学生 1,891名）

教員数 3,410名
職員数 3,601名

(2) 大学の基本的な目標等

- 自由の学風を継承・発展させつつ多面的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、今後6年間に向けた決意として下記の基本的な目標を定める。

【研究】

- 未踏の知の領域を開拓してきた本学の伝統を踏まえ、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた先見的・独創的な研究活動により、次世代をリードする知の創造を行う。
- 総合大学として、研究の多様な発展と統合を図る。

【教育】

- 多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹とした自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努める。
- 豊かな教養と人間性を備え、責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に貢献し得る、優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成する。

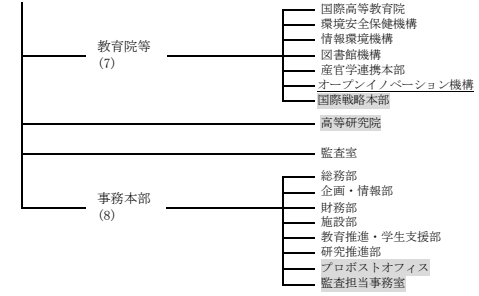
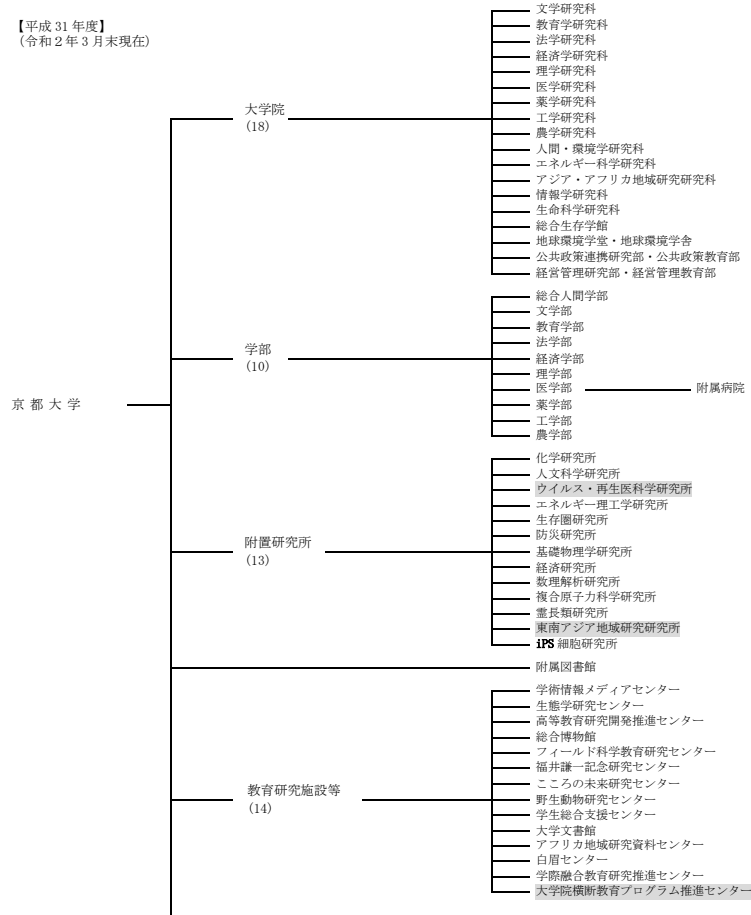
【社会との関係】

- 国民に開かれた大学として、地域をはじめとする国内社会との連携を強め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。
- 世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

【運営】

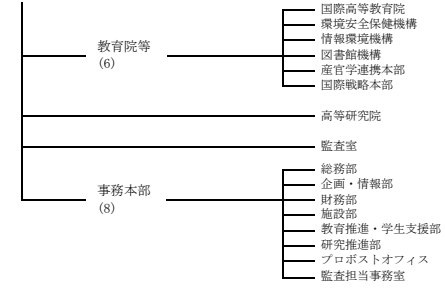
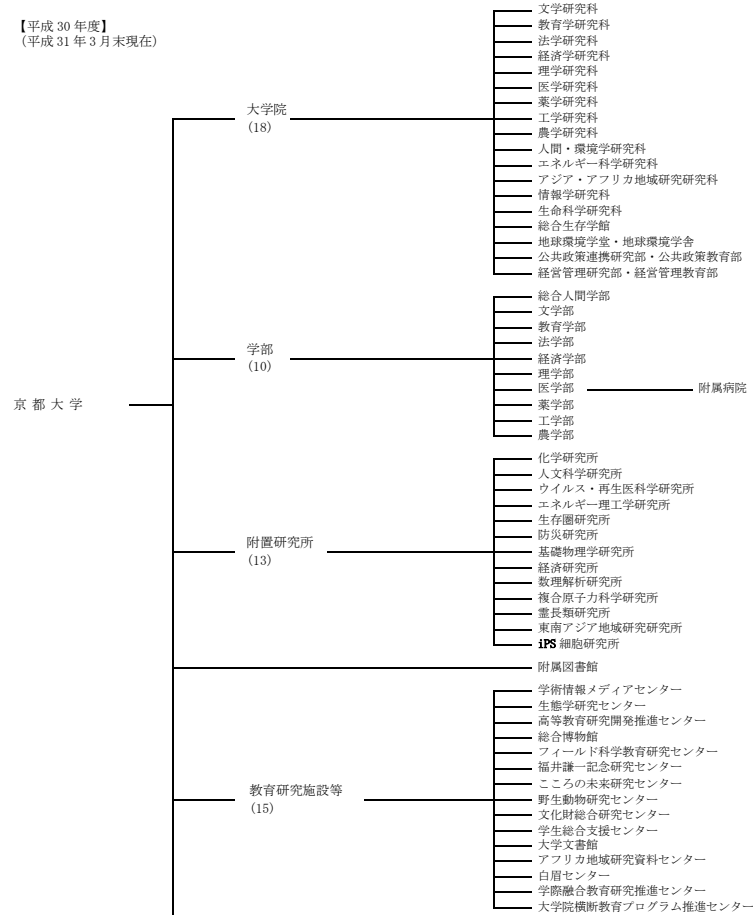
- 学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重しつつ、調和のとれた全学的組織運営を行う。
- 環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

【平成 31 年度】
 (令和 2 年 3 月末現在)

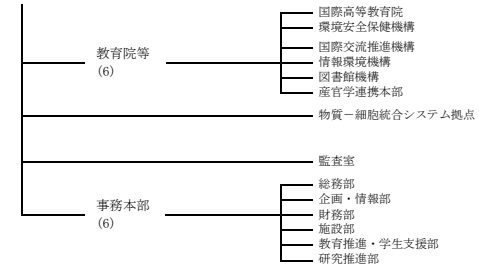
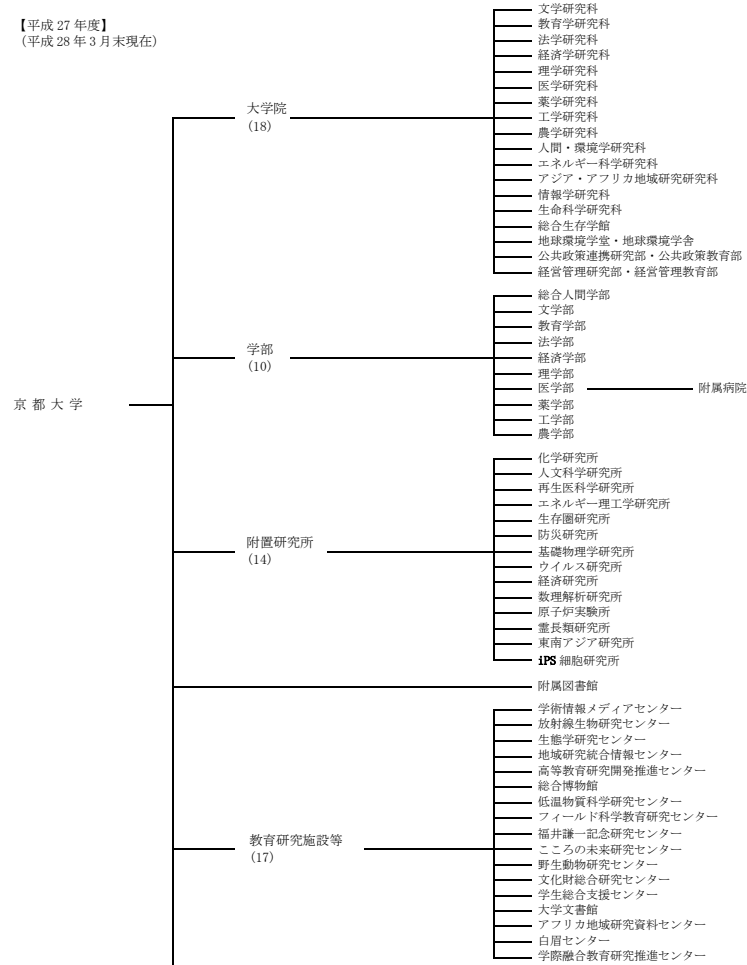


下線：令和元年度からの再編部局等
 網掛け：平成 27 年度からの再編部局等

【平成30年度】
 (平成31年3月末現在)



【平成 27 年度】
（平成 28 年 3 月末現在）



○ 全体的な状況

法人の業務の実施状況について、大学の基本的な目標等を踏まえ、以下のとおり記載する。

【研究】

1) 世界トップレベル研究の推進及び支援体制

世界トップレベルの基盤的研究、先端的研究、学際的研究を実施している。平成30年には、本庶佑特別教授が免疫抑制分子であるPD-1分子を同定し、世界で初めてがん治療の応用に成功した業績が高く評価されノーベル生理学・医学賞を受賞した。また、本学においてはこの他にも多数の独創的先駆的研究を行っており、Top 5%ジャーナル掲載論文数は、869篇（平成31年4月2日時点）であり、目標値である800篇を達成した。加えて、平成28年に設置した高等研究院では、本学の強みを活かした最先端研究の展開、次世代を担う研究人材の育成、国内外の卓越した研究者の英知を結集し、新しい融合領域の創出に取り組んでおり、「物質-細胞統合システム拠点」(iCeMS)及び「ヒト生物学高等研究拠点」(ASHBi)の2つの研究拠点を設置し、世界を先導する研究を進めている。また、世界トップレベル研究拠点(WPI拠点)やiPS細胞研究中核拠点も活動を開始し、本学の研究力強化に向けて順調に進捗している。さらに、これらの研究活動を支援するためのURA組織の体制整備及び機能強化も実施した。

2) 若手研究者の育成・支援

若手教員ポストの拡充の取組を推進している。挑戦的な課題研究に取り組む若手研究者を、学術領域を問わず世界中から募り、その研究を5年間保証する京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」や、若手研究者(助教クラス)の成長機会を提供する「体系的な仕組み」を構築し、次代を牽引するPI(Principal Investigator)研究者を輩出するK-CONNEX(京阪神次世代グローバル研究リーダー育成コンソーシアム)事業、優れた研究成果を挙げた若手の女性研究者を顕彰する「京都大学優秀女性研究者賞(たちばな賞)」事業を実施し、優秀な研究者の育成につながっている。また、研究公正においても、教員、研究者、大学院生を主な対象として研究公正研修e-Learningを実施し、100%の受講率を達成しており、全学的なマネジメント体制のもと研究公正推進アクションプランの実施状況を検証するなど、倫理性の高い研究者の育成に努めている。

3) 共同利用・共同研究拠点等の活動推進

附置研究所・センターを多数保有しており、その多くが国際共同利用・共同研究拠点または共同利用・共同研究拠点(全18拠点)として活動し、学内外の研究者と共同研究を行っている。

これらの拠点として活動している附置研究所・センターの強み・特色をさらに伸ばすとともに、異なる視点を持つ研究者の知を結集させ、異分野融合・新分野創成

を図ることを目指し、平成27年4月に研究連携基盤を設置した。研究連携基盤においては、異分野融合による新たな学術分野の創成を図るために未踏科学研究ユニットを置き、附置研究所・センターを中心として部局の枠を越えた連携のもと共同研究を行うほか、学長リーダーシップ特別措置枠の外国人教員の雇用枠を活用して優れた外国人教員を未踏科学研究ユニットに参画させ、よりグローバルな研究を展開する仕組みとしている。また、関連研究所・センター等の共用大型設備等の保有・管理状況をホームページ上で公開し、共同利用を行っている。研究連携基盤において、部局を超えた連携活動が定着し一体感を持って運営されており、今後、未踏化学研究ユニットの活動をさらに活性化していくことで、新学術領域の創成が期待される。

【教育】

1) 自学自習を推進する取組

各学部・研究科等の教育目的のもと、少人数授業(少人数で課題を探究する科目等)、演習(文系・理系の教員・学生を交えた対話型授業等)、実験・実習科目(プレゼンテーションを導入した実験科目等)、国際化対応科目(英語による基礎・教養科目等)、国内外でのフィールド学習(国連機関や海外の大学研究機関などでの長期フィールドワーク等)を充実させた。

また、オープンコースウェア(OCW)等のインターネットを活用したデジタル教材を開発し、学生に提供した。外国語教育では、平成28年度から語学学習支援システム(GORILLA)を導入し、学生が個人の進捗・レベル・理解度に合わせて自宅等で学習できるようにした。これらにより、卓越した知の継承と創造的精神の涵養を図る取組を実施し、自学自習を促進する能動的学習を充実させた。

2) 体系的で対話を重視した教育の実施

シラバス、コースツリー、科目ナンバリングの連携を図り、学修の段階、順序等を明確にするとともに、基礎・基盤・教養教育から専門・先端研究への体系的を明示し、学士課程から修士・博士課程までの一貫した教育課程における各専門分野間の弾力的なカリキュラム編成等を実施した。そのうえで、学士課程では、教養・共通教育について、複数年にわたる学内での熟議を経て、国際高等教育院にて平成28年度入学者からを対象とした大規模な改革を実施した。この改革においては、ほぼすべての分野について開講科目の見直し・科目の廃止のほか、内容や科目名の変更、新規科目の追加等を大幅に行うとともに、①科目群の見直し、②英語科目の見直し、③少人数教育と学際教育の充実、④時間割のブロック化、⑤履修登録早期化と入学予定者への早期対応、⑥課外学習への対応強化と学習環境の整備を骨子とした抜本的な見直しを行っている。また、修士・博士課程においては、博士課程教育リーディングプログラムを実施し、俯瞰力と独創力を備え国際社会で活躍できる能力を涵養し、加えて、従来の研究科横断型教育プログラムを平成30年度から改編し、国際高等教育院大学院共通・横断教育基盤において、専門学術以外にも素養として

備えておくべき共通基盤科目として大学院共通科目群を開講するとともに、各研究科の専門科目のうち、他研究科学生の履修にも配慮した横断的な科目を大学院横断教育科目群として開講した。これらにより、地球社会の調和ある共存に寄与する広い視野と高度な専門能力をもつ多様な人材を育成した。

3) 特色入試

高校教育から大学教育への接続を図り、社会の各界で積極的に活動できる人材や世界を牽引するグローバルリーダーを育成するため、高校での学修における行動や成果、および個々の学部での教育を受けるにふさわしい能力ならびに志を総合的に評価する、本学独自の選抜方式（特色入試）を平成 28 年度より実施している。特色入試により入学した学生の学業成績等を分析したところ、GPA（Grade Point Average）が高く、授業や課外の活動等においても意欲的な姿勢であることが確認された。この結果から、本学の特色入試は、本学のアドミッション・ポリシーに則して、必要な基礎的学力を十分に備え、大学の学風と理念を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励む学生を獲得する有効的な方法として機能している。

【社会との関係】

1) 産官学連携の新しい「京大モデル」の構築

全学の研究テーマをベースに「組織」対「組織」の本格的な大型共同研究を企画し実施する拠点として、令和元年7月にオープンイノベーション機構を設置し、民間企業等との大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備するとともに、機能強化を行った。当該機構において課題探索型の共同研究を含め、「組織」対「組織」の大型共同研究を推進している。

また、コンサルティング事業、研修・講習事業等を実施する京大オリジナル株式会社を平成 28 年 6 月に設立し、株式会社 TLO 京都及び京都大学イノベーションキャピタル株式会社と有機的に連携させて、研究成果・知的財産の活用促進を行っており、知的財産収入も大幅に増加している。

令和 2 年度及び令和 3 年度においても、オープンイノベーションを推進するとともに、3 つの子会社を活用した産官学連携の新しい「京大モデル」により本学で創出された世界最高水準の独創的な研究成果を社会に還元していく。

2) 国際交流の推進

平成 28 年 4 月に国際戦略に係る施策の企画立案、国際交流支援等の業務を行う国際戦略本部を設置し、本学の国際戦略を推進する体制を強化した。

また、若手人材海外派遣事業「ジョン万プログラム」、学生の自己提案形式による海外研修プログラム「おもろチャレンジ」、職員の英語能力向上のための英語実践研修を実施し、国際戦略推進のための機能強化を行った。

さらに、アジア、欧州及び北米に全学海外拠点を設置し、現地における教育・研究活動を支援するとともに、教職員・学生の国際化支援に基づく人材育成及び社会連携の推進を行っている。同時に、本学の研究成果等の活用促進を図り、地球規模での諸課題の解決に向け取組を進めている。

【運 営】

1) プロボスト及び戦略調整会議の設置・運営

多様な部局の自律性を尊重しつつ強力な本部ガバナンスの徹底と迅速な施策の執行を可能とするため、平成 29 年 10 月 1 日付けで現職理事のうち 1 名をプロボスト（本学の将来構想や組織改革など包括的・組織横断的課題について、総長や理事と部局や学系との連携・調整のもとに戦略の立案をする者）に任命するとともに、同年 11 月にプロボストのもとに戦略調整会議を設置した。プロボストは、本学の将来構想や組織改革など包括的・組織横断的課題について、総長や理事と部局や学系との連携・調整のもとに戦略を立案し、戦略調整会議は、これらの連携・調整の場として、プロボストと部局の教職員から構成して、具体的な課題について検討する役割を担っている。

総長からプロボストに対して要請された「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」に関して、「若手教員ポストの拡充施策」、「GST (Graduate Student Training) センター（仮称）」の設置、「人文・社会科学の未来形発信」、「政府への要望（授業料設定の柔軟化）」について、戦略調整会議の下に各小委員会を設置し、意欲的に議論を重ねた（平成 31（令和元）年度の各小委員会の開催総回数：18 回）。これらにより、指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実現に資するとともに、教育研究組織の特色を尊重しつつ、調和のとれた全学的組織運営を図った。

○ 指定国立大学法人構想に関する全体的な状況（平成31事業年度）

本学は、平成29年6月30日付で指定国立大学法人として指定され、令和7年度を目途に大学を社会や世界に開く「窓」と位置付け、意欲的な学生や優れた研究者を育成して広く社会へ輩出し、地球規模での人類社会の課題解決に貢献することを構想に掲げている。

第3期中期目標期間においては、研究の自由と自主を基礎に、先見的・独創的な研究活動により次世代をリードする知の創造を行うこと、対話を根幹とした自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努めるとともに優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成すること、国民・世界に開かれた大学として自由と調和に基づく知を社会に還元すること等を基本的な目標として掲げ、目標の達成に向けて取組を進めている。

この目標の達成のため、令和元（平成31）年度に行った取組とその進捗状況は要素別に以下のとおりであり、本学が掲げる指定国立大学法人構想の実現に向けて、総長のリーダーシップの下、計画的に取り組んだ。令和元（平成31）事業年度、特に重点的に取り組んだ事項としては、「国際アドミッション支援オフィスの設置・体制整備」、「再生医療と先端医学研究」、「On-site Laboratory（海外の大学や研究機関等との間での現地運営型研究室）事業」、「組織」対「組織」による産官学連携の促進、「自己収入の拡大」等があり、これらの取組によって、指定国立大学法人構想に係る指標の状況は、外国人研究者数（常勤）420名、共同研究の実施金額66億7,815万円、京都大学基金（特定基金を含む）の寄附受入れ累計額166億円となっている（令和元（平成31）年度末、別紙（取組の進捗を示す参考指標等）参照）。

各要素の進捗状況を踏まえ、指定国立大学法人構想全体としては、「On-Site Laboratory 事業」など参考指標の数値目標を前倒しで実現・拡充している取組もあり、構想の達成に向けて順調に進捗していると判断する。

【要素別の取組】

○人材育成・獲得

学生を対象とした取組

取組1. 「Kyoto University International Undergraduate Program」（学部段階から優秀で志の高い留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と共に学ばせる教育プログラム）【80】

「Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP)」を推進するため、東南アジア諸国やインド等において広報・リクルート活動を積極的に実施した。その結果、志願者数は366名（前年度228名）となった。なお、語学障壁のない優秀な人材の輩出のため、合格者についてはプレ予備教育として出身国の言語教育機関で日本語を学ばせることに加え、来日後は予備教育として本学で習熟度別の日本語・日本文化教育を実施するなど丹念な予備教育を実施した。予備教育の実施状況はeポートフォリオSTEP (Student Educational Profile) に記録して学習管理を行った。これにより、予備教育履修生の科目ごとの授業実施状況や理

解度などが蓄積されるとともに、担当教員間での情報共有が可能となることで、学生個人単位での総合的な教育指導が実現できた。

取組2. 卓越大学院プログラム【4】

博士課程の人材育成について、博士課程教育リーディングプログラムを引き続き継続するとともに、令和元（平成31）年度から卓越大学院プログラム「先端光・電子デバイス創成学」を開設し、の履修生（38名）を受け入れた。加えて「メディカルイノベーション大学院プログラム」が採択されたことから、履修生受入に向けてプログラム運営委員会を毎月開催し、カリキュラムを調整するとともに、履修要項の作成、ポスター及びチラシの配布、ホームページによる広報活動を実施した。

取組3. GST(Graduate Student Training)センター【81】

大学院生の教育研究能力向上のための研修を行う GST(Graduate Student Training)センター（仮称）の設置に向け、平成30年度に学内TAアンケート調査を実施した。その調査結果を踏まえ、全てのTAを対象とした基礎的研修、研究科のニーズに基づき設計し、希望者を対象として実施する高度な研修及びGSTセンター（仮称）の体制に関する基本設計に係る検討を完了した（令和元年11月15日）。その結果、GSTセンター（仮称）の設置に向けて、まずは教育担当副学長の下に「GST推進室」を置き、各種研修の実施に着手することとなった（令和2年2月）。

取組4. 国際アドミッション支援オフィス【82】

外国人留学生獲得については、令和元（平成31）年4月に「国際アドミッション支援オフィス」を設置し、9月には国際教育アドミニストレーターを1名、10月には上席特定専門業務職員を1名採用した。これにより、従来漢字圏からの出願に限って実施していた学歴検証の機能を拡充し、他地域からの出願者に関する現地教育制度等の調査分析を行い、実践的なリクルーティング戦略の企画立案に対応しうる体制の整備を行った。

取組5. 大学院生・留学生への施策【14】【19】【24】

大学院生や留学生に対する経済支援として、本学独自の給付型奨学金による学生への経済支援（「京都大学修学支援基金給付奨学金」による20名の奨学生の採用等）や留学生・外国人研究者向けの混住型宿舎の整備を行った。

外国人留学生受入数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
2,924名	3,233名	3,558名	3,902名	3,300名	4,000名

若手研究者を対象とした取組

取組6. 京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」【24】

自由闊達で独創的な発想に基づく挑戦的な課題研究に取り組む若手研究者を、学術領域を問わず世界中から募り、その研究を5年間保証する京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」では令和元（平成31）年度も引き続き世界36ヶ国から応募があり、世界規模での優秀な若手研究者の獲得（10名採用）に繋がっ

ている。また、令和元（平成 31）年度の任期満了者のうち 50%は国内外のテニュアやテニュアトラックのポストに就くなど総じて高い評価が、得られている。

白眉プロジェクトによる研究者採用数（累計）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元（平成 31）年度	令和 3 年度	令和 9 年度
125 名	141 名	154 名	167 名	215 名	325 名

取組 7. 優秀な若手教員獲得・育成【24】 【57】

若手教員ポスト拡充のための取組の一つとして若手重点戦略定員事業を実施することし、本事業に関しては、平成 31 年 4 月 1 日付けで 40 名分の定員の措置を決定した。本施策を契機にして、各学系における適正な教員年齢構成実現に向けた意識の醸成と若手教員の雇用拡大が進捗しており、同時に大学全体の若手教員の拡充に繋がっている。今後は、雇用した若手教員を中心とした研究の活性化を目指す。

○研究力強化

取組 1. 再生医療と先端医学研究【21】

再生医療と先端医学研究においては、iPS 細胞の早期実用化に向けて、新たな臨床用 iPS 細胞ストックの提供を開始する等、再生医療の実現化を推進している。特に、iPS 細胞研究中核拠点では、令和元年 7 月からゲノム編集ストック（研究用株）の提供を開始するとともに、製薬会社と iPS 細胞由来 CAR-T 細胞療法の臨床試験に向けた新たなプログラムを開始し、同年 8 月には、より高品質な自家移植用の iPS 細胞（my iPS 細胞）の実現に向け、民間企業と共同研究を開始した。

取組 2. 高等研究院【29】

高等研究院においては、研究拠点(WPI アカデミー拠点 iCeMS 及び WPI 拠点 ASHBi) 及び連携研究拠点等において、柔軟で機動性の高い運営体制のもと、多分野（生命・数理・人文科学等）を融合した学際的な方法論を駆使して、ヒトの設計原理を解明して新しい生命科学及び医学の基盤を形成するための研究等、国際的な最先端研究を推進した。

○国際協働

取組 1. On-site Laboratory（海外の大学や研究機関等との間での現地運営型研究室）【84】

On-Site Laboratory 事業について平成 30 年度に制度化し、同年度に 5 件（海外 4 件：米国 1 件、タイ 2 件、中国 1 件、学内：1 件）の施設を On-site Laboratory として認定・設置した。令和元（平成 31）年度においては、新たに「京都大学上海ラボ」（中国に設置）、「マケレレ大学遺伝学・フィールド科学先端研究センター」（ウガンダに設置）、「グラッドストーン研究所 iPS 細胞研究拠点」（米国に設置）、「量子ナノ医療研究センター」（国内に設置）、「比較認知科学ラボラトリー」（フランス及び国内に設置）、「統合バイオシステムセンター」（台湾に設置）の 6 件を On-site Laboratory として認定・設置した。

当初第 3 期中期目標期間内に制度設計を行い、第 4 期中期目標期間中に 5 件設置

を目標としていたが、迅速かつ集中的な審議により早期に制度化を終え、現時点で計 10 件のラボが運営されている。また、すでに既設ラボにおいて、がん研究をはじめ、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後、これらのラボの活動を契機に、優秀な留学生の獲得、産業界との連携の強化等の様々な波及効果を見込んでいる。これらにより、当初想定していたよりも大幅に前倒して計画が進捗していると判断できる。

On-site Laboratory 設置（運営）件数

令和元（平成 31）年度	令和 9 年度
10 件	5 件

○社会との連携

産官学連携に資する取組

取組 1. 「京大モデル」の構築【85】

産官学連携のベンチマークとしては、本学と同様に最先端の学術研究を基盤として、産官学連携・技術移転活動を世界的に展開しているオックスフォード大学（英国）の取組みを想定している。オックスフォード大学は、昭和 62 年に完全子会社として、大学での研究成果の特許管理・技術移転を担う部門、学内研究者によるコンサルティング・サービスを担う部門、企業の調査業務委託や人材育成サービスを担う部門の 3 つの事業部門から成る、Oxford University Innovation を設立している。その事業規模は、平成 27 年度当時、技術移転収入を中心に本学の 10 倍程度（金額）となっていた。

指定国立大学法人にのみ出資が認められているコンサルティング事業、研修・講習事業等を実施する事業子会社である「京大オリジナル株式会社」と、すでに本学の出資を受け運営している「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」（ベンチャー支援機能を担う子会社）及び「株式会社 T L O 京都」（技術移転機能を担う子会社、令和元年 10 月に関西ティー・エル・オー株式会社から改称）を有機的に連携させて研究成果・知的財産の活用促進を図る産官学連携の新しい「京大モデル」構築を引き続き進めた。また、これらの子会社は、京都大学のガバナンスのもと、本学の理念や方針と、効率的運営を担保するための自立性とを両立させた「京大収益事業」の展開を進める。オックスフォード大学の収益事業を参考に、第 3 期中期目標期間中に事業収支の黒字化を図る。

京大収益事業によって、本学は、産官学連携事業における株主としてのコーポレート・ガバナンスを強化し、社会的価値創出の最大化を図り、本学の研究成果・知的財産の活用を促進した。

取組 2. 「組織」対「組織」による産官学連携の促進【49】

「組織」対「組織」による共同研究スキームのより一層の推進を目指し、大型産学連携プロジェクトの企画・提案と当該プロジェクトの集中マネジメントを行うための「オープンイノベーション機構」を令和元年 7 月 1 日に設置した。

また、学理と実務の知見を兼ね備え、ビジネスのあらゆる場面で活躍していける IT 人材を育成することを目的に平成 30 年に設置した産学共同講座「情報学ビジネス実践講座」（ANA システムズ株式会社、株式会社 NTT データ、DMG 森精機株式会社

社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社日本総合研究所、日本電気株式会社
が参加)において、教育プログラムの提供を開始した。

知的財産収入額

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 (平成 31) 年度	令和 3 年度	令和 9 年度
5 億 4,350 万円	7 億 0,390 万円	7 億 1,795 万円	7 億 2,007 万円	4 億 3300 万円	5 億円

※第 3 期中期目標期間末(令和 3 年度)の目標値を大幅に超えた。

社会への貢献に資する取組

取組 3. 日本と ASEAN の相互発展【33】

日本と ASEAN の研究者による持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた国際共同研究を実施し、研究開発された成果の社会実装を促進するよう国際協力を行うなど ASEAN との協力関係を強化した。なかでも本学を中核として、JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)「日 ASEAN 科学技術イノベーション共同研究拠点—持続可能な開発研究の推進(JASTIP)(2015~2020)」により、タイ、インドネシア、マレーシアのそれぞれに「環境・エネルギー」、「生物資源・生物多様性」、「防災」の 3 分野のサテライト拠点を設置し、日 ASEAN 研究者による国際共同研究を 5 年に渡り実施してきた。「環境・エネルギー」、「生物資源・生物多様性」グループの連携の深化により、平成 31 年 2 月に e-Asia 共同研究プログラム「サトウキビ収穫廃棄物の統合バイオファイナリー」が採択され、同年 10 月にキックオフシンポジウムをタイで開催した。さらに、JASTIP の活動は、日 ASEAN 多国間科学技術協力の枠組みとして高く評価されており、第 18 回 ASEAN 科学技術大臣会合(令和元年 10 月 11 日)のジョイントメディアステートメント(共同声明)において、JASTIP 等を通じた継続的な協力を歓迎するという文言が明記された。本事業に関しては、本学の全学海外拠点である ASEAN 拠点が支援を行っている。本学 ASEAN 拠点は国際共同研究における中核を担い、科学技術に関するオールジャパン・オール ASEAN の協力プラットフォームとして共同研究・科学技術交流の推進を支援している。

取組 4. 人文・社会科学の未来形発信【83】

本学における人文・社会科学分野の発信方策に関する指針として「『人文知の未来形発信』に向けて」を策定し、関連部局による横断的な教員組織として、学際融合教育研究推進センターに発信事業を実働的に担う人社未来形発信ユニットを設置している。同ユニットでは、グローバル化と多極化が進行する世界情勢を視野に入れ、西洋一局集中を脱し、人間・社会・環境・自然を総合的に理解する、新たな俯瞰知として、人文知・社会知の再構築を行うことを目的としている。具体的には以下の事業を実施した。

- ・学際的・部局横断的研究のさらなる活性化のため、「アジア人文学」をはじめとするパイロット・プロジェクトの推進(全学シンポジウム:計 3 回、ワークショ

ップ:計 3 回)

- ・本学の国際・国内学界におけるプレゼンス向上のための人文・社会科学分野における学術成果の多言語での発信(英語書籍のオープン・アクセス化:17 本)
- ・本学人文・社会科学分野の国内外における社会的認知度向上のための多言語でのマルチメディア発信(公開セミナー:計 8 回、教員インタビュー:計 13 回)

○ガバナンスの強化

取組 1. 京大版プロボストと戦略調整会議【52】

総長からプロボスト(本学の将来構想や組織改革など包括的・組織横断的課題について、総長や理事と部局や学系との連携・調整のもとに戦略の立案をする者)に対して要請された「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」に関して、「若手教員ポストの拡充施策」、「「GST(Graduate Student Training)センター(仮称)」の設置」、「人文・社会科学の未来形発信」、「政府への要望(授業料設定の柔軟化)」について、戦略調整会議の下に各小委員会を設置し、小委員会ごとに意欲的に議論を重ねた(令和元(平成 31)年度の各小委員会の開催総回数:18 回)。

取組 2. エビデンスベースの大学経営【20】【52】

本学の強みである研究領域の分析、産学連携実施状況、世界ランキングに見る本学の置かれた状況、海外動向等、様々なテーマについて調査分析を行い、その結果から見える本学の課題等について取りまとめたレポートを理事・副学長会議、戦略調整会議および小委員会にて提示し、執行部の迅速な意思決定を支援した。

○財務基盤の強化

取組 1. 自己収入の拡大【62】【64】【66】

京都大学基金の寄附募集活動について、ファンドレイザー(寄附募集に係る企画・渉外活動の担い手)を 3 名増員し基金室の体制を強化した。また、創立 125 周年事業に関し、大手企業に対し訪問活動(令和元(平成 31)年度 120 社以上)などを行い約 13 億円の寄附申込を受ける等、基金の拡充を行った。

京都大学基金(特定基金を含む)の寄附受入累計額

令和元(平成 31)年度	令和 3 年度	令和 9 年度
166 億円	125 億円	155 億円

取組 2. 京大収益事業【85】

「社会との連携」に記載したとおり、産官学連携の新しい「京大モデル」による「京大収益事業」の展開を進めている。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・総長のリーダーシップのもと、教育、研究、社会貢献の機能を最大限発揮できるよう、ガバナンス体制を構築するとともに、中長期的かつ戦略的に本学の理念と目標の実現に取り組む。 ・優秀な教職員確保を目的として弾力的な人事・給与制度を整備するとともに、多様な人材の確保及びそのキャリアパスを確立することにより、教育研究の活性化を進める。 ・総長のリーダーシップのもとで、学内外の多様な要請を調整しつつ、教育研究の発展のために効果的かつ戦略的な組織運営を行う。 ・本学の理念や目的に照らし、教員の研究、教育や社会活動への貢献を適正に評価することにより、教育研究の活性化を進める。 ・監事監査や内部監査等を充実させ、監査結果を運営改善に反映させる。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【52】㊦総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、IR 機能の強化など継続的に体制を見直すとともに、本学の理念及び特色を反映した戦略を策定する。また、執行部と部局との連携調整の下に戦略立案を担当する理事（京都大学版プロボスト）及び調整機能の場として戦略調整会議を設置する。◆</p>		IV		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 執行部と部局との連携調整の下に戦略立案を担当する理事（京都大学版プロボスト）及び調整機能の場として戦略調整会議を設置した。総長からプロボストに対して要請された「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」（平成 29 年 11 月 14 日、部局長会議）として、同会議の下に小委員会を設置し、「若手教員ポストの拡充施策」、「On-site Laboratory（海外の大学や研究機関等との間での現地運営型研究室）の設置」、「GST（Graduate Student Training）センター（仮称）」の設置、「留学生リクルーティングオフィス（仮称）」の設置、「人文・社会科学の未来形発信」、「政府への要望（授業料設定の柔軟化）」について議論を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、副学長、副理事、総長顧問、理事補等を任命する。 ・更なる戦略的調査の実施及び戦略の策定を行い、より戦略実現に資する分析情報を提供するなど担当部課での戦略の実施を支援する。 ・IR の基盤となる各種 DB の新設、拡充、データ連携、運用方法等について検証・検討する。 ・総長のリーダーシップのもと、大学の将来構想実現のために必要な戦略的・重点的な方策について、具体的計画を検討・策定・実施する。 ・プロボストのもとに戦略調整

		<p>その結果、平成 30 年度中に、<u>On-site Laboratory 事業や若手教員ポストの拡充の取組の一つである若手重点戦略定員事業を新たに実施した。</u>これらの取組は、当初、第 3 期中期目標期間内に制度設計等を行う予定であったが、<u>戦略調整会議での迅速かつ集中的な審議により早期に制度化を終えることができた。</u>当初想定していたよりも大幅に前倒しで計画が進捗している状況に鑑み、「<u>中期計画を上回って実施している</u>」と判断できる。</p> <p>さらに、平成 30 年 10 月 9 日開催の部局長会議において、総長からプロボストに対して「<u>教員の業績評価</u>」について検討要請がなされ、同年 10 月 21 日開催の平成 30 年度第 6 回戦略調整会議で検討開始を發議し、「<u>教員の業績評価</u>」に係る小委員会を設置した。</p> <p>また、主として以下の取組を行い、総長の迅速な意思決定、機動的なガバナンスの構築、IR 機能の強化など継続的な体制の見直し並びに本学の理念及び特色を反映した戦略を策定した。</p> <p>【ガバナンス体制の強化】 平成 30 年度に、研究倫理・安全推進担当副学長、国際戦略担当副学長を任命し、ガバナンス体制を強化した。</p> <p>【IR の基盤となる各種データベースの拡充等の実施】 ・経営 IR での利用を目的として、平成 28 年度に<u>ビジネスインテリジェンスツール（IR 担当部署が各種分析を効率的に行うためのシステム）</u>を活用し、大学の基礎的情報や中期目標等の数値目標（KPI）の達成状況を可視化することで執行部の時宜に応じた意思決定を</p>	<p>会議を開催し、指定国立大学構想で掲げた取組をはじめとする諸施策の戦略的立案と実現に向けた調整を実施する。</p>
--	--	---	---

			<p>支援する「<u>京都大学ダッシュボード</u>」を構築した。また、「<u>京都大学ダッシュボード</u>」の対象業務システムの範囲を拡大し、学生が修了までにかかった年数を男女別に可視化するなど執行部の意思決定支援対象となる情報を追加した。さらに、<u>人事・財務等の情報を幅広く集約することにより情報収集業務が簡素化され、執行部に迅速に情報提供できる体制を整備した。</u>なお、総長の要望に迅速かつ的確に応えられるよう、IR分析において即戦力となる専門業務職員を雇用し、大学運営に係る知識・経験・ノウハウの組織的な蓄積・活用を行うための体制を強化した。これにより調査・分析の質の向上に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育 IR での利用を目的として、学内に散在する教育に係る各種データを集約する「統合データベース」及び同データベースからデータを抽出・加工するビジネスインテリジェンスツールを構築した。</u>平成 29 年度から本格的な利用を開始し、休退学や出席状況等と成績との相関、GPA の分布や経年変化等について分析を行った。 <p>【総長のリーダーシップのもと、大学の将来構想実現のために必要な戦略的・重点的な方策について、具体的計画の検討・策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成 27 年 6 月に策定した「京都大学の改革と将来構想」(WINDOW 構想)について、平成 29 年 9 月分までの取組を実績集として取りまとめて学内に共有するとともに(平成 29 年 10 月)、これまでの成果及び今後の展開並びに社会環境等の変化を踏まえ、同構想の改定を行った(平成 30 年 3 月)。</u>加えて、特に優れた実績を社会に発信するた
--	--	--	---

			<p>め、「WINDOW 構想実績集」を作成し、同構想の改定版とともに本学 WEB サイトにおいて公表した（平成 30 年 3 月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>世界に伍する大学として、高い専門性に根差した支援体制の下で国際的な教育研究活動をよりダイナミックに展開するべく、本学が目指すべき国際化指針として「京都大学の国際化推進基本コンセプト」を日英併記により制定した（平成 30 年 9 月、役員会決定）。</u>同コンセプトは「学生の国際性を涵養する教育の展開」、「独創性溢れる研究の世界的展開」及び「地球社会の調和ある共存に資する活動の推進」の 3 つのビジョンから成る。同コンセプトの学内への展開に際しては、全学的な教育研究活動に対する支援体制の強化等に焦点をあてたステートメントを添えたほか（平成 30 年 10 月）、本学 WEB サイトへの掲載により公表した（平成 30 年 11 月）。 <p>【大学の将来構想実現のために必要な戦略的・重点的な方策に係る計画の実施】</p> <p><u>WINDOW 構想を着実に実現していくために、第 3 期中期目標期間中に戦略的・重点的に実施しなければならない事業について役員間で検討を重ね、平成 28 年度に「京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021）」を策定した。</u> <u>平成 29 年度には、WINDOW 構想のこれまでの実績や社会環境の変化を踏まえて、本学がより一層注力する施策や指定国立大学法人に指定され、新たに開始した取組等を盛り込んで本構想が改定されたことを受け、本アクションプランについても、中長期的な在り方を見据え、既に着手している事業も含めて戦略的に見直しを行</u></p>	
--	--	--	---	--

			<p>い、指定国立大学法人構想に関連する事業等を平成 30 年度より新たに開始した。（「京都大学重点戦略アクションプラン 2016-2021」による措置額：平成 28 年度 2,471 百万円、平成 29 年度 3,038 百万円、平成 30 年度 4,779 百万円）</p> <p>また、国からの学長裁量経費を活用し、<u>第 3 期中期目標期間において全学的に達成する必要がある指標に基づき、部局に対して指標の達成度に応じたインセンティブを付与することでその達成を促進させ、本学の機能強化を推進するための経費として「評価指標達成促進経費」を措置した。</u>本経費の平成 29 年度配分額決定の基礎となる平成 28 年度実績値では、重点指標とした「異分野共著論文数」において、既に目標値（平成 30 年時点）を上回る実績を達成するなど、運営費交付金の「3 つの重点支援の枠組み」における戦略の着実な進捗にも繋がった。（平成 28 年度措置額：103 百万円、平成 29 年度措置額：100 百万円、平成 30 年度措置額：100 百万円）</p>	
	<p>【52】総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、プロボスト及び戦略調整会議における検討・調整、IR 機能の強化など継続的な体制の見直し並びに本学の理念及び特色を反映した戦略の策定に向けた以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR の基盤となる各種データベースの拡充等の検証を踏まえた改善実施 ・戦略策定に資する調査の実施及び分析情報の提供等による担当部課における 	<p>IV</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【52】総長のリーダーシップのもと、指定国立大学法人構想の達成に向けて以下のとおり取組を行い、計画を上回って進捗している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 11 月 14 日開催の部局長会議で総長からプロボストに対して要請された「<u>指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討</u>」について、引き続き①若手教員ポストの拡充施策、②「GST (Graduate Student Training) センター（仮称）」の設置、③人文・社会科学の未来 	

	<p>戦略実施の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総長のリーダーシップのもと、大学の将来構想実現のために必要な戦略的・重点的な方策について、具体的計画の検討・策定・実施 		<p><u>形発信、④政府への要望（授業料設定の柔軟化）、に係る議論を継続した。</u>これらの検討要請事項について、戦略調整会議の下に小委員会を設置し、次のとおり検討を行った。</p> <p>① 若手教員ポストの拡充施策</p> <p>第4期中期目標期間内での定員内若手教員割合30%達成に向けて、平成30年度より開始した若手重点戦略定員事業に加えて、新たな施策の実施について継続的に検討を行った。小委員会では、本学の研究支援制度等の情報を集約・整理した上で主に若手研究者を対象に、これらの情報を発信することや既存の人事制度のさらなる柔軟化の必要性について、意見があった。これを受けて、「京都大学からはじめる研究者の歩きかた」（次世代研究者支援にかかる情報を一元化して提供するために学術研究支援室が新たに開設したwebサイト、令和元年8月31日開設）により、若手研究者に向けて情報発信を行うこととした。</p> <p>② 「GST (Graduate Student Training) センター（仮称）」の設置</p> <p>大学院生の教育研究能力向上のための全学的な研修の在り方及びGSTセンター（仮称）の体制に関する基本設計に係る検討を完了し、検討結果をまとめた。（令和元年12月10日開催部局長会議に報告）</p> <p>これを受けて、GSTセンター（仮称）の設置に向け、令和2年2月1日に教育担当理事の下にGST推進室が設置された。</p> <p>③ 人文・社会科学の未来形発信</p> <p>人文・社会科学分野における世界各国の優秀な留学生の受入を促進する施策について検討するために、各研究科の教育の国際化、多言語化に関する取組・要望に関するアンケートを実施した。</p>
--	---	--	---

			<p>アンケート結果を踏まえ、国際アドミッション支援オフィスとの連携のもと、各研究科との意見交換を実施し、より具体的な要望、ニーズについて、調査を行った。また、「人文知の未来形発信」に係る取組として、戦略的な広報活動の必要性について、意見交換を行い、広報戦略の策定や今後の活動計画の立案等を行った。</p> <p>④政府への要望（授業料設定の柔軟化）</p> <p>昨年度に引き続き、規制緩和に関する議論を行った。</p> <p>・令和元年 6 月 18 日に文部科学省より公表された「国立大学改革方針」を受けて、6 月 25 日開催の教育研究評議会で総長からプロボストに対して、「本学及び各部局における教育研究のあるべき将来像」に関する検討に向けた議論の方向性について審議するよう要請があり、戦略調整会議における検討を開始した。</p> <p>戦略調整会議のもと、「国立大学改革方針への対応に向けたデータ収集 WG」を設置し、IR 推進室及び学術研究支援室と密に連携し、教員数や学生数、論文数、財務状況等の各種データや他大学等との比較資料などの収集・分析を行い、あるべき将来像の検討に向けて準備を行った。さらに、データからは読み取れない部局の実情を把握するための実態調査実施に向けて、WG 名称を「京都大学の将来像検討に向けた調査 WG」に改め、各部局との意見交換会（計 4 回）を開催し、執行部と部局との連携調整機能を担う戦略調整会議としての役割を果たした（令和元年 12 月 2, 12, 13, 23 日開催）。その上で、全教員・部局を対象として、アンケート調査を実施したところ、教員 1,460 名、50 部局より回答を得られた。</p> <p>（令和元年度会議開催実績：戦略調整会議 11 回、</p>
--	--	--	---

		<p>戦略調整会議小委員会 18 回、戦略調整会議 WG 7 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定国立大学法人構想に掲げた On-site Laboratory (海外の大学や研究機関等との現地運営型研究室) 事業について、昨年度に引き続き、企画委員会の下に設置した On-site Laboratory 認定専門委員会において、公募要領を策定し、平成 31 年 4 月に部局に対し公募を行った (令和元年 5 月〆切)。 <p>公募の結果、7 部局より申請があり、専門委員会における書面審査、ヒアリング審査を行った結果、<u>令和元年 7 月に 6 件を On-site Laboratory として認定した。</u>なお、専門委員会は全 4 回開催した。</p> <p><u>On-site Laboratory については、当初第 3 期中期目標期間内に制度設計及び設置開始を行い、第 4 期中期目標期間中に 5 件の設置を目標としていたが、迅速かつ集中的な審議により早期に制度化を終え、現時点で計 10 件のラボが運営されている。すでに既設ラボにおいて、がん、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後、これらのラボの活動を契機に、優秀な留学生の獲得、産業界との連携の強化等の様々な波及効果を見込んでいる。そのため、当初想定していたよりも大幅に前倒しで計画が進捗している状況に鑑み、「年度計画を上回って実施している」と判断できる。</u></p> <p>総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、IR 機能の強化等の継続的な体制の見直し並びに本学の理念及び特色を反映した戦略の策定のため、以下の取組を行った。</p>
--	--	--

		<p>【理事、副学長、副理事、総長顧問、理事補等の任命】</p> <p>ガバナンス体制の強化にあたり、通報対応の迅速化を図るため、副学長の担当事項を見直し、研究倫理・安全推進担当副学長の担当事項に、公益通報に関すること（公正調査）を追加した。</p> <p>【IR の基盤となる各種データベースの拡充等の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・情報部企画課 IR 推進室では各種業務システムのデータを集約した DWH（データウェアハウス）を活用し、執行部の時宜に応じた意思決定を支援するため各種データを可視化するための BI ツール（分析ツール）「京都大学ダッシュボード」の導入を行ってきた。<u>平成 31 年度は新たなコンセプトによるダッシュボードを公開し、各種業務システムデータを用いた学生情報、教職員情報、財務情報、KPI 等だけでなく、書誌データ等外部データを DWH に取り込み、本学の大学基本情報を網羅的に可視化した。また、教育 IR 推進室が作成したレポートもダッシュボードからアクセスできるよう調整し、多様化する情報の一元集約化を図った。</u>さらに、ダッシュボードの多様化に伴い、BI ツールで利用できるデータセットが強化され、データ分析の簡素化、執行部・戦略調整会議等へのスムーズなデータ提供、各種世界大学ランキングへの提供データの自動化が実現した。 ・今後は研究に関するデータを DWH に取り込み、研究力の可視化の展開を図るとともに、書誌データにおける各種指標の自動取込を検討し、より迅速に執行部の意思決定の支援に資するデータの実現を図ることとしている。
--	--	--

			<p>【戦略策定に資する調査の実施及び分析情報の提供等による担当部課における戦略実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学改革方針への対応を踏まえ、<u>京都大学戦略調整会議が推進している本学及び各部局の教育研究のあるべき将来像の検討・議論に資するよう、教員数、学生数、留学生数、収入及びそれらに基づく指標等、本学及び国内外の機関に関する客観的データを提供した。</u>これらは、<u>他機関との比較をすることにより本学の強み、特徴、規模を把握することに役立ち、また、部局ごと、属性ごとに示すことにより、当該部局、属性の特性を踏まえたあるべき姿を検討するための材料となった。</u>今後部局との意見交換で議論が深まるにつれ、より活動、施策に必要なデータの提供を図る。 ・前述の戦略調整会議、部局への情報提供以外にも、<u>学内外から収集した情報に基づき、本学の強みである研究領域の分析、産学連携実施状況、世界ランキングに見る本学の置かれた状況、といったテーマについて調査分析を行い、その結果から見える本学の課題及びその対策についての示唆を含んだ 13 件のレポートを理事・副学長会議にて提示し、総長の迅速な意思決定のための情報提供を行った。</u>さらに、海外拠点を通じて収集したアジア及び欧州の高等教育事情に関する優れた取組など大学運営に資する情報を海外動向レポートとして 4 件提供し、大学を取り巻く国際的な状況を踏まえた総長の意思決定を支援した。 ・執行部の要望に迅速かつ的確に応えられるよう、IR 分析において即戦力となる専門業務職員を雇用し、大学運営に係る知識・経験・ノウハウの組織的な蓄積・活用を行うための体制の強化、調査・分析の質の向上を図ることとした。 <p>【総長のリーダーシップのもと、大学の将来構想実</p>
--	--	--	--

			<p>現のために必要な戦略的・重点的な方策について、 【具体的計画の検討・策定・実施】 （重点戦略アクションプラン、総長裁量経費等に係 る取組） WINDOW 構想を着実に実現していくために第3期中 期目標期間中に実施する事業として策定された「京 都大学重点戦略アクションプラン 2016-2021」につ いて、中期目標期間の折り返しを迎えるにあたり、 厳しい財政状況においても WINDOW 構想を着実に実 現すべく、各事業の進捗状況や執行状況等を厳しく 精査した上で計画額の見直しを行った。 学生から教員まで国内外から多様な人材を獲得 するとともに、優秀な人材を広く社会へ輩出するこ とに資する事業や、本学にて創出された「知」の社 会還元を促進する事業等、大学の将来構想を実現す る事業に対して、総長のリーダーシップの下、戦略 的・重点的な支援を実施した（令和元年度措置額： 3,520 百万円（36 事業））。</p> <p>また、第3期中期目標期間において全学的に達成 する必要がある指標に基づき、指標の達成度に応じ たインセンティブを付与することでその達成を促 進させ、本学の機能強化を推進するための経費とし て「<u>評価指標達成促進経費</u>」を措置した（令和元 年度措置額：150 百万円（33 部局））。</p>	
<p>【53】経営協議会の開催に合わ せ、本学の具体的な教育研究活 動の現地視察を行ったうえで 意見交換会を実施する等によ り、学外者の意見を聴取し、大 学運営の改善に役立てる。</p>		<p>III</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>経営協議会の開催に合わせ、経営協議会学外委 員による学内現地視察（国際高等教育院、医学部 附属病院、産官学連携本部、京大子会社、京大発 ベンチャー）</u>を行い本学の教育研究の状況を理解 したうえで引き続き本学執行部との意見交換を実 施し、学外委員の意見を聴取した。</p>	<p>経営協議会の開催に合わせ、 教育研究活動の現地視察や、 経営協議会学外委員と本学執行 部との意見交換等を行い、大学 運営の改善に役立てる。</p>

	<p>【53】 大学運営の改善に役立てることを目的として学外者の意見を聴取するため、教育研究活動の実地視察を行ったうえで経営協議会学外委員と本学執行部との意見交換を行う。</p>	<p>III</p>	<p>学外委員からの意見を以下のとおり大学運営の改善に役立てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙運動に携わる学生が公職選挙法に抵触することのないよう大学として取り組むべきである。</u>」との意見があったことから、学生支援に関する様々な情報を発信しているニュースレター「<u>Campus Life News</u>」において、<u>公職選挙法で制限されている行為について事例を挙げて説明し、制度を正確に理解した上で選挙運動に参加するよう、学生へ注意喚起を行った。</u> ・「<u>京都大学の改革と将来構想（WINDOW 構想）</u>」の実績に係る公表用資料に関して、「<u>京都大学の強みやこだわりを解りやすく伝えられるよう作成することが重要である</u>」旨の意見があったことを踏まえて、「<u>京大らしさ</u>」が表れた実績について、<u>簡潔に表現し、写真を用いて「WINDOW 構想実績集」（公表版）として作成し、本学 Web サイトに公表した。</u>これにより、本学の強みやポイントにこだわる焦点をあてた広報を行うことが可能となり、ステークホルダーを中心に幅広い層へ効果的な成果発信を行うことができた。 <p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【53】 経営協議会の開催に合わせ、経営協議会学外委員に本学の取組状況（学術研究支援室（KURA）の若手研究者支援事業）について説明したうえで引き続き本学執行部との意見交換を行い、学外委員の意見を聴取した（令和元年 10 月）。</p> <p>運営への活用等については、クロスアポイントメントについて、従来対象を教員のみとしていたところ、職員にも拡大して適用できないかという意見に</p>	
--	---	------------	---	--

			<p>対し、学内からも対象拡大の要望があったことから、検討を行い、教員以外の特定研究員、特定専門業務職員及び特定職員にその適用範囲を拡大することとした（令和2年2月から適用）。</p>	
<p>【54】年俸制の拡充、クロスアポイントメント制度の活用など、弾力的な給与制度の運用を促進する。また、年俸制の対象範囲や業績評価のあり方などを検証しつつより効果的な年俸制の運用を行うとともに、任期制の活用を通じて教員の流動性を向上させる。</p>		<p>III</p>	<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略） 年俸制については、平成31年3月現在、345名の教員に年俸制を適用している（平成28年4月1日時点の315名から30名増加）。<u>年俸制の対象範囲は、これまで61歳以上の教授、医系助教、国際高等教育院の外国人教員としていたが、これらに加えて学域・学系制の導入によりもたらされる効果・展開を見据えた有効な組織見直しや再編のため再配置する定員等を対象範囲とした（平成29年度）。</u>なお、「年俸制導入促進費等及び退職金相当額について」（平成30年6月22日付け文部科学省事務連絡）により平成31年度以降は新規の年俸制適用者には年俸制導入促進費等の予算措置の対象外となることに伴い、検討の結果、本学においては新規の年俸制の雇用を行わないことを決定し、学内に周知した。また、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（平成31年2月25日）により新たな年俸制のガイドラインが文部科学省から通知されたため、<u>本学として新たな年俸制に係る検討を行うこととなった。</u> 平成27年3月より年俸制と同時に導入したクロスアポイントメント制度については、制度創設から平成30年度までの実績はのべ29名となった。<u>また、クロスアポイントメント制度を活用した新たな雇用方法の具体的な仕組みを検討し、平成28年度から、同制度により抑制された人件費をポイント化し、その範囲内で新たに特定有期雇用教員を採用することを可能とした。</u></p>	<p>年俸制の対象範囲について、部局からの申出（著名な教員の招へいや任期制を導入しているポストなど）に対する検討とともに必要に応じて大学全体の適正規模等を検討する。また、年俸制の給与制度について、業績が直接給与に反映できる仕組みを引き続き検討する。クロスアポイントメントによる余剰人件費を活用する制度などと併せて、クロスアポイントメント制度の活用促進に努める。</p>

			<p><u>任期制ポストについては、文学研究科において助教に任期制を導入するなど、任期制のポストの導入部局を拡充した。また、全学教員部においてテニユアトラックに関する内規を制定し、関連部局において必要に応じてテニユアトラックを導入できる制度を設けた。</u></p>	
	<p>【54】戦略調整会議における「教員の業績評価」の検討結果等を踏まえ、業績評価をより適正に処遇へ反映する新たな給与制度について検討を行う。また、年俸制教員の分野や業務内容に応じ実施する定期評価に関して、次回の実施に向けた改善について検討を進める。さらに、外部資金で雇用する特定有期雇用教員を含め、任期制ポストの拡充を図る。加えて、国内外の研究機関等とのクロスアポイントメントを促進し、人材交流の拡大に努める。上記のほか、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【54】戦略調整会議における「教員の業績評価」の検討結果を踏まえ、教員の業績評価制度及び新たな給与制度等を検討するために総務担当理事の下に業績評価制度等検討会を設置した。なお、検討会の委員は、人事制度検討会、教員活動評価委員会及び戦略調整会議の委員並びに全学的な業績評価の導入を目的としているため様々な学術領域の教員で構成しており、本学らしい業績評価制度及び新たな給与制度等について検討している。</p> <p>また、業績評価制度等検討会において現年俸制の定期評価の見直しも併せて検討している。</p> <p>さらに、平成 31 年度からの「若手重点戦略定員」実施に伴い、各学系等が改めて適正な教員年齢構成の実現に向けた取組を検討した結果、23 部局で教員の任期規程の整備が行われ、任期制ポストの拡充が図られた。</p> <p>加えて、平成 27 年 3 月より年俸制と同時に導入したクロスアポイントメント制度については、平成 31 年 4 月から月給制教員にも対象を拡大したこともあり、平成 31 年度に新たに 14 名の教員がクロスアポイントメントを開始した。制度創設以来の実績はのべ 43 名となった。クロスアポイントメントの実施により、他大学等との教育研究交流の拡大や国内外の優れた研究者の採用といった教育研究の活性化が図られている。</p> <p>上記のほか、これまでの取組状況について以下の</p>	

			<p>とおり検証した。</p> <p>・<u>年俸制については、平成 31 年 3 月現在、345 名の教員に年俸制を適用している（平成 28 年 4 月 1 日時点の 315 名から 30 名増加）。</u>年俸制の対象範囲は、これまで 61 歳以上の教授、医系助教、国際高等教育院の外国人教員としていたが、これらに加えて学域・学系制の導入によりもたらされる効果・展開を見据えた有効な組織見直しや再編のため再配置する定員等を対象範囲とした（平成 29 年度）。なお、「年俸制導入促進費等及び退職金相当額について」（平成 30 年 6 月 22 日付け文部科学省事務連絡）により平成 31 年度以降は新規の年俸制適用者には年俸制導入促進費等の予算措置の対象外となることに伴い、大学が独自に年俸制導入促進費相当額を負担することは、経営的にも困難なことから、人事制度検討会で検討の結果、本学においては新規の年俸制の雇用を行わないことを決定し、学内に周知した。また、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日）により新たな年俸制のガイドラインが文部科学省から通知された。当該ガイドラインに示された年俸制については、月々の給与で退職手当相当額が前払いされる現年俸制と異なり、月給制教員と同様に退職時に一括して退職手当が支払われるまったく性質の異なる年俸制である。そのため、<u>これまでの効果を検証しつつ、どの職種や部局に新たな年俸制を適用すれば優秀な教員の獲得に資することができるかということも見据えながら、総務担当理事の下に業績評価制度等検討会を立ち上げ、教員の業績評価制度および新たな給与制度について検討をしている。</u></p>
--	--	--	--

<p>【55】女性、若手、外国人等多様な人材を積極的に登用し、能力の一層の活用を行うとともに、男女共同参画推進に関する研修・フォーラムの開催等により、教職員・学生への啓発活動を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p><u>全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度により、外国人教員等の定員措置を実施した(平成 30 年度は 13 名(うち外国人教員 8 名)措置)。</u>また、<u>女性職員の事務系管理職への登用を進め、平成 30 年度は女性管理職職員を全学で 13 名配置した(平成 28 年度の配置数から 4 名増加)。</u></p> <p>さらに、男女共同参画推進に向け、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各部署が策定する男女共同参画アクションプランについて、各部署から活動状況の報告を受け進行状況のフォローアップを行った。</u>また、<u>平成 30 年度はアクションプラン実施から 3 年目となるため、現状に則してアクションプランの見直しを行い、それに基づき各部署が策定した 2018～2020 年度の推進目標を部局長会議で報告した。</u>なお、更なる推進に向け引き続きアクションプランの策定・実行を各部署に促すことで、大学全体の意識の醸成に繋がった。 ・<u>女性職員を対象に、人生の節目ごとに到来する様々なライフイベントを踏まえ、今後のキャリアビジョンを描くためのモチベーションの向上やこれから自信を持ってライフキャリアを創ることを目的としてキャリアデザインセミナーを毎年度実施し、女性職員の意識改革へとつなげた。</u>当該セミナーのアンケート結果を踏まえ、平成 30 年度は課長補佐以下の事務系女性常勤職員を対象を拡大し、また過去に同セミナー及び国大協キャリアデザイン研修等を受講した者も受講可能とした。また、同セミナーにおいて本学における育児・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度の事務系女性管理職割合達成目標値に対する実数を検証し、今後の更なる拡大を目指し、計画的に優秀な女性職員の積極的登用を行う。 ・平成 27 年度に設定した男女共同参画推進アクションプラン(①女性リーダーの育成、②家庭生活との両立支援、③次世代の育成支援)の検証及び令和 3 年度以降のアクションプランの設定 ・将来指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするための女性職員のキャリアパス形成を支援する研修、並びに男女共同参画を推進するための全教職員及び学生を対象としたフォーラム・シンポジウム等の実施
---	------------	---	--

			<p>介護休業制度など各種支援制度を周知し、これらの制度についての啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター主催で“Women&the World”フォーラムを開催し、総長等大学執行部と本学女性教員との意見交換を行った。 ・毎年度、全学共通科目において「ジェンダー論」、「ジェンダーと科学」など男女共同参画推進に資する授業を開講した。 	
	<p>【55】多様な人材の積極的な登用に向けて、優れた外国人教員の雇用を組織的・戦略的に推進するとともに、男女共同参画推進に向けた以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学の男女共同参画アクションプランに基づく部局毎の同アクションプラン策定及びその実行の促進 ・女性教員の採用支援に関する取組の実施 ・女性職員対象のライフイベントを前提としたキャリアデザインセミナーを実施し、本学における育児・介護休業制度等や各種支援制度を周知するとともに、アンケート結果を踏まえた同セミナーの改善 ・女性管理職職員の配置目標（全学で12名以上）に向けて、事務系女性職員の積極的な登用を行う。 ・学生の男女共同参画の意識を深めるため、学生向けのILASセミナーの開講 ・男女共同参画推進センターが主催する男女共同参画に関するフォーラムを開催し、意見交換やアンケートによる本学教職員の男女共同参画に関する要望 	<p>III</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【55】教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成25年度から設けている。平成31（令和元）年度は当該制度により、13名（うち外国人教員8名）を措置するとともに、令和2年度に13名（うち外国人教員8名）を措置することを決定した。このうち外国人教員8名については「再配置定員（教員）について」において優先配付を定めた、「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」に基づき雇用した外国人教員に対する再配置定員である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による教養・共通教育を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成31（令和元）年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目379科目（平成30年度：340科目）、各学部・研究科開講科目計1,308科目（平成30年度：1278科目）となった。</p> <p>男女共同参画推進に係る以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に各部局に策定依頼した男女共同参画アクションプランについて、活動状況の報告を 	

	<p>の把握 また、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p><u>受け進行状況のフォローアップを行い、部局長会議で報告した（令和元年7月）。なお、更に全学的に男女共同参画を推進させるため、令和元年度も引き続きアクションプランの策定・実行を各部署に促した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>本学における女性教員の比率を向上のための支援策として、女性教員の採用時に条件に応じてインセンティブ経費を支給する女性教員登用等支援事業を平成31年4月より実施した（採択数8名（令和2年3月現在））。</u> • <u>女性職員を対象に、様々なライフイベントを踏まえつつ、職場における女性リーダーとしての悩みやキャリアアップに対する不安を解消し、自信を得ることで、自身のキャリア形成を明確化し、自分らしさを活かしたリーダーとして活躍してもらうことを目的にキャリアデザインセミナーを実施し、女性職員の意識改革へとつなげた。</u>前年度のアンケート結果を踏まえ、今年度は、事務系女性常勤職員のうち課長補佐又は掛長を対象を絞ることで、目的に沿った、より具体的な内容とし、効果アップを図った。また前年度同様、過去に同セミナー及び国立大学協会キャリアデザイン研修等を受講した者も受講可能とした。職場における立場や役職の近い女性職員で意見交換を行うことにより、より深く自身のキャリア形成を考える内容とし、総勢10名が参加した。（令和元年12月12日実施） また、<u>本学における育児・介護休暇制度など各種支援制度を周知するため、本学WEBサイトに情報を掲載している。</u> • <u>事務系管理職の登用を進め、女性管理職職員を全学で16名配置した。</u> <p>教職員や学生の男女共同参画の意識を深めるた</p>
--	--------------------------------------	---

			<p>め、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ILAS セミナーとして「ジェンダーと社会」を前期に開講した（受講者 16 名）。また、後期は全学共通科目「ジェンダー論」を開講した（受講者 239 名）。</u> <p>本学の女子学生比率の向上のため、昨年度に引き続き、女子学生を母校の高校へ派遣する「女子高生応援大使」事業を実施した（採択者数 34 名）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度と同様に女子高生を対象とした車座フォーラムを実施した（令和元年 12 月 22 日開催 参加者 141 名）。今年度は、昨年度のアンケート結果や教育推進・学生支援部入試企画課との調整をもとに、車座になって自由に討論を行う座談会をより意識したプログラムとし、参加した高校生が身近に京都大学を感じられるように工夫した。また、日経新聞に協力し、日経ウーマノミクスフォーラム（令和元年 7 月 17 日開催 参加者数 473 名）を、男女共同参画推進センターと教育推進・学生支援部入試企画課と協同で実施した。 ・ <u>男女共同参画推進センター主催で“Women & the World” フォーラムを開催し、本学女性教員と意見交換を行った（平成 31 年 3 月 4 日）。</u>なお、本フォーラムには総長等も参加し、大学執行部と女性教員が直接対話できる貴重な機会となっている。 <p>また、<u>これまでの取組状況を検証した結果、本学の男女共同参画事業をさらに充実させていくため、男女共同参画支援「たちばな基金」を立ち上げた（平成 31 年 4 月）。</u></p>	
<p>【56】事務系職員の採用方法について、統一採用試験とは別に導入した独自採用試験を充実</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 平成 28 年度事務系職員独自採用試験の検証結果を踏まえ、<u>近畿圏外（京都大学東京オフィス）で</u></p>	<p>独自採用試験に係る近隣有力大学等への広報活動を継続実施し、優秀な学生確保に努め</p>

<p>させ、多様かつ優秀な人材の獲得を促進するとともに、これに即したキャリアパスを確立する。また、人件費削減に対応しつつ、主に定型的業務等を安定的に実施するために従来の定員1に対し2名を雇用できる仕組みとして創設した事務職員（特定業務）の拡充により、これまで事務系職員が担っていた定型的業務の量を緩和し、監督・育成・業務指導、企画立案や管理運営に関する業務の比重を増加させ、事務組織の機能強化を促進する。</p>		<p>初めて採用説明会を開催したほか、<u>本学においても採用説明会を2日間に分けて開催し、参加希望者のニーズに応えた。これらの取組等により、新卒・中途問わず幅広い層から、より優秀な人材を獲得した。事務系職員独自採用試験（平成24年度開始）による中途採用者については、経験・能力に応じて積極的な登用を実施しており、平成30年度は採用後の年数に関わらず、6名を主任に昇任させ、同試験による採用者のうち、主任以上の登用者は課長補佐1名、掛長・専門職員5名、主任10名となった。</u>（平成28年度：課長補佐1名、掛長・専門職員4名、主任4名、平成29年度：課長補佐1名、掛長・専門職員3名、主任6名）</p> <p><u>定型的業務等を担う事務職員（特定業務）については、各部局等において従前定員内事務職員が担ってきた業務で、事務職員（特定業務）に担当を移行可能な業務があるかどうか、定員の担保が可能かどうか等について意見聴取を行ったうえで採用試験を実施し、平成30年度の全学における事務職員（特定業務）配置数は計87名（平成28年度：68名、平成29年度：77名）となった。</u>これにより、これまで事務系職員が担っていた定型的業務の量を緩和し、企画立案や管理運営等に関する業務の比重を増加させ、事務組織の機能強化を促進した。</p>	<p>るとともに、有意な経験や能力を有した社会人等を対象とした中途採用試験を実施し、その能力に応じて上位職を含め責任あるポストへの配置を促進する。事務職員（特定業務）についても、更に効果的な配置拡充を図る。</p>
<p>【56】事務系職員独自採用試験において、より効果的な広報活動を計画・実施し、新卒・中途問わず幅広い層からより優秀な人材を確保する。独自採用試験による中途採用者については、採用後の年数に関わらず、その経験・能力に応じて上位職への積極的な登用を行う。また、事務職員（特定業務）についても学内各事務</p>	<p>【56】事務系職員独自採用試験において、より効果的な広報活動を計画・実施し、新卒・中途問わず幅広い層からより優秀な人材を確保する。独自採用試験による中途採用者については、採用後の年数に関わらず、その経験・能力に応じて上位職への積極的な登用を行う。また、事務職員（特定業務）についても学内各事務</p>	<p>III （平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【56】<u>本学へ就職を希望する者の増加に向けた新たな取組として、京都大学独自のインターンシップ（大学職員をより理解してもらうためにキャリア教育の中での早期PR活動として平成30年度より実施）の内容を拡充・拡大（実施期間を3日間から1週間、受入人数を1名増）して開催した。また、インターンシップに参加できなかった学生にも業界</u></p>	

<p>部等の状況を踏まえ、配置を拡充する。さらに、これまでの取組状況について検証する。</p>		<p>研究セミナーを開催し大学職員の理解促進に努めた。<u>就職サイトを広報媒体として利用し、早期から就職に意欲的な学生にインターンシップを通じて広報を行うことで幅広い層に興味を持ってもらう取組を継続して実施した。</u></p> <p>また、引き続き近隣私立大学のキャリアセンター等を通じた広報活動を継続し、インターンシップを含むキャリア教育の中での早期 PR 活動等を強化した。</p> <p>広報媒体としての職員採用ホームページ及びパンフレットも就職活動を行う学生の目線にたった内容・デザインとなるよう引き続き改良を加え、京都大学で働くことの魅力をより効果的に発信することとした。加えて、近畿圏外での採用説明会を開催（4月12日、京都大学東京オフィス）したほか、本学においても採用説明会を開催（4月18日、百周年時計台記念館）するとともに、説明会動画をホームページに掲載し参加できない希望者のニーズにも応えた。</p> <p><u>事務系職員独自採用試験（平成24年度開始）による中途採用者については、経験・能力に応じて積極的な登用を実施しており、同試験による中途採用者については採用後の年数に関わらず、経験・能力に応じて積極的な登用を実施した。今年度は5名を主任、1名を掛長に昇任させ、同試験による採用者のうち、課長補佐は1名、掛長・専門職員6名、主任14名となった。</u></p> <p><u>定型的業務等を担う事務職員（特定業務）については、学内各事務部等の状況を踏まえ、平成31年4月1日付けで13名、令和元年10月1日付けで3名採用し、全学における事務職員（特定業務）配置数は計102名となった。</u></p>
---	--	---

		<p>また、これまでの取組状況を検証した結果、以下のとおりであった。</p> <p>1. 独自採用試験の実施及び採用者の登用状況について</p> <p>新卒者の採用においては、民間企業と同様の採用スケジュールに則り広報活動やインターンシップ等を実施しているため、応募者の大多数が民間企業を中心とした就職活動を行っている。公務員を中心とした活動を行っている者がメインとなる統一採用試験とは応募者層が異なっており、より幅広い層からの採用活動が実施できている。また、昨年度より開始したインターンシップでは、受け入れた3名中2名が採用内定に至っており、インターンシップによる早期広報が結果に結びついている。今後もインターンシップを実施しつつ民間企業と同様の採用スケジュールで幅広い広報活動を実施し、継続的に幅広い層から優秀な人材を確保していく。</p> <p>転職者の採用においても、一定程度民間企業を経験した応募者が中心となっており、様々な業種経験を持った応募者から選考することができている。また、採用者においては、早期から民間企業等での経験を発揮し、優秀なものについては採用後2年程度で主任へ登用（新卒採用であれば通常8～10年）している。登用状況等もアピールポイントとして積極的に広報し、引き続き幅広い層から優秀な人材を確保していく。</p> <p>2. 事務職員（特定業務）について</p> <p>配置数が平成31年度時点で100名を超え、毎年度採用者を10名以上確保できおり、順調に配置が進んでいる。現在の取り組みを継続しつつ、引き続き拡充に向けて制度全体の検証を行っていく。</p>
--	--	---

<p>【57】 ㊦大学全体の更なる機能強化を図るため、世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めることができるよう、総長のリーダーシップのもとで、全学的な視点から外国人教員及び若手教員等の積極的な雇用促進並びに事務組織の機能強化を図るための定員を再配置するとともに、運営費交付金等の戦略的な経費配分を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>総長のリーダーシップのもとで、全学的な視点から外国人教員及び若手教員等の積極的な雇用促進並びに事務組織の機能強化を図るための定員を再配置するとともに、運営費交付金等の戦略的な経費配分を行った。主な取組は以下のとおりである。</p> <p>【教員に係る戦略的な人員配置】</p> <p>教員の配置に係る取組としては、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設け、教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取組を行っている。平成 30 年度は当該制度により、13 名（うち外国人教員 8 名）を採用した。<u>このうち外国人教員については、「再配置定員（教員）について」において優先配付を定めた「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」に基づいている。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による教養・共通教育を担当しており、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。</u></p> <p>【若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度の検討】</p> <p><u>若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度改正の検討を行い、平成 30 年度中に若手教員ポストの拡充の取組の一つである若手重点戦略定員事業を制度化し、平成 31 年 4 月 1 日付けで 40 名分を措置し、一部導入したポイント制の仕組みを活用することにより、令和元年度中に 55 名を採用した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の戦略的な人員配置についてその効果を検証し、必要であれば見直しを行う。 ・職員の再配置定員及び高度専門職については、暫定評価の結果を踏まえ、全学的視点から真に必要な部署を精査し重点的に措置するとともに措置された定員の趣旨に鑑みた適材適所の人員配置を行うことにより、大学全体の機能強化を行う。 ・積極的な教育・研究・医療活動を行う部局に対して重点的に支援するとともに、大学改革に向けた大学機能の再構築や大学ガバナンスの充実・強化を図るべく、戦略的な経費配分を実施する。 ・指定国立大学法人構想に掲げた若手教員割合に関する目標の達成に向けて、若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度改正を行う。
--	------------	--	---

			<p>【職員の再配置定員に係る真に必要な部署への重点的措置及び適材適所の人員配置の実施】</p> <p><u>職員の再配置定員については、公正性を確保するため、事務本部及び関連部局を含む全共通事務部の要望に基づき、必要な部署への配置について適正な審査手続きを行い、平成 30 年度は再配置定員 96 名（うち新規配置 7 名）を配置することとした（平成 28 年度実績：再配置定員 83 名（うち新規配置先 9 名））。</u></p> <p><u>また、指定国立大学法人構想の実現に向け、教員と協働し高度な専門性をもって効果的に業務を遂行する体制の構築、並びに大学全体の事務基盤強化を目的として、平成 30 年度に高度専門職等重点戦略定員事業を制度化し、平成 31 年 4 月 1 日付で 12 名を措置した。</u></p> <p>【運営費交付金等の戦略的な経費配分の実施】</p> <p><u>人件費や教育研究環境を維持するために必要な経費といった基盤的経費の財源確保に努めながら、本学における教育・研究・医療活動の更なる活性化と個性化を図っていくために「戦略的・重点的経費」として主に以下のとおり措置した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021） <p>京都大学の改革と将来構想（WINDOW 構想）の着実な実行のため策定した「京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021）」に必要な経費を措置（平成 28 年度 2,471 百万円、平成 29 年度 3,038 百万円、平成 30 年度 4,779 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長裁量経費 	
--	--	--	--	--

			<p>総長のリーダーシップにより、教育研究の一層の充実発展を図るために必要な経費を措置（平成28年度519百万円、平成29年度252百万円、平成30年度303百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価指標達成促進経費 第三期中期目標期間において全学的に達成する必要がある指標をベースとし、部局に対して達成度に応じたインセンティブを付与することで指標の達成を促進させ、本学の機能強化を推進するための経費を措置（平成28年度103百万円、平成29年度100百万円、平成30年度100百万円） ・全学経費 「京都大学の基本理念」に沿って、本学の教育・研究・医療活動や社会貢献を一層発展させるため、大学として支援する必要がある事業に対して経費を措置（平成28年度1,836百万円、平成29年度1,831百万円、平成30年度834百万円） 	
	<p>【57】世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めるため、総長のリーダーシップのもとで以下の取組を行い、大学全体の更なる機能強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員について、「第3期中期目標期間における人件費・定員管理の在り方に関する基本方針」等に基づく、戦略的な人員配置の実施 ・若手教員の雇用促進に資する施策の実行と、必要な制度の改正 ・職員の再配置定員及び高度専門職等の配置について、透明性、公正性を確保しつつ、全学的視点から真に必要な部 	<p>III</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【57】世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めるため、総長のリーダーシップのもとで、以下のとおり大学全体の更なる機能強化を図るとともに取組状況について検証した。</p> <p>【教員に係る戦略的な人員配置】</p> <p>教員の配置に係る取り組みとしては、教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成25年度から設けている。令和元年度は当該制度により、15名分（うち外国人教員10名分）を措置するとともに、令和2年度に13名（うち外国人教</p>	

	<p>署への重点的措置及び適材適所の人員配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金等の戦略的な経費配分の実施 <p>また、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p><u>員8名)を措置することを決定した。このうち外国人教員8名については、「再配置定員(教員)について」(平成31年3月27日役員会決定(一部改正))において優先配付を定めた、「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」(平成25年6月11日部局長会議了承)に基づき雇用した外国人教員に対する再配置定員である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による教養・共通教育を担当しており、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。令和元年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目379科目(平成30年度:340科目)、各学部・研究科開講科目計1,308科目(平成30年度:1278科目)となった。</u></p> <p>【若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度の検討】</p> <p><u>企画委員会の下に設置した若手重点戦略定員専門委員会において、平成30年度に若手重点戦略定員事業を制度化し、学内公募・審査を経て、平成31年4月1日付けで34学系に助教計40名分の定員を措置するに至った。本定員を活用し、一部導入したポイント制の仕組みを活用することにより、平成31年度は若手教員55名の雇用を実現した。</u></p> <p>本施策を契機に、各学系における適正な教員年齢構成実現に向けた意識の醸成と若手教員の雇用拡大が進捗しており、同時に大学全体の若手拡大につながっていることから、「年度計画を十分に実施している」と判断できる。今後は、雇用した若手教員を中心とした研究の活性化を目指す。</p> <p>【職員の再配置定員に係る真に必要な部署への重</p>
--	---	--

		<p>【点的措置及び適材適所の人員配置の実施】</p> <p>平成 31 年度再配置定員 104（うち新規配置先 9）については、4 月 1 日に配置した。</p> <p><u>令和 2 年度再配置定員についても引き続き公正性を確保するため、事務本部及び関連部局を含む全共通事務部の要望に基づき、必要な部署への配置について適正な審査手続きを行い、再配置定員 112（うち新規配置先 10）を配置することとした。なお、透明性の観点から、審査結果については、部長会議（令和 2 年 3 月）により学内に共有することとした。配置部署については、業務量、新規事業、期間限定のプロジェクト、大学としての重点分野、事務改革推進の観点から措置を行い、共通事務部の安定した体制の整備や新規事業の着実な進展に貢献している。</u></p> <p>・高度専門職等重点戦略定員</p> <p>指定国立大学法人構想の実現に向け、教員と協働し高度な専門性をもって効果的に業務を遂行する体制の構築、並びに大学全体の事務基盤強化を目的として平成 30 年度「高度専門職等重点戦略定員」を制度化し、平成 31 年 4 月 1 日付けで高度専門職 6、高度専門職に準ずる職員 6 を配置することとした。</p> <p><u>令和 2 年度高度専門職等重点戦略定員についても引き続き同規模の措置を実施することとし、高度専門職等重点戦略定員審査 WG において検討を行った結果、令和 2 年 2 月の部長会議において 5 名の措置が決定した。</u></p> <p>同定員の高度専門職に準ずる職員に係る措置については、事務本部及び関連部局を含む全共通事務部の要望に基づき、必要な部署への配置について適正な審査手続きを行い、7 を配置することとした。なお、透明性の観点から、審査結果については、部長会議（令和 2 年 3 月）により学内に共有すること</p>
--	--	---

		<p>とした。</p> <p>今後さらなる高度化が求められ、複雑化が進む大学運営においては、その一翼を担う職員の体制についても一層の機能強化が求られている。本定員の措置により、特に指定国立大学法人構想の実現に向けて、教員と協働し、高度な専門性を持って効果的に業務を遂行する体制、ならびに大学全体の事務基盤機能をより一層高める体制の整備の進展が見込まれる。</p> <p>これまでの取組を検証した結果、再配置定員の配置については、原則として恒常的なものとはせず、一定期間ごとに見直すものとしている。措置期間終了時に継続要望の有無や継続する場合の必要性について対象部局のヒアリング等を実施し検証を行い、継続または終了の判断を行っている。また、これまでの要望の提出内容を検証し、継続要望については必要性のみならず定員の措置によって得られた成果についても具体的に確認するため、様式等の変更を行った。</p> <p>【運営費交付金等の戦略的な経費配分の実施】</p> <p>人件費や教育研究環境を維持するために必要な経費といった基盤的経費の財源確保に努めながら、<u>本学における教育・研究・医療活動の更なる活性化と個性化を図っていくために「戦略的・重点的経費」として主に以下のとおり措置した。</u></p> <p><u>なお、本学を取り巻く状況や環境の変化に応じて、各経費の決定主体毎（役員会、総長）に配分方針の見直しを毎年度実施している。第4期中期目標期間以降の配分方針については、運営費交付金の在り方に関する今後の国の動向を踏まえて検証する。</u></p> <p>・京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021）</p>
--	--	---

			<p>京都大学の改革と将来構想（WINDOW 構想）の着実な実行のため策定した「京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021）」に必要な経費を措置（計 36 事業・3,520 百万円）。</p> <p>・総長裁量経費 総長のリーダーシップにより、教育研究の一層の充実発展を図るために必要な経費を措置（36 部局・227 百万円）</p> <p>なお、総長のリーダーシップにより重点的に取り組むことが必要な事業では、重点的に支援が必要な事業として以下の 5 つの区分を設け、部局公募のうえ、計 45 事業について経費を措置した。</p> <p>①学生を社会や世界における活躍の場へと送り出す取組を支援する事業：14 事業</p> <p>②社会や世界に類を見ない独創的な異分野融合教育研究活動を推進する事業：4 事業</p> <p>③京大の魅力を社会や世界に向けて発信する教育研究活動、広報・社会連携活動を推進する事業：12 事業</p> <p>④若手研究者の社会や世界におけるプレゼンスを高める出版助成事業：9 事業</p> <p>⑤その他、本学が社会や世界に通じる窓としての役割を果たすために重点的に取り組むことが必要な事業：6 事業</p> <p>その他、総長がリーダーシップを発揮し、大学の特色を一層伸張させるため、総長が特別に支援が必要と認めた 6 事業について経費を措置した。</p> <p>これらにより、多様な人材育成、本学の教育・研究の質の向上、教育・研究成果等の社会への発信強化や国際化推進等が見込まれる。</p> <p>・評価指標達成促進経費 第三期中期目標期間において全学的に達成する</p>
--	--	--	---

			<p>必要がある指標をベースとし、部局に対して達成度に応じたインセンティブを付与することで指標の達成を促進させ、本学の機能強化を推進するための経費を措置。33部局・150百万円</p> <p>これらにより、本学の教育・研究の質の向上、産官学連携活動推進や財政基盤強化が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学経費 <p>「京都大学の基本理念」に沿って、本学の教育・研究・医療活動や社会貢献を一層発展させるため、大学として支援する必要がある事業に対して経費を措置（61事業・1,095百万円）。</p>	
<p>【58】教員評価制度の更なる質の向上を促進するとともに、年俸制教員に係る業績評価制度について、分野や業務内容に応じ、効果的な運用システムを確立する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p><u>教員活動評価委員会での議論を踏まえ、平成29年度に策定した実施方法等に基づき、平成30年度に第4回教員評価を実施した。</u>第4回教員評価では、経年変化を見る観点等から第3回教員評価と同様に、特定有期雇用教員等を含む全教員を対象とし、使用する自己評価書及び教員活動状況報告書の基本様式例についても前回のフォーマットを踏襲して実施した。また、<u>第3回教員評価からの改善点として、評価細目によっては複数の評価項目に関連するため、どの評価項目に設定すべきか仕分けが困難であるといった部局からの意見等を踏まえ、前回提言のあった「評価の一層の共通化」のため、「教員評価 自己評価書における評価細目概要」を部局への参考資料として作成し、具体的な利用方法は部局の判断に委ねることとした。</u>さらに、評価対象者である外国人教員への対応として、<u>教員評価にかかる全通知文を英文化した。</u>各部局から提出のあった教員活動状況報告書を基に、教員活動評価委員会での検討を踏まえ全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえ、第5回教員評価実施方法等を策定のうえ、第5回教員評価を実施する。 ・必要に応じて年俸制教員の業績評価の運用システムを見直す。

			<p>学の教員活動状況報告書を作成し、京都大学ホームページに公開した。(平成31年3月公開)</p> <p><u>年俸制教員における業績評価として、平成30年3月31日を基準日とし、教育・研究・医療、社会貢献・学外活動に関する業績や管理運営などの区分で、定期評価を各部局の特性に応じた指標により実施した。</u>また、実施後、同評価に関する検証を開始した。</p>	
	<p>【58】平成30年度に実施した第4回教員評価の結果を検証し、次回の実施に向けて改善策を検討する。</p> <p>また、新たに構築する給与制度において適正となる業績の評価方法について検討するとともに、年俸制及び月給制における評価方法の改善について検討する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【58】第4回教員評価では、自己評価書における評価細目概要を準備することで評価方法の共通化を進めたが、教員活動評価委員会により取りまとめられた教員活動状況報告書において、評価の一層の共通化と活用に向け、部局の教員活動状況報告書の共有化を進めることが有効と提言された。<u>次回の教員評価の実施方法は、令和2年度に設置予定の第5回教員活動評価委員会</u>で具体的に検討することとなるが、<u>評価の共有化にあたっては、あらかじめ共有される箇所を明確に規定した上で、各部局に教員活動状況報告書の作成を依頼することが見込まれるため、教員活動評価委員会での検討の参考となるよう、第4回教員評価におけるエフォート率等のデータについて、職位ごとや系ごと等の集計及び分析を行った。</u></p> <p>また、戦略調整会議において教員の業績評価に関する検討結果がまとめられ、それを受けて、総務担当理事の下に業績評価制度等検討会を設置した(平成31年4月)。同検討会では、<u>本学らしい業績評価制度について検討する。業績評価制度を導入するにあたっては、現年俸制及び月給制における評価方法の見直しも併せて同検討会において検討する。</u></p>	

<p>【59】 監事機能及びサポート体制の強化や監事、内部監査部門、会計監査人の連携強化及び監査員に専門分野の外部有識者を充てるなどにより、監査部門を充実させる。また、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映させるためのより効果的な改善サイクルを構築し、実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p><u>監事（常勤、非常勤各 1 名）の間における情報共有について、平成 28 年 7 月から月 1 回程度実施している監事会において密に行うとともに、業務分担の最適化（新任の常勤監事が策定した監査計画に対し、平成 27 年度まで常勤監事であり、学長経験もある非常勤監事が助言することとする等）を図り、監事機能を強化した。また、監事業務の円滑化を図るため、平成 28 年度から新たに監事支援担当の課長補佐を配置し、監事へのより密な情報提供を行う体制を整備した。</u></p> <p><u>専門分野の外部有識者が参加する内部監査については、平成 29 年度に行った内部監査の方法を検証した結果を踏まえ、その対象を見直した。平成 30 年度には、特殊な役務契約として平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月に契約、納品された「プログラム開発費」に係る契約案件（契約金額上位 5 件）を抽出し、エネルギー科学研究科、東南アジア地域研究研究所、霊長類研究所、研究推進部、総務部の 5 部局に係る契約案件について、外部有識者が参加した内部監査を実施し、監査実施日に検査担当者と面談を行った。また、監査にあたっては、財務部監理課及び専門分野の外部有識者（監査法人の担当者）が、事前に仕様書・操作マニュアル等を事前の確認を行ったうえで実施し、監査の効率化を図った。</u></p> <p><u>改善サイクル（監査意見に対する各理事、事務本部担当部の改善状況を取りまとめ、監査意見への対応が終了するまで継続して報告を行うサイクル）については、四者協議会（役員（理事）、監事、監査室と会計監査人で構成）を開催し、会計監査人、監事及び監査室からそれぞれの監査の実施状況、監査結果の報告を行うとともに、問題点の把握、改善への方策等について意見交換を行っ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて追加施策を実施する。 ・新たに構築した改善サイクルの循環の確認と監査部門間の連携を確認し、必要があれば見直しを行う。
---	------------	---	--

			<p><u>た。また、事務本部各部の部局指導担当及び監査室において、監査意見に対する改善状況を確認するとともに、会計監査人、監査室及び財務部の連携により改善を進めた。</u></p> <p>上記のとおり、改善サイクルの循環と監査部門間の連携が機能している。</p>	
	<p>【59】 監事のサポート体制について、検証結果を踏まえ、改善を行う。また、専門分野の外部有識者が参加した内部監査について、その機能を充実させる。さらに、改善サイクルの循環と監査部門間の連携に係る実施体制について、より効果的な運用を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【59】 令和元(平成 31)年度は、可能な限り多くの部局及び施設を訪問することに注力し、現場での意見を踏まえたうえでの監事監査業務が行えるよう、監事のサポートを行った。</p> <p>監事監査については、定期監査のほか、毎年、臨時監査として①教育、②研究、③業務運営の3テーマに分けて監査を実施している。</p> <p>令和元(平成 31)年度の研究をテーマとする臨時監査については、京都大学には北海道から鹿児島県に至る国内及び海外にも多数の隔地附属研究施設等があり、長年にわたりそれぞれ独自の研究やフィールド科学の拠点として京都大学の教育・研究に貢献してきたが、施設整備支援や教職員の勤務体制等には隔地ゆえの数多くの課題やリスクもあると考えられることから、<u>国内の隔地附属研究施設等の研究環境及びリスク対策について監査を行った。</u>同監査は、平成 30 年度に監事が隔地附属研究施設を訪問して把握した諸課題やこれまで監査の対象となっておらず現場の意見を大学運営に反映させる必要があることなどを検証した結果、隔地附属研究施設等を監事監査の対象としたものである。同監査の対象部局数については、昨年度は4部局であったが、今年度は 16 もの隔地附属研究施設等を行うこととなったため、例年以上に日程調整、資料徴取、監査随行などの監事のサポートを行った。</p>	

		<p><u>専門分野の外部有識者が参加した内部監査については、特殊な役務契約として平成 30 年 9 月～令和元年 8 月に契約、納品された「データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成」に係る契約案件に関して、効率性の観点かつ昨年度も同様の件数で特段問題が生じていないことから 5 件を抽出し、実施することとした。経済学研究科、学生総合支援センター、高等研究院、施設部、財務部の 5 部局に係る契約案件について、外部有識者が参加した内部監査を実施し、監査実施日に検査担当者と面談を行った（令和 2 年 2 月）。同監査にあたっては、<u>監査対象部局から事前に仕様書・操作マニュアル等を監査室に提出し、それらを財務部監理課及び専門分野の外部有識者（監査法人の IT 部門所属担当者）である監査法人の担当者に回付し事前の確認を行ったうえで効率的に実施した。</u></u></p> <p><u>第 2 期中期目標期間中に体制整備を図った改善サイクルの循環と監査部門間の連携については、令和元（平成 31）年度開催した四者協議会（役員（理事）、監事、監査室と会計監査人で構成）において、改善サイクルが順調に機能していることが確認できた（第 1 回（令和元年 6 月 24 日）、第 2 回（令和元年 12 月 24 日）、第 3 回（令和 2 年 3 月 27 日））。今後も同サイクルを継続して実施し、四者協議会を実施していく中で必要な改善があると認められる場合には対応を行うこととした。</u></p>
--	--	---

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標
 ・京都大学の持続的発展を支える組織改革方針に基づき、教育研究上の目的に応じて柔軟な組織編成が可能となるよう構築した体制により、ミッションの再定義で明らかにした本学が有する強み、特色、社会的役割を中心にして本学の機能強化を図るための教育研究組織の見直し、再編成等を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【60】教育研究上の目的に応じて柔軟な組織編成が可能となるよう構築した体制（教育研究組織から人事・定員管理機能を学域・学系へ分離）により、ミッションの再定義で明らかにした研究水準や教育の成果等を踏まえたうえで、学問の発展や社会的要請等を総合的に勘案し、教育研究組織の見直し、再編成等を行う。		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 平成 28 年 4 月から、 <u>教員人事の一層の透明性と公平性を図りつつ、既成部局の枠を越えた新学術分野の創出とそれに伴う機動的で効果的な組織改編を促すことを目的として、教員の人事機能を教育研究組織から分離して教員組織に移行する「学域・学系制」の運用を開始した。</u> 平成 29 年度には学内で <u>検証作業を行い、制度検証結果報告書を作成し、役員会及び全学会議に報告した</u> （平成 30 年 2 月）。 <u>教育研究組織の見直し、再編成については、以下に挙げた組織整備及び名称変更を行った。</u> なお、 <u>これらの教育研究組織の設置・改廃等は、企画委員会にて、部局の教育研究上のミッションや将来構想を踏まえつつ、本学の基本理念、長期目標及び中期目標・中期計画、WINDOW 構想、指定国立大学法人構想に照らし合わせて全学的な観点から審査を行い設置・改廃等が妥当だと判断した後に、機関決定を行った。</u> ・ウイルス研究所、再生医科学研究所の統合によるウイルス・再生医科学研究所の設置（平成 28 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・学域・学系制の運用体制の検証結果を踏まえ、必要に応じて改善を行う。 ・教育研究組織の課題等について検証する。 ・必要に応じて教育研究組織の見直しや再編成等を行う。 ・第 4 期中期目標期間における全学機能組織のミッション及び方向性について決定する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジア研究所、地域研究統合情報センターの統合による東南アジア地域研究研究所の設置（平成 28 年度） ・文学研究科修士課程京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の設置（平成 29 年度） ・情報学研究科複雑系科学専攻の先端数理科学専攻への名称変更（平成 29 年度） ・医学研究科附属医学教育推進センターの附属医学教育・国際化推進センターへの改組（平成 29 年度） ・高等研究院及び物質－細胞統合システム拠点の改組（平成 29 年度） ・国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターの設置（平成 29 年度） ・教育学研究科教育科学専攻、臨床教育学専攻の統合による教育学環専攻の設置（平成 30 年度） ・生命科学研究科、放射線生物研究センターの統合に伴う生命科学研究科の改組（平成 30 年度） ・医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の設置（平成 30 年度） ・原子炉実験所の複合原子力科学研究所への名称変更（平成 30 年度） ・工学研究科附属グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センターの附属工学基盤教育研究センターへの改組（平成 30 年度） ・大学院横断教育プログラム推進センターの設置（平成 30 年度） 	
	<p>【60】学域・学系制（教育研究組織から教員の人事・定員管理機能を教員組織</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【60】学域・学系制（教育研究組織から教員の人事・</p>	

	<p>へ分離した制度) について、これまでに 行った制度や運用状況の検証結果を踏 まえ、必要な改善事項の検討を行う。ま た、学域・学系制の運用によりもたらさ れる効果や展開、ミッションの再定義 で明らかにした研究水準や教育の成果 等を踏まえたうえで、学問の発展や社 会的要請等を総合的に勘案し、必要な 教育研究組織の見直し、再編成等を行 う。</p>	<p>定員管理機能を教員組織へ分離した制度) について、 平成 29 年度に企画委員会において行った制度の検証 結果(現時点では直ちに制度の改善に向けた検討は必 要ないと判断し、現行の制度を引き続き運用すること とした)を踏まえ、引き続き学域・学系制の運用を行 い、各学系単位での教員の人事・定員管理を行った。 また、令和元(平成 31)年度から、全学機能組織のミ ッション及び方向性に係る達成状況の確認・フォロー アップを実施した。令和元(平成 31)年度は、全学機 能組織全 14 組織のうち 10 組織について、書面確認、 ヒアリングを通じて、第 4 期に向けた検討に必要な各 組織の現況を把握した。令和 2 年度以降、残りの 4 組 織についても検証を行い、第 4 期中期目標期間に向け た全学機能組織の在り方について検討を行うととも に、学域・学系制導入の影響に係る検証を実施するこ ととしている。</p> <p>学域・学系制の運用によりもたらされる効果や展 開、ミッションの再定義で明らかにした研究水準や教 育の成果等を踏まえたうえで、学問の発展や社会的要 請等を総合的に勘案し、教育研究組織の見直し、再編 成を行った。</p> <p>具体的には、令和元(平成 31)年度に以下のとおり 組織整備を行った。</p> <p>《平成 31 年 4 月 1 日付け》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学研究科、文化財総合研究センターの統合に伴う 文学研究科附属文化遺産学・人文知連携センターの設 置 ・理学研究科附属サイエンス連携探索センターの設置 <p>《令和元年 7 月 1 日付け》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション機構の設置 <p>また、以下について、企画委員会における審議を経 て令和 2 年度の設置または設置に向けた申請を決定し</p>
--	---	--

			<p>た。</p> <p>《令和2年度4月1日付け》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科附属がん免疫総合研究センターの設置 ・ウイルス・再生医科学研究所附属ヒトES細胞研究センターの設置 <p>《令和3年9月設置に向け設置予定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院経済学研究科修士課程 京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻（ジョイント・ディグリープログラム） 	
--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標
 ・事務組織において業務運営の更なる効率化・国際化及び職員の質の向上を進め、本学の教育・研究・医療活動等を支える事務組織の機能を強化する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【61】業務内容等に応じた事務処理体制の見直しや簡素・効率化を促進するとともに、職員の人事評価制度については趣旨の浸透・定着及びこれを通じた改善などを行い、研修制度については内容をより一層充実させるなど、職員のより一層の資質向上及びこれによる組織の機能強化を促進する。また、情報担当部署の更なる強化や、高度なコミュニケーションが可能な ICT ツールの導入などによる情報環境の拡充、高度化を行う。		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>業務内容等に応じた事務処理の簡素・効率化のため、事務改革推進本部会議（総務担当理事、事務本部や共通事務部、部局事務部の部長等により構成）において、更なる業務の効率化や人事制度の弾力化等の事務改革を実施すること等を示した「第三期中期目標・中期計画期間における事務改革の基本方針」を策定した（平成 28 年 9 月）。事務改革推進連絡会に 8 分野（総務・文書、人事、研究推進、国際、施設、財務、教務、図書）の専門部会（主に実務担当者で構成）を設置し、事務の簡素化及び効率化の観点から検討を行った。例えば、教務事務専門部会では、入学予定者の入学等手続きのための「入学予定者サイト」と「入学料・授業料免除システム」を連携した。これにより、入学予定者自身がシステムに情報を入力することになり、事務職員が紙の申請書類から情報を転記・再入力する手間を省力化した。</u> また、第三期中期目標・中期計画期間前半において、財務会計システムの改修、人事課サテライト化等による事務処理の効率化が図られているた	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の効率化等について検討し、大学として必要に応じて事務処理体制の見直し等を行うことにより、事務組織の機能強化を図る。 ・人事評価制度の質の向上の取組として、制度の本質について体系的理解を促進するとともに、制度の定着を図る。また、運用上の問題点等を検証し、必要に応じて改善を行う。 ・人材育成に関する基本方針に基づき、各種研修について前年度のアンケート結果や人事シート等の意見を検証し、必要に応じて改善を行い、より実績・効果があ

		<p>め、事務本部と共通事務部・部局の実務担当者が一堂に会して意見を交換する場として、第三期中期目標・中期計画期間後半においても8分野の専門部会を開催し、事務の簡素化及び効率化に取り組んでいくこととした。</p> <p><u>職員の人事評価制度に関する体系的理解の促進のため、新任の課長を対象とした課長級研修において、人事評価制度の意義や重要性、目標管理と行動評価のポイントや評定者としての心構え等について講習し、同制度の理解促進に努めた。また、新任の課長補佐、掛長、主任研修においても人事評価制度について、その目的、効果等について説明するとともに、それぞれの職位における役割を認識させ、同制度の理解促進に努めた。</u>さらに、職員の人事評価制度に関する運用上の課題を検証した結果、現行の人事評価制度発足時（平成24年度）は、1次評定者である管理職が達成度評価における面談や評価を行っていたが、規模の大きな事務組織の場合、必ずしも効果的な運用ではなかったため、1次評定者である管理職の判断により、実質的に業務を統括する課長補佐・掛長に、面談や評価について委任する運用方法を導入し改善を図った（平成27年度）。現在、当該運用が定着し、多数の課長補佐・掛長に面談や評価が委任され、個人目標における進捗状況を適切に管理している。委任された課長補佐・掛長にとっては、部下の面談や評価を行うことにより評定者の役割を認識し意識付けを行う重要な契機となっている。加えて、評定および各面談等の実施にあたり、面談や評価を委任可とした点を中心に現在の評価制度の概略が視覚的に理解しやすい資料を活用するなど、同制度の改善点への理解促進に努めた。</p>	<p>がる研修プログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期目標・中期計画期間のICTによる事務効率の改善策を検討する。 ・情報担当人材の計画的な学内人事交流と教育研修の拡大を検討する。
--	--	--	---

		<p>また、<u>大学設置基準等改正により、平成 29 年 4 月 1 日から SD が義務化された事を踏まえ、従来実施している各種研修に加えて、新たに「企画系業務に関する講習会」等の研修を実施し、一層の教職員の質向上に向けて取り組んだ。また、従来実施している研修についても、「女性職員のためのキャリアデザインセミナー」の内容及び受講対象者をより幅広く拡大するなど改善を行った。</u></p> <p>情報担当部署の更なる強化に向け、主として以下の取組により情報担当人材を育成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本学の情報系技術職員の人材育成及び職場の活性化並びに全学的な情報環境業務運用の円滑化を目的として、5 部局等と企画・情報部間の定員貸借を行い、情報系技術職員を部局等に配置し、業務を行った。企画・情報部で定期的に開催する部内連絡会に参加する等、技術的な情報共有を行った。</u> ・ <u>情報セキュリティに係る技術的事項に関し全学及び部局間の連携調整を行うために平成 27 年度に設置した「全学情報セキュリティ技術連絡会」（情報セキュリティ実施責任者、各部局の部局情報セキュリティ技術責任者または副技術責任者から構成）については、特に総合技術部第 6 専門技術群(情報系)の部局情報系技術職員に参加させた。</u> ・ <u>企画・情報部情報基盤課の職員及び部局に所属している情報系技術職員に対して、第 6 専門技術群研修会への参加と、大学 ICT 推進協議会年次大会での論文投稿及び技術発表を促した。</u> ・ <u>企画・情報部情報系職員を対象に、外部団体が主催する各種研修への参加及びその報告会開催、情報環境機構情報システム開発室との協賛</u> 	
--	--	---	--

による技術セミナーの開催により、技術的スキルアップを図った。

教職員用ポータル及び事務用汎用コンピュータの更新に向け、主として以下の取組を実施した。

- ・平成 31 年 2 月の事務用汎用コンピュータの機器更新にあたっては、導入・運用コストの削減及び BCP 対策に係る費用の抑制を図るため、外部のクラウドサービス (IaaS) に移行するとともに、特定個人情報など機微なデータを扱う情報システムについては従前どおり学内サーバ設置によるオンプレミスで構築し、クラウド利用とオンプレミスのハイブリッド構成とすることで、ハードウェア基盤に係る信頼性、可用性の強化を図った。
- ・教職員ポータルの更新(平成 31 年 1 月)にあたっては、教職員グループウェア及び教職員用メール (KUMail) を外部のクラウドサービス (PaaS 及び SaaS) に移行し、平成 26 年度の利用アンケート調査で要望が高かった Google カレンダーを導入し、新教職員グループウェア (Garoon) カレンダーと G Suite for Education の Google カレンダーとの相互連携を行うことでスケジュール共有の効率化を図るとともに、利用実態に基づき教職員用メール (KUMail) からの転送率が高い Gmail を導入することでメールングリスト機能の拡充とユーザー利便性の向上を図った。
さらに、新教職員グループウェア (Garoon) ではスマートフォン専用アプリの導入や、画面項目の英語対応を行うなど、業務効率化のための新規 ICT ツールを導入した。また、新教職員グループウェアの詳細設計にあたっては、業務システム運用委員会を 3 回開催 (H29 年 8 月、H30 年 9 月、11 月) し、ユーザー目線での意見を聴

			<p>取したうえで構築を行った。加えて、新教職員グループウェアの標準機能では搭載されていない、大学独自で開発した業務アプリケーションについては、開発用プラットフォームとして kintone を導入し、再構築したうえで新システムに移植した。</p> <ul style="list-style-type: none"> システム移行後の業務を円滑にするため、部局 IT 技術担当者（IT 関連の運用サポート業務担当）、一般利用者及び部局管理担当者（グループウェア各種機能の部局管理担当）を対象に、「次期教職員グループウェア及び次期教職員用メール（KUMail）の利用に関する説明会」を開催し、移行に関する概要や次期教職員グループウェアの機能等について説明を行った。（平成 30 年 10 月～12 月、全 5 回、約 1,300 名参加） 	
	<p>【61】事務組織における業務運営の更なる効率化や職員の質の向上等に向けた以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に行った検証の結果を踏まえた業務内容等に応じた事務処理の簡素・効率化の実施 職員の人事評価制度に関する体系的理解の促進並びに運用上の課題の検証及び改善 研修内容について、各研修のアンケート等による検証結果を踏まえ、必要に応じた改善の実施 情報担当人材の育成 平成 30 年度に更新した教職員ポータル及び新規に導入した ICT ツールの利用状況の検証及び必要に応じた改修等の実施 	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【61】事務組織における業務運営の更なる効率化や職員の質の向上等のため、以下の取組を行った。</p> <p>【業務内容等に応じた事務処理の簡素・効率化】 <u>平成 30 年度に引き続き、事務改革推進連絡会の下に設置した 8 分野（総務・文書、人事、研究推進、国際、施設、財務、教務、図書）の専門部会（主に実務担当者で構成）において、事務の簡素化及び効率化の観点から検討を行い、令和 2 年 3 月、本部構内（文系・理系）と吉田南構内の施設系業務の統合によるサテライト化等の検討結果のとりまとめを行った。</u></p> <p>【職員の人事評価制度に関する体系的理解の促進】 新任の課長を対象とした課長級研修において、人事評価制度の意義や重要性、目標管理と行動評価のポイントや評定者としての心構え等について講義し、同制度の理解促進に努めた（令和元年 5 月）。</p>	

		<p>また、<u>新任の課長補佐、掛長、主任研修においても人事評価制度について、その目的、効果等について説明するとともに、それぞれの職位における役割を認識させ、同制度の理解促進に努めた（令和元年6月）。</u></p> <p>【職員の人事評価制度に関する運用上の課題の検証及び改善】</p> <p>現行制度発足時（平成24年度）は、1次評定者である管理職が達成度評価における面談や評価を行っていたが、規模の大きな事務組織の場合、必ずしも効果的な運用ではなかったため、1次評定者である管理職の判断により、実質的に業務を統括する課長補佐・掛長に、面談や評価について委任する運用方法に変更した（平成27年度）。現在、当運用が定着し、多数の課長補佐・掛長に委任され、個人目標における進捗状況の適切な管理がなされているとともに、委任された課長補佐・掛長にとっては、部下の面談や評価を実際に行うことにより評定者の役割を認識し意識付けを行う重要な契機となっている。加えて、勤務評定および各面談等の実施にあたり、評価制度の評価・面談の概略図等を活用するなど同制度の改善点への理解促進に努めた。</p> <p>【研修内容のより一層の充実】</p> <p>・女性職員のためのキャリアデザインセミナーについては、平成30年度は課長補佐以下の事務系女性常勤職員を対象とし、幅広い層に対応する内容としたが、令和元年度は事務系女性常勤職員のうち課長補佐又は掛長を対象として実施した。内容については、様々なライフイベントを踏まえつつ、職場における掛や課等の女性リーダーとしての悩みやキャリアアップに対する不安を解消し、自信を得ることで、自身のキャリア形成を明確化し、自分らしさを活かしたリーダーとして活躍することを目的として実施した。前</p>
--	--	---

		<p>年のアンケート結果を踏まえ、受講対象を明確にすることで、目的に沿ったより具体的な内容とし、効果アップにつなげた。受講者として総勢 10 名が参加した。また前年度同様、過去に同セミナー及び国立大学協会キャリアデザイン研修等を受講した者も受講可能とした。（令和元年 12 月 12 日実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹部職員セミナーについては、近年、本学における研究資金使用不正やハラスメント等の事案が頻発していることを受け、幹部職員として求められる知識及び対応について改めて確認することを目的として実施し、幹部職員等の総勢 93 名が参加した（令和元年 12 月 9 日実施）。 <p>【情報担当人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学の情報系技術職員の人材育成及び全学的な情報環境業務運用の円滑化を目的として、理学研究科、生命科学研究科、複合原子力科学研究所と企画・情報部間の定員貸借を継続した。さらに、平成 30 年度より新たに本部構内（文系）共通事務部、研究推進部産官学連携課と、平成 31 年度よりウイルス・再生医科学研究所との定員貸借を開始した。企画・情報部で定期的を開催する部内連絡会に参加する等、技術的な情報共有を行った。これにより、部局にて教職員や学生とともに ICT の利活用を推進し、各種課題を発見・解決する力を向上させている。 情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学及び部局間の連携調整を行うために平成 27 年度に設置した「全学情報セキュリティ技術連絡会」（情報セキュリティ実施責任者、各部局の部局情報セキュリティ技術責任者または副技術責任者から構成）については、特に総合技術部第 6 専門技術群（情報系）の部局情報系技術職員に参加を促した（令和元年 7 月、12 月、部局情報系技術職員の参加者数：計 14 名参加）。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・企画・情報部情報基盤課の職員及び部局に所属している情報系技術職員に対して、第6専門技術群研修会への参加と、大学ICT推進協議会年次大会での論文投稿及び技術発表を促した。第6専門技術群研修会では2名の教員による講義と、7名の技術職員による技術発表があった(令和元年10月開催、33名参加)。各種研修会等への参加や発表を通して、知見を広げ、説明する力や発表スキルを向上させている。 ・企画・情報部職員が専門性の高い知識や技術を習得することを旨として、10月にはアメリカで開催されたEDUCAUSE 2019の参加とノートルダム大学の訪問を通じて、教育現場におけるIT技術の活用方法や最新技術について意見交換や情報収集を行った(令和元年10月1名)。 ・企画・情報部情報系職員を対象に、外部団体が主催する各種研修への参加及びその報告会開催、情報環境機構情報システム開発室との協賛による技術セミナーの開催により、技術的スキルアップを図った(令和元年5月1回、10月1回、令和2年1月1回、計41名参加)。 <p>【教職員用ポータル、事務用汎用コンピュータ等の更新・利活用に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に更新した教職員ポータルについて、令和元年度は教職員グループウェア(G Suite for Education(以下「本学G Suite」))のサービス・機能の拡大に向けて利用者アンケートを実施し、利用状況及び本学G Suiteで新たに利用を希望するサービス・機能に関する調査を行った。アンケート結果に基づき、利用者からの要望を踏まえたうえで運用面及びセキュリティ面を考慮しつつ、新サービス・機能(「Keep」、「ToDoリスト」、「Googleグループ(一般向け)」、「Googleアナリティクス」)の各サービス及びGoogle App Scriptやサードパーティ製ア
--	--	---

			<p><u>プリから Google ドライブへアクセスする API 機能) の提供を開始した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から令和元年度にかけ教職員グループウェア等のリニューアルを行ったことを機に、情報環境機構の諸サービスを利用するすべての教職員を対象とし、情報環境の利活用に関する機構講習会及び研修会を開催した。具体的には「教職員グループウェア・ファイル管理の運用管理権限者向け研修(令和元年 11 月実施、57 名参加)」、「KUINS-DB の利用方法とソフトウェアライセンス管理に関する講習会(令和元年 11 月に 2 回実施、計 163 名参加)」、「データ保存サービスの概要と活用方法の講習(令和元年 12 月実施、44 名参加)」を開催し、総計 264 名が参加した。 平成 30 年度に導入した e-Learning ポータル(受講状況表示サイト)について、各自の受講状況を確認しやすくするため、e-Learning 担当者向けサイトに対象者一覧画面を追加するとともに、受講状況の確認及び必須区分やコメントの設定が可能となるよう改修した。 	
--	--	--	---	--

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

中期計画又は年度計画を上回って実施した計画の取組の取組内容や成果、及び上回ったと考える根拠

【平成 28～30 事業年度】

■総長のリーダーシップのもと、On-site Laboratory（海外の大学や研究機関等との現地運営型研究室）事業及び若手重点戦略定員事業の早期制度化（関連計画：52）

多様な部局の自律性を尊重しつつ強力な本部ガバナンスの徹底と迅速な施策の執行を可能とするため、平成 29 年 10 月 1 日付けで現職理事のうち 1 名をプロボスト（本学の将来構想や組織改革など包括的・組織横断的課題について、総長や理事と部局や学系との連携・調整のもとに戦略の立案をする者）に任命するとともに、同年 11 月に戦略調整会議を設置した。総長からプロボストに対して要請された「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」に関して、「若手教員ポストの拡充施策」、「GST (Graduate Student Training) センター（仮称）」の設置、「人文・社会科学の未来形発信」、「政府への要望（授業料設定の柔軟化）」について、戦略調整会議の下に各小委員会を設置し、小委員会ごとに意欲的に議論を重ねた（平成 31（令和元）年度の各小委員会の開催総回数：18 回）。

その結果、平成 30 年度中に、On-site Laboratory 事業や若手教員ポストの拡充の取組の一つである若手重点戦略定員事業を新たに実施した。

On-site Laboratory 事業及び若手重点戦略定員事業については、当初、第 3 期中期目標期間内に制度設計等を行う予定であったが、迅速かつ集中的な審議により早期に制度化を終えることができた。当初想定していたよりも大幅に前倒して計画が進捗している状況に鑑み、「中期計画を上回って実施している」と判断できる。

【平成 31 事業年度】

■総長のリーダーシップのもと、指定国立大学法人構想に掲げた事業の積極的な推進（関連計画：52）

若手教員ポストの拡充施策の一環として、戦略調整会議での検討結果を踏まえ、学術研究支援室が新たに開設した、次世代研究者支援にかかる情報を一元化して提供する web サイト「京都大学からはじめる研究者の歩きかた」（令和元年 8 月 31 日開設）により、若手研究者に向けて情報発信を開始した。

また、大学院生の教育研究能力向上のための全学的な研修の在り方及び GST (Graduate Student Training) センター（仮称）の体制に関する基本設計に係る検討を完了した。

さらに、指定国立大学法人構想に掲げた On-site Laboratory（海外の大学や研究機関等との現地運営型研究室）事業については、平成 30 年度に引き続き、企画委員会の下に設置した On-site Laboratory 認定専門委員会において、公募要領を策定し、平成 31 年 4 月に部局に対し公募を行った（令和元年 5 月〆切）。公募の結果、7 の部局より申請があり、専門委員会における書面審査、ヒアリング審査を行った結果、令和元年 7 月に 6 件を On-site Laboratory として認定した。当初第 3 期中期目標期間内に制度設計及び設置開始を行い、第 4 期中期目標期間中に 5 件設置を目標としていたが、迅速かつ集中的な審議により早期に制度化を終え、現時点で計 10 件のラボが運営されている。すでに既設ラボにおいて、がん、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後、これらのラボの活動を契機に、優秀な留学生の獲得、産業界との連携の強化等の様々な波及効果を見込んでいる。

以上、当初想定していたよりも大幅に前倒して計画が進捗している状況に鑑み、「年度計画を上回って実施している」と判断できる。

その他特記すべき事項

【平成 28～30 事業年度】

■ガバナンスの強化に関する取組（関連計画：52）

多様な部局の自律性を尊重しつつ強力な本部ガバナンスの徹底と迅速な施策の執行を可能とするため、指定国立大学法人構想に掲げられた「京大版プロボストと企画調整会議（仮称）」に関する取り組みについて、企画委員会でプロボスト職等の設置に向けた具体的な検討を実施した。また、プロボスト職及び戦略調整会議（企画調整会議より改称）について本学規程を定めた。プロボストは、本学の将来構想や組織改革など包括的・組織横断的課題について、総長や理事と部局や学系との連携・調整のもとに戦略を立案するとともに、戦略調整会議は、これらの連携・調整の場として、プロボストと部局の教職員を構成員とし、具体的な課題について検討する役割を担っている。

平成 29 年 10 月 1 日付けで現職理事のうち 1 名をプロボストに任命し、プロボ

ストの活動を支援するためプロボストオフィスを事務本部に設置した。また、同年11月1日付けでプロボストを補佐する副プロボスト4名を任命するとともに戦略調整会議を設置した。

平成29年11月14日開催の部局長会議で総長からプロボストに対して「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」が要請されたことを受け、戦略調整会議において指定国立大学法人構想に掲げられた各種施策のうち①若手教員ポストの拡充施策、②On-site Laboratory の設置、③「GST (Graduate Student Training) センター (仮称)」の設置、④「留学生リクルーティングオフィス (仮称)」の設置、⑤人文・社会科学の未来形発信、⑥政府への要望 (授業料設定の柔軟化、学生定員の自由化) について議論を重ねた。その結果、On-site Laboratory 事業や若手教員ポストの拡充の取組の一つである若手重点戦略定員事業の開始、国際アドミッション支援オフィス (留学生リクルーティングオフィスから改称) の設置等が実現した。

■産学官連携を推進するための取組 (関連計画: 49)

民間企業と課題探索型の「組織」対「組織」の包括連携共同研究を実施した。目立製作所との課題探索型共同研究では、ヒトと文化の理解に基づく基礎と学理の探究』をテーマに、2050年という未来の社会課題を探索し、その解決と Quality of Life 向上の両立に向けた新たなイノベーションの創出に取り組み、共同研究により「政策提言AI」を開発した。「政策提言AI」には、全国の自治体から多数の問い合わせがあり、実際に複数のプロジェクトが始動している。

また、本学が国際的にも最先端・最高水準の研究を展開しているエネルギー化学材料の研究開発分野において、これらの研究成果や技術の産業界への「橋渡し」を加速させるため、国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携研究拠点 (産総研・京大エネルギー化学材料オープンイノベーションラボラトリ (ChEM-OIL)) を設置し、世界をリードする研究、イノベーション実現の推進、研究者育成を行っている。

さらに、知的財産の活用の最大化を目指し、知財管理業務全般を原則として株式会社 TL0 京都に移管するなど、知財戦略マネジメント及び実務機能の役割分担の明確化及び体制整備を行った。その結果、特許等取得件数は、1,695件 (平成30年度末現在) となり、戦略的知的財産の活用により、平成30年度の知的財産収入額は、7億1,795万円となり全国立大学中で2位であった。

加えて、研究成果等を社会的価値の創出へとつなげるため、コンサルティング事業、研修・講習事業等を実施する事業会社「京大オリジナル株式会社」を設立した。同社に、企業のニーズと大学のシーズとのマッチング等を行う産学連携のリエゾン機能を移転し、企業に対して本学の研究成果活用に向けた営業/マーケティングを実施し、企業との共同研究に向けた調整等も進めており、その結果、共同研究 (3

件) 等が開始されている。また、本学と同社が連携し、ライセンスや共同研究などを通じて研究成果を社会に還元することを目的に、「京大テックフォーラム」を月1回のペースで開催し、企業との共同研究等の実現のためのマッチングを行っている。

また、京大オリジナル株式会社、ベンチャー支援機能を担う京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び技術移転機能を担う株式会社 TL0 京都の3つの事業子会社を有機的に連携させ、研究成果・知的財産の活用促進に向けた産官学連携の新しい「京大モデル」構築を進めている。また、これらの子会社は、本学のガバナンスのもと、本学の理念や方針と、効率的運営を担保するための自立性とを両立させた「京大収益事業」の展開を進めている。

【平成31事業年度】

■産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組 (関連計画: 49)
「組織」対「組織」の本格的な大型共同研究を企画し実施する拠点として、オープンイノベーション機構を設置した。同機構において大型共同研究を集中的にマネジメントすることによって、事業化につなげている。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ガバナンス改革

■戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

【戦略的・効果的な法人運営の仕組みとその効果】

将来構想を迅速かつ着実に実現するため、指定国立大学法人構想の1つである「京大版プロボスト」制を平成29年10月に導入した。また、将来構想に基づく諸施策の戦略的立案とその迅速確実な遂行及びそのための部局・学系間の調整機能を果たす「戦略調整会議」をプロボストの下に同年11月に設置した。この体制及び制度の導入により、大学執行部からのトップダウン及び部局・学系からのボトムアップで施策を推進し、本学の多様な部局の自立性を尊重した強力な本部ガバナンスの徹底と迅速な施策の実現が可能となった。

総長からプロボストに対して要請した「指定国立大学法人構想に掲げた各種施策の実行に向けた検討」に関して、プロボストを議長とする戦略調整会議において、検討を行った。その結果、若手教員ポストの拡充の取組の一つである若手重点戦略定員事業の開始、海外の大学や研究機関等との現地運営型研究室である On-site Laboratory の設置、人文・社会科学分野に係る発信事業を実働的に担う 人社未来形発信ユニットの設置、国際アドミッション支援オフィスの設置及び TA を対象とした各種研修の実施に着手するための GST (Graduate Student Training) 推進室の設置に繋がった。プロボスト及び戦略調整会議が有効に機能

し、指定国立大学法人構想に掲げた施策が着実に進捗している。このように、ガバナンス改革の取組により、若手研究者をはじめとする人材育成、研究力強化や文理融合による新しい学術領域の創成・発信に大きく寄与している。

【戦略的・効果的な資金配分の仕組みとその効果】

毎年度「予算編成方針」を策定し、本学がこれまで果たしてきた多様な役割に加え、「知の創出機能」の最大化による社会への貢献といった新たな課題にも対応すべく、戦略的・効果的な資金配分を図っている。

第3期中期目標期間にわたる本学の改革に向けた指針として策定した「京都大学の改革と将来構想（WINDOW構想）」を着実に実現していくため、「京都大学重点戦略アクションプラン（2016-2021）」（平成28年1月策定）に基づき、以下の事業を実施した。

【平成28年度】

- ・「次世代研究者育成支援事業」（次世代の学術を担う若手研究者の育成支援事業）
 - ・「全学海外拠点展開事業」（世界各地に設置した海外拠点を軸にした国際的な学術交流、国際共同研究推進事業）
- など計25事業（平成28年度措置額：2,471百万円）

【平成29年度】

- ・「Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP)」（優秀で志高い留学生の学部段階での受入を拡充する事業）
- ・「IRを活用した大学運営に向け必要となる体制等の強化」（教育・研究を含む全ての大学機能に係る国内外の情報収集を進め、自学情報との比較分析により大学運営を支援する事業）

などの指定国立大学法人構想に関連する事業を含む計31事業（計31事業・3,038百万円）

【平成30年度】

- ・「高大接続による知的卓越人材育成事業（ELCAS）の推進及び新規展開」（高校生に対して対話を根幹とした少人数制体験型学習講座を開講し、新たな知の創造やイノベーションの推進に資する高大接続型人材育成を実施する事業）
- ・「産官学連携の新しい「京大モデル」構築事業」（京大オリジナル株式会社を設立し、本学の研究成果を活用したコンサルティング事業、研修・講習事業を実施する事業）

などの指定国立大学法人構想に関連する事業を含む計36事業（計36事業・4,779百万円）

そのほかにも、学長裁量経費を活用し、第3期中期目標において全学的に達成する必要がある指標をベースとして、部局に対して達成度に応じたインセンティブを付与することで、評価指標の達成を促進し、本学の機能強化を推進する経費として「評価指標達成促進経費」を創設・実施した。（平成28年度措置額：103百万円（32部局）、平成29年度措置額：100百万円（20部局）、平成30年度措置額：100百万円（20部局））

以上のとおり、世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質をより一層高めることができるよう、総長のリーダーシップのもと、戦略的・効果的な資源配分を実施しており、その効果として教育研究の一層の国際化やエビデンスベースの大学運営の活発化といった成果が出ている。

【戦略的・効果的な教員配置】

平成25年度に策定した「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」に基づき、学問の発展や社会的ニーズの変化に応じて、教育研究上の目的に即した柔軟な組織編成を可能とし、本学が持つ総合的な力を存分に発揮するため、教員の人事を部局から分離して、新たに設置した教員組織「学域・学系」で行う「学域・学系制度」を平成28年度より開始した。この教員組織制度の導入により、大学における教員人事の一層の透明性と公平性を図りつつ、既成部局の枠を越えた新学術分野の創出とそれに伴う機動的で効果的な組織改編が促された結果、平成28年度中に2件の組織改編（ウイルス研究所と再生医科学研究所の統合によるウイルス・再生医科学研究所の設置、東南アジア研究所と地域研究統合情報センターの統合による東南アジア地域研究研究所の設置）を行った。

その他、学域・学系制の導入により、これまでの研究業績の共有や分野融合的な研究の展開が進み、部局の教育研究活動がより活性化している。

【戦略的・効果的な職員配置】

指定国立大学法人構想で掲げた各種施策並びにそれを支える職員の体制について検討を進め、「高度専門職等重点戦略定員」を創設した（平成30年度）。同定員は指定国立大学法人構想の実現に向け、教員と協働し高度な専門性をもって効果的に業務を遂行する体制の構築、並びに大学全体の事務基盤強化のため配置するものであり、

令和元（平成31）年度 高度専門職6名、高度専門職に準ずる一般職6名
令和2年度 高度専門職5名、高度専門職に準ずる一般職7名の配置を決定した。

今後さらなる高度化が求められ、複雑化が進む大学運営においては、その一翼を担う職員の体制についても一層の機能強化が求られている。本定員の措置により、特に指定国立大学法人構想の実現に向けて、URA、IRer等高度な専門性を持って効果的に業務を遂行する体制、ならびに大学全体の事務基盤機能をより一層高める体制の整備の進展が見込まれる。

■内部監査や監事監査結果の法人運営への反映

改善サイクル（監査意見に対する各理事、事務本部担当部の改善状況を取りまとめ、監査意見への対応が終了するまで継続して報告を行うサイクル）の一環としての四者協議会（役員（理事）、監事、監査室と会計監査人で構成）を開催し、会計監査人、監事及び監査室からそれぞれの監査の実施状況、監査結果の報告を行うとともに、問題点の把握、改善への方策等について意見交換を行った。事務本部各部の部局指導担当及び監査室において、監査意見（監事監査、会計監査人監査）に対する改善状況を確認している。第3期中期目標期間においては、主に下記事項について監事監査を実施し、監査室及び担当部署との連携により改善が進められるなど改善サイクルの循環と監査部門間の連携が機能し、監査結果が業務改善に有効に反映されている。

【平成28年度】

- 「教育」については、京都大学特色入試改善への取組、「研究」については、URAの新システムの実施状況、「業務運営」については各事務組織の連携への取組を監査
- 監査結果に基づく改善により、監査室が実施する内部監査での指摘事項の多い物品納入を伴わない検収についての理解不足・認識不足に対し検収方法の再周知等の対策を講じたことから翌年度の内部監査における検収に係る指摘件数が半数に減少（平成27年度指摘事項の改善）

【平成29年度】

- 「教育」については、「国際高等教育院における学部教育改革への取組」及び「博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組」、「研究」については、「出資事業の進捗状況と監査体制」及び「教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況」、「業務運営」については「SGU創成支援事業『京都大学ジャパングートウェイ構想』の実施推進体制」を監査
- 監査結果に基づく改善により、障害者雇用の法定雇用率が未達成であったことから学内の「障害者雇用助成金」の支給額見直し、障害者雇用納付金の導入、障害者雇用促進のための「京都大学業務支援室」の設置（平成28年度指摘事項の改善）、その他、事務本部から発出される事務文書の英文への翻訳について、英文化支援スタッフを増員のうえ学内文書英文化の推進し、多数在籍する

外国人研究者・留学生にも必要な情報が正確かつ迅速に伝達されるよう、利便性向上及び事務の効率化（平成28年度指摘事項の改善）といった成果があがっている。

【平成30年度】

- 「教育」については、「学生支援の充実と体制について」及び「学部教育の質の改善、特に国際化及び自学自習支援」、「研究」については、「若手教員の登用について」、「業務運営」については、「不正経理、研究不正、情報漏洩及び事故防止対策」、「常勤及び非常勤職員の労働環境改善」及び「子会社の現状及び今後の展開とリスクについて」を監査
- 監査結果に基づく改善により、提出漏れのあった教職課程変更届に関して、学内の教職課程の体制等の見直し（平成29年度指摘事項の改善）、学生寮等に関して、耐震性に問題のあった女子寮は取壊しが完了し、平成30年度に建替え工事に着手、平成31年3月に竣工（平成27年度指摘事項の改善）といった成果があがっている。

■外部有識者の意見を法人運営に適切に反映した取組

経営協議会における審議、意見交換に留まらず、経営協議会学外委員が学内施設を実地視察したうえで、本学の業務運営等について、本学執行部と意見交換を行うことにより、幅広い意見を聴取する取組を行った。意見として、効果的な広報の実施やクロスアポイントメント適用職種の拡大について意見があり、これを踏まえ、ステークホルダーを意識した効果的な成果発信のため「京都大学の改革と将来構想（WINDOW構想）」実績集のレイアウト変更の実施や、クロスアポイントメントの適用職種にこれまでの教員に加え、特定研究員、特定専門業務職員及び特定職員にも適用を拡大することとした。

また、財界トップの本学卒業生で構成される総長支援団体「鼎会（かなえかい）」の会長から、学生の海外派遣などの学生支援に資金を活用してほしい旨意見があったことから、学生の自己提案形式による海外研修プログラムを支援する京大大学体験型海外渡航支援制度－鼎会プログラム「おもろチャレンジ」を企画・実施した。平成28年度は31件、平成29年度は30件、平成30年度は32件、平成31年度は30件を採択し、採択された学生は世界各地において「おもろチャレンジ」に挑戦した。

年度	採択件数	渡航先
平成28年度	31件	アジア：7名 欧州：9名 北米・南米：5名

		アフリカ：9名 オセアニア：1名
平成 29 年度	30 件	アジア：11名 欧州：5名 北米・南米：6名 アフリカ：7名 オセアニア：1名
平成 30 年度	32 件	アジア：8名 欧州：12名 北米・南米：4名 アフリカ：6名 オセアニア：2名
令和元（平成 31）年 度	30 件	アジア：7名 欧州：13名 北米・南米：8名 アフリカ：1名 オセアニア：1名

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・外部資金や寄附金その他を効果的に獲得する基盤を強化する。
------	-------------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【62】 外部資金等を効果的に獲得するため、自己収入源の多角化を検討するとともに、積極的な情報収集・共有並びに研究費等の申請などの支援機能を強化する。また、中長期的な視点での寄附募集活動を推進するための指針として策定した「京都大学基金戦略」に基づき、寄附募集活動を推進するため、ファンドレイザーの増員による基金室の組織強化など全学的な寄附募集の体制整備を行う。			IV	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について（平成 28 年 3 月文部科学省事務連絡）」において、収益を伴う事業の考え方が明確化された。これに伴い、雑収入の増収策について、実現可能性が高い取組を平成 30 年 7 月の理事・副学長会議において提案するとともに、担当課において実現に向けた検討を進め、平成 31 年 1 月より学生サービスの拡充及び学生窓口業務の効率化につながる「証明書コンビニ発行サービス」の取組を開始した。</p> <p>また、平成 29 年度に施行された改正国立大学法人法による規制緩和に対応した収入方策の検討を実施し、資金運用の運用対象商品の拡大に向けて、平成 29 年 7 月に資金運用に関し必要な専門的事項について調査及び審議する資金運用専門委員会と資金運用に係る業務執行の状況を監視する資金運用管理委員会を設置した。平成 30 年度から金銭信託による資金運用を実施するため、平成 30 年 3 月に運用対象商品の選定方針や運用方針などを含む平成 30 年度資金管理計画を決定した。平成 30 年 4 月に資金運用専門委</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期中期目標・中期計画策定に向けて、第 3 期における施策の達成状況等について検証を行うとともに、第 4 期における方針を検討する。 ・自己収入源の多角化について、具体的な取組を検討し、実施する。 ・「京都大学基金戦略」に基づく寄附募集活動を計画し、実施する。

			<p>員会による金融機関ヒアリング審査を行い、平成 30 年 6 月に受託金融機関を選定した。契約書締結及び運用ガイドラインの策定並びに本学の会計処理等の確認を経て、平成 30 年 10 月から金銭信託による運用を開始した。</p> <p><u>外部資金公募への申請数の増加や教員の外部資金情報に対する意識・理解度の向上等を目的として、リサーチ・アドミニストレーター（URA）が所属する学術研究支援室を中心に、公募型資金情報サイト「鎗」により外部資金情報の集約とその効果的な配信を行った。特に科学研究費助成事業（科研費）の申請については、学内説明会（英語も含む）や科研費申請に向けたグラフィックデザインセミナーを開催した。また、部局単位での説明会を実施するとともに URA による計画調書に係る助言やブラッシュアップを実施した。大型科研費に関しては計画調書のブラッシュアップに加えて、URA による模擬ヒアリングへの参画やスライド作成補助等を行うなど、年間を通して科研費獲得に資する支援を実施した。</u></p> <p>京都大学基金の寄附募集活動について、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>京都大学基金の中長期的な活動指針である「京都大学基金戦略」(平成 26 年度)、創立 125 周年に向けた具体的な活動計画「基金戦術」(平成 29 年 9 月改定)に基づく積極的な寄附募集活動を行うため、ファンドレイザー（寄附募集に係る企画・渉外活動の担い手）を増員し基金室の体制を強化した（平成 30 年度末現在 6 名）。</u> ・ <u>創立 125 周年事業に向けて、日本を代表するリーディングカンパニーへの訪問活動を積極的に行い、企業からの寄附受入は約 8.8 億円となり、前年度比で 2.8 倍と大きく伸びた。企業訪</u> 	
--	--	--	---	--

			<p><u>間にあたっては、大学役員によるトップ層との面談や、本学出身の企業経営者からの紹介を駆使するなど活動の幅を広げた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前より起業家と有価証券を含む高額の寄附受入の話を進めていたが、数年の交渉期間を経て寄附の受入れが実現した。 ・卒業生を中心とする個人に対しては、新規寄附者の獲得と並行して、既存寄附者のフォローアップに努めた。顕彰制度(銘板や「感謝の集い」など)を活用し定期的に接点を持つことで、一定額(100万円)以上の寄附者が増えるなど効果が見られた。 ・寄附募集活動の基盤となる卒業生とのネットワークづくりのための「丸の内交流会」「関西交流会」を計8回実施し、のべ730名以上の同窓生を動員した。 ・平成30年度税制改正に伴い、<u>個人が国立大学法人に土地等の現物資産を寄附した場合の非課税承認にかかる特例が拡充されたことから、学内における規程等を整備し寄附受入体制を整え、金地金等の寄附を受入れ、寄附の拡大に努めた。</u> ・クレジットカード決済等による寄附の領収証書発行日付について、寄附者の手続き日にて発行できるよう平成30年12月から一部取扱いを変更し、寄附者へのサービス向上を図るとともに、寄附の増加に資するよう周知した。 	
	<p>【62】外部資金の獲得に向け、リサーチ・アドミニストレーター (URA) を中心に、外部資金の情報収集・共有や申請等の支援を行うとともに、「京都大学基金戦略」に基づき、京都大学基金の寄附募集活動を推進する。また、</p>	<p>IV</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【62】外部資金公募への申請数の増加や教員の外部資金情報に対する意識・理解度の向上等を目的として、リサーチ・アドミニストレーター (URA) が所属する学術研究支援室を中心に、外部資金情報の集約とその効果的な配信を行うため、公募型資金情報サイト「鎗」</p>	

	<p>外部資金獲得及び寄附募集活動推進に向けた取組に関し、平成30年度に実施した検証の結果を踏まえ必要な改善を行う。さらに、自己収入源を多角化する取組を行う。</p>	<p>を引き続き管理運営した。特に<u>科学研究費助成事業（科研費）の申請については、学内説明会（英語も含む）や科研費申請に向けたワークショップ等を開催した（685名参加）。</u>また、<u>部局単位での説明会も12回実施した。</u>さらに、<u>URAによる計画調書に係る助言やブラッシュアップを689件実施した。</u>大型科研費に関しては計画調書のブラッシュアップに加えて、模擬ヒアリングへの参画やスライド作成補助等を行うなど、年間を通して科研費獲得に向けた支援を実施した。</p> <p>外部資金獲得に係る取組の改善に向け、研究推進部及び学術研究支援室の連携のもと、研究戦略タスクフォースにおいて、科学技術予算の動向や支援の取組状況について、定期的に共有・検討を行った。科研費の交付内定状況等については、部局長会議等で現状を広く周知する等により、科研費の応募件数の増加に繋がった。</p> <p>京都大学基金の寄附募集活動について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>京都大学基金の中長期的な活動指針である「京都大学基金戦略」（平成26年度）、創立125周年に向けた具体的な活動計画「基金戦術」（平成29年9月改定）に基づく積極的な寄附募集活動を行うため、フェンドレイザー（寄附募集に係る企画・渉外活動の担い手）を3名増員し基金室の体制を強化した（令和元年度末現在基金室総勢9名）。</u> ・<u>創立125周年事業に向けての企業訪問を活発に行い（延べ120社以上）、約13億円の寄附を受入れた。</u>また、本学出身の起業家や企業役員への訪問活動、各同窓会に対する京都大学基金のPR及び寄附依頼、保護者に対する働きかけ等、<u>ターゲット層に応じた施策を継続的に実施し、新規寄附者の獲得に努めるなど、個人から合計で約1,400件、約1.3億円の寄附が集まった。</u> 	
--	---	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和元年6月には125周年シンボルマーク発表のプレスリリースを行い、京都新聞の紙面やウェブニュースで報道された。</u> ・<u>京都大学同窓会のFacebookなどを活用して、125周年に関する情報発信や、丸の内交流会などの同窓生向け各種イベントの告知を行った。</u> ・<u>寄附者への顕彰として従来より実施している高額寄附者を対象とした「感謝の集い」を、今年度から個人・法人に分けて開催した。個人向けは約40名、法人向けは45社90名が参加し、総長・役員から謝意を表すとともに、大学の近況を伝え継続的な寄附を働きかけた。</u> ・<u>創立125周年に向け、従来より発行していた京都大学基金の広報誌「京都大学基金 News Letter」をリニューアルし、本年6月に新たな広報誌を発行した。今後年2～3回発刊し、125周年の進捗や大学の近況を発信していく予定である。</u> ・<u>平成27年度より開始した「京大生チャレンジコンテスト (SPEC : Student Projects for Enhancing Creativity)」を今年度も開催し、採択された学生プロジェクト4件に対し、クラウドファンディングの仕組みを活用し寄付募集を行った結果、支援総額200万円の寄附が集まった。</u> ・<u>卒業生が役員として活躍されている企業からの寄附による返済不要の奨学金制度として平成28年度より開始した「企業寄附奨学金(CES)」について、引き続き実施した(参画企業11社・寄附額1,500万円)。</u> ・<u>寄附募集活動の基盤となる卒業生とのネットワークづくりのため東京で「京都大学丸の内交流会」を年間5回、大阪で「京都大学関西交流会」を1回実施し、延べ700名近い卒業生が参集し、さらなるネットワークの拡大に努めた。</u> ・<u>遺産からの寄附や遺贈の受入をスムーズに行うため、京都で「相続セミナー」を開催したほか、専用</u> 	
--	--	--	--

			<p>パンフレットの作成を企画するなど対策を講じた。</p> <p>寄附募集活動推進に係る取組の改善に向け、創立125周年に向けて寄付を集めるためには、能動的な働きかけを行うことが不可欠であり、特に法人に対しては訪問による寄付の依頼を強化することとした。<u>平成30年度末には法人営業担当が2名であったが令和元年7月には3名増員し5名体制とした。同時に上場企業を中心にまずは約350社をピックアップのうえ担当者を定め、たうえで訪問活動を行った。活動状況は週次でフォローアップしながら、数多くの企業を訪問することを意識して活動を行った。その結果、4～3月の期間で800件以上(社数ではなく延べ訪問件数)の訪問活動を行った。</u></p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・業務運営の効率化を図り、管理的経費を抑制する。
------	--------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【63】教職員の経費削減に対する意識を高めるため、研修・講習会の実施や決算分析資料等の提供を定期的に行うとともに、管理的経費を抑制するため、更なる事務の改善・合理化策や学内外の様々な経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものの全学実施を推進する。			III	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>教職員の経費削減に対する意識の向上に向けて、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員の経費削減に対する意識向上のため、決算状況の比較資料等として、部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を教職員グループウェアに掲載し、全学に公表した。また、職員に対して、財務会計に関する講習会を通じて決算分析の観点や資料の活用方法を説明するとともに、分析視点や財務分析における課題等について受講者間でディスカッションを行った。 ・教員に対しては新規採用教員研修会において、職員に対しては新採用職員研修において、それぞれ、コスト削減・資源の有効活用について意識向上を図ることを目的に説明を行った。 <p>管理的経費の抑制に向けて、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力契約に係る企業の入札にあたっては、電気事業法の改正による電気小売りの自由化に伴い、提出書類の簡素化（電気事業法に基づく届出の証明について、 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の経費削減に対する意識を向上させるための研修等を実施する。 ・経費削減の意識向上に役立つように、部局に決算分析資料等を提供する。 ・事務の改善・合理化策として、ICTを活用した伝票入力業務等の合理化を推進する。 ・学内外の経費削減の取組を継続して調査・検討を行う。

		<p>本学の競争参加資格を有することについての他の証明書類との様式一本化並びに一般送配電事業者との接続供給契約書（写）の提出を省略等）を行い新規事業者の参入を促進したところ、応札者が延べ 21 社から 34 社へ大幅に増加した。これにより競争性が高まった結果、平成 27 年度と比較して 約 272 百万円のコスト削減を実現した。（平成 28 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の発注にあたっては、発生源からの入力として、教員等が財務会計システムに発注データを入力する必要がある。教員等の伝票入力業務の省力化のために、他大学での取組について調査を行い、納入業者が作成する納品データを未払金データとして大学の財務会計システムに自動的に取り込む仕組みを検討した。平成 29 年度から大学全体に占める取引件数が最も多い業者一社と納品データの連携を開始した（平成 30 年 1 月）。これは、購入データの確定や検収データの登録が不要になるとともに、未払金伝票データが自動生成され、かつ納品後速やかに納品データが取り込まれることで迅速に債務残高を把握することができるため、未払債務の計上漏れが防止され経理業務の効率化に資するものである。 ・学内の経費削減のための取組を、教職員グループウェア上の「経費削減 Navi システム」にて、随時公開した。職員に対して、財務会計に関する講習会を通じて同システムの利用方法について説明を行った。また、印刷コストの削減について、従前より各部局に配付している複合機の部局別利用状況報告書に、モノクロ印刷・両面印刷・複数ページまとめ印刷の各機能について自部局の機器における利用状況を数値化するとともに、各指標に大学全体の平均値を追記させることで、各機能の利用状況を認識させ、印刷コスト削減を促進した。 	
--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機等保全業務において、エレベーター製造メーカー系保守会社ごとの契約方法を見直し、一般競争契約導入によるエレベーター製造メーカー横断による保守会社と契約を締結することにより、保守契約金額ベースで約 6,400 万円の経費削減を図った（平成 30 年 4 月）。 ・他大学に Web 発注・納品管理システム等の導入状況について調査を行い、取りまとめた(平成 30 年 10 月)。当調査により得られた他大学での業務合理化事例も参考として、会計処理の改善など本学の更なる業務効率向上に向け、検討を行った。 	
	<p>【63】教職員の経費削減に対する意識を高めるため、研修・講習会の実施や決算分析資料等の提供を定期的に行う。また、管理的経費を抑制するため、更なる事務の改善・合理化策として、ICT を活用した伝票入力業務等の合理化を推進するとともに、引き続き学内外の様々な経費削減の取組の調査・検討を行う。さらに、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【63】教職員の経費削減に対する意識の向上のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費節減に関する教職員を対象とした研修について、教員に対しては新規採用教員研修会（令和元年 5 月・10 月）において、職員に対しては新採用職員研修（平成 31 年 4 月・令和元年 10 月）において、それぞれ、コスト削減・資源の有効活用について意識向上を図ることを目的に説明を行った。また、会計職員向けに実施している財務会計に関する講習会（令和元年 9 月）において、平成 30 年事業年度決算の概要について説明を行った。 ・決算データ等を活用した決算状況の比較資料等として、平成 30 年度部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を教職員グループウェア上で公表した（令和元年 10 月）。また、令和 2 年度以降の部局別財務状況及び勘定科目別財務状況作成の参考とするため、内容及び実際の活用状況等についてアンケート調査を実施した（令和元年 11 月）。 <p>また、<u>管理的経費を抑制するため、更なる事務の改</u></p>	

		<p><u>善・合理化策を検討した結果、令和元年9月から、一部の寄附金に係る受入業務のうち、入金に係る伝票処理にRPA (Robotic Process Automation)を導入して、業務の合理化・簡素化を行った。</u></p> <p>経費削減に関する取組については、教職員グループウェア上の「財務運営改善事例集システム」にて、随時公開している。また、財務運営改善事例集で公開されている取組について、学内における普及状況のアンケート調査を実施した（令和元年12月）。</p> <p><u>情報入出力運用支援サービスの請負について、最低価格落札方式から総合評価落札方式（加算方式）による契約形態の変更を行うとともに、契約期間（前回：5年→今回：6年）や料金体系（機器区分やカラー設定区分の追加）の見直し等を行った結果、前回（平成26年）契約時よりも安価な単価で契約を締結したことにより、使用枚数が同程度と仮定すると5年あたりの契約額ベースで前回契約時より323百万円の経費削減効果が見込まれる。</u></p> <p>さらに、経費節減の教職員に対する研修については、アンケートにおける参加者からの意見等を踏まえて、これまでの説明内容を検証し、令和2年度以降の説明内容の見直しを図る。部局別財務状況及び勘定科目別財務状況については、内容及び実際の活用状況等についてアンケート調査を実施し、その結果をもとに令和2年度以降の提供する情報の内容や表現等の見直しを図る。財務運営改善事例集システムについては、公開されている取組の学内における普及状況を調査し、取組を実施していない理由などを確認し、取組のさらなる普及を図る。</p>	
--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の不断の見直しにより、管理の徹底、データ公開の拡大、建物整備及び管理体制のアウトソーシング等資産の有効活用及び施設運用管理の改善を行う。 ・資金を安全かつ効率的に活用する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【64】㊟保有資産の管理状況や適切な処分等を定期的に確認し、適切な管理等を徹底するとともに、保有設備・装置についてデータの公開範囲を拡大する。また、職員宿舎に関しては、第 2 期中期目標期間において策定した整備方針に基づき、耐震性能を満たしていない宿舎について具体的な整備方法、スケジュール等を決定し、順次整備する。			III	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>適切な管理等を徹底するため、固定資産の実査及び少額資産の実態調査を事務本部各部及び各部局において実施し、保有資産の管理状況や適切な処分等を定期的に確認した。</u>同調査に使用する使用簿の様式について、平成 28 年度から部局の意見を反映したもの（購入財源や備考（特記事項）欄の追加等）に変更した。また、使用簿から抽出した物品に係る現物の保管・使用状況の確認を行う内部監査を実施のうえ確認方法や管理等に関する手続きについてよりよい方策の検証を行い、平成 29 年度から借受物品についても実査対象に含めた。</p> <p>保有設備・装置に関するデータについては、部局が保有する大型設備（4,500 万円以上の電子顕微鏡等の設備）に係るデータ（設備名称、設置年度、設置場所等）を、当該部局の担当者が登録する「大型設備検索システム」を利用して設備の共用化を行っているが、さらなる設備の共用化を全学的に促進するため、データの公開範囲の拡大も含め、同システムに代わる新たなシステム（学内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の定期的な確認を行う。また、管理等についての諸手続きの方法等について検証し、必要に応じて改善を行う。 ・保有設備・装置のデータ公開範囲の拡大したことについての検証結果をもとに公開内容等について引き続き検討を行う。 ・職員宿舎整備方針に従い本年度の改修等についての計画を策定し、実施するとともに、新たな職員宿舎整備方針についての次期計画を策定する。

			<p>外への公開及び利用申込等を可能とする予定) の整備を進めるべく検討を行った。また、<u>設備の共用化を促進するため、4,500 万円未満の設備であっても、共同利用に供することができる設備にあつては、「大型設備検索システム」に登録できるよう見直しを行い、データの公開範囲の拡大を行った。</u></p> <p>職員宿舎に関しては、職員宿舎整備方針に基づき、主として以下のとおり改修等に関する計画を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の無い宇治職員宿舎 1・4・6・7 号棟を平成 30 年度に廃止した。 ・耐震性の無い桂職員宿舎については、平成 28 年度に解体工事を実施した。耐震性の無い香里職員宿舎については平成 29 年度に解体工事を実施した上、その跡地に関し、平成 30 年度に一般競争入札の公告を行い、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格であった入札者を落札者として決定し、物件の引渡しを完了させた。 ・<u>隔地宿舎については、使用状況を確認し、物集女職員宿舎、白糠職員宿舎及び丹波町職員宿舎に関しては廃止するとともに、それら以外に関しては年度ごとに修繕計画を策定し、順次整備を実施した。</u> ・<u>民間活用により、耐震性が無かった旧宿舎の代替として、平成 28 年度に熊野職員宿舎の宿舎整備を実施した。</u> 	
	<p>【64】保有資産の適切な管理徹底や有効活用に向けた以下の取組を行うとともに、これまでの取組について検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の定期的な確認による管理等 	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【64】保有資産の適切な管理徹底や有効活用のため、以下の取組を行った。</p>	

	<p>に関する諸手続き方法等について、検証結果に基づく改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開システムの活用による保有設備・装置に関するデータ公開範囲の拡大 ・職員宿舎整備方針に基づく本年度の改修等に関する計画の策定及び実施 	<p>【保有資産の定期的な確認による管理等に関する諸手続き方法等の検証と改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月25日に本年度の固定資産、借用資産の実査及び少額資産の実態調査を本部各部及び各部局へ依頼し、実査完了報告書及び実態調査完了報告書を提出させた（令和元年10月）。 ・本部各部及び各部局による報告を踏まえ、手続きの適正に係る書面確認及び使用簿から抽出した物品に係る現物の保管・使用状況の確認を行う内部監査を実施し（令和元年11月～令和2年2月）、監査報告書を作成した（令和2年3月）。 ・<u>同報告書に基づき、確認方法や管理等に関する手続きについてより良い方策の検討を行い、保有資産の適正な管理が行われるよう、適宜、指導助言を行っていることから、引き続き、内部監査において本部各部及び各部局における管理状況の確認を行っていくこととした（令和2年3月）。</u> <p>【保有設備・装置に関するデータ公開範囲が拡大するよう公開システムを整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有設備・装置に関するデータについては、共同利用の支援体制が整っている設備サポート拠点（2拠点）に設備共用における課題等についてヒアリングを行った（令和元年7月）。その結果を踏まえ、<u>現行の大型設備検索システムの利便性を高めるため、表示項目を整理し、重要性の低い項目を検索画面から削除する等によってシステムが利用しやすくなるよう改修を行った（令和2年2月）。</u>また、本学ホームページでは仕様上、保有設備のカテゴリ検索機能を付加出来なかったため、各設備に関するカテゴリ情報は公開していなかったが、<u>ページ構成を工夫することにより、カテゴリ別に設備を抽出できるように改修を行い、学外利用者の利便性を向上させることによ</u>
--	---	---

		<p><u>り、学外共同利用の促進を図った。（令和2年3月）</u></p> <p>【職員宿舎整備方針に基づく改修等に関する計画の策定及び実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>隔地宿舎については、使用状況を確認するとともに、使用部局及び入居者からの要望等に基づき、今年度の修繕計画を策定し、順次整備を実施することにより、住環境の改善を図った。</u> <p>また、これまでの取組について以下のとおり検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査結果に基づき、保有資産の確認方法や管理等に関する手続きについてより良い方策の検討を行うとともに、引き続き、本部各部及び各部局における管理状況の確認を行い、保有資産の適正な管理が行われるよう、適宜、指導助言を行っていくこととした。 ・<u>平成29年4月1日付けで改正国立大学法人法が施行され、土地等の貸付に関する規制が緩和された。これを受け、長浜団地の一部を再生可能エネルギー発電事業の利用に供することを決定するとともに、発電事業者へ貸し付ける計画を策定し、平成30年8月に文部科学省へ認可申請を行った。平成31年3月に文部科学大臣の認可を得て、令和元年7月に発電事業者を公募により選定し、賃貸借契約を締結した。この賃貸借契約により、向こう20年間にわたり、年間310万円程度の収益を得ることとなり、安定した収益の確保に繋がることとなった。今後、各部局から土地活用について相談があった場合には、本件をモデルケースとして検討を進めて行くこととした。</u>
--	--	--

<p>【65】全学的に利用する施設について、構築した責任体制や管理主体及び作成した統一管理マニュアルをもとに、定型的労務作業の多い建物管理のアウトソーシングを実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>全学的に利用する施設について、構築した責任体制や管理主体及び作成した統一管理マニュアルをもとに、定型的労務作業の多い建物管理のアウトソーシングを主として以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全学共同利用建物や複数部局共有建物のうち、定型的労務作業の多い北部総合教育研究棟の管理のアウトソーシング化について、既にアウトソーシングを実施している建物との責任体制、管理体制及び管理人業務の統一化を図るため、共用施設マネジメントセンターを中心とした責任体制・管理主体を基盤に、建物の管理業務（受付・案内・巡回等）に係るアウトソーシングを実施した。</u> ・ <u>全学共同利用建物や複数部局共有建物のうち、全学的施設の1つである清風荘の管理業務について、平成 30 年度末で退職する職員（管理人）に代わってアウトソーシングに切り替える方向で京都大学共用施設維持管理マニュアルを基に勤務時間等、退職する職員からの聞き取り調査を行い、採用条件の整理を行った上で、平成 31 年 4 月から派遣職員を採用することとした。また、利用者の利便性を考慮して、終業時刻を 16 時から 17 時まで延長時間とした。</u> ・ <u>楽友会館の食堂営業部門について、レストラン等運営事業基本協定書（平成 29 年 10 月 13 日）、業務委託契約書（平成 29 年 12 月 12 日）の締結を踏まえ、平成 30 年 4 月 12 日に第 1 回楽友会館運営の在り方検討ワーキングを開催し、事業者提案に係る協議を行い、営業時間、メニュー等について提</u> 	<p>全学共同利用建物及び全学的施設並びに複数部局共有建物の効率的な管理体制について検討を実施する。また、建物維持管理における一層の合理化を図るため施設運用管理の改善を実施する。</p>
--	------------	--	---

			<p>案のとおり了承した。また、平成30年3月下旬から4月下旬にかけて改修工事を行い、平成30年5月8日にリニューアルオープンした。</p>	
	<p>【65】全学共同利用建物及び全学的施設並びに複数部局共有建物の管理に関して、共用施設維持管理等マニュアルをもとに実施した定型的労務作業のアウトソーシングやその検証の結果を踏まえ、より効率的な管理体制を整備し、実施する。</p> <p>また、楽友会館の食堂営業部門に係るアウトソーシングの実施状況について検証するとともに、全学的施設の1つである清風荘の管理人業務について、アウトソーシングを実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【65】全学共同利用建物や複数部局共有建物のうち、全学的施設の1つである楽友会館の管理業務について、今年度末で退職する職員（管理人）に代わってアウトソーシングに切り替える方向で京都大学共用施設維持管理マニュアルを基に勤務時間等、退職する職員からの聞き取り調査を行った。その結果、<u>楽友会館の管理業務内容には、委託できない業務が多く含まれていたため、担当掛の業務分担を見直し等の整理を行ったうえで、令和2年4月から外部委託することとした。</u></p> <p>また、<u>楽友会館の食堂営業部門について、第2回楽友会館運営の在り方検討ワーキング（令和元年6月25日開催）において、昨年度の売上状況及び各メニューの出数の確認を行い、アウトソーシングの成果確認を行った。</u>それにより、平成30年度は開店準備による営業休止期間があったなか、平成29年度に比べ収入は増加していたが、開店に伴う整備による支出も増加したため、収支の差は開いていたことが確認できた。その点を踏まえたうえでワーキングにて議論した結果、内容と価格面から利用しやすいメニューを創設し、大学イベント等での広報活動を増やすことで利用者数の増加を図り、仕入れの見直し等により支出を抑制することが出来れば、今後の収支が改善へと進むことが期待できたため、アウトソーシングを継続することとした。</p> <p>さらに、<u>全学的施設の1つである清風荘の管理業務について、利用者の利便性を考慮して、終業時刻</u></p>	

			<p>を 16 時から 17 時まで延長し、9 時から 17 時まで派遣職員へのアウトソーシングを実施した（平成 31 年 4 月）。</p>	
<p>【66】㊦資金の有効活用を図るため、資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画に基づく資金の効果的な運用により利益の確保に努め、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。</p>		<p>III</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>資金管理計画を年度ごとに策定し、その方針の下、将来の入金、出金予定を反映した総合口座残高表に基づく効率的な資金の管理・運用を実施した。</u> 元本保証を前提とした長期運用については、ラダー型運用（債券の運用方法の一つで、債券の残存期間毎の投資額を同一に保つ運用）を実施している。現在の著しく低い金利で資金運用を実施するにあたり、運用益を可能な限り確保するために、平成 30 年度に運用手法の見直しを実施した。具体的には、従来の引合い方式では、提案可能な商品が金融機関の在庫状況に左右されるため限定的となり、低利率の商品を選定せざるを得なくなっていた。そのため、<u>金融機関から新発債の需要予測情報を積極的に収集して、運用方針に合致、かつ購入決定時点で最も金利条件が有利である商品を購入する方式に変更した。</u> 短期運用については、<u>日本銀行の金融政策の影響を受け、国内の金融機関の低金利傾向が続いていたことを踏まえ、平成 29 年度に国外の金融機関を対象に新規開拓を実施し、新たに 3 行（中国、韓国、台湾の金融機関）を提案依頼先金融機関に加えるなど、金融機関との情報交換を積極的に行い、効果的な資金の運用を図った。</u> 平成 30 年度の運用益（長期運用（元本保証）、短期運用）は 149 百万円であった（平成</p>	<p>資金管理計画を策定し、これに基づき資金を運用し、運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。</p>

			<p>28年度実績 126 百万円、平成 29 年度実績 133 百万円)。</p> <p><u>上記の資金運用による運用益については、予算編成方針に基づき、機能強化促進係数による運営費交付金減額の対応のための財源として活用し、大学全体の重点課題の克服に向けた取組や大学改革の実現などを促進するための戦略的な経費（「京都大学重点戦略アクションプラン 2016-2021」等）に用いた。</u></p> <p>また、平成 29 年度に施行された改正国立大学法人法による規制緩和に対応した収入方策の検討を実施し、資金運用の運用対象商品の拡大に向けて、平成 29 年 7 月に資金運用に関し必要な専門的事項について調査及び審議する資金運用専門委員会と資金運用に係る業務執行の状況を監視する資金運用管理委員会を設置した。運用対象商品の選定方針や基準などの検討や金融機関の選定を経て、平成 30 年 10 月から元本保証を前提としない長期運用として、<u>金銭信託による運用を開始した。平成 30 年度の金銭信託による運用の評価額は、135 百万円の総合収益（総収益と評価損益の合計）となっている。</u></p>	
	<p>【66】資金の有効活用を図るため、資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画に基づく資金の効果的な運用により利益の確保に努め、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。また、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【66】本学では、前年度実績をベースとして当該年度の増減要因を加味して資金運用見込額を算出しており、令和元年度においては以下の通りとした。</p> <p>①長期運用（元本保証）：市場の低金利傾向を見込み、前年度実績額（89 百万円）から 7 百万円減の 82 百万円とした。</p> <p>②短期運用：市場の低金利傾向を見込み、前年度実績額（60 百万円）と同額の 60 百万円とした。</p> <p>「2019 年度資金管理計画」（平成 31 年 3 月役員</p>	

			<p>会決議)で定められた方針の下、将来の入金、出金予定を反映した総合口座残高表に基づく効率的な資金の管理・運用を実施した。資金運用に当たっては、金融機関との情報交換を積極的に行い、前年度に引き続き国内外の金融機関を中心に提案依頼を行う等、効果的な資金の運用を図った。</p> <p>令和元年度の長期運用(元本保証)実績は、見込額と同額の82百万円、短期運用実績は当初の見込額を9百万円上回る69百万円となった。合計の運用益は151百万円となり、当初の見込額を上回る結果となった。</p> <p>上記の資金運用による運用益については、予算編成方針に基づき、機能強化促進係数による運営費交付金減額の対応のための財源として活用し、大学全体の重点課題の克服に向けた取組や大学改革の実現などを促進するための戦略的な経費(「京都大学重点戦略アクションプラン2016-2021」等)に充当した。</p> <p>また、元本保証を前提としない金銭信託による長期運用について、四半期ごとに資金運用専門委員会において金融機関からの運用実績の報告を受けるとともに、専門的知識を有する学外委員を含む資金運用管理委員会において本学の運用方針を満たしているか等のモニタリングを実施した。</p> <p><u>元本保証を前提としない金銭信託による資金運用の評価額は、令和元年度は▲5,460千円の総合収益(総収益と評価損益の合計)となっている。</u></p> <p>また、財務部においてこれまでの運用実績を踏まえて運用方法を検証するとともに、来年度以降の運用方法についての検討を行った。</p>
--	--	--	---

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

中期計画又は年度計画を上回って実施した計画の取組内容や成果、及び上回ったと考える根拠

【平成 28～30 事業年度】

■ファンドレイザーの増員による基金室の組織強化など全学的な寄附募集の体制整備（関連計画：62）

京都大学基金の中長期的な活動指針である「京都大学基金戦略(H26)」、創立 125 周年に向けた具体的な活動計画「基金戦術」（平成 29 年 9 月改定）に基づく積極的な寄附募集活動を行なうため、ファンドレイザー（寄附募集に係る企画・渉外活動の担い手）を増員し基金室の体制を強化した（平成 30 年度末現在 6 名）。

積極的な寄附募集活動の結果、京都大学基金（特定基金を含む）の寄附受入累計額は、平成 28 年度 46 億円から平成 30 年度 121 億円と約 2.6 倍に増えた。

中期計画に掲げる「ファンドレイザーの増員による基金室の組織強化など全学的な寄附募集の体制整備を行う」ことに留まらず、京都大学基金（特定基金を含む）の寄附受入累計額を大幅に増加させたことから、中期計画を上回って実施していると判断した。

【平成 31 事業年度】

■ファンドレイザーの増員による基金室の組織強化など全学的な寄附募集の体制整備（関連計画：62）

寄附募集活動推進に係る取組の改善に向け、特に法人に対して訪問による寄付の依頼を強化することとした。平成 30 年度末には法人営業担当が 2 名であったが令和元年 7 月には 3 名増員し 5 名体制とした。

前年度から引き続き積極的な寄附募集活動を継続した結果、京都大学基金（特定基金を含む）の寄附受入累計額は、令和元年度末で約 166 億円となり、指定国立大学法人構想で定めた目標の 125 億円を大幅に上回った。以上のことから、計画を上回って実施していると判断した。

その他特記すべき事項

【平成 31 事業年度】

■財務基盤の強化に関する取組（発電事業者への土地の貸付による収益の確保）（関連計画：64）

平成 29 年 4 月 1 日付けで改正国立大学法人法が施行され、土地等の貸付に関する規制が緩和された。これにより、本学の長浜団地の一部を再生可能エネルギー発電事業に利用させるため発電事業者へ貸し付ける計画を策定し、平成 30 年 8 月に文部科学省へ認可申請を行い、平成 31 年 3 月に文部科学大臣の認可を得た。

これを受け、令和元年 7 月に発電事業者を公募により選定し、賃貸借契約を締結したところであるが、この賃貸借契約により、向こう 20 年間にわたり、年間 310 万円程度の収益を得ることとなり、安定した収益の確保に繋がることとなった。

2. 共通の観点に係る取組状況

○財務内容の改善

■既定収入の見直しや新たな収入源（外部資金の獲得、自己収入源の多角化を含む）の確保に向けた取組状況

国立大学法人法の一部改正により、寄附金等を原資とする業務上の余裕金について、より収益性の高い金融商品による運用が可能となったことから、適切な金融機関の選定を行うとともに、当該金融機関と運用ガイドラインおよび信託契約書を取り交わし、平成 30 年 10 月から金銭の信託による運用を開始した。運用開始後は、資金運用に関し必要な専門的事項について調査及び審議することを目的として設置した資金運用専門委員会において、四半期ごとに金融機関からの運用実績の報告を受けるとともに、専門的知識を有する学外委員を含む資金運用管理委員会において本学の運用方針を満たしているか等のモニタリングを行った。

寄附金の獲得については、京都大学基金の中長期的な活動指針である「京都大学基金戦略」、創立 125 周年に向けた具体的な活動計画「基金戦術」に基づき、積極的に寄附募集活動を行った。平成 30 年度は、特に大手企業への働きかけを集中的に行い、法人から約 8.8 億円の寄附を受けたほか、卒業生をはじめとする個人からの寄附獲得にも努め、現金で約 10 億円の寄附を受け入れた。その他、約 14 億円の有価証券受入の寄附も実現した。令和元（平成 31）年度は、創立 125 周年事業に向けて、寄附募集活動をさらに加速させ、約 14.3 億円の

寄附を受け入れた。平成 30 年度に引き続き、大手企業への働きかけを集中的に行い、法人から約 13 億円の寄附を受けたほか、卒業生をはじめとする個人からの寄附獲得にも努め、約 1.3 億円の寄附を受け入れた。また、外国からの預託証券の寄付受入が実現した。

また、本学高等研究院の本庶佑特別教授が、平成 30 年にノーベル生理学・医学賞を受賞したことを記念して、若手人材に対して長期にわたる給与と研究費を支援することを目的とした本庶佑有志基金を同年 12 月に設立した。本基金については、広く支援を募るとともに、同特別教授が受け取る特許料収入なども本基金に組み入れ、拡大を図っている。

若手研究者の育成及び永続的なベンチャーエコサイクルの形成に向け、京大認定ファンドを運営する日本ベンチャーキャピタル株式会社との「京大ベンチャーNVCC 2 号ファンド」の組成において、キャピタルゲインの 10% を若手研究者の育成基金へ還元（寄附）するスキームを設け、本学の財源基盤また若手研究者の将来に有益な環境を作り出した。

指定国立大学法人にのみ出資が認められているコンサルティング事業、研修・講習事業等を実施する事業子会社である「京大オリジナル株式会社」を平成 30 年 6 月に設立した。すでに本学の出資を受け運営している「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」（ベンチャー支援機能を担う子会社）及び「株式会社 TL0 京都」（技術移転機能を担う子会社）と有機的に連携させ、研究成果・知的財産の活用促進に向けた産官学連携の新しい「京大モデル」構築を進めている。また、これらの子会社は、京都大学のガバナンスのもと、本学の理念や方針と、効率的運営を担保するための自立性とを両立させた「京大収益事業」の展開を進める。オックスフォード大学の収益事業を参考に、第 3 期中期目標期間中に事業収支の黒字化を図る。

令和元（平成 31）年度には本学において進めてきた研究成果をもとに、日常診療での臨床情報（リアルワールドデータ/RWD）を活用した全く新しい産学連携の取組みとして日本電信電話株式会社（NTT）と「新医療リアルワールドデータ研究機構株式会社（PRiME-R）」を令和 2 年 2 月 3 日付で設立するなど、「京大収益事業」の展開に向けた取組みを進めた。京大収益事業によって、本学は、産官学連携事業における株主としてのコーポレート・ガバナンスを強化し、社会的価値創出の最大化を図り、本学の研究成果・知的財産の活用を促進する。

オープンイノベーションに係る取組としては、大型産学連携プロジェクトの企画・提案と当該プロジェクトの集中マネジメントを行う「京都大学オープン

イノベーション機構」を令和元年 7 月 1 日に設立した。京都大学オープンイノベーション機構では、クリエイティブマネージャー（以下「CM」という。）が、シーズや研究テーマの掘り起こしを実施し、大型共同研究契約を生み出すとともに、CM が研究者と企業との間の調整役として集中的なマネジメントを実施し、研究者が研究に注力できる環境を実現している。これらにより、産官学の「組織」対「組織」の体制のもと学内研究者と企業をつなぎ、資金の新規獲得や資金の大型化などによって、民間資金の投資拡大に貢献している。令和元年度においては、12 件（2 億円）の大型共同研究をマネジメントしている。

■財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

全教職員の経費削減意識の向上と、毎年度の決算結果を分析するための資料として、決算データを用いて、決算状況の比較資料等となる部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を作成し、教職員用のポータルサイトに掲載して全学に情報共有を行っている。管理的経費の削減や効率化の促進及び自部局の財務運営状況の把握等に活用できるように、財源別・月別執行状況、競争的資金等受入状況及び自己収入獲得状況等の財務分析資料に、経年推移や部局間比較等を行う際の活用例を付して全学に配布した。

■継続的・安定的な病院運営のために必要な取組状況※

病院の安定的経営を図るために、病院長の諮問機関である病院運営企画室による診療科（部）別運営カンファレンスを毎年実施しており、年度当初に策定した病院経営改善計画の目標を示して目標達成を要請するとともに、各診療科（部）の課題等を聴取し、病院として取り組む必要がある課題の洗い出しを行った。

平成 29 年度においては、地域連携の推進を目指した取り組みについて、協力を依頼した。また、HOMAS2 を用いたベンチマークを実施し、無菌室の整備について提案し、加算の算定数を増加させた。（約 1 億円/年の増収効果）

平成 30 年度においては、HOMAS2 を用いたベンチマークを実施し、看護必要度の評価精度向上と、診療報酬を意識したクリニカルパスの策定を推進した。

※取組状況の詳細は「Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項」の「○ 附属病院について」の「1. 評価の共通観点に係る取組状況」における「（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組」に記載

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標
 ・自己点検・評価並びに第三者評価機関等による評価を着実に実施するとともに、その評価結果に基づき、内部質保証システムによる大学運営の改善を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【67】 着実な評価を継続的に実施するために、研修会を実施するなど学内の評価風土を醸成しつつ、評価指標の設定を重視した、より客観的な評価を実施するとともに、その中で把握した課題に係るフォローアップを行うなど内部質保証システムの機能を高め、着実な大学運営の改善に繋げる。			III	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>大学機関別認証評価及び国立大学法人評価の 4 年目終了時評価の受審をも考慮し、平成 29 年度に各学部・研究科において「学部・研究科等の現況調査表」の作成により教育に係る自己点検・評価を実施した。</u> それに基づき、大学評価委員会の下に設置したワーキンググループにより取りまとめた「現況分析結果」を踏まえて、大学評価委員会において各学部・研究科の教育の水準や優れた点等を「現況評価結果」として取りまとめ、各学部・研究科に通知した（平成 30 年 7 月）。また、大学評価委員会において、「現況評価結果」や全学的な取組事項を踏まえ、「教育に係る自己点検・評価報告書」を作成した。 <u>本学の教育活動の状況について、4 つの観点（①教育実施体制、②教育内容・方法、③学業の成果、④進路・就職の状況）ごとに記載し、注目すべき取組・成果や改善すべき事項を取りまとめた。同報告書については、部局長会議等（平成 30 年 12 月）において審議・了承した後、本学ウェブサイトで公開した（平成 31 年 1 月）。</u>	・大学評価の着実な実施及び内部質保証システムによる改善を行う。

		<p>また、<u>主として以下の第三者評価機関による評価を着実な自己点検・評価を実施したうえで受審し、評価結果を本学ウェブサイト公開した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期中期目標期間評価（評価機関：国立大学法人評価委員会） ・各年度に係る業務の実績に関する評価（評価機関：国立大学法人評価委員会） ・専門職大学院認証評価（評価機関：大学改革支援・学位授与機構（法学研究科法曹養成専攻）、大学基準協会（医学研究科社会健康医学系専攻）） <p><u>評価制度に対する教職員の理解度向上のため、平成28年度から「企画系業務に関する講習会」の一環として、大学評価に係る研修を実施した。</u>平成30年度は2部構成とし、第1部では評価制度の概要を説明し、第2部では大学機関別認証評価や大学評価制度に関する国の動向について、評価制度の成り立ちや意義を含め説明した（平成30年11月）。教職員99名が参加し、参加者アンケート結果において、第1部、第2部ともに、「理解できた」または「おおむね理解できた」と回答した割合が91%（4段階評価：「理解できた」「おおむね理解できた」「あまり理解できなかった」「理解できなかった」となり、学内の評価風土を醸成するとともに講習会の目的を達成した。</p> <p><u>達成度を客観的に測る評価指標の設定として、「実施細目版」（中期目標・中期計画・年度計画の達成に向けて計画毎に作業の工程等を整理した学内資料）の「達成度の検証」欄に、第3期中期目標期間から計画毎に「検証事項」欄及び「達成度を測る指標、達成したと判断する水準・達成時期等」欄を設け、計画の内容に応じて、検証事項</u></p>	
--	--	---	--

及び指標等を掲げた。これらは、毎年度、事務本部各部における客観的な自己点検・評価に資するものとして活用した。

内部質保証システムについては、平成 24 年 11 月に「京都大学内部質保証システムの確立方針について」を定め、以降、運用してきたが、文部科学省令の改正（平成 28 年 3 月）を踏まえ、第 3 期中期目標期間における自己点検・評価及び第三者評価への対応に向け、更に強化する必要が生じた。これを踏まえ、大学評価委員会において「京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について」として改め（平成 28 年 9 月）、部局長会議で報告するとともに（平成 28 年 10 月）、メールにより本部各部及び各部局へ周知した（平成 28 年 11 月）。主な強化内容は、以下のとおりである。

- ・ステークホルダーからの意見聴取の実施を追加
- ・IR 組織により収集したデータの活用を追加
- ・課題責任者において現状分析を実施のうえ具体的な改善策を策定することを強調

また、第 2 期中期目標期間評価結果において課題があるとされた事項について、内部質保証システムによる自己改善の観点から、平成 29 事業年度実績に対する進捗状況調査において状況を確認した。第 2 期中期目標期間評価結果において課題があるとされた「職務上行う教育研究に対する寄附金の個人経理」については、制度を周知するとともに、当該事項に係る調査により処理状況を確認したほか、「個人情報の不適切管理」及び「研究費の不適切経理」については、制度の周知や研修等を実施しており、それぞれの項目について再発防止に努め、適切に対応した。

		<p>さらに、平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価結果において課題があるとされた事項（「入学者選抜における出題ミス」及び「研究活動における不正行為」）について、内部質保証システムによる自己改善の観点から、平成 30 事業年度実績に対する進捗状況調査において状況を確認した。</p> <p>「入学者選抜における出題ミス」に関する対応として、平成 30 年度の入学者選抜の実施体制では、出題経験者やより多くの知見を有する教員が出題や採点時の様々な場面でアドバイザー業務に従事する等のチェック体制の強化・見直しを行うとともに、入学試験委員会の直下に新しく「入学者選抜調査研究委員会」を設置し、入学試験企画・研究専門委員会機能の移行と出題ミス防止の役割を新たに付加した。</p> <p>また、「研究活動における不正行為」に関する対応としては、研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象として、平成 30 年度研究公正研修 e-Learning の受講の徹底等を行った。以上、それぞれの項目について再発防止に努め、適切に対応した。</p>	
	<p>【67】平成 30 事業年度評価及び 4 年目終了時評価を見据えた全学・部局における自己点検・評価を着実に実施する。また、大学機関別認証評価を受審し、教育の質の向上・改善に役立てる。さらに、把握した課題に係るフォローアップを行う内部質保証システムにより、大学運営の改善に繋げる。加えて、平成 31 事業年度に係る業務の実績に関する評価においては、引き続き、達成度を測る評価指標の設定など、より客観的な評価方法を検</p>	<p>Ⅲ (平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【67】平成 30 事業年度に係る業務の実績については、「人材育成・獲得」、「研究力強化」、「国際協働」、「社会との連携」、「ガバナンスの強化」及び「財務基盤の強化」の全ての要素において指定国立大学法人としての「構想の達成に向けて順調に進捗している」との評価を受けた（令和元年 11 月）。</p> <p>本評価結果については教育研究評議会（令和元年 12 月）及び経営協議会（令和 2 年 1 月）で報告するとともに、「平成 30 事業年度に係る実績に関する報告書」と併せて本学ウェブサイトにて公表した（令和元年 12 月）。</p>	

	<p>討し、活用する。</p>		<p><u>国立大学法人評価の4年目終了時評価の受審を見据え、事務本部において年度計画等の進捗状況に係る自己点検・評価を実施するとともに、各部局において第3期中期目標期間の教育・研究の現況に係る自己点検・評価を実施した。各部局において自己点検・評価を着実に実施するにあたり、学内の教職員を対象とした「第3期中期目標期間の教育研究状況の評価に関する説明会」を開催し、評価制度やその意義を含め教育・研究の自己点検・評価の要点について説明した（平成30年11月、参加者数：82名）。同説明会の開催により、4年目終了時評価の着実な実施はもとより、評価に係る知識を深め、評価風土の醸成を図った。</u></p> <p><u>各学部・研究科、国際高等教育院、事務本部その他の関係部署において平成30年度に実施した自己点検・評価に基づき、大学機関別認証評価を受審した。令和元年6月に自己評価書を大学改革支援・学位授与機構に提出し、同年10月に同機構による訪問調査を受け、令和2年3月に「大学評価基準を満たしている」という評価結果が示された。</u></p> <p>大学機関別認証評価の受審に向けた自己点検・評価を進める中で、「京都大学における自己点検・評価の基本方針」を改正し、自己点検・評価について本学の内部質保証のため機関として実施するものであることを明確にした（令和元年6月）。また、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）や成績評価基準等の一部見直しを実施した。さらに、京都大学教育制度委員会に教育質保証専門委員会を置き、(1)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに関すること、(2)認証評価に関すること、(3)その他教育の質保証に関することを継続的に審議する体制を整えた（令和元年5月）。特に3</p>	
--	-----------------	--	--	--

			<p>つのポリシー及び成績評価基準については、学生目線での分かりやすさに配慮して改正し、大学運営を教育の面から改善した。</p> <p>平成 30 年度に係る業務の実績に関する評価結果において課題があるとされた事項（「研究活動における不正行為」）について、内部質保証システムによる自己改善の観点から対応状況を以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象として、令和元年度研究公正研修 e-Learning を実施(受講期間：令和元年 11 月～令和 2 年 2 月、受講率 99.94%) ・若手研究者に対しては新規採用教員研修での講義、指導者である教員・研究代表者に対してはアクションプラン等の取組事項について部局内で再周知を行う等、倫理教育を実施 <p>令和元（平成 31）事業年度に係る業務の実績に関する評価及び 4 年目終了時評価に向け、目標・計画の達成状況を具体的かつ明確に示すことができる指標をもとに、より客観的な自己点検・評価を実施した。</p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び情報提供
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	・大学の有する各種情報を社会に分かりやすい内容で積極的に公開・発信等するとともに、広報活動を充実させる。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【68】本学の個性や魅力の認識（ブランディング）、ステークホルダーのニーズ把握（マーケティング）、各ステークホルダーに合った情報の確実な提供（ターゲティング）を基本理念とする「京都大学の広報戦略」に基づき、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及びファン層の拡大を狙う。このため、正確かつ迅速な情報発信にとどまらず、他大学にはない個性や魅力に満ちた諸活動を Web サイトなどの様々な広報媒体により国内外に紹介するとともに、外部の多様なメディアなど社会とのネットワークを最大限活用し、情報の浸透・拡散を促進する。ま		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>本学の歴史・理念を含めた大学の状況と進むべき方向性について、様々な広報媒体を活用して、積極的かつ効果的に広く学内外に情報発信することを目的に定めた「京都大学の広報戦略」に基づき、情報公開や情報発信等を推進し、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及び新たなファン層の拡大を図るため、主として以下の取組を行った。</p> <p>【広報担当者連絡会等の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内広報担当者を対象とした広報担当者連絡会を開催した。平成 30 年度には、ホームページ掲載に係る手続き等の周知のほか、ホームページや学内広報誌等に使用する写真の質の向上を目指し、カメラマンによる写真撮影講習会を行い、67 名の参加を得ることができた。また、同連絡会に関する意見を参加者アンケートにより把握し、参加者の 90%から、 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報担当者連絡会」等の開催 ・ホームページ等広報媒体のさらなる充実、海外への情報発信の強化に関する事業の実施 ・ホームページ及び大学ポータルサイトに学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表が求められている項目の掲載 ・UI 応用プロダクト（Web サイト・映像・大学グッズ等）への展開の検討・実施 ・UI の利用体制の充実

た、海外の研究者や学生等のターゲットに向けても、翻訳体制を充実し多言語による情報発信体制を整えるとともに、科学情報のアウトリーチ活動に長けた学外の専門家や学内の高度専門職、外国人教職員、留学生を効果的に活用し、大学の諸活動を海外にも分かりやすく伝える。

特に写真撮影講習会に対して好意的な意見を得ることができた。

【教育情報の公表】

・平成 23 年度から学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表が求められている項目に係る情報について、本学ホームページ上で公開するとともに、平成 26 年度に開設された大学ポートレートへの同項目の掲載について、大学改革支援・学位授与機構に情報提供を行い、公表された。

【UI (ユニバーシティ・アイデンティティ) の展開】

・平成 30 年 10 月に、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する運用ルールに関するガイドラインとなるビジュアルアイデンティティガイドブックを作成した。これは、UI (ユニバーシティ・アイデンティティ) とりわけビジュアル面の整備に取り組むことで、大学の構成員や本学に集う者が京都大学への想いや期待を共有し、国内外でのプレゼンスの向上に繋げることを目的としている。

・ビジュアルアイデンティティの学内での活用を広める方策として、平成 30 年 11 月から、同ガイドブックに掲載しているフォーマットによる名刺の製作を京大生協に発注できるサービスを開始した。さらに、平成 31 年 1 月からは自作モデル※を開始した。

※自作モデル：生協に発注する方法とは別に、エンブレム、ロゴタイプを印刷した台紙 (A4) を学内に配付し、利用者が所属・氏名・連絡先等を印刷し、名刺サイズにカットして使用するモデル。

【ターゲットを意識した広報誌の発行】

- ・ 広報誌『紅萌』について、冊子体での配付の他、高校生や一般市民等にも本学の教育研究等について情報発信するため、スマートフォンにも対応した特設サイトを本学HPに作成した。
- ・ 2種類ある英文広報誌（「楽友」、 「Research Activities」）を整理、統合し、新しい海外向け広報誌「KYOTO U Research News」を創刊した（平成28年9月）。また、より戦略的に海外への情報発信を行うため、ターゲットを定めた配付先の見直しを実施し、配付部数を減らしつつも効率的な配付を可能とした。さらに、従来の紙媒体主体の発信から、より国際的な拡散が期待できるWebによる発信を強化すべく、既存の研究特設サイト「Research @ KU Diverse & Dynamic」を「KYOTO U Research News」にリニューアルしたうえで、同誌のコンテンツ（一部）を追加し、より見やすく、より魅力的なサイトとした。

【日本語版ホームページ及び魅力発信サイトの充実】

- ・ Web戦略室のもと、特にカテゴリーメニュー以下に掲載されている情報が、ユーザの観点から適切に配置されているか、検証を行った。その結果、「教育・学生支援」ページ（平成29年度）、「研究・産官学連携」、「国際交流」ページ（平成30年度）について、それぞれWeb戦略室、関係部署と協力し、階層構造の見直し、説明文の追加などを実施し、より

		<p><u>必要な情報に到達しやすくなるよう、改修を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>本学の運営方針や他大学には無い本学の強み、ユニークな取組を積極的に発信するため、主体的に仕掛ける大学ブランド発信（魅力発信サイト）として、日々生み出される本学ならではの学生の課外活動、京大ウィークスなど遠隔地イベント、ユニークな教員の活動を掘り下げて紹介する「ザッツ・京大」を公開した。本サイトの月間アクセス数は約21,000アクセスを維持している。</u> • <u>重点戦略アクションプラン「戦略的広報を通じた国際競争力強化事業」に基づき「一言で言い表せない」本学の魅力を、マルチセンテンス方式で発信していくべく、3種類の動画コンテンツを平成29年度に制作した。学内外に今後の広報についての取り組みを総長からのメッセージとして発信する動画、それを受けて、本学の多様な教員の魅力を伝える紹介動画（45点）、本学独自の取り組みである「おもろチャレンジ」に参加した学生の活動を伝える動画（7点）を中高生及びその保護者へのアピールを意識して制作し、さらに、スマートフォンでの視聴が多いことも想定した長さ、表現を工夫した。平成30年7月に、これらの動画については、「総長、本音を語る」、「京大先生シアター」、「おもろチャレンジ」サイトで公開した。さらに、平成31年3月に「京大先生シアター」に39点の動画を追加した。</u> <p>また、総長裁量経費により、本学への留学希望者へ向けて本学卒業生のキャリア形成や活躍をPRし、あわせて本学の人材育成への貢献や充実した教育研究の環境を伝えるために、</p>	
--	--	---	--

留学生卒業生のドキュメンタリー動画を4点制作し、平成31年3月に公開した。

【各種 SNS の積極的な活用及び検証】

- ・より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるために、SNS を積極的に活用することとし、日本語版の「京都大学 Facebook」（平成24年度）、「京都大学 Twitter」（平成26年度）、「京都大学 Instagram」（平成29年度）を運用してきた。

日本語版「京都大学 Facebook」では、本学の研究成果やイベント情報、学生活動など身近な話題のみならず、即時性を意識した facebook 独自の記事を積極的に投稿してきたが、記事ごとの「いいね」数を比較するなどの検証を行った結果、研究成果の記事をより多く投稿することとした。平成30年3月末現在で18,586件であったページ全体「いいね！」数は、平成31年3月末現在計20,885件と1年間で2,299件増加した。

また、日本語版「京都大学 Twitter」では、本学のニュース、イベント情報を大学ホームページと連動して発信し、平成30年3月末現在で14,318件であったフォロワー数は、平成31年3月末現在計21,491件と1年間で7,173件増加した。また、「いいね！」やリツイートなどユーザの反応の回数であるエンゲージメント数は、平成29年度は合計309,762件だったが、平成30年度は675,813件と366,051件増加した。「京都大学 Instagram」は平成29年7月より運用を開始し、フォロワー数は平成30年3月末現在日本語版1,201件であったが、「いいね」数を検証し、いいねが比較的多く付く傾向を踏まえて画像を投稿すること

で、平成 31 年 3 月末現在 3,918 件であった。
また、英語版については、平成 30 年度の Facebook 投稿数が 116 件、Facebook 「いいね！」数が 12,836 件（平成 29 年度末より 5,183 件増加）、Twitter フォロワー数が 4,307 件（平成 29 年度末より 2,270 件増加）、Twitter エンゲージメント数が 13,257 件、Instagram フォロワー数が 5,305 件（平成 29 年度末より 2,946 件増加）であった。

【専門的人材を活用した研究成果等の海外発信の強化と海外発信の方策や体制の改善】

- ・英語版ウェブサイトの校正については、情報発信掛、国際広報室で協力して行う体制を整えた結果、コンテンツ作成から掲載までの時間短縮に加えスタイルの統一も図れるようになった。
- ・研究経験のあるスタッフの他、ジャーナリズムやパブリックリレーションズに明るいスタッフを雇用し発信態勢を整えて着実に実施している。研究成果の海外発信については、英文プレスリリースを国際的な科学ニュース配信サービス「EurekAlert!」に継続的に配信し、本学の卓越した研究力を国際的にアピールしている。その結果、海外メディアからの本学研究者への取材依頼が、平成 29 年度 0 件のところ平成 30 年度は 5 件となり、取材を受けた研究者は延べ 12 人であった。当該海外メディアは、英 BBC や登録者 1400 万人を数える Youtube ニュースチャンネル「Mind Field」などの著名なメディアである。
また、科学コミュニケーションに興味を持つ学生を受け入れ（OA として雇用）、サイエンスライティングやジャーナリズムに関するセ

			<p><u>ミナーやライティングの添削を実施したところ、当該学生の知識・技能の習得・深化を図るだけでなく、教育効果とともに本学の海外発信体制も強化され、研究者から依頼されるプレスリリース（研究成果発信）等に対して、よりすみやかに実施できる体制が構築できた。</u></p>	
	<p>【68】「京都大学の広報戦略」に基づき、情報公開や情報発信等を推進し、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及び新たなファン層の拡大を図るため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内での連絡・調整、連携体制の強化に向けた「広報担当者連絡会」等の開催 ・UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）の応用プロダクトの拡充と利用推進 ・ターゲットを意識した広報誌の発行 ・日本語ホームページの改善及び英語版ホームページの充実 ・日本語及び英語による各種 SNS の充実 ・海外へ向けた情報発信の体制充実、専門的人材を活用した研究成果等の海外発信の強化及び海外発信力の方策や体制の改善 ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表が求められている項目のホームページ及び大学ポータルサイトへの掲載 	<p>Ⅲ</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【68】「京都大学の広報戦略」に基づき、情報公開や情報発信等を推進し、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及び新たなファン層の拡大を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>【広報担当者連絡会等の開催】</p> <p>学内広報担当者を対象とした広報担当者連絡会および広報倫理講習会を以下のとおり開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 6 月に開催した広報担当者連絡会では、ホームページ掲載に係る手続き等の周知のほか、<u>ホームページや学内広報誌等に使用する写真の質の向上を目指し、カメラマンによる写真撮影講習会を行い、65 名の参加を得ることができた。また、同連絡会に関する意見を参加者アンケート（回答者 64 名）により把握し、特に写真撮影講習会には回答したほぼ全ての参加者から、「参加して良かったか」「今後も実施してほしいか」という設問に対して好意的な意見を得ることができた。</u> ・「広報倫理ガイドライン」の内容を理解し、今後の広報活動の一助とすることを目的として、広報委員会委員、広報担当者連絡会構成員、その他広報に携わっている教職員を対象に、広報倫理講習会を開催した。講習会は、弁護士法人大江橋法律事務所弁護士の小森悠吾氏を講師とし、「読み直そう、広報倫理ガイドライン～それ、大丈夫？」と題して実施した（令和元年 	

		<p>12月、75名参加)。</p> <p>【UI (ユニバーシティ・アイデンティティ) の応用プロダクトの拡充と利用推進】</p> <p>ユニバーシティ・アイデンティティ (UI)、とりわけビジュアル面の整備に取り組むことで、大学の構成員や本学に集う者が京都大学への想いや期待を共有し、国内外でのプレゼンスの向上に繋げることを目的とし、今年度は次のとおり応用プロダクトの拡充と利用推進を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・情報部および情報環境機構との協働による Web 戦略室 UI 検討チームにおいて、封筒、スライドプレートおよびオモテ面が英語表記の国際対応名刺のデザインを整備し、令和元年5月にアプリケーションデザインカタログ (第2版) に掲載し学内に公開した。 ・125周年記念事業のシンボルマークが決定したことを受け、令和元年6月に125周年のマーク入りの名刺台紙デザインを作成した。京大生協に発注できるよう手配するとともに、自分でも作成できるように125周年のマーク入りデザインの名刺台紙 (A4) を学内に配付した。これにより、共通事務部内に設置されている名刺カッターを用いて125周年マーク入り名刺の作成が可能となった。 ・外国人教職員にも自作の名刺作成を推進するため、台紙使用名刺作成マニュアルを英文化し、令和2年3月に学内に公開した。 ・<u>財務部経理課で一括契約している本学の封筒デザインを今年度からアプリケーションデザインカタログ (第2版) に掲載したビジュアルデザインの封筒デザインに刷新するため、Web 戦略室 UI 検討チームにおいて、基本デザインを作成、校正をおこなった。封筒は12月に各部局に納品され、本学のビジュアルデザインの利用促進を図った。</u> 	
--	--	--	--

		<p>【ターゲットを意識した広報誌の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『<u>紅萌</u>』について、冊子体での配付の他、スマートフォンにも対応した特設サイトを本学 HP に作成し、<u>高校生や一般市民等に対して、本学の教育研究等について分かりやすく情報発信を行った（第 36 号（令和元年 10 月発行）、第 37 号（令和 2 年 3 月発行））。</u>第 37 号の巻頭特集として、ノーベル化学賞を受賞した本学卒業生の吉野彰氏と山極総長の対談を掲載し、<u>新たなイノベーションを生み出す本学の教育研究の魅力を発信した。</u> ・『京大広報』は、平成 28 年 9 月号より隔月で Web サイトに PDF ファイルで掲載することとなった。PDF 版では写真等の掲載を増やし、読みやすく親しみやすいものとした（奇数月発行）。 ・海外の機関、研究者等に向けて平成 28 年度創刊した『Kyoto U Research News』について、平成 31 年度は、第 7 号（11 月）、第 8 号（3 月）を発行した。第 7 号の特集として人社未来形発信ユニットの全学シンポジウムを掲載し、本学の高い研究力を発信した。 <p>【日本語版ホームページの改善及び英語版ホームページの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語版ホームページについては、Web 戦略室のもと、<u>特にカテゴリーメニュー以下に掲載されている情報が、ユーザの観点から適切に配置されているか、検証を行った。その結果、「京大について」階層について、WEB 戦略室、関係部署と協力し、階層構造の見直し、説明文の追加などを実施し、より必要な情報に到達しやすくなるよう、改修を行った。英語版ホームページについては、国際戦略本部と協力し、「Global KyotoU」階層について、コンテンツ追加の検討を行った。</u> ・平成 28 年度までに、本学の運営方針や他大学には 	
--	--	---	--

		<p>無い本学の強み、ユニークな取組を積極的に発信するため、京都大学が主体的に仕掛ける大学ブランド発信（魅力発信サイト）の取組に着手し、第一弾「総長特設サイト」、第二弾「探検！京都大学」（PC版）及び第三弾「探検！京都大学モバイル版」といったサイトを公開した。平成29年度は、さらに第四弾として、日々生み出される本学ならではの学生の課外活動、京大ウィークスなど遠隔地イベント、ユニークな教員の活動を掘り下げて紹介する「ザッツ・京大」を公開した。平成30年度は、「ザッツ・京大」で、これまで公開した特設サイトに加えて各種SNSまでを一望できるよう、ポータルとしての機能を持たせる改修を行い、平成31年度に公開した。本サイトの月間アクセス数は約34,000アクセスを維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略アクションプラン「戦略的広報を通じた国際競争力強化事業」に基づき「一言で言い表せない」本学の魅力を、マルチセンテンス方式で発信していくべく、3種類の動画コンテンツを平成29年度に制作した。学内外に今後の広報についての取り組みを総長からのメッセージとして発信する動画、それを受けて、本学の多様な教員の魅力を伝える紹介動画（45点）、本学独自の取り組みである「おもしろチャレンジ」に参加した学生の活動を伝える動画（7点）を制作し、いずれも中高生及びその保護者へのアピールを意識し、スマートフォンでの視聴が多いことも想定した長さ、表現を工夫した。平成30年7月に、これらの動画については、「総長、本音を語る」、「京大先生シアター」、「おもしろチャレンジ」サイトで公開した。さらに、平成31年3月に「京大先生シアター」に39点の動画を追加した。平成31年度は「京大先生シアター」に7件、「おもしろチャレンジ」に3件の動画を追加した。動画の制作にあたっては、関係部署・部局と協力し、取材対象の選定から内容の検討などノウハウの共有を図るとともに、制作物が広報課と関係部 	
--	--	--	--

		<p>署・部局の双方で活用できるように工夫をした。</p> <p>【日本語及び英語による各種 SNS の充実】</p> <p>より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるために、SNS を積極的に活用することとし、まずは日本語版の「京都大学 Facebook」（平成 24 年度）、「京都大学 Twitter」（平成 26 年度）、「京都大学 Instagram」（平成 29 年度）を運用してきた。日本語版「京都大学 Facebook」では、本学の研究成果やイベント情報、学生活動など身近な話題のみならず、<u>即時性を意識した Facebook 独自の記事を積極的に投稿してきたが、記事ごとの「いいね」数を比較するなどの検証を行い、平成 30 年度までに制作した「京大先生シアター」の動画についての記事を順次投稿した。投稿数については、平成 30 年度は 193 件だったが、平成 31 年度は 218 件と 25 件増加し、平成 31 年 3 月末現在で 20,885 件であったページ全体「いいね！」数は、令和 2 年 3 月末現在計 23,268 件と 1 年間で 2,383 件増加した。また日本語版「京都大学 Twitter」では、本学のニュース、イベント情報を大学ホームページと連動して発信し、平成 31 年 3 月末現在で 21,491 件であったフォロワー数は、令和 2 年 3 月末現在計 29,234 件と 1 年間で 7,743 件増加した。また、「いいね！」やリツイートなどユーザの反応の回数であるエンゲージメント数は、平成 30 年度は合計 675,813 件だったが、平成 31 年度は 402,871 件と 272,942 件減少した。これは平成 30 年度がノーベル賞受賞の特別な状況により 29 年度の 309,762 件から倍以上の増加であったことの反動とみられ、29 年度からは 93,109 件増加となっている。「京都大学 Instagram」は平成 29 年 7 月より運用を開始し、フォロワー数は平成 31 年 3 月末現在日本語版 3,918 件であったが、「いいね」数を検証し、いいねが比較的多く付く傾向を踏まえて画像を投稿することで、令和 2 年 3 月末現在 7,211 件であ</u></p>	
--	--	--	--

		<p><u>った。</u></p> <p>また、<u>令和元年度の英語版のフォロワー数は、Facebook は 15,934 件（平成 30 年度末より 3,098 件増加）、Twitter は 7,274 件（平成 30 年度末より 2,967 件増加）、Instagram は 7,606 件（平成 30 年度末より 2,301 件増加）であった。</u></p> <p>【海外へ向けた情報発信の体制充実等】</p> <p><u>研究経験のあるスタッフの他、ジャーナリズムやパブリックリレーションズに明るいスタッフを雇用し発信体制を整えて着実に実施した。研究成果の海外発信については、英文プレスリリースを国際的な科学ニュース配信サービス「EurekAlert!」に継続的に配信し、本学の卓越した研究力を国際的にアピールした。その結果、海外メディアからの本学研究者への取材依頼が、平成 30 年度 5 件のところ令和元年度は 6 件となり、取材を受けた研究者は延べ 12 人であった。当該海外メディアは、英 BBC アラビア語放送、韓国 YTN、英学術誌 Nature などの著名な海外メディア・学術誌であった。</u></p> <p>また、新 WPI 拠点である高等研究院ヒト生物学高等研究拠点（ASHBi）・総合博物館・理学研究科・国際高等教育院など、他部局の研究成果発信について、科学コミュニケーションの専門知識を活用して、一部学術研究支援室とも協力しながら推進した。また、本学内の研究成果発信に関係する教職員がスムーズに情報交換することができるネットワーク構築にも取り組んだ。</p> <p>【教育情報の公開】</p> <p>・平成 23 年度から学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表が求められている教育情報の公表について、例年どおり京都大学ホームページ上で公開した</p>	
--	--	--	--

			<p>(令和元年 7 月)。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 26 年度開設された大学ポータルへの教育情報項目の掲載について、例年どおり大学改革支援・学位授与機構に情報提供を行い(令和元年 9 月)、同月公表された。	
--	--	--	--	--

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

その他特記すべき事項

【平成 28～30 事業年度】

■国際統合報告評議会 (IIRC) が提示する「国際統合報告フレームワーク」を参考にした「財務報告書 Financial Report 2018」の発行 (平成 30 年 9 月) (関連計画 68)

国立大学法人会計基準は企業会計原則に準拠しているが、大学の特性を考慮した修正が加えられた会計基準となっているため、国立大学法人の財務状況を理解するためには、会計基準の解説や中期計画・年度計画と財務情報の関係など、非財務情報を併せて伝えることも重要である。また、企業報告の実務では、企業と投資家のコーポレートガバナンス責任やステークホルダーシップ責任を果たすための対話のあり方、その前提としての情報開示のあり方の拠り所となるような枠組みの一つとして「国際統合報告フレームワーク」が浸透しており、非財務情報を含む財務報告のより一層の活用が重視される傾向が高まっている。

そこで「財務報告書 Financial Report 2018」においては、財務諸表の理解促進に資するため国立大学法人会計基準の解説に企業会計との比較を加えるとともに、「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、ガバナンス体制の紹介やガバナンス改革に向けた取り組み、持続的な価値創造に向けた取り組みなども統合的に紹介するなど、「財務報告書 Financial Report 2018」が本学支援者との対話のための有効なツールとなるよう、支援者の目線に立ち、内容の充実に努めた。

■「財務諸表 英語訳版」の公表 (平成 30 年 9 月) (関連計画 68)

本学ではこれまでも要約財務諸表の英語訳は公表してきたが、国立大学法人会計基準に基づき作成された本学財務諸表は、日本語版が正本であるため、英語で作成された財務諸表や独立監査人の監査報告書は存在しない。そのため、海外との共同研究や受託研究、寄附金・研究助成金の申請にあたり、独立監査人による監査済財務諸表の提出が申請要件となっているケースでは、必要に応じて個々に英文仮訳を作成する必要があった。

そこで、平成 30 年 6 月に文部科学大臣に提出した平成 29 事業年度財務諸表等をもとに、英語による勘定科目名称を併記する形で貸借対照表、損益計算書、キャッ

シュ・フロー計算書 (以下「英語訳版」という。) を作成・公表した。

この英語訳版の公表を通じて、事務の効率化が図られるとともに、外部資金の申請等において、適切な英語訳が付されていないことによる不利益が回避されることが期待される。さらに、勘定科目名にかかる英語表記が統一されることで、本学が発信する財務情報の国際的理解が深まることも期待される。

【平成 31 事業年度】

■国際統合報告評議会 (IIRC) が提示する「国際統合報告フレームワーク」を参考にした「財務報告書 Financial Report 2019」の発行 (令和元年 9 月) (関連計画 68)

国立大学法人会計基準は企業会計原則に準拠しているが、大学の特性を考慮した修正が加えられた会計基準となっているため、国立大学法人の財務状況を理解するためには、会計基準の解説や中期計画・年度計画と財務情報の関係など、非財務情報を併せて伝えることも重要である。また、企業報告の実務では、企業と投資家のコーポレートガバナンス責任やステークホルダーシップ責任を果たすための対話のあり方、その前提としての情報開示のあり方の拠り所となるような枠組みの一つとして「国際統合報告フレームワーク」が浸透しており、非財務情報を含む財務報告のより一層の活用が重視される傾向が高まっている。

そこで平成 31 事業年度においても、「財務報告書 Financial Report 2018」に引き続き、「財務報告書 Financial Report 2019」にて財務諸表の理解促進に資するため国立大学法人会計基準の解説に企業会計との比較を加えるとともに、「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、ガバナンス体制の紹介やガバナンス改革に向けた取り組み、持続的な価値創造に向けた取り組みなども統合的に紹介するなど、本学支援者との対話のための有効なツールとなるよう、支援者の目線に立ち、内容の充実に努めた。

さらに、「財務報告書 Financial Report 2019」では、本学の活動や財務状況の要点を簡潔に記した冊子の要望に対応し、より多くの読者に発信できるようダイジェスト版 (和文版・英文版) を新たに発行した。また、会計・監査の専門家が発行する業界誌等において紹介してもらうことで、会計・監査に精通した方にも広く周知を行うことができた。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他の業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上、施設設備の老朽化対策及び防災機能強化の観点から、安全・安心なキャンパス環境の整備を推進する。 ・施設設備等を全学的観点から有効活用するとともに、教育研究等活動にふさわしい施設水準を確保するため、施設マネジメントを推進する。 ・自助努力に加え、多様な整備手法等により、施設等の整備を推進する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【69】 教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、第 2 期中期目標期間において策定したキャンパスマスタープランに沿って、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた施設整備を行い、大学を取り巻く状況の変化に応じて更にキャンパスマスタープランの見直しを行う。また、施設設備の長寿命化に資する機能改善を推進するとともに、第 2 期中期目標期間において必要性を確認した非構造部材耐震化やライフライン耐震化などにより防災機能を強化する。さらに、情報基盤においては、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワークを計画的に整備する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、主として以下のとおり、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた施設整備を行い、大学を取り巻く状況の変化に応じて更にキャンパスマスタープランの見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスマスタープランに掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等を含む「京都大学医学部附属病院施設マスタープラン」に基づき、総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・iPS 等臨床試験センター棟について平成 31 年度の整備完了に向け工事を進めた（平成 30 年度時点で 75.8%が完了）。 ・<u>キャンパスマスタープランに掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等をふまえ、（関田）学生寄宿舍（混住寮）について、整備を完了した。</u>（桂）図書館については、平成 31 年度の整備完了に向けて工事を進めた（平成 30 年度時点で 77%が完了）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランに沿って、環境性能を配慮した設計・施工を実施することで快適なキャンパス環境の提供に資する施設整備やパブリックスペース・アクティブラーニングスペース等の確保を行う。 ・施設設備の長寿命化に資する計画の策定を行う。 ・安全性に問題のあるライフラインや建物内の基盤設備、教育・研究・医療活動に著しく支障のある老朽施設について、施設整備補助金や学内予算等の施設整備により長寿命化や防災機能強化を図る。 ・必要に応じて、情報ネットワーク基盤の整備計画の見直しを行う。 ・情報ネットワーク基盤の整備計画に従った整備及び運用を行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>キャンパスマスタープランに沿って、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた計画の継続的な見直しを行い、大学を取り巻く状況や学生アンケートの結果等を踏まえ良好なキャンパス環境及び学習支援環境の充実に向け、施設整備の指針となるキャンパスマスタープラン 2018 を策定した（平成 30 年 12 月開催の施設整備委員会において了承、平成 31 年 2 月開催の部局長会議に報告）。また、平成 31 年 3 月に、京都大学ホームページに同マスタープランのダイジェスト版を公開した。</u> <p>また、施設設備の長寿命化に資する機能改善を推進するとともに、非構造部材耐震化やライフライン耐震化などにより防災機能を強化した。主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より計画的に施設修繕を実施、推進するため、施設整備委員会においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定した。 ・教育・研究・医療活動に著しく支障のある老朽施設の機能改善に向け、<u>平成 27 年度に施設整備委員会において策定した平成 28 年度～平成 30 年度の「施設修繕計画」（各部局において施設維持改善費を支出する仕組み）により、毎年度実施計画事業を実施し、老朽化した教育研究施設の機能回復、安全安心の確保、教育研究活動の継続、及び施設の長寿命化を推進した。</u>また、自前設計や一括発注等の工夫により事業費を縮減することで、空調設備更新事業を追加実施した。 ・<u>吉田構内及び宇治構内のライフライン耐震化として、屋外ガス設備等の耐震化を計画・実施した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤コンピュータシステムの更新を行う。
--	--	--	--	--

			<p>・非構造部材の耐震化として、時計台記念館及び芝蘭会館の天井耐震化を計画・実施した。</p> <p>情報基盤においては、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤の整備のため、構内ごとにKUINS（京都大学学術情報ネットワークシステム）の館内スイッチ・末端スイッチを更新する計画に基づき、平成29年度以降、構内ごとに順次スイッチの更新を実施した。仕様策定時に、更新を行なう構内毎に必要な台数について適切な台数となるよう再度調査のうえ検討し直した結果、館内スイッチを集約することができたため、予算額を下回る金額で契約を締結することができた。また、スマートフォンなど新たなデバイスへの対応やBYOD（Bring your own device）の考え方を受けて、急増する無線ネットワークの需要に対応すべく、共用スペースにおけるアクセスネットワーク環境を整備した。令和元年11月時点で、設置している無線LANアクセスポイント台数の総計は、2,785台である。</p>	
	<p>【69】教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上、施設設備の老朽化対策及び防災機能強化に向けた以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスマスタープランに沿った、環境負荷低減の継続・促進及びパブリックスペース・アクティブラーニングスペース等の確保などを踏まえた施設整備 ・施設設備の長寿命化に資する計画の策定に向けた取組の推進及び教育・研究・医療活動に著しく支障のある老朽施設の機能改善 	<p>IV</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【69】教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、キャンパスマスタープラン2018に掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等を含む「京都大学医学部附属病院施設マスタープラン」に基づき、総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・iPS等臨床試験センター棟について、整備を完了した（令和元年9月）。また、臨床研究棟（旧北病棟）及び中央診療棟について、令和3年度及び令和5年度の整備完了に向けて改修工事を進めた（令和元年度時点でそれぞれ2%、1%が完了）。さらに、教育・研究・学生支援環境の質の向上に反映させるため、キャンパスマスタープラン2018に</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内の基盤設備の計画的な改善 ・非構造部材やライフラインの耐震化などによる防災機能の強化 ・平成 28 年度に策定した整備計画に基づいた、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤の整備・運用及び必要に応じた整備計画の見直し 	<p>掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等をふまえ、<u>（桂）図書館について、整備を完了した（令和元年9月）。また、ウイルス再生研3号館について、令和2年度の整備完了に向けて改修工事を進めた（令和元年度時点で98%が完了）。</u></p> <p>加えて、キャンパスマスタープラン2018に沿って、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた計画の継続的な見直しを引き続き行った。</p> <p>老朽施設の長寿命化や建物内の基盤設備の改善を推進するため、令和2年1月開催の施設整備委員会において、平成28年度に策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づきインフラ長寿命化計画（個別施設計画）が了承された。3月開催の部局長会議及び役員会にて審議の上、個別施設計画を策定した。</p> <p>また、<u>平成30年度に策定した令和元（2019）年度～令和3（2021）年度の「施設修繕計画」（各部局において施設維持改善費を支出する仕組み）のうち令和元（2019）年度実施計画事業18件を実施し、老朽化した教育研究施設の機能回復、安全安心の確保、教育研究活動の継続、及び施設の長寿命化を推進した。また、本計画から新たに追加した緊急対応枠（新たに発生した緊急性の高い事業の機動的な修繕を可能とする仕組み）において2件を追加実施した。</u></p> <p>非構造部材やライフラインの耐震化などによる防災機能を強化するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非構造部材の耐震化について、医学部構内及び薬学構内のブロック塀安全対策を計画・実施した（令和2年2月完了）。 ・吉田団地、宇治団地・熊取団地・犬山団地のライ
--	--	--

			<p>フライン耐震化について、屋外ガス設備等耐震化を計画・工事着手した（令和2年3月完成予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田団地のライフラインの安全性向上について、受変電設備等の更新を計画・実施した（令和2年3月完了）。 ・吉田団地のライフラインの安全性向上について、特別高圧受変電設備の更新を計画・実施した（令和2年1月完了）。 <p>高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤を整備するため、構内ごとに京都大学学術情報ネットワークシステム KUINS(Kyoto University Integrated information Network System)の館内スイッチ・末端スイッチを更新する計画が、平成28年度の京都大学重点戦略アクションプランで採択された。平成29年度以降、各構内ごとに順次スイッチの更新を実施している。<u>令和元年度は、宇治キャンパスの全体と吉田南構内の半数程度（館内スイッチ29台、末端スイッチ206台）の更新を実施した（令和2年3月完了）。</u>また、更新に係る仕様策定時に、更新を行なう構内毎に必要な台数について適切な台数となるよう再度調査・検討し、見直した結果、館内スイッチ・末端スイッチそれぞれの台数が変更となったため、<u>予算額を下回る金額で契約を締結することができた。</u>令和元（平成31）年度の予算残額913千円を令和2年度以降に繰り越すことによって、<u>令和4年度に実施予定であった本部南構内のスイッチ更新の一部を令和3年度に繰り上げて実施する計画へと、整備計画を見直した。</u></p>	
<p>【70】教育研究等活動の推進に向けて、スペースの弾力的運用、プロジェクト研究等に対応</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略） スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース（スペースチャージ制適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の全学共用スペースの適切な運用を行う。 ・本部構内再配置計画の進捗に

<p>する共用スペースを新たに確保するとともに、スペースチャージ制の適用範囲や活用方法を見直し、制度をよりの確かつ効果的に推進する。また、改修、修繕等により変化した施設設備等の実態について、点検評価を実施し、これに基づき財源等も踏まえたうえで、機能保全・維持管理計画の対象範囲を拡充し、それを着実に実施して施設マネジメントを推進する。</p>		<p>用) 創出のため、主として以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新たに総合研究 16 号館 (旧 RI 実験棟) 及び坂記念館の一部をプロジェクト研究等に対応する全学共用スペース (長期利用スペース) として利用することとし、施設整備委員会において採択基準に基づき審査を行い、入居者の選定を行った。</u> ・ <u>スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出のため、既存スペースの活用状況を把握する必要があることから、建物利用状況調査を実施した。その結果について調査対象の各部局へフィードバックし、スペースの利用状況を周知するとともに、今後の利用計画の検討を促した。</u> ・ <u>総合研究 15 号館 (旧建築学教室本館) の一部を新たに全学共用スペース (長期利用スペース) とし、施設整備委員会において、採択基準に基づき審査を行い入居者の選定を行った。</u> ・ <u>楽友会館別館を新たに全学共用スペース (暫定利用スペース) とし、スペース需要に柔軟に対応できる共用スペースを創出した。</u> ・ <u>総合研究 2 号館の倉庫利用であったスペースを居室利用スペースに転用するスペースマネジメントを実施し、さらなる共用スペース創出のため、当該スペースを全学共用スペース (暫定利用スペース) とした。</u> <p>機能保全・維持管理計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進するため、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設修繕計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進するため、</u> 	<p>もとづき、新たな全学共用スペースの創出を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能保全・維持管理計画 (中長期維持保全計画) に基づく基幹設備 (ライフライン) 更新を行う。 ・ 「施設修繕計画」を実施する。
---	--	---	---

			<p><u>施設修繕計画に係る機能保全、維持管理に資する整備事業を計画どおり実施した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中長期維持保全計画」に基づき、<u>受変電設備の点検、更新、修繕を実施した。</u> 「京都大学吉田地区自家給水施設中長期維持保全計画」に基づき、<u>自家給水設備の点検、更新、修繕を実施した。</u> <p>平成 30 年 9 月開催の施設整備委員会において、これまでの検証を踏まえ、事後保全から予防保全型への施設整備へ転換するためのユーザー負担金の引き上げ及び新たに発生した緊急性の高い事業の機動的な修繕を可能とする仕組みを追加した令和元年度～令和 3 年度における施設修繕計画の策定方針を承認した。</p>	
	<p>【70】スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出を推進するとともに、機能保全・維持管理計画及び平成 30 年度に見直した施設修繕計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進する。また、機能保全・維持管理計画の実施状況を検証し、平成 32 年度以降に実施する同計画を見直す。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【70】スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>総合研究 5 号館（320 m²）、総合研究 9 号館 A 棟（664 m²）、東門衛所及び倉庫（126 m²）を新たに全学共用スペース（暫定利用スペース）とし、スペース需要に柔軟に対応できる共用スペースを創出した。</u> 全学共用スペース（長期利用スペース）の使用期間満了に伴い、令和 2 年 2 月に施設整備委員会において、採択基準に基づき審査を行い入居者の選定を行った。 全学共用スペース（長期利用スペース）の有効活用促進のためスペースの流動化を図ることを目的に、定期公募のみであった募集を定期公募後に発生した空室については、令和 2 年 3 月より随時 	

		<p>公募として入居申請の受付を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合研究 16 号館の機械室利用であったスペースを居室利用スペースに転用するスペースマネジメントを実施し、さらなる共用スペース創出のため、当該スペースを全学共用スペース（長期利用スペース）とした。 <p><u>上記取組に伴い、令和元年度末現在の全学共用スペースは 62,932 m²であり、そのうち 57,158 m²が教育研究に有効に活用されている。</u></p> <p>機能保全・維持管理計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設修繕計画に係る機能保全・維持管理に資する整備事業（令和元（2019）年度は基幹設備更新を含む計 21 件）のうち、（中央）本部構内污水管改修等事業をはじめ、3 件の「令和元（2019）年度基幹設備整備事業」を計画通り完了した。</u> ・「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中長期維持保全計画」に基づき、受変電設備の点検、更新、修繕を実施した。 ・「京都大学吉田地区自家給水施設中長期維持保全計画」に基づき、自家給水設備の点検、更新、修繕を実施した。 <p>また、<u>機能保全・維持管理計画の実施状況を検証し、改修や修繕等の実施状況に応じて以下の見直しを実施した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中長期維持保全計画」の受変電設備の改修及び修繕周期 ・「京都大学吉田地区自家給水施設中長期維持保全計画」の基幹設備等（ライフライン）の改修及び修
--	--	---

			<p>繕周期</p>	
<p>【71】民間資金を活用した事業方式(PFI等)の導入等、多様な財源を活用し、(桂)総合研究棟Ⅴ、(桂)福利・保健管理棟施設整備事業、(南部)総合研究棟施設整備事業、(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備事業、(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)施設整備事業、(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業を実施する。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p><u>PFI事業について、以下のとおり維持管理業務を着実に実施した。終了したPFI事業に関しては、維持管理業務の大学への移管を確実に実施するため、逐次関係者協議会及びモニタリング調査を実施し、進捗状況の確認や検討事項の共有を行うことにより適切な状態で引渡しを受けた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(桂)総合研究棟Ⅴ：平成18年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始、平成30年3月末終了 ・(桂)福利・保健管理棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始、平成30年3月末終了 ・(南部)総合研究棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始、平成30年3月末終了 ・(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)：平成18年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始、平成31年3月末終了 ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等：平成24年9月竣工、同年10月より維持管理業務開始 ・(南部)医薬系総合研究棟：平成29年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 <p>また、<u>民間資金を活用した事業方式(PFI等)による(川端)熊野職員宿舎整備・運営事業について、月に一度関係者による定期報告会を行い、進捗状況の確認や検討事項の共有を行うことにより、平成29年2月に施設整備が完了し、同年3月から維持管理業務を開始した。</u></p> <p>さらに、<u>民間資金を活用した事業方式(PFI等)による東山二条(旧公務員宿舎跡地)及び百万遍</u></p>	<p>各PFI事業等について、維持管理業務を確実に実施する。</p>

	<p>【71】民間資金を活用した事業方式による施設整備（外国人研究者等の宿舎整備等）を推進し、平成31年度中の完成を目指す。また、各PFI事業等については、平成31年度分の維持管理業務を確実に実施する。</p>	<p>III</p>	<p><u>（旧府警宿舎跡地）の外国人研究者等の宿舎について、令和元年度の整備完了（東山二条50戸、百万遍86戸の計136戸）に向けて工事を進めた。</u></p> <p>（平成31事業年度の実施状況） <u>【71】民間資金を活用した事業方式による、東山二条（旧公務員宿舎跡地）及び百万遍（旧府警宿舎跡地）の外国人研究者等の宿舎について、整備を完了した（令和元年9月完了）。（東山二条50戸、百万遍86戸の計136戸）</u></p> <p>また、<u>企業からの寄附により宇治グラウンド（グラウンド2面（2.2ha）及び運動場部室（436㎡）の整備を行った（令和2年2月竣工）。</u></p> <p>その他平成31年度に計画したPFI事業について、以下のとおり維持管理業務を着実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等：平成24年9月竣工、同年10月より維持管理業務開始 ・（南部）医薬系総合研究棟：平成29年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（川端）ディアクレスト京大熊野：平成29年2月竣工、同年3月より維持管理業務開始 	
--	---	------------	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要目標
 ② 環境管理に関する目標

中期目標	・国内の大学等为先導し協働を進め、国際社会に対し積極的な役割を果たすため活動を行っている本学のサステイナブルキャンパス構築に向けた取組を通じて、教育・研究・医療等の活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するとともに、構成員の環境意識向上を図る。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【72】サステイナブルキャンパスの構築に向け、環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備を実施するとともに、環境配慮啓発活動を推進し、他大学にも働きかけながら学生・教職員がともに考え協働する取組を実施する。			III	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>環境賦課金制度（註 1）を活用した環境負荷低減に資する整備として、各年度環境賦課金計画に基づき、着実に ESCO 事業（註 2）及び省エネ改修工事を実施するため、高効率空調設備等への改修や LED 照明の導入、ESCO 事業の新規契約・継続を進めた。</u></p> <p>なお、これまでの取組の検証として、環境賦課金制度を導入した平成 20 年度から平成 30 年度までの推移を見ると、建物延床面積が 16%増加する一方で、エネルギー消費量はほぼ横ばいであった。その結果、単位面積当たりのエネルギー消費量は、平成 20 年度比で平成 30 年度までに約 11%削減（年平均 1%）を達成しており、今後も環境賦課金制度の継続により、一定の削減効果が期待できる。</p> <p>（註 1）環境賦課金制度とは、各部局のエネルギー消費量の 4～5%に対して賦課金を徴収するとともにほぼ同額を全学経費から支出し、これを原資として省エネルギー対策事業等を実施する本学独自の制度である。これまでの継続的な取組みと成果が評価され、<u>平成 30 年度省エネ大賞（一般財団法人省エネルギーセンター主催、経済産業省後援）</u>において、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備を実施する。 ・学内の講習会等の事業、省エネルギー啓発ポスター、Web サイト等を活用した環境配慮啓発活動を実施するとともに、必要に応じて掲載情報の更新を行う。 ・サステイナブルキャンパス構築のため、他大学にも働きかけながら、より多くの学生・教職員が共に考え、協働できる場を提供するとともに、学内にて事業等の開催を実現し、学生・教職員の参加数増加を実現する。

		<p><u>省エネ事例部門の省エネルギーセンター会長賞を受賞した。</u></p> <p>(註2) ESCO 事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービス（設計、施工、維持管理等）を ESCO 事業者が提供し、定められた期間にそれによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証する事業である。</p> <p>学内における環境配慮啓発活動の推進に向けて、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境報告書を作成してホームページで公開するとともに、日英併記版冊子を作成して公表した。</u> ・環境配慮行動の推進の広報・啓発資料として、クールビズ及びウォームビズのポスターを作成して、学内掲示板サイト掲載等により周知した。 ・新規構成員への環境配慮啓発活動の一環として、新入生向けに環境報告書（日英併記版）を配布するとともに、<u>全学機構ガイダンス（新大学院生・留学生対象）で環境負荷低減の必要性等について説明を行った。</u> <p>学生・教職員がともに考え、協働できる場（サステイナブルキャンパス構築に向けた方策・知見についての情報収集とその実施が可能な場）の提供に向けて、本学は他大学との協働でサステイナブルキャンパス推進協議会（CAS-Net JAPAN）を平成 25 年度に設立し、その事務局を担っている。<u>日本・中国・韓国・タイのネットワーク組織が中心となって開催している、アジアのサステイナブルキャンパス構築を推進する ACCS (Asian Conference on Campus Sustainability) に参加するとともに、京都大学「サステイナブルキャンパス構築」シンポジウムを</u></p>	
--	--	--	--

			<p>京都大学にて開催し、国内外での取組についての情報収集、意見交換等を行った。その他、サステイナブルキャンパス構築に関する世界の最新動向を情報収集するため、国際サステイナブルキャンパスネットワーク（ISCN）及び米国メリーランド州ボルティモアで開催された高等教育サステイナビリティ推進協会（AASHE）の年次大会へ参加し、本学の取組の発表やミーティングを行う等の取組を行った。</p>	
	<p>【72】サステイナブルキャンパスの構築に向け、環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備（LED照明設備整備、高効率空調設備整備、既存設備の運用改善のための設備整備等省エネルギー・CO2排出量削減に関する整備）を引き続き実施するとともに、平成30年度までの実施内容の検証結果を踏まえ、今後も環境負荷低減効果が見込める方策の導入検討を行う。学内において様々な情報伝達媒体を活用しながら環境配慮啓発活動を推進するとともに、他大学にも働きかけながら学生・教職員がともに考え、協働できる場（サステイナブルキャンパス構築に向けた方策・知見についての情報収集とその実施が可能な場）の提供に取り組む。また、平成30年度に行った検証の結果を踏まえて、効果的な啓発活動を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【72】平成20年度より導入した本学独自の環境賦課金制度は、第Ⅲ期事業期間（2016～2021年度）に入っている。引き続き、高効率空調設備への更新やLED照明の導入等を実施するため、環境・エネルギー専門委員会において令和元（平成31）年度の環境賦課金事業の実施計画について審議し、その計画に基づき<u>省エネ改修工事28件を実施した。</u></p> <p>環境賦課金制度を活用した平成30年度の整備によるエネルギー削減見込量は23,675(GJ)で、これは前年度比1.2%に相当する。一方検証の結果、平成30年度のエネルギー使用量原単位は1,885(MJ/m²年)で前年比2.2%減、二酸化炭素排出量原単位は85.5(kg-CO₂/m²年)で前年比11.3%減（電気事業者係数換算）であった。いずれも前年比1%減という目標を達成しており、<u>計画通りの環境負荷低減を確認することができた。</u></p> <p>学内における環境配慮啓発活動の推進のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書を作成してホームページで公開するとともに（令和元年9月）、日英併記版冊子を作成・公表を継続して実施した（令和元年10月）。 ・環境配慮行動の推進の広報・啓発資料として、クー 	

		<p>ルビズ及びウォームビズのポスターを作成して、学内掲示板サイト掲載等により周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都大学の電力使用状況がリアルタイムで分かるサイトも Web 上に公開している。また、新規構成員への環境配慮啓発活動の一環として、全学機構ガイダンス（新大学院生・留学生対象）で環境負荷低減に関する取組についての説明を行った（平成 31 年 4 月・令和元年 10 月）。 <p>学生・教職員がともに考え、協働できる場（サステイナブルキャンパス構築に向けた方策・知見についての情報収集とその実施が可能な場）の提供のため、本学は他大学との協働でサステイナブルキャンパス推進協議会（CAS-Net JAPAN）を平成 25 年度に設立し、その事務局を担っており、平成 31（令和元）年度は以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステイナブルキャンパス構築に向けた方策・知見についての情報収集とその実施が可能な場として、他大学と協働で平成 25 年度にサステイナブルキャンパス推進協議会（CAS-Net JAPAN）を設立し、京都大学はその事務局を担っている。CAS-Net JAPAN 2019 年次大会をホスト校である名古屋大学との協働で開催する（令和元年 11 月、115 名参加）とともに、2020 年次大会については東日本国際大学にホスト校の依頼を行った（令和元年 11 月）。 ・<u>日本・中国・韓国・タイのネットワーク組織により同濟大学（上海）で開催されたアジアサステイナブルキャンパスネットワーク（ASCN: Asian Sustainable Campus Network）の年次大会（令和元年 6 月）に参加した。</u> <p><u>これまでの取組の検証として、環境賦課金制度を導入した平成 20 年度から平成 30 年度までの推移を見ると、建物延床面積が 16%増加する一方で、エネルギー</u></p>	
--	--	---	--

			<p>消費量はほぼ横ばいであった。その結果、単位面積当たりのエネルギー消費量は、平成 20 年度比で平成 30 年度までに約 11%削減(年平均 1%)を達成しており、今後も環境賦課金制度を活用した設備更新等の継続的な実施により、一定の削減効果が期待できる。</p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要目標
 ③ 安全管理に関する目標

中期目標

- ・教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の防止及び安全確保を進める。
- ・大学の危機管理機能を充実・強化する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するために、実験室等の安全な教育研究及び医療環境を整え、その体制の最適化を進め、安全管理体制を強化するとともに、災害の未然防止に注力する。また、発生した災害等については、速やかに把握・分析し、その情報を全学で共有して再発防止に活用する。さらに、外国人研究者、留学生を含めた全構成員に対する化学物質等に係る安全教育を充実させ、安全意識の醸成に向けた取組を実施する。			III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するため、主として以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業医等の巡視として、毎月 1 回産業医および衛生管理者が巡視を実施し、実験室等の状況を確認し必要に応じて要改善事項を指摘した。改善指摘事項は改善率が 100%になるまで報告を義務付け、改善結果を確認することで災害発生の低減を図っている。</u> ・<u>実験室等において化学物質等の作業環境測定を着実に実施した。</u>改善が必要な実験室について適切に改善指導することにより、教育研究および医療環境を整え、教職員および学生等の安全を確保した。 安全管理体制の最適化や強化のため、主として以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設部環境安全保健課において、監査室、プロパティ運用課と協働で防火防災に関する業務監査を実施した。</u>書面による管理体制の調査結果を基に、複数部局が入居する建物の防火防災体制について実地監査を実施のうえ間 	第 3 期中期目標の達成を見据えた取組を継続して実施し、教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の防止及び安全確保を進める。

			<p><u>題点を抽出し、管理体制の改善、適正化を図るため部局長会議等において報告し、災害の未然防止に努めた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各構内において火災が複数発生したことを受け、緊急時の連絡体制の見直しを進め、夜間・休日に火災が発生した場合には門衛所から直接、環境安全保健機構に連絡するよう連絡体制の整備を行った。また、<u>放射線施設における火災初動期の対応について、関係部局に具体的な対応の再確認及び必要に応じた体制の再構築を通知することで、実効的な安全管理体制の構築を推進した。</u> <u>発生した火災の原因を把握・分析のうえ、その結果に基づき、再発防止のため全学構成員を対象とした臨時の安全衛生講習会をプロパティ運用課及び消防署の協力のもと実施した。</u>臨時の講習会においては実際に火を使った燃焼実験を実演するとともに、再発防止に役立てることを目的として、申し出のあった部局や研究室に講習会資料や燃焼実験の動画を提供した。 <p>より効率的、効果的な、化学物質等に係る安全教育の充実のため、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>大学院生、研究生及び学部の新入生を対象とした全学機構ガイダンスを実施し、安全衛生教育の充実を図った。</u>留学生を対象とした英語による全学機構ガイダンスについても同時期に実施した。 <u>外国人研究者を含む新採用の教員を対象として、新規採用教員研修を実施し、安全衛生に対する意識向上を推進した。</u> 	
--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・研究者及び事務職員に対しては、<u>安全衛生管理指針(一般版)を作成し、雇入れ時安全講習会に活用した。同指針については外国人研究者向けに英語版も作成し、日本語版と同様に活用した。</u> ・<u>化学物質管理システムの取扱いに関し管理者向けの英語マニュアルを作成し、動画をホームページに掲載した。</u> 	
	<p>【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するために、実験室等の安全な教育研究及び医療環境を整えとともに、安全管理体制の最適化や強化のための方策を検討し、平成 30 年度までの取組の検証結果に基づき、必要に応じて改善・実行する。また、発生した災害等については、速やかに把握・分析し、その情報を全学で共有して再発防止に活用するとともに、必要に応じて共有・活用する方法を改善する。さらに、外国人研究者、留学生を含めた全構成員に対する、より効率的、効果的な、化学物質等に係る安全教育について、充実に向けた計画を実施する。加えて、メンタルストレスへの対応策としてストレスチェックを実施し、その結果を活用してメンタルヘルス不調を防止するとともに、教職員・学生等の健康を増進するため、ヘルシーキャンパス運動等の取組を継続実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医等の巡視として、毎月 1 回産業医および衛生管理者が巡視を実施し、実験室等の状況を確認し必要に応じて要改善事項を指摘した。改善指摘事項は改善率が 100%になるまで報告を義務付け、改善結果を確認することで災害発生の低減を図っている。 ・<u>実験室等において化学物質等の作業環境測定を着実に実施した。改善が必要な実験室について適切に改善指導することにより、教育研究および医療環境を整え、教職員および学生等の安全を確保した。</u> <p>安全管理体制の最適化や強化のため、令和元（平成 31）年度は放射性同位元素の規制に関する法令改正に伴い本学の規程を全面改正し、総務部リスク管理掛による危機管理計画（R I 事故・災害編）の策定に協力した。また平成 30 年度までの取組の検証結果に基づき、緊急時の危機対応を実効的なものとするため、<u>規程及び危機管理計画に関する説明会を開催し、部局の危機管理意識の向上を図るとともに、複数部局が同居する構内において、R I 火災を</u></p>	

		<p><u>想定した消防防災訓練を実施し、安全管理体制の検証を進めていくこととした。</u></p> <p>また、平成 30 年度から火災、小火の発生が続いているため、その対応として衛生委員会、講習会やニュースレター等様々な機会を利用して注意喚起を行っており、<u>更に産業医および衛生管理者の巡視において防火に関する確認を強化し、再発防止に向けた活動を継続して実施している</u>（防火関係指摘件数：平成 30 年度 23 件、令和元年度 36 件（令和元年 11 月末現在））。</p> <p>より効率的、効果的な、化学物質等に係る安全教育を充実するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院生、研究生及び学部の新入生を対象とした全学機構ガイダンスを情報環境機構、図書館機構と共に実施し安全衛生教育の充実を図った（4 月及び 10 月、計 3,431 名参加）。留学生を対象とした英語による全学機構ガイダンスについても同時期に実施した（4 月及び 10 月、計 121 名参加）。 ・外国人研究者を含む新採用の教員を対象として、新規採用教員研修を実施し、安全衛生に対する意識向上を推進した（5 月及び 10 月、計 284 名参加）。 ・<u>化学物質管理・取扱講習会の資料を英訳し講習会で配布するとともにホームページに掲載し外国人研究者、留学生を含めた教育訓練を推進した。</u> <p>メンタルヘルス不調を防止するため、京都大学が雇用する教職員（5 月 1 日付在職者）のうち 1 週間の勤務時間が 20 時間以上の社会保険加入者を対象とし、9 月 2 日～11 月 29 日の期間を 4 期に分け、<u>WEB によるストレスチェックを実施し、高ストレスが疑われる者に対してカウンセラーによる面談を</u></p>
--	--	---

			<p>行うとともに、高ストレス者に対しては産業医による面談を行った。</p> <p>教職員・学生等の健康を増進するために、ヘルシーキャンパス運動を推進しており、これに関する取組を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学生・教職員等を対象に、4週間、歩数を計測し、月まで歩くことを目指す企画「ウォーキングチャレンジ」を実施した（11月1日（金）～11月30日（土）、1561名参加）。</u> ・<u>ウォーキング・エクササイズ（47名参加）、マインドフルネス（55名参加）、ランチ栄養講座（33名参加）、肩こりケア（96名参加）等、様々な企画を実施した。</u> 	
<p>【74】大規模災害等発生時における学生、教職員等の安全を確保するため、危機管理体制を充実させるとともに、大学間等の相互協力体制を充実させる。また、事業継続計画に基づく訓練を実施し、計画を適宜見直すことにより、大規模災害等発生時における初動体制を充実させる。</p>		<p>III</p>	<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略） 危機管理体制を充実させるため、主として以下の取組を行った。</p> <p>【安否確認システムの運用の開始、訓練の実施及び訓練結果の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から、<u>安否確認システムの正式運用を開始した。</u>同システムの運用実績としては、大阪府北部を震源とする地震や台風21号などの災害時には構成員が自主的に登録を行っており、また、同システムを活用し全学訓練（1回）と部局訓練（4回）を実施した。 ・構成員への同システムの周知については、地震対応マニュアルに追記して広報を行った他、全学訓練実施前に教職員ポータル、KULASIS（教務情報システム）に掲示するとともに、全構成員に対して一斉メールを送 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時協定に係る具体的な協力体制の構築を検討する。 ・危機管理体制を充実させるため備蓄食料、防災資機材の充実及び更新を継続する。 ・防災資機材を活用した防災訓練等を検証し、実施する。 ・危機対策本部と部局対策室の合同訓練を実施して、検証を行う。 ・安否確認システムの周知、一斉訓練の実施とその結果検証、見直しを継続して実施し、訓練参加率の向上を図る。

			<p>信し、また、教員から授業の際に学生への広報を実施するなどの方法で行った。</p> <p>・平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震における対応及び全学訓練等の結果を検証した結果、<u>安否確認システムの運用範囲の拡大、部局での登録訓練の実施促進など、26項目の改善等を要する問題点や課題等が抽出された。課題については、緊急性や重要度に応じて、危機管理委員会へ附議するなどして、順次見直しを行った。</u></p> <p>(主な見直し項目等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安否確認システムの運用開始の範囲の拡大 ○安否確認システムの画面表記や検索方法の見直しの実施 ○部局防災訓練等での安否確認システムを活用した運用訓練の実施の推進 ○構成員向けリーフレット、操作マニュアルの見直し <p>【備蓄食料や防災資機材等の保管状況点検、使用訓練等の実施】</p> <p>各構内、キャンパス等では、年間計画に基づいて、総合防災訓練等を実施しており、その訓練項目として、防災資機材を使用した訓練を実施した。また、<u>備蓄食料等、防災資機材の点検については、備蓄食料の更新時期に合わせて、各部局に点検依頼の文書を発出して実施した。</u></p> <p>【災害時の行動計画を踏まえた他大学との連携体制の見直しの実施】</p> <p>大規模災害時における近畿地区国立大学法人間の相互協力体制を充実させるため、災害時協定をより実効性の高い協定となるよう具体的な</p>	
--	--	--	--	--

			<p>災害支援の体制や物資について検討すべき課題をまとめ、<u>主要大学である大阪大学及び神戸大学の危機管理担当の実務者に照会した。</u></p> <p>大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）（以下「BCP」という）に基づく訓練を実施し、計画を適宜見直すことにより、大規模災害等発生時における初動体制を充実させた。主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>BCPに基づき、全学を対象に「安否確認システムを活用した危機対策本部等運用訓練」を実施した。訓練は、安否確認システムへの登録・運用操作、危機対策本部・部局対策室の設置等について行った。</u> ・危機対策本部運用訓練を、部局や構成員から報告される災害情報に応じて危機対策本部の対応等をその場で決定していくブラインド型訓練で実施し、構成員の安否状況及び部局の被災情報等を収集、集約、分析するとともに、災害対応の検討資料の作成、部局等への情報提供を実施した。 ・各構内、キャンパス等では、年間計画に基づいて総合防災訓練等を実施しており、その訓練項目として、防災資機材を使用した訓練を実施した。 ・平成30年4月1日付けで危機管理基本計画及び危機管理計画（地震編）を一部改正したことに伴い、部局危機管理計画（地震編）の手引きを改訂し、5月11日に各部局の部局危機管理計画（地震編）の改正を依頼した。 ・BCPに基づき、平成27年度から学外データセンター（群馬県館林市）にサーバを置き重要なデータ（基幹業務システム、ホームページ、事務用統合ファイルサーバ等のデータ） 	
--	--	--	--	--

			<p>のバックアップを実施しており、平成 28 年度以降も引き続き実施するとともに、基幹業務システムについては、平成 31 年 2 月の事務用汎用コンピュータ更新に伴い、平成 31 年 2 月から外部クラウド (AWS) 上にサーバを構築し、クラウド (AWS) 上のストレージ (S3) に仮想サーバイメージ及びデータのバックアップを開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度、医学部附属病院の事業継続計画が制定されたことを受け、平成 30 年度の危機管理委員会で報告を受けた。平成 25 年に策定した <u>BCP においても附属病院の事業継続計画を考慮に入れた見直しについて検討を行った。</u> 	
	<p>【74】危機管理体制を充実させるため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画 (BCP) の見直しの実施 安否確認システムの運用及び訓練の実施 災害用備蓄品の見直しの実施 備蓄食料等及び防災資機材の保管状況の点検、使用訓練の実施 大規模災害発生時における他大学との協定を踏まえ、具体的連携体制の検討の実施 危機管理計画 (R I 災害編 (仮称)) の策定 <p>また、大規模災害等発生時における初動体制を充実させるため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画 (BCP) に基づく訓練の実施 部局対策室の行動計画及び危機対策本 	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【74】危機管理体制を充実させるため、以下の取組を行った。</p> <p>【事業継続計画 (BCP) の見直しの実施】 <u>医学部附属病院の事業継続計画 (BCP) と危機管理計画 (地震編、R I 事故・災害編) を考慮した BCP の見直しの検討を行い、災害用食料等の配置基準の見直し、授業休講基準等の規定化、他大学との連携強化策の検討を行った。</u></p> <p>【安否確認システムの運用、訓練の実施及び訓練結果の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 4 月から正式運用を開始した <u>安否確認システムの運用実績として、訓練を 6 回 (全学一斉訓練 1 回、部局訓練 5 回) 実施した。</u>なお、災害での運用実績はなかった。 全学一斉訓練の登録状況は、教職員、外国人が微増したが、学生が微減したため、68.5%と昨年 	

	<p>部各班の行動要領に基づく訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の訓練結果を検証し、必要な見直しの実施 ・防災資機材を活用した防災訓練の実施 ・災害時のBCPの観点から、重要データの学外での定期的なバックアップの継続を実施 ・災害時広報として、情報発信方法の検討を実施 	<p>(68.8%) とほぼ横ばいの状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システムの周知は、外国語リーフレットを作成し配付した他、新入生ガイダンス時、全学一斉訓練実施前には教職員ポータル、教務情報システム(KULASIS)、全構成員に対する一斉メール及び授業時での学生への周知等により実施した。また、各部局に対して防災訓練の際には安否確認システムを活用するように周知した。 ・令和元(平成31)年度は、平成30年の大阪府北部を震源とする地震や全学一斉訓練等の結果を検証して、運用範囲の拡大や登録画面、運用操作など27項目の改善を行うとともに、個人情報保護の強化のため外国人構成員をデータベース上から除くこととし、外国人用集計システムを作成し、試行した。 ・登録状況は、昨年度実績とほぼ同様であったが、学生の登録が60%を下回った。また、システムの運用や操作に係る大きな課題はなかったが、外国人構成員の登録状況の集計や情報共有のあり方などについて構築する必要性が認められた。 <p>(主な見直し項目等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人構成員も含めた安否確認システム登録データの集計システム ○外国人構成員の登録状況の情報共有及び提供方法 ○学生への安否確認システムの広報周知方法の再検討 <p>【備蓄食料や防災資機材等の保管状況点検、使用訓練等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用備蓄品の配置基準の見直しのため、その根拠となる部局等及び構成員数の調査を実施した。 ・本年度の災害用備蓄品の更新にあたっては、法定義務のある施設(医学部附属病院、複合原子力科
--	---	---

		<p>学研究所、東京オフィス)の基準数を考慮した更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>部局等及び構成員数の調査結果に基づき、来年度以降の災害用備蓄品整備計画を策定し、併せて「京都大学災害用備蓄品管理運用要領」を改正した。</u> ・備蓄食料等、防災資機材の点検については、令和2年2月の備蓄食料の更新時期に合わせて、各部局に点検依頼の文書を発出して実施した。また、各構内、キャンパス等では、年間計画に基づいて、総合防災訓練等を実施しており、その訓練項目として、防災資機材を使用した訓練を実施した。 <p>【災害時の行動計画を踏まえた他大学との連携体制の見直し等を実施】</p> <p><u>大規模災害時における近畿地区国立大学法人間の相互協力体制を充実させるため、現行の災害時協定をより実効性の高い協定となるよう具体的な災害支援の体制や物資について課題を抽出し、主要大学である大阪大学及び神戸大学の危機管理担当者と意見交換会を開催し検討した。</u></p> <p>【危機管理計画（R I 災害編（仮称））の策定】</p> <p><u>学内の放射線施設等 18 部局 41 施設（複合原子力科学研究所を除く）を対象とした、「危機管理計画（R I 事故・災害編）」を策定し、令和元年 8 月 30 日付けて運用を開始した。</u></p> <p>放射性同位元素総合センターで検証訓練を実施して、「危機管理計画（R I 事故・災害編）」の実効性の確認と課題の抽出を行った。また、訓練の結果を踏まえて、危機管理委員会で改正を行った。</p> <p>また、大規模災害等発生時における初動体制を充実させるため、以下の取組を行った。</p>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業継続計画 (BCP) に基づき、令和元年 7 月 3 日、全学を対象に「安否確認システムを活用した危機対策本部等運用訓練」を実施した。訓練内容は、安否確認システムへの登録・運用操作、危機対策本部・部局対策室等の設置等で、登録訓練に 24,103 名、危機対策本部運用訓練に約 65 名、部局対策室等運用訓練に約 120 名が参加した。</u> ・<u>部局対策室の行動計画に基づく訓練の実施のため、危機管理基本計画及び危機管理計画（地震編）の一部改正（平成 31 年 4 月 1 日付け）に伴い、部局危機管理計画（地震編）の手引きを改訂し、5 月 15 日に各部局の部局危機管理計画（地震編）の改正を依頼した。（進捗状況：改正済 8 計画（15 部局））</u> ・<u>危機対策本部各班の行動要領に基づく訓練の実施のため、災害発生当初の情報処理等を主体に危機対策本部各班の班別活動要領（案）を作成した。また、危機対策本部各班（10 班 約 65 名）を対象に訓練に向けた説明会を実施した（6 月 27 日）。そのうえで、危機対策本部等運用訓練（7 月 3 日）を実施し、危機対策本部各班の班別活動要領（案）を試行した。訓練はブラインド形式で実施するとともに、部局からの情報は、情報共有ツール（グループフォーム）を試行して実施したため、同訓練において取り扱った災害情報の処理量は、紙ベースであった昨年度の 5 倍となった。また、京都大学ホームページを使用して訓練情報の発信を行った。</u> ・<u>上記の訓練結果（部局対策室等の行動計画及び危機対策本部各班の行動要領に基づく訓練の実施）を検証し、実効性が認められた情報共有ツール（グループフォーム）については、正式に運用するため、危機管理基本計画及び危機管理計画（地震編）の一部改正（10 月 1 日付け）を行った。ま</u>
--	--	--

		<p><u>た、危機対策本部各班の班別活動要領（案）については、部局の訓練実施状況や対策本部各班からの意見等を踏まえて、策定を検討した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各構内、キャンパス等では、年間計画に基づき総合防災訓練等を実施し、その訓練項目として、<u>防災資機材を使用した訓練を実施した。</u> BCP の観点から、<u>重要データの学外での定期的なバックアップの継続のため、前年度に引き続き、外部クラウドサーバ（AWS）を利用した事務用汎用コンピュータにおいて、一部のデータセンター群で障害が発生しても他のデータセンター群を利用して約1日前後でサービスを再開できるよう、各システムの仮想サーバ（EC2）を物理的に距離が離れた複数（3つ）のデータセンター群（アベイラビリティゾーン）に分割して設置し運用している。</u>また、クラウド（AWS）上の別ストレージ（S3）に仮想サーバイメージおよびファイル単位のバックアップデータの保存を継続して行った。また、事務用の重要データのバックアップ体制については、情報環境機構が全学に提供している「事務用統合ファイルサーバ」により展開しており、このサービスは、各部署・各部局での機器の維持・管理作業を軽減することができるうえ、バックアップも可能となるものであり、令和元年度においても引き続き提供した。（利用者数：令和元年度末時点1,882名、前年度比+372名） <u>安否確認システムを活用した危機対策本部等運用訓練（令和元年7月）及び放射性同位元素総合センターでのR I火災訓練（令和元年11月）において、京都大学ホームページを活用した災害広報を試行し、引き続き災害時広報の情報項目や提供の方法、発信時期、実施権限者等について検討した。</u> 中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス
--	--	--

			<p>感染症への対応のため令和2年1月31日から危機レベル2として危機対策本部を立ち上げ、3月3日には危機レベル4相当に引き上げて、総長を本部長とする体制として対応している。</p>
--	--	--	---

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要目標
 ④ 法令遵守等に関する目標

中期目標
 ・法令等に基づく適正な大学運営を行うとともに、法令等の遵守を徹底する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【75】法令及び学内規程等の遵守について、教職員や学生に対する各種研修会、eラーニングによる研修の実施、監査結果の通知等により、更に周知徹底を行う。			III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 法令及び学内規程等の遵守について、教職員や学生に対する各種研修会、eラーニングによる研修の実施、監査結果の通知等により、更に周知徹底を行った。主な取組は以下のとおりである。 1. 教職員向けの取組 【教職員に対する講習会・研修会等の開催】 ・新規採用教員に対して、 <u>本学の教員として知っておくべきルールと、正しい認識の下で遵守すべき事柄の周知を目的として、新規採用教員研修会を実施した。具体的には教員として果たすべき責任や義務、研究費等の使用に関する会計規程及び使用ルール、研究に係るコンプライアンスへの対応、ハラスメントの防止に向けた取組、情報セキュリティ、本学の服務規律、労働安全衛生、図書館資料を活用する際のモラル、研究公正等についての説明及び注意喚起を行った。また、コンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するため、服務規律及びハラスメントの防止に関するリーフレット及び情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> 各部署において、法令及び学内規程等の遵守についての教職員や学生に対する周知徹底方策（規則等の整備、講習会・研修会等の開催、e-Learning による研修の実施、パンフレット等の作成・配布等）を検討し、実施する。 各部署において、業務が適正に実施されているかチェックを行い、その結果を踏まえた改善方策等を検討し、業務等に反映する。

			<p><u>セキュリティミニガイドを、研修等を通じて配布した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新規採用職員に対しては本学の職員として遵守すべき事柄の周知を目的として、新規採用職員研修を実施した。具体的には、勤務時間や服務規律、ハラスメントの防止に向けた取組、労務管理に関する取組、情報セキュリティ等についての説明を行った。また、コンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するため、服務規律及びハラスメントの防止に関するリーフレット及び情報セキュリティミニガイドを、研修等を通じて配布した。</u> ・<u>公文書等の管理に関する法律や学内における文書管理について理解を深めるため、文書管理担当者等を対象に「法人文書管理等に関する研修」を実施した。</u> ・<u>人権問題に関する理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会を開催した。</u> ・<u>職員等が組織的に利用するために作成し、又は、取得した保有個人情報を適切に管理するため、保護管理者（部局長等）及び保護担当者（教員、事務長等）を対象とした、保有個人情報教育研修（監督クラス）を実施した。また、保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、保有個人情報の取扱いに従事する職員等（派遣労働者含む）を対象とした保有個人情報教育研修（実務クラス）を実施した。なお、平成29年度までは、受講者に区別なく、京都大学における個人情報の保護に関する規程の</u>
--	--	--	---

			<p>全体を反映した教材を提供していたが、保有個人情報を取り巻く責任と義務を明確にするために、平成 30 年度から上記のとおりクラス別の 2 部構成とし、メッセージ色の濃い研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件・事故等が発生した際に、迅速かつ適切に報道対応を行えるようにするため、広報担当者連絡会において、学内担当者を対象に、事件・事故等緊急時の報道対応等について、資料を配付し、説明を行った。 ・ 公正かつ適正な広報活動を行うため、広報委員会委員並びに事務本部及び部局の広報担当の教職員を対象として、弁護士による広報倫理講習会を実施した。 ・ ハラスメント窓口相談員に対して、本学のハラスメントの防止に向けた取組など理解を深めることを目的として、「ハラスメント窓口相談員のための研修会」を実施した。 ・ 部局担当者等の人事関係事務に関する知識を深め、業務処理能力等を向上させ、労働法及び学内規程等の遵守に資するため、人事実務担当者を対象に、人事事務講習会を開催した。 ・ <u>部局情報セキュリティ事務担当を対象に部局情報セキュリティ事務担当講習会を開催し、情報セキュリティ業務等について説明を行った。</u> ・ <u>全学情報セキュリティ技術連絡会を開催し、部局の情報セキュリティ技術責任者等に対して、情報セキュリティの技術的な事項についての周知等を行った。</u> 	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計に関する諸制度についての理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した。 ・教職員等に対し、労働安全衛生法や放射線障害防止法等の法令及び学内規程等の遵守を目的とした講習会を実施した。 ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令遵守の徹底のため、各部局に対し、安全保障輸出管理の説明会を順次実施した。 ・ライフサイエンス研究の倫理・安全に係るコンプライアンス強化を目的として、本学主導で「ライフサイエンスコンプライアンス研究会」を設立（約30の大学、企業が参加）し、動物倫理、研究倫理に関する講演・意見交換会を開催した。 ・実験動物管理者及び希望する動物実験関係者（学内限定）に対して、実験動物管理者に必要とされる実験動物に関する専門的な知識を習得するため、学外の専門家を講師として招き、実験動物管理セミナーを開催した。 ・平成29年に日本が名古屋議定書締約国となったことに伴い、<u>遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する指針の学内周知と該当する研究者の状況を把握するため、事務担当者向けの説明会及び教職員向け研修を実施し、かつ、アンケート等を実施し確実な対応を図った。</u> ・<u>研究者・学生への公正な学術活動の啓発、教育を実施し、学術論文の作成や公</u> 	
--	--	--	---	--

			<p><u>開等に関わる不正行為を防止し、公正な学術活動を推進するため、研究公正推進アクションプランに基づき、研究者に向けて講習会を開催した。</u></p> <p>【規則等の整備、通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部監査において、外部資金等に関する監査や現金の出納状況、資産の管理状況などを含めた会計経理に関する監査を行った。監査の結果、改善すべき点については、当該部局へ監査結果として通知するとともに改善状況を記載した措置回答書の提出を求め、改善措置の実施を確認した。</u> ・ <u>会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し、軽微な運用上の誤り等に対する指導を行うとともに、財務部において監査結果を踏まえた改善方を検討し、適正な会計処理を行うよう財務部から事務本部・部局に周知した。</u> ・ <u>法改正に伴い、個人情報の定義を改めるため並びに要配慮個人情報に係る規定及び非識別加工情報を提供する制度に係る規定を定めるため、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」及び「京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程」を改正し、本学の教職員に周知した。</u> ・ <u>法改正に伴い、本学におけるハラスメントの定義の見直し、整理を行うとともに、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を改正し、運用通知により本学の構成員に周知した。</u> 	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報の適切な取り扱いを徹底するため、ソーシャルメディアサービス組織利用に際しての注意事項をまとめた「京都大学ソーシャルメディアサービス利用ガイド」、クラウドサービスを利用するに際しての注意事項をまとめた「クラウドサービス利用ガイド」を制定し、本学の構成員に周知した。</u> ・ 日本が名古屋議定書締約国となったことに伴う「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」の施行前に、本学における対応フローを定め全学通知を行った。 ・ 動物実験の確実な管理を図るために、「京都大学における動物実験の実施に関する規程」を一部改正し、適用範囲や管理体制をより明確にした。 ・ 産業医及び衛生管理者による毎月の産業医等巡視や、作業環境測定を着実に実施するとともに、指摘事項は衛生委員会、作業環境測定に関する事項は化学物質専門委員会において検討した。産業医等巡視により指摘した毒劇物の管理や作業管理測定の基準値を超えた要改善箇所の改善対策については、改善実施を部局へ依頼し、部局による改善結果が適正であるか確認した。また、結果については学内に周知することで業務等に反映した。 ・ 保有個人情報の外部委託に係る安全確保の措置等についての注意喚起を行い、保有個人情報の適切な管理、漏えいの防止のさらなる徹底について周知した。 	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の適切な管理のための措置に関する指針」が改正され、保有個人情報の業務委託に係る規定が強化されたことに伴い、「<u>京都大学における個人情報の保護に関する規程</u>」及び「<u>京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程</u>」を改正した。 ・<u>標的型攻撃メールなどの不審なメールを受信した際に、添付ファイルを開封するといった安易な操作をしないため、また、不審なメールを受信した際にすみやかに連絡するなどの適切な対応が行えるように、役員及び全ての教職員を対象に、標的型攻撃メール訓練を実施した。</u> ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令遵守の徹底のため、研究推進部研究倫理・安全推進室のホームページや説明会をとおして、外国為替及び外国貿易法の法令改正に伴う改正情報を通知して法令順守を促した。 ・<u>ライフサイエンス研究の倫理・安全に係るコンプライアンス強化を図るため、研究推進部研究倫理・安全推進室ライフサイエンス担当のホームページにて、手続案内システム、パンフレット等により関連法令・手続について発信した。</u> ・<u>臨床研究法の施行及び京都大学臨床研究審査委員会の設置について、法令遵守についての啓発のため、京都大学ホームページ及び各部長宛の通知をとおして、臨床研究等に携わる教職員に対して周知した。</u> 	
--	--	--	---	--

- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により、医療情報・ヒト生体試料のより厳密な取扱いが求められるようになったため、検討会を開催し「医療情報・ヒト生体試料の学外への提供に関する指針」を制定した。

【e-Learning による研修の実施】

- ・ 情報セキュリティ e-Learning の内容を最新の情報セキュリティ対策状況に合わせて更新した。また受講を促す方策として、①未受講者に対し教職員ポータルにおいて受講を促すポップアップを表示し、②部局情報セキュリティ責任者宛に未受講者リストを送付、③部局長会議において部局別受講率を資料として提出し、全学的な受講状況を確認する等の取組を行った。
- ・ 教員（研究者）を主な対象として、安全保障輸出管理に関する意識の向上と知識の習得を目的とした e-Learning を実施し、法令遵守について啓発を行った。
- ・ 主要なライフサイエンス関連法令や学内手続に関する知識等の取得を目的として、ライフサイエンス研究に関わる教職員等を対象に、ライフサイエンス研究関連法令基礎研修（e-Learning）を開始し、法令遵守について啓発した。
- ・ 動物実験に関する基本的事項や関連法令、学内規程等についての知識の習得を目的とし、動物実験教育訓練 e-Learning（英語版もあり）を動物実験に関わる教職員等に対して実施し、法令遵守について啓発した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研究費等の不正・不適切な使用を防止するため、研究推進部と財務部が連携し、「研究費使用ハンドブック」及び「研究費の適正使用についての e-Learning 研修コンテンツ（第7版）」の見直しを行い新たに「会計制度に関する e-Learning 研修コンテンツ」を追加し、ホームページへ掲載した（URL : http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive）。また両方の e-Learning 研修において、それぞれの正答率が8割以上でなければ修了後の誓約書を提出することが出来ないようにシステムを改修した。</u> <p>【パンフレット等の作成・配布等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本学における研究費等の適正使用に関する取り組みを含むコンプライアンス体制やガバナンス体制を紹介する項目を新たに設ける等、ディスクロージャー誌「財務報告書ファイナンシャルレポート」の改訂を行い、業務運営に関する情報公開の促進に取り組んだ。</u> ・ <u>安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令遵守の徹底のため、外国為替及び外国貿易法の法令改正に伴う改正内容を安全保障輸出管理のパンフレットに反映し改訂を行った。</u> ・ <u>新規の取引業者に対して、本学の取引に関する方針やルールを周知を図るとともに、不正防止への協力を得るため取引に当たっての留意事項や不正排除のための協力依頼事項をまとめた「京都大学との取引にあたってのお願い」を配布し、誓約書を徴取した。</u> 	
--	--	--	--	--

・教職員等にコンプライアンス違反を起こさせないために、コンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識を付与し、意識向上を図ることを目的とした「コンプライアンスガイドブック」（日本語版・英語版）を平成30年度に作成し、教職員等に配付した。また、本学ホームページ及び教職員ポータルサイトにも掲載した。

2. 学生に向けた取組

【学生に対する講習会・研修会等の開催】

- ・新たに京都大学の学生となる者（学部生、大学院生、留学生等）を対象に、全学機構ガイダンスを開催し、情報セキュリティの基礎的な内容を周知した。
- ・学部の新入生を対象とした全学機構ガイダンス（新入生ガイダンス）において、社会通念、交通マナー、人権、飲酒、薬物、犯罪行為やそれらに対する処罰等についてのコンプライアンスに関する基本的な事項の説明を行った。
- ・学生等に対し、労働安全衛生法や放射線障害防止法等の法令及び学内規程等の遵守を目的とした講習会を実施した。
- ・研究者・学生への公正な学術活動の啓発、教育を実施し、学術論文の作成や公開等に関わる不正行為を防止し、公正な学術活動を推進するため、研究公正推進アクションプランに基づき、学生に向けて講習会を開催した。また、大学院共通科目において、附属図書館研究開発室教員が、研究に関わるマナー及び研究公正に関する講義を行った。

			<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する理解を深めるため、学生等を対象として人権に関する研修会を開催した。 <p>【規則等の通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやモバイル端末等の情報機器で使用するコンピュータソフトウェアの適正な使用を徹底するため、留学生を含む学生に対して、具体的な注意事項を記載した注意喚起を通知した。 ・総務部人事課、財務部監理課・経理課、研究推進部研究倫理・安全推進室が連携し、学生に対して給与、謝金、旅費を支給する際の禁止事項等をまとめ、各部局に通知するとともに、教務情報システム（KULASIS）及びCampus Life News等を利用して、学生に周知した。 ・<u>教務情報システム（KULASIS）、Twitter及びCampus Life News等を通じて自転車マナー、飲酒等のコンプライアンスに関する注意喚起を行った。</u> ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令遵守の徹底のため、外国為替及び外国貿易法の改正情報等を研究推進部研究倫理・安全推進室のホームページに掲載し、学生に対しても法令順守を促した。 <p>【e-Learningによる研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報セキュリティ e-Learning の内容を最新の情報セキュリティ対策状況に合わせて更新した。また受講を促す方策として、①未受講者に対し学生共通ポータルにおいて受講を促すポップアップを表示</u> 	
--	--	--	---	--

			<p><u>し、②部局情報セキュリティ責任者宛に未受講者リストを送付、③部局長会議において部局別受講率を資料として提出し、全学的な受講状況を確認する等の取組を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新入生向けに危険ドラッグ、飲酒、自転車マナーに関する知識の習得を目的とした e-Learning 研修を実施した。</u> ・安全保障輸出管理に関する意識の向上と知識の習得を目的とした e-Learning について、学生に対しても受講を促し、法令遵守について啓発を行った。 ・主要なライフサイエンス関連法令や学内手続に関する知識等の取得を目的として、ライフサイエンス研究に関わる学生等を対象に、平成 29 年度に作成したライフサイエンス研究関連法令基礎研修 (e-Learning) を実施し、法令遵守について啓発した。 ・動物実験に関する基本的事項や関連法令、学内規程等についての知識の習得を目的とし、平成 28 年度に作成した動物実験教育訓練 e-Learning (英語版もあり) を動物実験に関わる学生等に対して実施し、法令遵守について啓発した。 <p>【パンフレット等の作成・配布等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止や排除のための方策や、万が一ハラスメントに起因する問題が生じた場合における対応方策などについて理解を深めるため、本学のハラスメントの防止に向けた取組として、入学生を対象に、ハラスメントの防止に関するリーフレットを配布した。
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・学部及び大学院の新入生向けに、情報セキュリティミニガイドを配布した。 <p>3. 業務が適正に実施されているかについての点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内外における過去のヒューマンエラーによる個人情報漏えい事象に照らした「京都大学における個人情報の保護に関する規程」第17条第1項に基づく保有個人情報の管理状況の監査を実施するとともに、これによって各部局における啓発活動と自律的な取組を推進した。 ・監査室及び監査法人と連携し、監査室が実施する内部監査において、特殊な請負（プログラム開発）の検査に対する監査を実施した。 ・全学において、ライフサイエンス研究等が適正に実施されていることを確認するため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等の法令・指針について、全学の対応状況（倫理委員会の設置、申請内容、申請数等）を調査し、全学で適切に対応していることを書面で確認した。 ・動物実験計画の審査及び実験動物の飼育又は保管等が適正に実施されていることを確認するため、関係部局の実験動物飼養保管施設等の現地調査を実施した。 <p>また、これまでの法令や学内規程等の遵守について、以下のとおり周知徹底状況を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WINDOW 構想における「コンプライアンスの強化」の考えの下、コンプライアンス教育・啓 	
--	--	--	---	--

			<p>発の一層の充実とリスク・マネジメントの発想に基づく予防的措置の重視が要請されていた。従来、新規採用教職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する意識を高めるため、コンプライアンスの概要等を記載した「コンプライアンスの手引き」（和文、英文）を配付していたが、平成28年度より当該手引の在り方について検証を行ったところ、平成25年度の発行から改定がなくありふれた内容となっていたこと、また、リスク・マネジメントの視点が組み込まれていなかったことから、刷新する必要が生じた。そこで、<u>教職員等にコンプライアンス違反を起こさせないために、コンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識を付与し、意識向上を図ることを目的とした「コンプライアンスガイドブック」（日本語版・英語版）を平成29年度より企画及び作成し、また、コンプライアンス推進本部に諮り、平成30年度に教職員等に配付した（日本語版：約16,150部、英語版：約1,420部）。また、本学ホームページ及び教職員ポータルサイトにも掲載した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年の改正個人情報保護法の施行や名古屋議定書の批准といった、教育・研究・診療環境を取り巻く法的環境の変化に伴い、本学においても規定の改正のみならず、導入や浸透、定着を目的とした各種研修、講習会、連絡会及びセミナー等が開かれている。 ・研修、講習会又は連絡会等は、次の3種に大別される。新規採用教職員らを対象に本学のコンプライアンスに関する概要の教示を目的とする導入的研修、実務者を対象に本学の具体的かつ実践的なコンプライアンスに関する知識教示や規程の共有を目的とする実務的研 	
--	--	--	---	--

			<p><u>修、規定や制度の改変といった転換期にのみ実施される機会的研修の3種である。本学においてはこの3種の研修が適宜開催されており、特に近年は実務的研修の種類や回数が増加している傾向がある。</u></p> <p>・平成28年度には、ライフサイエンス研究関連法令基礎研修としてe-Learningが新設されたり、平成29年度には、研究倫理安全推進室のホームページが開設されたり、安全保障輸出管理パンフレットやコンプライアンスガイドブックは刷新された後にウェブ又は教職員ポータル上で公開しており、研修会等の場面や時間の制限を受けることなく、コンプライアンス意識の向上に資するような取組が見られている。</p>	
	<p>【75】各部署において、法令及び学内規程等の遵守についての教職員や学生に対する周知徹底（規則等の整備、講習会・研修会等の開催、eラーニングによる研修の実施、パンフレット等の作成・配付等）を行うとともに、業務が適正に実施されているか点検を行い、その結果を踏まえた改善方策等を検討し、業務等に反映する。また、法令や学内規程等の遵守について、研修機会等を充実させる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【75】法令及び学内規程等の遵守についての教職員に対する周知徹底のため、以下の取組を行った。</p> <p>【教職員に対する講習会・研修会等の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用教員に対して、本学の教員として知っておくべきルールと、正しい認識の下で遵守すべき事柄についての周知を目的として、新規採用教員研修会を2回実施した。同研修会では、教員として果たすべき責任や義務、研究費等の使用に関する会計規程及び使用ルール、研究に係るコンプライアンスへの対応、ハラスメントの防止に向けた取組、情報セキュリティ、本学の服務規程、労働安全衛生、図書館資料を活用する際のモラル、研究公正等について説明及び注意喚起を行った（令和元年5月、10月、計409名参加）。 ・新規採用職員に対して、本学の職員として遵守すべき事柄についての周知を目的として、新規採用職員研修を2回実施し、勤務時間や服務規律、ハ 	

			<p>ラスメントの防止に向けた取組、労務管理に関する取組、情報セキュリティ等について説明を行った（平成31年4月、令和元年10月、計52名参加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント窓口相談員に対して、本学のハラスメントの防止に向けた取組や学内規程などへの理解を深めることを目的として、「ハラスメント窓口相談員のための研修会」を開催した（令和元年6月、80名参加）。 ・部局担当者等の人事関係事務に関する知識を深め、業務処理能力等を向上させ、労働法及び学内規程等の遵守に資するため、人事実務担当者を対象に、人事事務講習会を開催した（初任者層：令和元年11月、計71名参加、実務者級：令和元年11月、計224名参加） ・公文書等の管理に関する法律や学内における文書管理について理解を深めるため、文書管理担当者等を対象として「法人文書管理等に関する研修」を実施した（令和元年11月、75名参加）。 ・人権問題に関する理解を深めるため、教職員等を対象として「我が国におけるプライバシー保護の現状―「忘れられる権利」の問題を中心に―」と題する研修会を開催した（令和2年1月、61名参加）。 ・事件・事故等が発生した際に、迅速かつ適切に報道対応を行えるようにするため、広報担当者連絡会において、学内担当者を対象に、事件・事故等緊急時の報道対応等について、資料を配付し、説明を行った（令和元年6月、65名参加）。 ・「広報倫理ガイドライン」の内容を理解し、今後の広報活動の一助とすることを目的として、広報委員会委員、広報担当者連絡会構成員、その他広報に携わっている教職員を対象に、広報倫理講習会を開催した。講習会は、弁護士法人大江橋法律
--	--	--	---

		<p>事務所弁護士の小森悠吾氏を講師とし、「読み直そう、広報倫理ガイドライン～それ、大丈夫？」と題して実施した（令和元年12月、75名参加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、事務本部の関係部署の担当者を対象に「民法（債権法）改正に伴う事前準備（対応策）のための説明懇談会」を開催した（令和元年7月24日、48名参加）。</u> 今回の民法改正では、契約に関する規定を中心に債権関係の規定が大幅に改正され、本学の規程類及びそれらに準ずる書面等についても改正等を要するものが多く存在することから、上記説明懇談会は、学内での計画的な事前準備と円滑な対応に繋げることを目的とし、総務部法務室に所属する弁護士を講師として実施した。上記説明懇談会は、法律業務を行っていない参加者を対象としたにも関わらず、開催後に実施した受講者アンケートでは、「講師の説明」及び「資料」については、ともに9割を超える参加者から「分かりやすかった」等の回答が得られ、「理解度」及び「業務への影響」についても、約9割の参加者が「理解できた」等と回答するなど、受講者に対して適切な理解を促す内容であったことが確認できた。 • <u>欧州一般データ保護規則（GDPR）への対応として、EU域内の個人データを直接取り扱う当事者としての教員または職員を対象に、GDPRに関わる実務家（弁護士）を講師とする「保有個人情報に関する講演会」を開催した（令和元年9月、170名参加）。</u> • 部局情報セキュリティ事務担当を対象に「令和元年度部局情報セキュリティ事務担当講習会」を開催し、情報セキュリティ業務等について説明を行った（1回、令和元年6月、49名受講）。 • 全学情報セキュリティ技術連絡会を開催し、部局
--	--	---

			<p>の情報セキュリティ技術責任者等に対して、情報セキュリティの技術的な事項についての周知等を行った（令和元年7月、58名参加、12月、64名参加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の取引業者に対して、本学の取引に関する方針やルール^の周知を図るとともに、不正防止への協力を得るため、取引に当たっての留意事項や不正排除のための協力依頼事項をまとめた「京都大学との取引にあたってのお願い」を配布し、誓約書を徴取した（URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/procurement/goods/seiyakusy.html）（平成31年4月～令和2年3月）。 ・財務会計に関する諸制度についての理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した（令和元年9月、14回、延べ1,569名受講）。 ・教職員等に対し、労働安全衛生法や放射線障害防止法等の法令及び学内規程等の遵守を目的とした講習会を65回実施した（平成31年4月～令和元年2月、計13,540名参加）。 ・実験動物管理者等に求められる基本的な知識と技術、動物福祉や関連法令などを習得することを目的として、実験動物管理者向け研修を、実験動物管理者及び希望する動物実験関係者（学内限定）に対して開催した（令和2年1月、84名参加）。 ・<u>遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）の学内周知のため、事務担当者向けの説明会（令和2年2月、1回、50名出席）及び教職員向け研修（令和2年2～3月、2回、計15名出席）を実施した。</u> <p>【規則等の整備、通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員にかかる適切な勤務管理について通知を行い、注意喚起をはかるとともに、特に時間雇用教
--	--	--	--

		<p>職員の適切な勤務管理について、採用時に配布する監督者向け及び従事者向けの資料を作成し、配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メールなどの不審なメールを受信した際に、添付ファイルを開封するといった安易な操作をしないため、また、不審なメールを受信した際にすみやかに連絡するなどの適切な対応が行えるように、役員及び全ての教職員を対象に、標的型攻撃メール訓練を実施した（令和元年10月、11月に実施。対象者はそれぞれ約12,000名）。 ・文書への情報格付けを推進するため、情報格付け基準のスタートガイドを整備し、通知を行った（令和元年12月）。 ・情報格付け基準の別表の標準格付けへの対応を盛り込むための部局情報セキュリティポリシー実施手順書（雛型）の改正について、通知を行った（令和元年5月）。 ・フィッシングメールや標的型攻撃メールへの注意喚起として、「メール開封時の注意点について」の通知を行った（令和元年5月）。 ・文部科学省より大学・研究機関等を標的とした高度サイバー攻撃に関する注意喚起があり、全学に同内容の注意喚起を行った（令和元年7月）。 ・パスワードの使い回しによるアカウントの盗用を防止するため、「パスワードの使い回し防止について」の通知を行った（令和元年10月）。 ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令順守の徹底のため、学内掲示板や研究推進部研究倫理・安全推進室のホームページ、メールでの部局への通知をとおして、外国為替及び外国貿易法の法令改正に伴う改正情報を通知して法令順守を促した（平成31年4月、令和元年8月、令和2年1月）。 ・ライフサイエンス研究の倫理・安全に関するコン
--	--	---

			<p>プライアンス強化を図るため、研究推進部研究倫理・安全推進室ライフサイエンス担当のホームページにて、手続案内システム、パンフレット等により関連法令・手続について発信した（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月、ページビュー数 4, 208 回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) の学内周知と該当する研究者の状況を把握するためのアンケートを実施した（令和元年 6 月、回答者数 1, 035 名）。また、遺伝資源を使用（予定も含む）があると回答した研究者を対象に、追加アンケートを実施し、詳細を確認した（令和元年 9 月、回答者数 49 名）。 ・教職員に対し、保有個人情報の適正管理の徹底を改めて推進するとともに、保有個人情報の管理状況や不適切管理事案が生じた場合の連絡体制などについて再確認を促すため、総括保護管理者・総括責任者（総務担当理事）による注意喚起を教職員ポータルサイトで全学に対して行った。 <p>【e-Learning による研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、個人情報の保護に関する意識の高揚を図ることを目的として、保有個人情報の取扱いに従事する職員等（派遣労働者を含む。）を対象とする「保有個人情報保護研修」 e-Learning を構築し、令和元（平成 31）年度より開始した（令和元年 9 月～令和 2 年 3 月、約 1, 500 名受講）。 ・情報セキュリティ e-Learning の内容を最新の情報セキュリティ対策状況に合わせて更新した。<u>例年情報セキュリティ e-Learning の受講期限を年度末としてきたが、令和元（平成 31）年度より 8 月末までとし、受講促進の実施を行いやすくした。また、受講を促す方策として、①未受講者に</u>
--	--	--	--

			<p><u>対し教職員ポータルにおいて受講を促すポップアップを表示し、②部局情報セキュリティ責任者宛てに未受講者リストを送付（令和元年7月、9月、10月）、③令和元（平成31）年10月の部局長会議において部局別受講率を資料として提出し、全学的な受講状況を確認、④未受講者に対し受講を促すメールを送信、の取組を行った。更に過去に受講歴のある者も含めて全構成員に対し受講を義務付け、情報セキュリティに関する意識の醸成を徹底した（受講率は教職員 94.0%（11,437名）、令和2年3月31日現在）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 主要なライフサイエンス関連法令や学内手続に関する知識等の取得を目的として、ライフサイエンス研究に関わる教職員等を対象に、ライフサイエンス研究関連法令基礎研修（e-Learning）を実施し、法令遵守について啓発した（平成31年4月～令和2年3月、477名受講）。 • 動物実験に関する基本的事項や関連法令、学内規程等についての知識の習得を目的とし、動物実験教育訓練 e-Learning（英語版もあり）を動物実験に関わる教職員等に対して実施し、法令遵守について啓発した（平成31年4月～令和2年3月、890名受講）。 • 教員（研究者）を主な対象として、安全保障輸出管理に関する意識の向上と知識の習得を目的とした e-Learning を実施し、法令遵守について啓発を行った（平成31年4月～令和2年3月、1,974名受講）。 • 安全保障輸出管理に係る e-Learning に関し、部局における受講率向上のため、各部局の管理担当者に受講状況の確認権限を付与し、受講の促進を図った（令和元年9月）。 • 安全保障輸出管理に係る e-Learning に関し、英語バージョンを公開し、外国人教員や研究者、留
--	--	--	--

			<p>学生に対する受講を促した（令和元年9月）。</p> <p>【パンフレット等の作成・配布等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新規採用教職員に対して、コンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するため、サービス規律及びハラスメントの防止に関するリーフレット及び情報セキュリティミニガイドを、研修等を通じて配付した（平成31年4月～令和2年3月）。</u> ・<u>欧州一般データ保護規則（GDPR）への対応として、関係事業の担当部署に所属する職員や研究室の秘書を中心に、実務上活用できるよう、現時点での注意事項などを取りまとめた「京都大学の欧州一般データ保護規則（GDPR）対応の心得」を作成し、学内配付した（令和元年7月）。</u> ・<u>新規採用教職員に対して、コンプライアンス意識の向上を図り、遵守すべき法令等に関する理解を促すため、コンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識について記載した「コンプライアンスガイドブック」（日本語版・英語版）を、研修等を通じて配布した（日本語版約2,700部、英語版630部）。また、教職員ポータルサイトでも周知を行い、ガイドブックの活用を促した（平成31年4月、令和元年10月）。</u> ・<u>新規採用教職員に対して、コンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するため、サービス規律及びハラスメントの防止に関するリーフレット及び情報セキュリティミニガイドを、研修等を通じて配付した（平成31年4月～令和2年3月）。</u> ・<u>本学における研究費等の適正使用に関する取り組みを含むコンプライアンス体制やガバナンス体制を紹介する項目を含めたディスクロージャー誌「財務報告書ファイナンシャルレポート」を</u>
--	--	--	--

			<p>行し、業務運営に関する情報公開の促進に取り組んだ（令和元年10月）。なお、令和元（平成31）年度から本学の活動や財務状況の要点を簡潔に記した冊子の要望に対応し、より多くの読者に発信できるようダイジェスト版（和文版・英文版）を新たに発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究費等の不正・不適切な使用を防止するため、研究推進部と財務部が連携し、「研究費使用ハンドブック」及び「研究費の適正使用についてのe-Learning研修コンテンツ（第8版）」、「会計制度に関するe-Learning研修コンテンツ」の見直しを行った（URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive）。 ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令順守の徹底のため、外国為替及び外国貿易法の法令改正に伴う改正内容を安全保障輸出管理のパンフレットに反映し改訂を行った（平成31年4月、令和元年8月、令和2年1月）。 ・安全保障輸出に係る案件の全数審査を目的として、事前確認シートを工学研究科に先行導入した（令和元年6月）。 ・安全保障輸出管理に係る事案において、各部局から外国人留学生・研究者の受入れ、海外への貨物の輸出、共同研究などの相談を受け、迅速に対応した（平成31年4月～令和2年3月、相談数394件）。 ・ライフサイエンス倫理・安全に係る相談を受け、迅速に対応した（平成31年4月～令和2年3月、相談数57件）。 ・研究公正に係る取り組みの周知の一環として、「ファイナンシャルレポート2019」掲載のハゲタカジャーナル対応記事の作成を行った。
--	--	--	--

			<p>法令及び学内規程等の遵守についての学生に対する周知徹底のため、以下の取組を行った。</p> <p>【学生に対する講習会・研修会等の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに京都大学の学生となる者（学部生、大学院生、留学生等）を対象に、全学機構ガイダンスを9回開催し、情報セキュリティの基礎的な内容を周知した（平成31年4月、令和元年10月、計3857名参加）。 ・人権問題に関する理解を深めるため、学生等を対象として「我が国におけるプライバシー保護の現状―「忘れられる権利」を中心に―」と題する研修会を開催した（令和2年1月、61名参加）。 ・学生等に対し、労働安全衛生法や放射線障害防止法等の法令及び学内規程等の遵守を目的とした講習会を65回実施した（平成31年4月～令和元年2月、計13,540名参加）。 ・学部の新入生を対象とした平成31年度全学機構ガイダンス（新入生ガイダンス）において、社会通念、交通マナー、人権、飲酒、薬物、犯罪行為についてのコンプライアンスに関する基本的な事項の説明を行った（平成31年4月2日～4日、計3回開催・受講者計2,414名）。 ・<u>研究者・学生への公正な学術活動の啓発、教育を実施し、学術論文の作成や公開等に関わる不正行為を防止し、公正な学術活動を推進するため、研究公正推進アクションプランに基づき、附属図書館を含む学内2会場において、学生に向けて講習会を開催した（令和元年5月53名参加、6月106名参加、7月2名参加）。</u> ・<u>大学院共通科目において、附属図書館研究開発室教員が、研究に関わるマナーおよび研究公正に関する講義を行った（受講登録者144名）。</u> ・教育学研究科からの要請に基づき、同研究科の大
--	--	--	---

			<p>大学院生を対象にした授業（教育科学基盤演習）の中で、研究公正についての説明を行った（令和元年5月35名）。</p> <p>【規則等の整備、通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部人事課、財務部監理課・経理課、研究推進部研究倫理・安全推進室が連携し、学生に対して給与、謝金、旅費を支給する際の禁止事項等をまとめ、各部局に通知するとともに、教務情報システム（KULASIS）及びCampus Life News等を利用して学生に周知した（令和2年1月）。 ・教務情報システム（KULASIS）、Twitter 及び Campus Life News等を通じて自転車マナー、飲酒等のコンプライアンスに関する注意喚起を行った（平成31年4月～令和2年3月）。 ・安全保障輸出管理に関する法令の周知及び法令順守の徹底のため、外国為替及び外国貿易法の改正情報等を研究推進部研究倫理・安全推進室のホームページに掲載し、学生に対しても法令順守を促した（平成31年4月～令和2年3月）。 <p>【e-Learningによる研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ e-Learning の内容を最新の情報セキュリティ対策状況に合わせて更新した。例年情報セキュリティ e-Learning の受講期限を年度末としてきたが、今年度より8月末までとし、受講促進の実施を行いやすくした。また、受講を促す方策として、①未受講者に対し全学生共通ポータルにおいて受講を促すポップアップを表示、②部局情報セキュリティ責任者宛てに未受講者リストを送付（令和元年7月、9月、10月）、③10月の部局長会議において、部局別受講率を資料として提出し、全学的な受講状況を確認、④未受講者に対し受講を促すメールを送信、の取組を行っ
--	--	--	--

		<p>た。更に、過去に受講歴のある者も含めて全構成員に対し受講を義務付け、情報セキュリティに関する意識の醸成を徹底した（受講率は学部生 76.8%（9,869名）、大学院生 86.9%（8,093名）（令和2年3月31日現在））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入生向けに危険ドラッグ、飲酒、自転車マナーに関する知識の習得を目的とした e-Learning 研修を実施した（平成31年4月～令和2年3月、1,585名受講）。 ・安全保障輸出管理に関する意識の向上と知識の習得を目的とした e-Learning について、学生に対しても受講を促し、法令遵守について啓発を行った（平成31年4月～令和2年3月、1,974名受講）。 <p>【パンフレット等の作成・配布等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止や排除のための方策や、万が一ハラスメントに起因する問題が生じた場合における対応方策などについて理解を深めるため、本学のハラスメントの防止に向けた取組について、入学生を対象に、ハラスメントの防止に関するリーフレットを配布した。 <p>業務の適正な実施に係る点検として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内外における過去のヒューマンエラーによる個人情報漏えい事象に照らした「京都大学における個人情報の保護に関する規程」第17条第1項に基づく保有個人情報の管理状況の監査を実施するとともに、これによって、各部局における啓発活動と自律的な取組を推進することができた（令和元年11月、監査対象部局…農学研究科附属農場、複合原子力科学研究所、野生動物研究センター）。 	
--	--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ実施責任者が全ての構成員に対して、パソコンの管理やパスワードの取扱い等について情報セキュリティ自己点検を実施し、構成員の情報セキュリティ対策状況を把握した（令和2年2月）。 ・情報セキュリティ監査責任者が情報セキュリティ監査として、全ての部局を対象としてアンケート監査を実施し、このうち3部局を抽出して、実地監査を実施した（令和2年1月）。その結果、京都大学の情報セキュリティポリシー、実施規程及びそれに基づく手順の実施状況を確認した。 ・14部局を対象に、会計制度に対する運用状況の実態把握を行うため、部局モニタリングを実施した（令和2年2月）。 ・監査室及び監査法人と連携し、監査室が実施する内部監査において、特殊な請負（プログラム開発）の検査に対する監査を実施した（令和2年2月）。 ・産業医及び衛生管理者による毎月の産業医等巡視や、作業環境測定を着実に実施することで、業務が法令及び学内規程等に基づき適正に実施されているか確認した。（前期：令和元年6月～9月、後期：令和元年11月～令和2年2月、測定部屋数：前期913室、後期949室） ・全学において、ライフサイエンス研究等が適正に実施されていることを確認するため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等の法令・指針について、部局の長から総長へ全学の対応状況（倫理委員会の設置、申請内容、申請数等）について報告があり、全学で適切に対応していることを確認した（平成31年4月～令和元年7月）。 ・動物実験等の実施に関する透明性を確保するため「動物実験に関する相互検証プログラム」の受検を予定しており、受検に向けて全部局を対象に動
--	--	--

		<p>物実験委員会委員による現地調査を実施し、体制整備の確認及び指導を実施している。令和元年度は3部局に対して実施した(令和元年11~12月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外遺伝資源の本学での取得状況に関するアンケートを実施した(令和元年6月)。 <p>業務の適正な実施に係る点検の結果を踏まえ、以下のとおり改善方策等を検討し、業務等に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>総務部法務室において実施している法務相談に関し、早期の法務相談(予防的相談)を推進し、相談元部署の業務の円滑化と法務相談業務の効率化に繋げるため、相談の具体例を紹介する「予防法務のススメー法務相談事例集」を作成し、教職員ポータルサイトで公開した(令和2年2月)。</u> <u>これは、平成30年度に行った過去の法務相談実績の統計的な分析において、紛争に至る前に行う予防的法務相談の重要性が再確認できたこと(紛争化後に法務相談があったものと比べて、所要時間が短い)、及び同年度に行った各共通事務部担当者との意見交換において、「相談事例の紹介」が要望されたことを踏まえて実施したものであり、法務相談業務の改善が期待される。</u> ・より法務相談業務を円滑に実施するため、相談元部局が相談内容等を記載する「法務相談シート」の内容を改訂した(平成31年4月)。 ・全学情報セキュリティ委員会で情報セキュリティ監査の結果を報告するとともに、情報機器の紛失の防止や情報格付けスタートガイドを用いた格付けの推進の取組等、適正な情報セキュリティ対策の推進について、部局セキュリティ責任者に対し最高情報セキュリティ責任者が周知した。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し、軽微な運用上の誤り等に対する指導を行うとともに、監査結果を踏まえた改善方を検討し、適正な会計処理を行うよう周知した（令和2年3月）。 ・産業医等巡視の指摘事項は衛生委員会、作業環境測定に関する事項は化学物質専門委員会において検討した。産業医等巡視により指摘した安全管理や作業環境測定の基準値を超えた要改善箇所の改善対策については、改善実施を部局へ依頼し、部局による改善結果が適正であるか確認した。また、結果については学内に周知することで業務等に反映した（令和元年10月周知、後期令和2年4月）。 ・安全保障輸出管理が適正に実施されているかの確認を行うため、相談案件数が多い部局を抽出し、安全保障輸出管理に係る実地モニタリングを実施し、その他の主要な部局に対しては書面でのモニタリングを行った。その結果、各部局における安全保障輸出管理への取組み状況を確認した（令和2年2月～3月）。 ・内部監査において、外部資金等に関する監査（令和元年6月～9月）や現金の出納状況、資産の管理状況などを含めた会計経理に関する監査を行った（令和元年11月～令和2年2月）。監査の結果、改善すべき点については、当該部局へ監査結果として通知するとともに改善状況を記載した措置回答書の提出を求め、改善措置の実施を確認した（令和2年2月、令和2年6月予定）。 <p style="text-align: center;">法令や学内規程等の遵守について、以下のとおり研修機会等を充実させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都大学における個人情報の保護に関する規程」 	
--	--	---	--

			<p>及び「京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程」に定めた教職員向けの教育研修については、平成 30 年度までは参集方式により実施していたが、平成 30 年度の受講者アンケート結果等を踏まえ、令和元年度から、保有個人情報の取扱いに従事する職員等を対象として e-Learning 方式により実施することとし、研修機会を充実させた（平成 30 年度研修受講者数：延べ約 380 名、令和元年度 e-Learning 受講者数：約 1,500 名）。なお、同サイトには、保護管理者（部局長等）・保護担当者など、保有個人情報の取扱いに関して監督・指導する立場の者を対象とした、その知識と責務についての説明資料も掲載し、実務担当者とその監督者双方に対して当該法令順守についての周知徹底を図ることができる仕組みとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計制度の適切な運用を図るため、「会計制度に関する e-Learning 研修コンテンツ」において、教職員の理解促進がより必要と考えられた発注や検収、検査の事項を中心に、研修内容の更新を行った（令和 2 年 1 月）。 ・これまで実施してきた教育・研究に関する講習会に加え、事務担当者が法令・学内規程や事務手続き等についての知識や理解を深め、環境安全の業務に生かせることを目的に、環境安全事務担当者講習会を開催した（令和元年 9 月、54 名参加）。 	
<p>【76】研究費の不正使用、研究活動の不正行為及び利益相反等の防止など、法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、学生、若手研究者から指導</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、研究費の不正使用、研究活動の不正行為及び利益相反等の防止に係る教育・啓発等を実施した。また、競争的資金等不正防止計画、研究公正</p>	<p>第 3 期におけるコンプライアンスのあり方の達成状況等について検証を行い、第 4 期におけるコンプライアンス体</p>

<p>者である教員・研究代表者まで、各段階に応じた研究公正の教育・啓発などの倫理教育を徹底する。また、競争的資金等不正防止計画、研究公正推進アクションプラン等を着実に実施し、その効果をPDCAサイクルで検証しながら取組の充実を図り、実効性のある管理責任体制を整備する。特に、研究費等の適正な使用についてのeラーニング研修においては、対象者の受講率を概ね100%とする。</p>		<p>推進アクションプラン等を着実に実施し、その効果を検証しながら取組の充実を図り、実効性のある管理責任体制を整備した。具体的には、主として以下の取組を行った。</p> <p>【研究費等の適正な使用に係る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等不正防止計画においては、<u>研究費使用ハンドブックの作成・配布や競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者を主な対象としたe-Learning研修の実施、新任採用教員や各部局構成員に対する説明会の実施等に取り組んだ。</u> ・競争的資金等不正防止計画について、本部各部及び各部局における実施状況を不正防止計画推進室において検証し、概ね適切に取り組まれていることを確認した。一方で、不正を公表した案件があったことを受けて、不正防止計画の別表に「部局における出張事実の確認」を追加する等、研究費不正に対する抑止効果が、より実効的になるよう同計画を改訂した。また、32部局・事務部に対してモニタリングを実施し、実態把握を行った。 ・研究費等の適正な使用に関しては、毎年、教職員等の理解を深めるための「研究費使用ハンドブック」を作成・配付しているが、これに近年発生した不正事案や新たな会計ルール等を反映し、内容を充実させた。その内容を教材としたe-Learning研修を実施した。また、e-Learning研修は、日本語・英語併記とし、外国人研究者にも広く周知したほか、従来の「研究費等の適正な使用」に関する問題10問に加えて、新たに「物品や役務等の検収」に関する問題を10問追加した。 	<p>制・制度に関する方針を検討する。</p>
--	--	--	-------------------------

			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研究関連 e-Learning 研修(研究推進部実施分)一覽を作成し、研究費使用ハンドブックに掲載し、受講対象者にわかりやすく案内することで、受講の徹底を行った(平成 31 年 3 月時点、受講率 99.96%)。また、実施期間は集中的な受講期間を設けることで早期の受講を促し、受講の徹底を図った。</u> 【公正な研究活動の実施に係る取組】 ・ <u>研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象として、研究公正研修 e-Learning を実施し、受講の徹底を行った(平成 30 年度受講率 100%)。また、指導教員等が大学院生に対して研究公正の基本について指導するチュートリアルや研究公正リーフレットの配布、若手研究者に対しては新規採用教員研修での講義、指導者である教員・研究代表者に対してはアクションプラン等の取組事項について部局内で再周知を行う等、各段階に応じた倫理教育を実施した。</u> ・ <u>研究公正推進アクションプランにおいては、本部関係部署及び各部局における実施状況を研究公正推進委員会において検証し、概ね適切に取り組まれていることを確認した。</u> 【利益相反マネジメントの実施に係る取組】 ・ <u>「国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程」の改正に伴い、産学連携の相手先企業と教員との個人的な利害関係等について審査する審査委員会を新たに設置し、同委員会において審査(月 1 回程度)を行う体制を構築した。</u> ・ <u>臨床研究利益相反審査委員会及び利益相反審査委員会の 2 つの委員会は夫々独立して、教職員から提出された事前申告書(事前調書)及び自</u>
--	--	--	---

			<p><u>己申告書に基づき適正に利益相反の審査を毎月実施している。自己申告書の申請事由に該当しない産学連携活動は、定期申告として年に1度報告することとしている。また、教職員の希望及び研究成果活用企業の設置等に伴い当該教員と適宜面談を実施し、必要な指導をしている。</u></p>	
	<p>【76】競争的資金等不正防止計画及び研究公正推進アクションプラン等で定められた具体的行動の全学的な実施を推進するとともに、実態把握及び検証に基づき、実効性のある管理責任体制となるよう体制、業務等の見直しを行う。</p> <p>研究費等の不正防止等においては、競争的資金等不正防止計画に基づき、eラーニング研修の充実及び受講の徹底に向けた取組を行う。</p> <p>また、特に研究公正においては、研究公正推進アクションプランに基づき、対象者の属性・役割に応じた教育・啓発などの倫理教育を徹底し、研究活動上の不正行為防止のためのeラーニング研修を実施する。</p> <p>さらに、利益相反マネジメントについては、利益相反審査委員会の審査、教職員へのヒアリングや説明会を通じて、産学連携活動に伴う利益相反マネジメントの必要性について啓発する。</p> <p>加えて、平成30年度に行った検証の結果を踏まえた必要な見直しを行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【76】法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>【研究費等の適正な使用のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等不正防止計画においては、研究費使用ハンドブックの作成・配布や競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者を主な対象としたe-Learning研修の実施、新任採用教員や各部局構成員に対する説明会を行う等取り組んだ(前年度より継続)。 ・<u>競争的資金等不正防止計画においては、本部各部及び各部局における前年度の実施状況を不正防止計画推進室において検証し、概ね適切に取り組まれていることを確認したが、平成30年4月以降に不正を公表した案件があることを受けて、不正防止計画の別表に「部局における出張事実の確認」を改正する等、研究費不正に対する抑止効果が、より実効的になるよう改訂した(令和元年12月)。</u> また、部局・事務部に対してモニタリングを実施し、実態把握を行った(令和2年2月)。 さらに、今年度の実施状況を確認するため、全部局に対し、自己点検評価報告書の作成を指示し、翌年度の検証へ向けて準備を開始した(令和2年3月)。 ・研究費等の適正な使用について、近年発生した不正事案や新たな会計ルール等を反映することで 	

			<p>充実させた、教職員等の理解を深めるための研究費使用ハンドブックを作成し(令和2年1月、配布部数：10,700部)、その内容を教材とした e-Learning 研修を実施した(令和2年1月)。また、日本語・英語併記とし、外国人研究者にも広く周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>研究関連 e-Learning 研修(研究推進部実施分)一覧を作成し、研究費使用ハンドブックに掲載し、受講対象者にわかりやすく案内することで、受講の徹底を行った(令和2年3月時点、受講率99.78%)。</u> <p>【公正な研究活動の実施のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研究公正推進アクションプラン等においては、大学院生の入学時に研究公正リーフレットの配布、指導教員による学生指導、e-Learning 研修の実施、新任採用教員や各部局構成員に対する説明会を行う等に取り組んだ(前年度より継続)。 • <u>研究公正推進アクションプランにおいては、本部関係部署及び各部局における前年度の実施状況を研究公正推進委員会において検証し、概ね適切に取り組まれていることを確認した(令和元年10月)。</u>また、<u>本部関係部署及び各部局に実施状況を確認するため実績報告書の作成を指示し、令和2年度の検証へ向けて準備を開始した。(令和2年3月)。</u> • 研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象として、令和元年度研究公正研修 e-Learning を実施し、受講の徹底を行った(受講期間：令和元年11月～令和2年2月、令和元年度末時点の受講率99.94%)。また、大学院生に対して研究公正の基本についての指導教員等によるチュートリアルや若手研究者に対しては新規採用教員研修での講義、指導者であ
--	--	--	--

			<p>る教員・研究代表者に対してはアクションプラン等の取組事項について部局内で再周知を行う等、倫理教育を実施した(平成 30 年度より継続)。</p> <p>【利益相反マネジメントの実施のための取組】 <u>臨床研究利益相反審査委員会及び利益相反審査委員会は、教職員から提出された事前申告書及び自己申告書を基に利益相反審査を毎月実施している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の状況(令和 2 年 3 月末現在) 臨床研究利益相反審査委員会 開催回数 12 回 審査件数 65 件 利益相反審査委員会 開催回数 11 回 審査件数 107 件 <p>教職員の希望及び研究成果活用企業の設置等に関わる教員と適宜面談を実施(令和 2 年 3 月末現在 53 回)し、利益相反管理の必要性、企業との関わり合い方等について必要な指導をしている。また、利益相反申告システム導入に伴い、説明会を実施した(附属病院 2 回開催・参加者数 118 名、人間・環境学研究科 1 回開催・参加者数 99 名)。</p> <p>【検証結果を踏まえた見直しの検討】 平成 30 年度の本学の利益相反マネジメントに係る活動状況については、利益相反マネジメント委員会には令和 2 年 1 月 24 日に、外部有識者からなるアドバイザリーボード(3 名)には令和 2 年 3 月に報告し、本学の利益相反マネジメントの適正化に係る定期的な検証及び評価をいただき検討を行った。</p>	
<p>【77】 情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ情報セキュリティ管理体制の強化や、ソフトウェアライセンス管理の効率化など情報管理を徹底し、</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 安全な情報環境を整備するため、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ情報セキュリティ管理体制の強化など情報管理を徹底した。主な取組は以下のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策基本計画に沿った情報セキュリティ対策の推進 ・計画に沿った本学 CSIRT 機能の整備の推進

<p>安全な情報環境を整備する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本学で発生した情報セキュリティインシデントに対処する体制（CSIRT）を強化するため、具体的な計画として情報セキュリティ対策基本計画の策定を行った。</u>また、CSIRTを明文化するため、京都大学の情報セキュリティに関する規程の改正を行った。さらに、<u>情報セキュリティ組織体制の整備として、京都大学情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）要項を制定し、CSIRTの機能を明確にした。</u> ・ <u>ウイルス対策ソフトでは検出できないマルウェアを確認するため、問い合わせ専用の窓口メールアドレスを作成し、SandBox（不審なファイルを動作させ、振舞からマルウェアか否かを確認するセキュリティモデル）を設置した。</u> ・ <u>情報通信研究機構（NICT）と共同で、機器が接続されていないネットワーク（ダークネット）を監視し、本学への攻撃を可視化するシステムを設置した。</u> ・ <u>標的型攻撃メール訓練について、平成28年度より教員にも対象を拡大し、全教職員を対象に実施した。</u> ・ <u>情報セキュリティ格付け基準の標準化作業を行い、本学が取扱う情報について、標準的な格付け及び取扱制限を策定した。</u> ・ <u>インシデント発生時に迅速かつ適切に学内全体で対応するために、インシデント対応手順を制定した。</u> ・ <u>大規模なインシデント発生時の対応を確認するため、インシデント対応訓練を実施した。</u> ・ <u>情報の適切な取扱いのために、ソーシャルメディア利用ガイド、クラウドサービス利用ガイドを制定した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じた情報セキュリティポリシーの見直し検討 ・ 情報セキュリティ監査責任者が行った情報セキュリティ監査結果及び監査結果に基づく改善状況の確認 ・ ソフトウェアライセンス管理の実施 ・ 包括ライセンス契約締結拡大に向けた検討 ・ ソフトウェアライセンス管理とセキュリティ対策の連動開始
----------------------	--	--	---	--

- ・政府機関等の情報セキュリティのための統一基準の改定に伴い、京都大学情報セキュリティ対策基準の改正を行った。具体的にはクラウドサービス利用に関する規定の追加等の改正を行った。
- ・全学アカウントによるネットワーク接続サービスの利用に関する規則を制定し、あわせて全学情報システム利用規則の改正を行った。
- ・各部局の情報システムのログの適切な管理のために、情報システムログ管理ガイドラインを制定した。
- ・情報セキュリティインシデントへの対処として、部局情報セキュリティ事務担当者向けに講習会を実施した。
- ・国立情報学研究所（NII）の「大学間連携に基づく情報セキュリティ体制の基盤構築」事業の一つである NII-SOCS（国立情報学研究所 セキュリティ運用連携サービス）に、平成 29 年 10 月より参加した。

また、平成 28 年度に策定したソフトウェアライセンス管理方式について、部局管理担当者の負担軽減、全体コスト削減の観点からさらなる検討を行い、平成 30 年度以降の方針を情報環境機構運営委員会で決定した。これまで提供していた ASSETBASE（ライセンス管理支援システム）及び独自ツールを廃止し、事務組織および教育研究組織が統合的に利用できるツールを新たに開発することとした。これに伴い平成 29 年度は各部局へのソフトウェアライセンス調査を中止し、平成 30 年度より新ツールでの調査を再開することとした。旧ツールの提供終了について各部局に通知するとともに、新ツール開発のためのアンケート調査を行った（平成 29 年 9 月）。アンケートによって得ら

			<p>れた各部局からの意見や要望を踏まえつつ新ツールの仕様書案を作成し、情報環境機構基盤システム運用委員会にて報告の後、<u>「ソフトウェアライセンス管理ツール」を開発し、全学に提供を開始した。なお、新ツールでは、各部局内での中間とりまとめが不要となり、より簡易な方法での調査実施が見込まれる。</u></p>	
	<p>【77】 京都大学情報セキュリティ対策基本計画に沿って情報セキュリティ対策を推進する。また、本学で発生した情報セキュリティインシデントに対処する体制（CSIRT）について、整備計画に沿って体制を強化する。さらに、情報セキュリティ監査結果に基づき、課題があれば改善を行う。加えて、ソフトウェアライセンス管理を実施し、併せてセキュリティ対策との連動を引き続き検討するとともに、包括ライセンス契約について、その拡大を推進する。上記のほか、これまでの取組状況について検証する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【77】 京都大学情報セキュリティ対策基本計画に沿って、平成 31（令和元）年度は以下の取組を行い、情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>(1) 情報セキュリティ組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンピュータ不正アクセス対応連絡要領について、その取り扱う情報セキュリティインシデントの定義を明確にするための改正を行った。</u> ・ <u>情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学及び部局間の連絡調整を行うため、全学情報セキュリティ技術連絡会を開催し、各部局の部局情報セキュリティ技術責任者と情報共有を行った（令和元年 7 月、12 月）。</u> <p>(2) 情報資産の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書への情報格付けを推進するため、情報格付けスタートガイドを整備し、日々の業務で格付けを実施する習慣づけを図った。 <p>(3) 情報システムのセキュリティの維持及び向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学情報セキュリティ技術連絡会でパスワードガイドラインの周知徹底を依頼、全学通知としてパスワード使い回しに関する注意喚起を実施した。 ・ Windows 7 のサポート終了（令和 2 年 1 月）や Adobe Acrobat DC（永続版）のサポート終了（令和 2 年 4 月）に向けたアナウンスを実施した。 ・ 情報セキュリティ項目を追加する改修を実施した 	

			<p><u>KUINS (京都大学学術情報ネットワークシステム Kyoto University Integrated information Network System) DB を公開し、説明会を実施した。機器及び VLAN (Virtual Local Area Network) 管理者にセキュリティ項目を入力するよう依頼した。</u></p> <p>・<u>重要なシステムへの不正侵入を防止するため、統合認証システムにて多要素認証を行う仕組みを構築した。令和2年度以降に、教職員グループウェアと教職員メールから順次多要素認証へ移行する予定である。</u></p> <p>(4) 情報セキュリティインシデントへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なインシデント発生時の対応を確認するため、インシデント対応訓練を実施した。 <p>(5) ネットワークの監視及び利用情報の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの注意喚起に従って、ファイアウォールルータにて通信ポートの制限を実施した。 ・本学設置のセキュリティ監視装置 (IDS) および国立情報学研究所が提供するサイバー攻撃等の検知・解析・通報システム (NII-SOCS) を用いて、情報ネットワークのセキュリティ監視を行った。 <p>(6) 監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成員に対して、パソコンの管理やパスワードの取扱い等について情報セキュリティ自己点検を実施した。 ・e-Learning 受講状況統計を行い、部局への通知や、ポータルを用いて未受講者に対し受講を促すポップアップを行い、さらには未受講者へ直接受講を促すメールを送るなど、受講促進を実施した。また、令和2年3月2日時点で未受講の学生に対し、KUINS-Air への接続制限を実施した。
--	--	--	---

		<p>本学で発生した情報セキュリティインシデントに対処する体制（CSIRT）を強化するため、令和元年度以降の情報セキュリティ対策基本計画である、京都大学サイバーセキュリティ対策基本計画の策定を行った。</p> <p>令和元年度の情報セキュリティ監査として、全ての部局を対象としてアンケート監査を実施し、このうち3部局を抽出して、実地監査を実施した。また、平成30年度の実地監査対象部局の3部局について改善の報告を求め、改善策が適切に講じられた、あるいは改善に向けた検討を開始したことを確認した。</p> <p>ソフトウェアライセンス管理を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアライセンスの適正な使用、管理の周知徹底を目的とした通知を全学に発出した。（令和元年10月7日付） ソフトウェアライセンスの適正な使用、管理を実施するため、講習会を実施した。 Oracle Java SE のライセンス形態の変更に伴い必要となる措置を全学に周知した。部局からの問合せがあった事項について Oracle 社より速やかに資料を入手し、追加情報として部局へ周知した。 セキュリティ対策との連動として、セキュリティ対策に有用と判断される場合、フリーソフトであっても、ソフトウェアライセンス管理支援ツールの管理対象とすることとした。 <p>包括ライセンス契約について、以下のとおりその拡大を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> マイクロソフトと包括契約を締結し、京大生協に業務委託を行って今年度で5年目となり、京大生協からの定期的な販売件数の状況報告から、利用実績が順調であることが確認できた。
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロソフトとの包括契約は契約期間（平成 30 年 7 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日）中であつたが、京大生協が新しい契約条件においてもビジネスモデルが成立するという判断を下したことにより、新 EES 契約（EES2018）を契約期間（令和元年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日（3 年間））で締結した。 ・新 EES 契約ではセキュリティ機能の充実等、利用者の利便性を高める新たな製品の充実を図っており、生協による販売価格は、学内ユーザへの影響が少ない設定となっている。 ・利用促進は、京大生協による MS 包括ライセンス販売促進キャンペーンに合わせて、情報環境機構 HP への同ライセンスの最新情報の掲載や、info!（情報環境機構広報誌）への契約更新後の製品情報等の掲載を行った。 ・引き続き、京大生協への業務委託方式での利用者の利便性の向上と適切な価格設定について、更なる検討を行う。 <p>上記のほか、これまでの取組状況について以下のとおり検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する取組状況については、情報セキュリティ対策基本計画の実施にあつての年度実施計画および実施実績を、平成 28 年度から平成 30 年度の毎年度、全学情報セキュリティ常置委員会にて審議し了承された。また、全学情報セキュリティ委員会において報告を行った。 ・令和元年度 IT 戦略委員会にて、情報セキュリティ対策基本計画（平成 28 年度～平成 30 年度）の実施報告を行い、検証の結果了承された。 ・令和元年度から令和 3 年度のサイバーセキュリティ対策基本計画は、検証結果および文部科学省からの通知の事項を盛り込んで策定を行った。
--	--	--	---

--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要目標
 ⑤ 大学支援者等との連携強化に関する目標

中期目標	・大学支援者等との連携を強化する。
------	-------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【78】学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況や大学の進むべき方向等に関する情報を戦略的に発信するとともに、キャンパスの施設公開や公開講演会での意見交換など大学支援者等とのコミュニケーション機会を充実させる。			III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況等に関する情報を戦略的に発信した。主な取組は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「紅萌」のリニューアルに伴い、冊子体での配付のほか、新たにスマートフォンにも対応した特設サイトを本学ホームページに作成し、高校生や一般市民等に対して、本学の教育研究等について分かりやすく情報発信を行った。 ・より戦略的に海外への情報発信を行うため、2種類ある英文広報誌（「楽友」、「Research Activities」）を整理、統合し、新しい海外向け広報誌「KYOTO U Research News」を創刊した。また、ターゲットを定めた配付先の見直しを実施し、配付部数を減らしつつも効率的な配付を可能とした。さらに、従来の紙媒体主体の発信から、より国際的な拡散が期待できる Web による発信を強化すべく、既存の研究特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」を「KYOTO U Research News」にリニューアルしたうえで、同誌のコ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや SNS、冊子等の各種広報媒体を充実させ、大学支援者となりうる卒業生、一般市民等に大学情報を発信する。 ・研究業績の更なる活用のために、教育研究活動データベースのシステム更新を検討する。 ・東京フォーラム等において、学術研究成果の発表や大学の情報を発信し、コミュニケーション機会を充実させて、大学支援者等との連携を図る。

			<p><u>コンテンツ（一部）を追加し、より見やすく、より魅力的なサイトとした。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 本学の運営方針や他大学には無い本学の強み、ユニークな取組を積極的に発信するため、主体的に仕掛ける大学ブランド発信の取組に着手し、第一弾「総長特設サイト」（平成 26 年度）、第二弾「探検！京都大学」（PC 版）（平成 27 年度）、第三弾「探検！京都大学モバイル版」（平成 28 年度）及び<u>第四弾「ザッツ・京大」（平成 29 年度）</u>といった魅力発信サイトを公開した。さらに本学のユニークな教員の魅力を動画で伝える「<u>京大先生シアター</u>」、学生の自ら考え挑戦する姿を動画で紹介する「<u>おもしろチャレンジ</u>」サイトを公開した（平成 30 年度）。 • 海外向け情報発信として、英語版 Twitter、Facebook、YouTube アカウント及び Instagram の運営を開始した。 • 教育研究活動データベースについて、京都大学学術情報リポジトリ「KURENAI」と相互に連携し、研究成果に対する学内外からの閲覧に係る利便性を向上させる等の改善を行った。また、研究者情報整備委員会の下に設けられた研究者情報データベース専門部会において、平成 30 年度に、教育研究活動データベースの利便性向上についての検証を行い、システム改修及び運用方法の改善が必要と判断した。 <p>さらに、平成 30 年度より、将来の教育研究活動データベースに求められる機能を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者情報を研究者自身、researchmap 等外部データベース、本部及び部局事務といった種々の提供者から効率的に収集するためのシステム・ワークフローデザイン 	
--	--	--	--	--

			<p>2. 多面的な視点でもって京都大学のビジビリティを向上させるための web デザイン</p> <p>3. 京都大学での研究者、研究資源のパフォーマンスを適切かつタイムリーに評価するための IR 手法デザインの視点から研究者情報データベース専門部会において検討を進めた。</p> <p>また、公開講演会での意見交換など大学支援者等とのコミュニケーション機会を充実させた。主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本学の研究成果の発表や政官財界のトップで活躍している関係者との交流・意見交換を目的として「東京フォーラム」を実施した。</u> ・ <u>新任社長となった本学卒業生と総長との意見交換の場である「総長と卒業生新社長との懇談会」を京都・東京において開催し、本学の状況について説明・意見交換を行った。</u> ・ <u>関西の経済界、学界、官界で活躍されている方々のオピニオン形成と交流促進を目的に日本経済新聞社が開催した「関西経済人・エコノミスト会議 京都大学・大阪大学・神戸大学による 3 大学シンポジウム」に協力した。</u> ・ 研究内容について研究者が一般市民向けに発信する場として、京都大学学術出版会との共催により「丸の内 de 夏の大学トーク」を東京において、「京都 de 冬の大学トーク」を京都において実施した。 ・ 首都圏におけるプレゼンス向上を目的とした連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」を実施した。 	
	<p>【78】 学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況や大学の進むべき方向等</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【78】 学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状</p>	

	<p>に関する情報の戦略的発信に向けた、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや SNS、冊子等の各種広報媒体を充実させ、大学支援者となりうる卒業生、一般市民等に大学情報を発信 ・平成 30 年度の検証結果を踏まえた、教育研究活動データベースの利便性向上のためのシステム改修及び運用方法の改善 <p>また、大学支援者等との連携を強化するため、東京フォーラム等において、学術研究成果の発表や大学の情報を発信し、コミュニケーション機会を充実させる。</p> <p>さらに、平成 30 年度の検討結果を踏まえ、取組内容の見直し等を行う。</p>	<p>況や大学の進むべき方向等に関する情報の戦略的発信をするため、以下の取組を行った。</p> <p>【冊子等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『紅萌』について、冊子体での配付の他、スマートフォンにも対応した特設サイトを本学 HP に作成し、高校生や一般市民等に対して、本学の教育研究等について分かりやすく情報発信を行った（第 36 号（令和元年 10 月発行）、第 37 号（令和 2 年 3 月発行））。 ・『京大広報』は、平成 28 年 9 月号より隔月で Web サイトに PDF ファイルで掲載している。PDF 版では写真等の掲載を増やし、読みやすく親しみやすいものとした（奇数月発行）。 ・『KYOTO U Research News』は、第 7 号（11 月）、第 8 号（3 月）を発行した。第 7 号の特集として人社未来形発信ユニットの全学シンポジウムを掲載し、本学の高い研究力を発信した。 <p>【ホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語版ホームページの充実 <p>「京大について」ページについて、階層構造の見直しや説明文の追加などを実施し、より必要な情報に到達しやすくなるよう改修を行った。</p> <p>また、本学の運営方針や他大学には無い本学の強み、ユニークな取組を積極的に発信するため、京都大学が主体的に仕掛ける大学ブランド発信の取組に着手し、第一弾「総長特設サイト」、第二弾「探検！京都大学」（PC 版）、第三弾「探検！京都大学モバイル版」及び第四弾「ザッツ・京大」といった魅力発信サイトを公開し、平成 30 年度には、本学のユニークな教員の魅力を動画で伝える「京大先生シアター」、学生の自ら考え挑戦する姿を動画で紹介する「おもろチャレンジ」サイトを公開してきた。</p>
--	--	---

		<p>平成 31 年度は「京大先生シアター」に 7 件、「おもしろチャレンジ」に 3 件の動画を追加した。動画の制作にあたっては、関係部署・部局と協力し、取材対象の選定から内容の検討などノウハウの共有を図るとともに、制作物が広報課と関係部署・部局の双方で活用できるように工夫をした。その結果、ホームページのアクセス数は毎月概ね増加傾向にあり、平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月のアクセス数合計は 17,597,859 件であったところ、平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月のアクセス数合計は 18,368,669 件と順調に推移している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ホームページのリニューアル <p>Web 戦略室のもと、令和 2 年度の公開に向けて、リニューアルに向けた CMS 環境の構築作業を行った。</p> <p>【SNS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種 SNS の積極的な活用 <p>より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるために、SNS を積極的に活用することとし、まずは日本語版の「京都大学 Facebook」（平成 24 年度）、「京都大学 Twitter」（平成 26 年度）、「京都大学 Instagram」（平成 29 年度）を運用してきた。日本語版「京都大学 Facebook」では、本学の研究成果やイベント情報、学生活動など身近な話題のみならず、即時性を意識した facebook 独自の記事を積極的に投稿してきたが、平成 30 年度までに制作した「京大先生シアター」の動画についての記事を順次投稿した。投稿数については、平成 30 年度は 193 件だったが、平成 31 年度は 218 件と 25 件増加し、平成 31 年 3 月末現在で 20,885 件であったページ全体「いいね！」数は、令和 2 年 3 月末現在計 23,268 件と 1 年間で 2,383 件増加した。また日本語版「京都大学 Twitter」では、本学のニュース、イベント</p>
--	--	---

			<p>情報を大学ホームページと連動して発信し、平成 31 年 3 月末現在で 21,491 件であったフォロワー数は、令和 2 年 3 月末現在計 29,234 件と 1 年間で 7,743 件増加した。また、「いいね！」やリツイートなどユーザの反応の回数であるエンゲージメント数は、平成 30 年度は合計 675,813 件だったが、平成 31 年度は 402,871 件と 272,942 件減少した。これは平成 30 年度がノーベル賞受賞の特別な状況により 29 年度の 309,762 件から倍以上の増加であったことの反動とみられ、29 年度からは 93,109 件増加となっている。「京都大学 Instagram」は平成 29 年 7 月より運用を開始し、フォロワー数は平成 31 年 3 月末現在日本語版 3,918 件であったが、「いいね」数を検証し、いいねが比較的多く付く傾向を踏まえて画像を投稿することで、令和 2 年 3 月末現在 7,211 件であった。</p> <p>英語版 SNS については、平成 28 年度から「Kyoto University Facebook」、「Kyoto University Twitter」を運用してきたが、平成 29 年度は「Kyoto University Instagram」の運用を 7 月より開始し、SNS の機能を活用して海外の大学等との相互交流を意識した記事を積極的に投稿している。フォロワー数は令和元年度末で Facebook15,934 件（平成 30 年度末より 3,098 件増加）、Twitter7,274 件（平成 30 年度末より 2,967 件増加）、Instagram7,606 件（平成 30 年度末より 2,301 件増加）である。</p> <p>平成 30 年度の検討結果を踏まえ、以下のとおり教育研究活動データベースの利便性向上のためのシステム改修及び運用方法の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開項目、公開内容に関する検討について 公開項目の再検討を行った結果、非公開項目とし
--	--	--	---

		<p>ていた使用外国語について、使用言語と項目名を変更したうえで公開項目に変更するようシステムを改修した。</p> <p>公開内容について掲載基準の見直しを行い、編集ページの注意書きに記載した。併せて英訳の見直しも行った。</p> <p>また、公開処理を行っていない教員の業績データの一括公開を実施し、新規登録した教員の基本データを即時公開する運用に変更した。</p> <p>加えて、表示項目の追加、新規データ登録やファイル入出力等の機能追加を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者情報の活用に向けた検討について 研究者情報の活用に向けて教育研究活動データベースの内容を学内部署に提供する際の手続きについて、研究者情報整備委員会において規程を制定した。 ・researchmap との連携、及び、バージョンアップ対応について researchmap 連携時の ID の登録間違いを無くするため、登録する ID を本人に確認する運用方法に変更し、改善を行った。また、バージョンアップ後の技術的課題に関し、API 連携の調査等を進め、教育研究活動データベースの改修を行った。 ・ ORCID (Open Research and Contributor Identifier) の活用方法の検討について 京都大学における教員の雇用歴と教育研究活動データベースの URL を ORCID 個人ページに連携させるシステムをリリースし、ORCID の活用促進を行った。 <p>平成 30 年度より、将来の教育研究活動データベ</p>
--	--	---

		<p>ースに求められる機能を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者情報を研究者自身、researchmap 等外部データベース、本部及び部局事務といった種々の提供者から効率的に収集するためのシステム・ワークフローデザイン 2. 多面的な視点でもって京都大学のビジビリティを向上させるための web デザイン 3. 京都大学での研究者、研究資源のパフォーマンスを適切かつタイムリーに評価するための IR 手法デザイン <p>の視点から研究者情報データベース専門部会において検討を進めている。</p> <p><u>本年度は、新システムへのリニューアルを念頭に、研究者情報データベース専門部会の下に次期教員 DB (教育研究活動データベース) 基盤仕様検討 WG を設置し、システムの仕様書原案の策定を行った。また、複数のベンダと打合せを行い、仕様の検討や工数や費用の確認を進めている。さらに同専門部会の下に教員 DB (教育研究活動データベース) データ利活用 WG を設置し、研究者情報の活用方法について、次期システムの機能要件に対する提案を行うための検討を進め、令和 2 年度から令和 4 年度までの 2 年間の計画で改修を行うことを決定した。</u></p> <p>学術研究成果の発表や大学の情報を発信し、大学支援者等とのコミュニケーションの機会を充実させるため、「重点戦略アクションプラン (2016-2021)」における「戦略的情報発信の推進事業」等に基づき、以下の取組を実施した。</p> <p><u>・本学の研究成果の発表や政官財界のトップで活躍している方々との交流・意見交換を目的として「第 14 回東京フォーラム」を「面白 (おもしろ) いを探求するー老いないために、老いを知るー」をテーマ</u></p>
--	--	--

			<p><u>に令和元年12月に実施し、371名という多数の出席者を得た。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく社長となった本学卒業生と総長との意見交換の場である「総長と卒業生新社長との懇談会」を京都・東京において開催し、本学の状況について説明・意見交換を行った(京都:令和元年10月、東京:令和元年11月)。 ・研究内容について研究者が一般市民向けに発信する場として、京都大学学術出版会との共催により「丸の内 de 夏の大学トーク」を東京において、「京都 de 冬の大学トーク」を京都において実施した(東京:令和元年7月80名参加、京都:令和元年11月40名参加)。 ・首都圏におけるプレゼンス向上を目的とした連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」として、「シリーズ 31 地球環境と私たちの暮らしー環境を考えるー」(令和元年5月)等のテーマのもと、3シリーズ(1シリーズ4回)を京都アカデミアフォーラムにおいて実施した(延べ1,265名参加)。 ・関西の産業界、学界、官界で活躍される方々にお集まりいただきオピニオン形成と交流促進を目的に、産学連携の現場から新産業を生み出すイノベーション人材の育成について考える場として、日本経済新聞社が開催した「関西経済人・エコノミスト会議 京都大学・大阪大学・神戸大学による3大学シンポジウム」に協力した(令和元年9月、約550名参加)。 <p>平成30年度の検討結果を踏まえ、以下のとおり取組内容の見直し等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都大学・大阪大学・神戸大学による3大学シンポジウム」では、内容に関し検討した結果、表面的なシンポジウムの内容を、もう一步、踏み込んだ内容とするため、日本経済新聞社と参加大学
--	--	--	--

			<p>とともに内容の見直しを行った。具体的には、これまで講演する企業は1つであったが話の内容を広げるために複数の企業にするとともに、各大学のプレゼンテーションは設けず、討論に時間を割いて、より充実した内容とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京フォーラム」では、年々参加人数が増えており、昨年度は会場のキャパシティを超える状態となってしまったため、検討した結果、政財官界で活躍中の本学卒業生にアプローチするよう、招待者の見直しを行った。具体的には、本学への貢献や寄附を見据え、招待対象者を絞り込んだ。 	
<p>【79】同窓生のネットワークを充実させることにより、同窓会活動の活性化を促進する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>同窓生のネットワークを充実させることにより、同窓会活動の活性化を促進した。主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域同窓会設立に向けた準備会を国内外問わず開催するなど、同窓会設立等の支援を実施した。</u> ・<u>同窓会間の相互交流を推進するための支援として、東京（関東）支部連絡会幹事会を開催した。</u> ・<u>地域同窓会総会等に本学役員及び関係職員が出席し意見交換を行った（国内：仙台くれない会、北海道京大会他、海外：京都ユニオンクラブ（タイ）、マニラ濃青会（フィリピン）他）。</u> ・<u>各同窓会及び卒業生との連携強化を図るための講演会を各地（静岡県、石川県、岡山県、沖縄県、鹿児島県）で実施した。</u> ・<u>本学と卒業生、卒業生相互の交流の場として、ホームカミングデイを開催した。</u> ・本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワークの強化のため、「京大アラムナイ」（卒業生名簿管理システム）、京都 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の地域同窓会の設立支援、開催支援を進め、また各同窓会に役員を派遣する等、積極的に本学の情報提供を行うことで、同窓会活動を活性化させる。 ・ホームカミングデイを開催し、卒業生と大学及び卒業生相互の交流の場を設ける。

			<p>大学生涯メールサービス及び京都大学同窓会 Facebook を引き続き運用し、新たに「<u>KUON</u>」(京都大学同窓生向けサービス)の提供を開始した。それぞれの登録者数は次のとおりである。</p> <p>京大アラムナイ：平成28年度末8,459名、平成29年度末8,702名、平成30年度末9,490名</p> <p>京都大学生涯メールサービス：平成28年度末10,082名、平成29年度末16,751名、平成30年度末18,246名</p> <p>京都大学同窓会 Facebook：平成28年度末3,856名、平成29年度末3,996名、平成30年度末4,596名</p> <p>KUON：平成30年度末：7,223名 ※平成30年3月から開始</p>	
	<p>【79】国内外の地域同窓会の設立支援、開催支援を進めるとともに、各同窓会に積極的に情報提供を行うことにより、同窓会活動を活性化させる。また、ホームカミングデイを開催し、卒業生と大学及び卒業生相互の交流の場を設ける。さらに、平成30年度の検討の結果を踏まえ、各同窓会幹事と本学同窓会事務局との繋がりをより強固なものとするため、地域同窓会総会等への本学からの参加をより戦略的・効果的に行えるよう、新たな出席計画を立案する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【79】同窓会活動の活性化のため、以下の取組を行った。</p> <p>【同窓会設立等支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘルスケアネットワーク令和の設立(令和元年5月) ○香川県での同窓会設立に向けた準備会開催(令和元年7月、9月)、設立(令和2年3月) ○<u>国内地域同窓会の新規立ち上げに向けた、学部・研究科同窓会の支部長を通じた有力者の紹介依頼</u>(令和元年9月) ○京都大学同窓生向けサービス登録者へのメール配信や facebook への投稿により、多くの同窓生に集まってもらうよう開催を支援した。 <p>【同窓会活動の活性化】</p>	

			<p>○同窓会総会等への役員・教職員派遣回数 35 回 （うち海外 4 回）、派遣人数 121 名（うち海外 19 名）</p> <p>○<u>派遣した役員・教職員より、125 周年事業や京大流経営改革の情報を提供した。</u></p> <p>また、<u>本学と卒業生、卒業生相互の交流の場として、第 14 回ホームカミングデイを開催した。（令和元年 11 月、延べ 2,891 名参加）</u></p> <p>さらに、各同窓会幹事と本学同窓会事務局との繋がりをより強固なものとするため、年度末に、京都大学同窓会に加入している同窓会あてに、加入者数や総会開催予定時期等を把握するためのアンケートを送付しているが、各同窓会からの回答がすべては提出されておらず、京都大学同窓会に加入しているすべての同窓会の現状が把握できていないことを課題として認識した。この状況を改善するため、<u>今年度以降は役員派遣を伴わない総会においても職員のみで出席することや、数年単位で万遍なく地域同窓会に出席できるよう、令和 5 年度までの地域同窓会（国内、海外）への出席計画を立案した。</u></p> <p>大学とのつながりを意識していただくため、地域同窓会設立以降、本学から一度も訪問したことがない同窓会として、令和元（平成 31）年度は、上越洛友会（7 月）、湘南京大会（11 月）の 2 地域同窓会を戦略的訪問の対象とした。</p>
--	--	--	---

(4) その他の業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

中期計画又は年度計画を上回って実施した計画の取組の取組内容や成果、及び上回ったと考える根拠

【平成 31 事業年度】

■高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤の整備（関連計画：69）

高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤を整備するため、構内ごとに京都大学学術情報ネットワークシステム KUIINS (Kyoto University Integrated information Network System) の館内スイッチ・末端スイッチを更新する計画が、平成 28 年度の京都大学重点戦略アクションプランで採択された。平成 29 年度以降、構内ごとに順次スイッチの更新を実施している。令和元（平成 31）年度は、宇治キャンパスの全体と吉田南構内の半数程度（館内スイッチ 29 台、末端スイッチ 206 台）の更新を実施した（令和 2 年 3 月完了予定）。また、更新に係る仕様策定時に、更新を行なう構内ごとに必要台数について適切な台数となるよう再度調査・検討し、見直した結果、館内スイッチ・末端スイッチそれぞれの台数に変更となったため、予算額を下回る金額で契約を締結することができた。令和元（平成 31）年度の予算残額 913 千円を令和 2 年度以降に繰り越すことによって、令和 4 年度に実施予定であった本部南構内のスイッチ更新の一部を令和 3 年度に繰り上げて実施する計画へと、整備計画を見直した。

年度計画に掲げる「高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤の整備」について、当初の計画より前倒しで推進できたことから年度計画を上回って実施していると判断した。

その他特記すべき事項

【平成 28～30 事業年度】

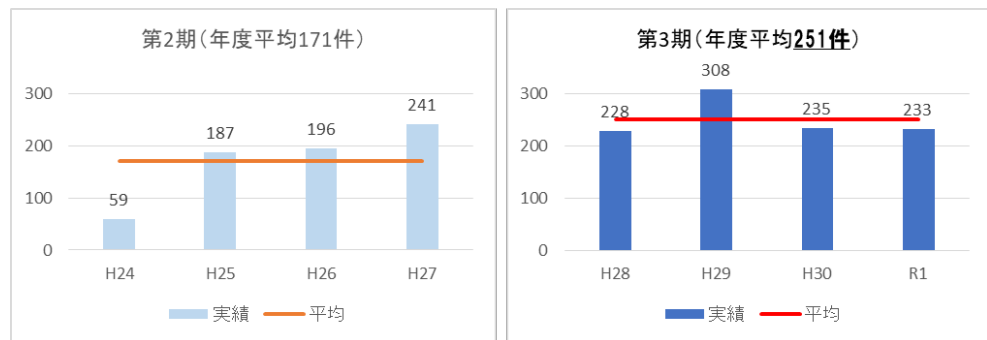
■弁護士有資格職員が行う「法務相談」の活用拡大によるコンプライアンス推進（関連計画：75）※法令遵守違反の未然防止に向けた取組

本学では、高度化・多様化・複雑化する大学運営に対応するため、平成 24 年度以降、総務部に複数名配置した弁護士資格を有する職員による「法務相談」を実施し、より身近なところから日々の大学運営における法的な課題・リスクに指

導・助言を行い、法的な側面から教職員の多様な教育・研究活動をサポートしている。

特に、近年は、案件が紛争化する前に行われる「予防的法務相談」の活用を積極的に推進しており、業務が適正に実施されることはもとより、一層円滑に実施できるよう取り組んでいる。これは、案件が紛争化してから行われる「紛争解決的法務相談」は、相談する教職員及び対応する弁護士有資格職員の双方にとって、「予防的法務相談」と比較して終結までにより多くの時間を要することから、特に円滑な業務実施を意図しているものである。

第 3 期 4 年目まで及び第 2 期の法務相談の実績は下図のとおりである。第 3 期 4 年目までの相談件数は年度平均 251 件となり、第 2 期（法務相談を開始した H24 年度以降）の年度平均 171 件と比較して、約 50% の増加となっている。この実績は、「法務相談」が法的な課題・リスクの解決に向けた有効な手段であるとして教職員の認知と活用が拡大していることを示しており、本学における法令遵守・コンプライアンスの推進に大きく貢献している証左と言える。



※縦軸は相談件数、水色・青色は各年度実績、橙色・赤色は4か年度の平均値

■施設マネジメントに関する取組（関連計画：69、70、71、72）

- ① 施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項
 - ・スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース（スペースチャージ制適用）創出のため、総合研究 16 号館（旧 RI 実験棟）及び坂記念館の一部、総合研究 15 号館（旧建築学教室本館）の一部、楽友会館別館を全学共用スペース（長期利用スペース）として利用することとした。
 - ・教育研究活動に著しく支障のある老朽施設の機能改善のため、平成 27 年度に

施設整備委員会において策定した平成 28 年度～平成 30 年度の「施設修繕計画」（各部局において施設維持改善費を支出する仕組み）により、毎年度実施計画事業を実施した。これにより老朽化した教育研究施設の機能回復、安全安心の確保、教育研究活動の継続、及び施設の長寿命化を推進した。また、自前設計や一括発注等の工夫により事業費を削減することで事業経費を確保し、空調設備更新事業を追加実施した。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえ、総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・iP S等臨床試験センター棟、（桂）図書館等の施設整備を推進するとともに、大学を取り巻く状況の変化に応じてキャンパスマスタープランの見直しを行った。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

民間資金を活用した事業方式（PFI 等）による（川端）熊野職員宿舎整備・運営事業について、平成 29 年 2 月に施設整備が完了し、同年 3 月から維持管理業務を開始した。事業の推進にあたっては、月に一度関係者による定期報告会を行い、進捗状況の確認や検討事項の共有を行うことにより、円滑に事業の進行するよう進捗管理を行った。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

環境賦課金制度（註 1）を活用した環境負荷低減に資する整備として、各年度環境賦課金計画に基づき、着実に ESCO 事業（註 2）及び省エネ改修工事を実施するため、高効率空調設備等への改修や LED 照明の導入、ESCO 事業の新規契約・継続を進めた。

なお、これまでの取組の検証として、環境賦課金制度を導入した平成 20 年度から平成 30 年度までの推移を見ると、建物延床面積が 16%増加する一方で、エネルギー消費量はほぼ横ばいであった。その結果、単位面積当たりのエネルギー消費量は、平成 20 年度比で平成 30 年度までに約 11%削減（年平均 1%）を達成しており、今後も環境賦課金制度の継続により、一定の削減効果が期待できる。

（註 1）環境賦課金制度とは、各部局のエネルギー消費量の 4～5%に対して賦課金を徴収するとともにほぼ同額を全学経費から支出し、これを原資として省エネルギー対策事業等を実施する本学独自の制度であり、これまでの継続的な取組みと成果が評価され、平成 30 年度省エネ大賞（一般財団法人省エネルギー

センター主催、経済産業省後援）において、省エネ事例部門の省エネルギーセンター会長賞を受賞した。

（註 2）ESCO 事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービス（設計、施工、維持管理等）を ESCO 事業者が提供し、定められた期間にそれによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証する事業である。

■大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組（関連計画：17）

入学試験企画・研究専門委員会において、平成 29 年度までの入学者選抜の実施体制を検証し、平成 30 年度の入学者選抜の実施体制では、試験問題作成時からのチェック体制の強化・見直しを行うと共に、入学試験委員会の下に新しく「入学者選抜調査研究委員会」を設置し、入学試験企画・研究専門委員会機能の移行と出題ミス防止の役割を新たに付加した。

また、「出題アドバイザー」を出題だけでなく採点時のアドバイザー業務も付加した「出題採点アドバイザー」とし、出題経験者やより多くの知見を有する教員が出題や採点時の様々な場面でアドバイザー業務を担当できるように改善するとともに、問題解答者は解答作業を試験当日に限らず問題作成段階においても行う等、チェック体制の強化を行った。

【平成 31 事業年度】

■民法の一部改正や欧州一般データ保護規則（GDPR）への対応（関連計画：75）

・民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）を踏まえ、事務本部の関係部署の担当者を対象に「民法（債権法）改正に伴う事前準備（対応策）のための説明懇談会」を開催した（令和元年 7 月 24 日。48 名参加）。今回の民法改正では、契約に関する規程を中心に債権関係の規程が大幅に改正され、本学の規程類及びそれらに準ずる書面等についても改正等を要するものが多く存在することから、上記説明懇談会は、学内での計画的な事前準備と円滑な対応に繋げることを目的とし、総務部法務室に所属する弁護士を講師として実施した。上記説明懇談会は、法律業務を行っていない参加者を対象としたにも関わらず、開催後に実施した受講者アンケートでは、「講師の説明」及び「資料」については、ともに 9 割を超える参加者から「分かりやすかった」等の回答を得られ、「理解度」及び「業務への影響」についても、約 9 割の参加者が「理解できた」等と回答するなど、受講者に対して適切な理解を促す内容であったことが確認できた。

- ・欧州一般データ保護規則（GDPR）への対応として、EU域内の個人データの取扱いに関わる事業の担当部署に所属する職員や研究室の秘書を中心に、実務上活用できるよう、現時点での注意事項などを取りまとめた「京都大学の欧州一般データ保護規則（GDPR）対応の心得」を作成し、学内配付した（令和元年7月）。さらに、EU域内の個人データを直接取り扱う当事者としての教員または職員を対象に、GDPRに関わる実務家（弁護士）を講師とする「保有個人情報に関する講演会」を開催した（令和元年9月、170名参加）。

■サイバーセキュリティ対策等の強化に関する取組（関連計画：61、74、75、77）

① 大学等が共通して対応すること

(1) 実効性のあるインシデント対応体制の整備

- ・コンピュータ不正アクセス対応連絡要領について、その取り扱う情報セキュリティインシデントの定義を明確にするための改正を行った。
- ・大規模なインシデント発生時の対応を確認するため、インシデント対応訓練を実施した。

(2) サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施

- ・標的型攻撃メールなどの不審なメールを受信した際に、添付ファイルを開封するといった安易な操作をしないため、また、不審なメールを受信した際にすみやかに連絡するなどの適切な対応が行えるように、役員及び全ての教職員を対象に、標的型攻撃メール訓練を実施した（令和元年10月、11月に実施。対象者はそれぞれ約12,000名）。
- ・フィッシングメールや標的型攻撃メールへの注意喚起として、「メール開封時の注意点について」（通知）を行った（令和元年5月）。
- ・パスワードの使い回しによるアカウントの盗用を防止するため、「パスワードの使い回し防止について」（通知）を行った（令和元年10月）。

(3) 情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施

- ・全ての構成員に対して、パソコンの管理やパスワードの取扱い等について情報セキュリティ自己点検を実施した。
- ・令和元年度の情報セキュリティ監査として、全ての部局を対象としてアンケート監査を実施し、このうち3部局を抽出して、実地監査を実施した。

(4) 他機関との連携・協力

- ・本学設置のセキュリティ監視装置（IDS）および国立情報学研究所が提供するサイバー攻撃等の検知・解析・通報システム（NII-SOCS）を用いて、情報

ネットワークのセキュリティ監視を行った。

(5) 必要な技術的対策の実施

- ・重要なシステムへの不正侵入を防止するため、統合認証システムにて多要素認証を行う仕組みを構築した。令和2年度以降に、教職員グループウェアと教職員メールから順次多要素認証へ移行する予定である。

(6) その他必要な対策の実施

- ・文部科学省からの注意喚起に従って、ファイアウォールルータにて通信ポートの制限を実施した。

② 国立大学法人等が対応すること

(1) 情報セキュリティ対策基本計画の評価及び見直し

- ・本学で発生した情報セキュリティインシデントに対処する体制（CSIRT）を強化するため、令和元年度以降の情報セキュリティ対策基本計画である、京都大学サイバーセキュリティ対策基本計画の策定を行った。令和元年度から令和3年度のサイバーセキュリティ対策基本計画は、情報セキュリティ対策基本計画（平成28年度～平成30年度）の検証結果および文部科学省からの通知の事項を盛り込んで策定を行った。

(2) セキュリティ・IT人材の育成

- ・企画・情報部情報基盤課の職員及び部局に所属している情報系技術職員に対して、総合技術部第6専門技術群（情報系）研修会への参加と、大学ICT推進協議会年次大会での論文投稿及び技術発表を促した。第6専門技術群研修会では2名の教員による講義と、7名の技術職員による技術発表があった（令和元年10月開催、33名参加）。各種研修会等への参加や発表を通して、知見を広げ、説明する力や発表スキルを向上させている。
- ・企画・情報部職員が専門性の高い知識や技術を習得することを目指して、10月にはアメリカで開催されたEDUCAUSE 2019への参加と米国・ノートルダム大学の訪問を通じて、教育現場におけるIT技術の活用方法や最新技術について意見交換や情報収集を行った（令和元年10月1名）。
- ・企画・情報部情報系職員を対象に、外部団体が主催する各種研修への参加及びその報告会開催、情報環境機構情報システム開発室との協賛による技術セミナーの開催により、技術的スキルアップを図った（令和元年5月1回、10月1回、令和2年1月1回、計41名参加）。

(3) 災害復旧計画及び事業継続計画におけるサイバーセキュリティ対策等に係る記載の追加等

- ・災害時の事業継続計画（BCP）の観点から、重要データの学外での定期的なバ

バックアップの継続のため、前年度に引き続き、外部クラウドサーバ (AWS) を利用した事務用汎用コンピュータにおいて、一部のデータセンター群で障害が発生しても他のデータセンター群を利用して約 1 日前後でサービス再開できるように、各システムの仮想サーバ (EC2) を物理的に距離が離れた複数 (3 つ) のデータセンター群 (アベイラビリティゾーン) に分割して設置し運用している。また、クラウド (AWS) 上の別ストレージ (S3) に仮想サーバイメージおよびファイル単位のバックアップデータの保存を継続して行った。

③ 先端的な技術情報等を保有する大学等が対応すること

(1) 先端的な技術情報等の漏えいを防止するために必要な措置の実施

- ・安全保障輸出管理を担当する研究推進部の研究コンプライアンス掛および知的財産を担当する産官学連携本部と、先端的な技術情報等の考え方や取扱いに対する意見交換を行った。

(2) 高度サイバー攻撃を踏まえた技術的対策

- ・グローバル IP アドレス機器の把握を KUINS DB で行っており、全てのグローバル IP アドレスを付与した機器に対して、脆弱性診断を義務付けている。本学に設置しているセキュリティ監視装置 (IDS) と NII SOCS による監視を用いて、継続して監視を行った。

(3) サプライチェーン・リスクへの対応

- ・外部委託先に求めるセキュリティ要件の整備として、チェックリストの作成の検討を開始した。

(4) 組織内における必要な予算及び人材の優先的な確保

- ・ID とパスワードの窃取によるなりすましへの対策として、多要素認証を構築する経費を、全学経費で確保した。2020 年度に本格運用開始を目指している。

■施設マネジメントに関する取組 (関連計画: 69、70、71、72)

① 施設の有効利用や維持管理 (予防保全を含む) に関する事項

- ・スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出のため、総合研究 5 号館 (320 m²)、総合研究 9 号館 A 棟 (664 m²)、東門衛所及び倉庫 (126 m²) を新たに全学共用スペース (暫定利用スペース) とし、スペース需要に柔軟に対応できる共用スペースを創出する等を行った。
令和元年度末現在の全学共用スペースは 62,932 m²であり、そのうち 57,158 m²が教育研究に有効に活用されている。
- ・老朽施設の長寿命化や建物内の基盤設備の改善を推進するため、令和 2 年 1 月

開催の施設整備委員会において、平成 28 年度に策定したインフラ長寿命化計画 (行動計画) に基づきインフラ長寿命化計画 (個別施設計画) が了承された。3 月開催の役員会で審議され、部局長会議での報告をもってインフラ長寿命化計画 (個別施設計画) を策定した。

- ・平成 30 年度に策定した令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度の「施設修繕計画」(各部局において施設維持改善費を支出する仕組み)のうち令和元 (2019) 年度実施計画事業 18 件を実施し、老朽化した教育研究施設の機能回復、安全安心の確保、教育研究活動の継続、及び施設の長寿命化を推進した。さらに、本計画から新たに追加した緊急対応枠 (新たに発生した緊急性の高い事業の機動的な修繕を可能とする仕組み) において 2 件を追加実施した。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

- ・教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、キャンパスマスタープラン 2018 に掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等を含む「京都大学医学部附属病院施設マスタープラン」に基づき、総合高度先端医療棟 (Ⅱ期)・i P S 等臨床試験センター棟について、整備を完了した (令和元年 9 月)。また、臨床研究棟 (旧北病棟) 及び中央診療棟について、令和 3 年度及び令和 5 年度の整備完了に向けて改修工事を進めており、令和元年度時点でそれぞれ 2%、1%が完了した。
- ・教育・研究・学生支援環境の質の向上に反映させるため、キャンパスマスタープラン 2018 に掲げる環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保等をふまえ、(桂) 図書館について、整備を完了した (令和元年 9 月)。また、ウイルス再生研 3 号館について、令和 2 年度の整備完了に向けて改修工事を進めており、令和元年度時点で 98%が完了した。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

民間資金を活用した事業方式による、東山二条 (旧公務員宿舎跡地) 及び百万遍 (旧府警宿舎跡地) の外国人研究者等の宿舎について、整備を完了した (令和元年 9 月完了)。(東山二条 50 戸、百万遍 86 戸の計 136 戸) 外国人留学生宿舎整備により国際的に優秀な人材の確保に寄与した。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

平成 20 年度より導入した本学独自の環境賦課金制度は、第Ⅲ期事業期間 (2016～2021 年度) に入っている。引き続き、高効率空調設備への更新や LED 照明の導入等を実施するため、環境・エネルギー専門委員会において今年度の環境賦課金事業の実施計画について審議し、その計画に基づき省エネ改修工事 28 件を実施した。

環境賦課金制度を活用した平成 30 年度の整備によるエネルギー削減見込量は

23,675 (GJ) で、これは前年度比 1.2%に相当する。一方検証の結果、平成 30 年度のエネルギー使用量原単位は 1,885 (MJ/m²年) で前年比 2.2%減、二酸化炭素排出量原単位は 85.5 (kg-CO₂/m²年) で前年比 11.3%減 (電気事業者係数換算) であった。いずれも前年比 1%減という目標を達成しており、計画通りの環境負荷低減を確認することができた。また単位面積当たりのエネルギー消費量は、環境賦課金制度を導入した平成 20 年度比で平成 30 年度までに約 11%削減 (年平均 1%) を達成しており、今後も環境賦課金を活用した設備更新等の継続的な実施により、一定の削減効果が期待できる。

なお、環境賦課金制度とは、各部局のエネルギー消費量の 4~5%に対して賦課金を徴収するとともにほぼ同額を全学経費から支出し、これを原資として省エネルギー対策事業等を実施する本学独自の制度である。

■施設設備の整備

- ・老朽化した女子寮をとりこわし、女子学生・留学生用の混住寮を建設した。これにより、女子寮収容定員が増加し、令和元年度より入居を開始した。収容定員は、35 名から 65 名に増加し、学生の福利厚生に寄与した。

2. 共通の観点に係る取組状況

○法令遵守及び研究の健全化

■法令遵守 (コンプライアンス) に関する体制及び規程等の整備・運用状況

- ・「コンプライアンスガイドブック」の完成、配付及び公開
コンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識を付与し、本学全教職員のコンプライアンスに関する意識向上を図るため、事務本部各部の連携のもと、WINDOW 構想の趣旨に沿ってリスク・マネジメントの側面も取り入れた「コンプライアンスガイドブック」を平成 29 年度から作成に着手し、平成 30 年度に完成させた。完成したコンプライアンスガイドブックは全教職員に配付 (平成 30 年度：日本語版約 16,150 部、英語版約 1,420 部) するとともに、本学ホームページ及び教職員ポータルサイトにも掲載した。その後も、新規採用の教職員を中心に追加配付 (平成 31 年度・令和元年度：日本語版約 2,700 部、英語版約 630 部) を行い、注意喚起、コンプライアンス意識の向上を図っている。

- ・保有個人情報の適切な管理・取扱いを目的とした保有個人情報教育研修の実施
職員等が組織的に利用するために作成し、又は、取得した保有個人情報を適切に管理するため、保護管理者 (部局長等) 及び保護担当者 (教員、事務長等) を

対象とした、保有個人情報教育研修 (監督クラス) を実施した。また、保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、保有個人情報の取扱いに従事する職員等 (派遣労働者含む) を対象とした保有個人情報教育研修 (実務クラス) を実施した。研修後は、「平成 30 年度保有個人情報教育研修の検証会議」において、受講者アンケート結果等に基づき検証・評価を行った。特に、平成 30 年度の受講者アンケートにおいて、本研修について e-Learning での実施を希望する意見が複数あったため、時期を固定せず柔軟な研修機会を提供することを目的に、令和元年度から e-Learning 方式を採用した。その結果、受講者数が約 4 倍となり (平成 30 年度：約 380 名受講、令和元年度：約 1,500 名受講)、より多くの教職員の個人情報保護に関する意識を高めることができた。

- ・保有個人情報の管理状況の監査

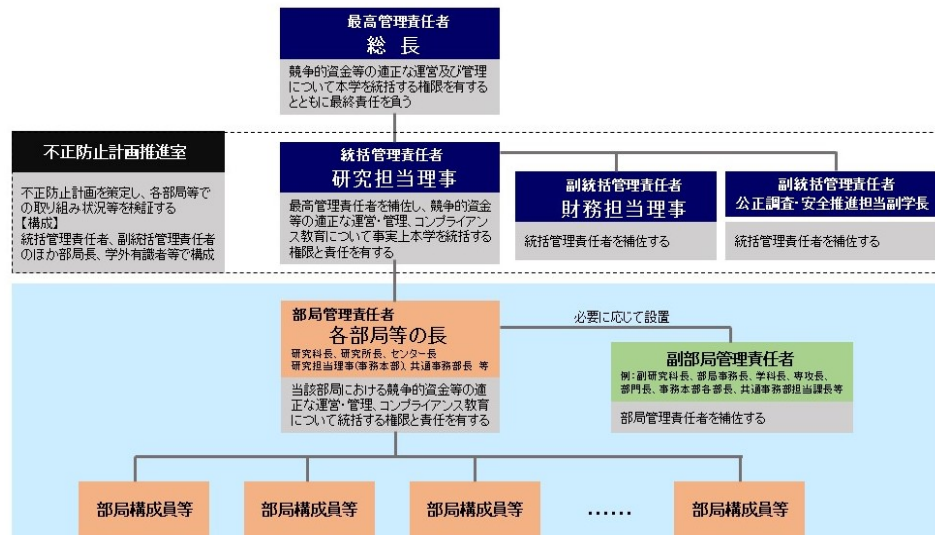
学内外における過去のヒューマンエラーによる個人情報漏えい事象に照らした「京都大学における個人情報の保護に関する規程」第 17 条第 1 項に基づく保有個人情報の管理状況の監査を実施した。具体的には、年度ごとに監査対象部局を複数選定し、当該部局における保有個人情報の取得状況、管理体制、安全確保の措置等について監査を行い、当該部局における保有個人情報の管理意識の向上と自律的な取組を推進した。これまで指摘した事案の例としては、特定の部局において、安全確保上の事案が生じた場合の一部の報告を当該部局内で完結させていたが、同規程第 16 条 2 項に基づき、総括保護管理者 (総務担当理事) への報告を徹底するよう指導し、改善したものがある。

- ・コンプライアンスホットライン (学外公益通報窓口) の運用

コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口の強化及び充実を図るため、学外の弁護士事務所にコンプライアンスホットラインを設置した。外部に公益通報窓口を設置することで、本学及び本学の教職員等に係るコンプライアンス事案について通報及び相談しやすい環境を整備し、コンプライアンス事案の早期発見、迅速な対応及び解決、公平・公正な対応等を行うことで本学のコンプライアンスの推進及び体制強化を図っている。

・研究公正・研究費適正管理

競争的資金等の適正管理における責任体系図



研究費の不正使用防止については「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」、研究活動における不正行為の防止については、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」を制定している。それぞれ責任体制や実施体制の整備を行うことで、公正・適正な運用を図っている。また、「京都大学競争的資金等不正防止計画」及び「京都大学研究公正推進アクションプラン」における各部局の取組状況については年度ごとに実績の報告を義務付けている。

・安全保障輸出管理

安全保障輸出管理に係る事案において、海外への貨物の輸出や外国人留学生、研究者の受入、海外での研究発表、海外機関との共同研究など、各部局からの相談を受付け、対応について迅速に回答し、適切に安全保障輸出管理を行っている。

【相談・回答件数】

- 平成 28 年 173 件
- 平成 29 年 180 件
- 平成 30 年 210 件
- 令和元（平成 31）年 394 件

・ライフサイエンス

学内の研究者向けに、組み換え DNA 実験、動物実験などのライフサイエンス研究等について、ホームページにて、手続き案内システム、パンフレット等により関連法令・手続きについて発信した。

また、動物実験の確実な管理を図るために、「京都大学における動物実験の実施に関する規程」を一部改正し、適用範囲や管理体制をより明確にした（平成 29 年 10 月）。

さらに、医療、健診及び健康に関する情報並びにヒト生体試料及びそれに由来する情報の学外への提供について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第 9 条第 2 項第 4 号に規定する「専ら学術研究の目的」で、学外の機関又は個人に対して提供するに当たり、「京都大学における医療情報・ヒト生体試料の学外への提供についての指針」を制定し、各部局において遵守すべき事項を定めた（平成 30 年 11 月）。

加えて、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年 11 月公布）に対応するため、「京都大学特定認定再生医療等委員会規程」及び「京都大学臨床研究審査委員会規程」の改正を行った（平成 31 年 3 月）。

「臨床研究法」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等の法令・指針について、全学の対応状況（倫理委員会の設置、申請内容、申請数等）を調査し、全学で適切に対応していることを確認した（平成 31 年 4～令和元年 7 月）。

・利益相反

企業等との経済的利害関係（寄附金の受入れ、兼業・講演・原稿執筆等、技術移転等による収入、株式等の保有、その他の経済的利益の内容）、その他利益相反のマネジメントに必要な事項を申告する自己申告書について、負担軽減と過去の申告データを活用したマネジメントの有効利用を可能とするため、申告方法を申告者が Web にて入力する利益相反マネジメントシステムを導入した。

■災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

地震や台風などの大規模な自然災害、パンデミック発生などの緊急時に教職員、学生等の安否を把握する安否確認システムについて平成 29 年度に全学の学生及び教職員を対象に検証訓練を実施した。訓練実施後に同システムに対する意見・要望等の収集を行い結果に基づく改善及び見直しの上、平成 30 年度から導入することとした（平成 29 年度）。平成 30 年度には、安否確認システムの運用

範囲の拡大、部局での登録訓練の実施促進、外国人対応などの課題が抽出され見直しを行った。

また、令和元（平成31）年度策定した危機管理計画（RI 事故・災害編）に基づき、放射性同位元素総合センターで放射線管理区域内での火災を想定して、消防機関と連携し、避難誘導の他、広報発表、周辺住民への対応等の総合防災訓練を実施した。

入試に係る危機管理としては、一般入試問題の作成時からのチェック体制の強化・見直しを図るため、平成30年4月に従来の入学試験委員会規程を改正し、入学試験委員会の下に新たに入学者選抜調査研究委員会を設置した。同委員会では、従来の入学試験企画・研究専門委員会から入試企画、調査分析等の機能を移行させるとともに、出題ミス防止の役割を付加した。また、出題及び採点時のアドバイザー業務を行う「出題採点アドバイザー」を選出し、出題の経験や多くの知見を有する教員が出題や採点時の様々な場面でのアドバイザー業務を担当し、問題作成段階・プロセスにおいてもアドバイスを行う等、チェック体制を強化した。

情報セキュリティについては、インシデントの発生時に、迅速かつ円滑に対応するため、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）を設置するとともに、これに関連して「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」、「京都大学情報資産利用のためのルール」の改正を行った。またインシデント発生時に迅速に対応するための手順として「京都大学情報セキュリティインシデント対応手順」を制定した。

■研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

研究活動における不正行為を防止し、公正な学術活動に関する啓発や教育を行うことを目的として、新規採用教員研修会や大学院共通・横断教育開講科目「学術研究のための情報リテラシー基礎」において研究倫理について説明を行った他、研究者・学生を対象とした講習会を開催した。

また、ハゲタカジャーナルについて、図書館機構ウェブサイトでの注意喚起や

日本語版、英語版リーフレット配布を継続するとともに、専用ウェブフォームにより学内研究者等からの問い合わせに対応した。

研究費使用ハンドブックを教材とした e-Learning 研修を、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての者を対象として実施した（日本語・英語併記：令和2年3月時点、9,906名受講、受講率99.78%）。実施にあたっては、e-Learning 研修の受講徹底に向けて全学へ周知したほか、研究関連 e-Learning 研修（研究推進部実施分）一覧を作成して研究費使用ハンドブックに掲載する等の工夫を行った。

また、研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象とした e-Learning 研修（令和2年3月時点、受講率99.94%）並びに新任採用教員等に対する説明会等を行った。さらに、学生、若手研究者から指導者である教員・研究代表者まで、各段階に応じた倫理教育を実施した。大学院生に対しては、指導教員等による研究公正の基本に係るチュートリアルや研究公正リーフレット配付を行い、大学院生へのコンプライアンス教育を目的とした大学院共通科目として「研究倫理・研究公正」を開講した。加えて、研究倫理についての高い意識付け及び法令等の周知徹底のため、臨床研究等倫理講習会、倫理審査委員教育研修会、再生医療等提供に係る教育・研修会を開催した。

【平成30年度評価結果における課題に対する対応】

■研究公正のための取組（関連計画：76）

課題として指摘された研究活動における不正行為について、研究公正のための取組を推進した。具体的には、研究公正推進アクションプランに基づき、教員、研究者、大学院生を主な対象として、令和元年度研究公正研修 e-Learning を実施し、受講の徹底を行った（令和元年11月～令和2年2月、受講率99.94%）。また、大学院生に対して研究公正の基本についての指導教員等によるチュートリアルや、若手研究者に対しては新規採用教員研修での講義、指導者である教員・研究代表者に対してはアクションプラン等の取組事項について部局内で再周知を行う等、倫理教育を実施した。

II 大学の教育研究等の質の向上
 (4) その他の目標
 ② 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標

中期目標
 ・大学によるイノベーション活動の世界標準化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動を活性化させる。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【51】認定特定研究成果活用支援事業者（京都大学イノベーションキャピタル株式会社）の株主として、プログラムのパフォーマンスを測るため、産学共同実用化促進事業の実施状況をモニタリングし必要な改善を行う。</p> <p>研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図るため、シーズ探索・情報収集の強化、研究・開発ステージに応じた起業支援を実施する。</p> <p>イノベーションエコシステムを構築し、また、地域における経済活性化に貢献するため、地域の自治体や企業との連携を図る。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>産学共同実用化促進事業実施委員会を毎年度開催し、京都大学イノベーションキャピタル株式会社（以下、京都 iCAP）の運営及び投資状況、本学における出資事業支援プログラムの進捗状況の報告を行った。</u>平成 29 年度には、透明性の確保の観点から GAP ファンドプログラム（本学の研究成果に対し、試作品作成等の開発資金を支援し実用化の可能性を検証するプログラム）、インキュベーションプログラム（本学の研究成果を実用化し、ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指す本学の教職員及び起業家へのチームに対し支援を行うプログラム）の採択情報について公表を行うべきとの意見があった。これを受けて、<u>研究者の了承を得られた課題についてホームページで公開を行う等必要な改善を行った。</u>また、平成 30 年度には、新たに学内部局からベンチャー支援に関する新規取組案の提案を募り、3 件の新規支援を決定した。さらに、<u>産学共同実用化促進事業外部評価委員会を開催し、本学の出資事業支援プログラムの進捗、京都 iCAP の運営及び投資状況について報告及び意見交換を行った。また、同委員会での意見を踏まえ、開催頻度をこれまでの年 1 回から</u></p>	<p>[産学共同実用化促進事業の実施状況のモニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資事業支援部門を中心とした、研究開発シーズの事業化支援体制維持 新たなシーズの事業化検証のための京都大学イノベーションキャピタル株式会社、産官学連携本部各部門との意見交換会の定例開催 上記取組の効果検証 <p>[研究・開発ステージに応じた起業支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用化検証支援制度（POC ファンド）の運営 国際科学イノベーション棟内インキュベーション施設の運営及び入居者支援 アントレプレナー教育の実施 上記取り組みの効果検証のフィードバック実施

		<p><u>年2回以上に変更し、ガバナンス機能の強化を図った。</u></p> <p>また、研究成果の事業化等を推進するため、主として以下の取組を行った。</p> <p>【事業化支援体制の強化】 <u>知的財産の事業化支援を強化するため、知的財産の専門スタッフを3名採用し、産官学連携本部に知財事業化支援室を設置した（平成30年12月）。</u></p> <p>【GAP ファンドプログラム及びインキュベーションプログラムの実施】 <u>GAP ファンドプログラムについて公募を実施し、採択件数は、平成28年度には21件、平成29年度には9件、平成30年度には22件となった。また、インキュベーションプログラムについて、公募を実施し、新規採択件数は、平成28年度には2件、平成29年度には13件、平成30年度には14件となった。</u></p> <p>【京都 iCAP や京都大学認定ファンドとの定期的な情報共有の実施】 京都 iCAP 及び産官学連携本部出資事業支援部門、研究推進部産官学連携課の間で月1回の連絡会を開催し、事業の進捗や取締役会の議題等について、意見交換及び情報共有を行った。 <u>本学認定ファンド（NVCC株及びみやこキャピタル株）とファンドのステータスに関する面談を実施し、投資先や進捗状況についての情報共有を行った。</u>また、平成30年度には、本学国際科学イノベーション棟にて、有限責任のリミテッド・パートナー及び本学教職員・学生を集めたファンドの成果報告会を開催した。</p>	<p>[イノベーションエコシステムの構築・地元の自治体や企業との連携]</p>
--	--	---	---

【アントレプレナー教育の実施】

産官学連携本部にて、本学の研究シーズを題材に、最先端技術に基づくリアルな事業化検討のトレーニングと実践教育プログラムを行う「技術イノベーション事業化コース」を開催した。また、平成30年度には、「EDGE-NEXT（次世代アントレプレナー育成事業）」にてキャリアセミナー、本学の学生向けカリキュラムにおいて、複数のアントレプレナーシップに関する講義を行った。

【ベンチャー企業の活動拠点となる、インキュベーション施設の運営及び入居者支援】

国際科学イノベーション棟西館1階に、本学の研究成果の事業化を行う「スタートアップ企業」または「起業予定の個人」によるオフィススペースとして利用可能なベンチャーインキュベーションセンターを整備し、オフィススペースの貸付を行った。

さらに、イノベーションエコシステム（ベンチャー創出による新産業の創生サイクル）を構築し、地域における経済活性化に貢献するため、主として以下のとおり地域の自治体や企業との連携を強化した。

- ・ 地元金融機関の京都銀行と本学子会社の(株)TLO 京都・京大オリジナル(株)と連携し、地域の中
小企業を対象に、本学のシーズとのマッチングの可能性を探るセミナーを滋賀県草津市
（平成30年7月）と京丹後市（平成30年12
月）にて開催した。
- ・ 京都府・京都市等との間で連絡会を開催し、
情報共有及び意見交換を行うことにより、産

			<p>官学連携に関する連携を強化し、国等の施策を活用した地域科学イノベーション事業の推進や産官学連携体制の強化（起業・事業化支援機能の強化、産学連携リエゾン機能の強化等）を図った（平成 29 年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地元金融機関の京都銀行と連携し、「ものづくり企業のための新規事業展開セミナー」（平成 28 年 7 月、83 名参加）及び「中小企業のための新規事業展開セミナー」（平成 29 年 2 月、33 名参加）を開催し、地元企業、金融機関、公共団体との連携を図った。</u> ・<u>京都の観光、経済、文化の発展に資するために、学術研究活動の活性化、政策提言機能の強化、社会課題の解決とイノベーションの創出を目的として、京都経済同友会と組織連携協定を締結した（平成 28 年度）。</u> 	
	<p>【51】産学共同実用化促進事業実施委員会にて、プログラムのパフォーマンスを測るため、産学共同実用化促進事業の実施状況をモニタリングし必要な改善を行う。</p> <p>また、研究成果の事業化を推進するため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化支援体制の強化 ・GAP ファンドプログラム・インキュベーションプログラムの実施 ・京都大学イノベーションキャピタル株式会社や京都大学認定ファンドとの定期的な情報共有の実施 ・アントレプレナー教育の実施 ・ベンチャー企業の活動拠点となる、インキュベーション施設の運営及び入居者支援の実施 	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【51】産学共同実用化促進事業実施委員会を開催し、京都大学イノベーションキャピタル株式会社（以下、京都 iCAP）の運営及び投資状況、本学における出資事業支援プログラムの進捗状況の報告を行った。（令和元年 6 月、12 月）。また、新たに学内部局からベンチャー支援に関する新規取組案の提案を募り、複数の新規支援を決定した。</p> <p><u>産学共同実用化促進事業外部評価委員会を開催し、本学の出資事業支援プログラムの進捗、京都 iCAP の運営及び投資状況について報告及び意見交換を行った（令和元年 6 月、9 月、令和 2 年 1 月）。その結果、特段改善を要する意見はなく、順調に推移していると判断できる。同委員会については、前年度より、開催頻度を年 2 回以上に変更し、ガバナンス機能の強化を図っている。</u></p>	

	<p>・イノベーションエコシステムのため、地元企業や地方自治体等との連携を強化</p> <p>さらに、平成 30 年度に行った検証の結果を踏まえて、全学にインキュベーション施設を充実させる。</p>		<p>研究成果の事業化を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>【事業化支援体制の強化】</p> <p>ベンチャー向けの特許出願等の支援を強化するために立ち上げた知財事業化支援グループの活動が本格化したことで、各部門や子会社との連携や各プログラムへの参画等、活動範囲及びスピードを加速させ、シーズの原点といえる知財面のサポート体制を充実させた。これにより、実用化支援体制が底上げされ、全体の機能強化を図ることができた。</p> <p>【GAP ファンドプログラム・インキュベーションプログラムの実施】</p> <p>事業化の可能性の高い研究に対し、試作品作成等の開発資金を支援し実用化の可能性を検証するGAPファンドプログラムについて、年 4 回の公募を実施。年間実績で 67 件の応募があり、18 件の採択を行った。</p> <p>本学の研究成果を実用化し、ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指す本学の教職員及び起業家へのチームに対し支援を行うインキュベーションプログラムについて、平成 31（令和元）年度は、2 回の公募を実施。年間実績で 33 件の応募があり、12 件の採択を行った。また、継続案件の審査を 22 件行い、17 件について継続の承認を行った。</p> <p>そのうち、<u>インキュベーションプログラムで支援した 6 件のプロジェクト（（株）エネコートテクノロジーズ、（株）aceRNA Technologies、ティエムファクトリ（株）、Chordia Therapeutics(株)、（株）Space Power Technologies、（株）オーシャンアイズ）については、実用化に向けた事業計画の進捗が良好で、子会社の京都 iCAP をはじめとしたベンチャーキャピタルからの投資実行（出資）を受けるまでに評価・成長している。</u></p>	
--	---	--	--	--

		<p>【京都 iCAP や京都大学認定ファンドとの定期的な情報共有の実施】</p> <p>京都 iCAP 及び産官学連携本部出資事業支援部門、研究推進部産官学連携課の間で月1回の連絡会を開催し、事業の進捗や取締役会の議題等について、意見交換及び情報共有を行った。</p> <p>本学認定ファンドとファンドのステータスに関する面談を実施し、投資先や進捗状況についての情報共有を行った。また、本学芝蘭会館、国際科学イノベーション棟のシンポジウムホールにて、有限責任のリミテッド・パートナー及び本学教職員・学生を集めたファンドの成果報告会を開催した。</p> <p>また、<u>認定ファンドの運用会社であるみやこキャピタル(株)より提案のあった新ファンドの組成において、収益の一部を将来に渡ってのベンチャー創出及び若手研究者の育成にかかるエコシステム形成のために還元（寄附）されるスキームを導入した。</u></p> <p>【アントレプレナー教育の実施】</p> <p>産官学連携本部にて、本学の研究シーズを題材に、最先端技術に基づくリアルな事業化検討のトレーニングと実践教育プログラムを行う「技術イノベーション事業化コース」を開催し、前期 17 名、後期 20 名が受講した。</p> <p>また、「EDGE-NEXT（次世代アントレプレナー育成事業）」にてキャリアセミナー、本学の学生向けカリキュラムにおいて、複数のアントレプレナーシップに関する講義を行った。<u>エントリープログラムの「起業と事業創造」においては、200 名（前期のみ開講）の受講者を記録し、委託元である文部科学省・JST の中間評価における現地調査では、好評を得た。</u></p> <p>【ベンチャー企業の活動拠点となる、インキュベーション施設の運営及び入居者支援】</p>	
--	--	--	--

		<p>本学の研究成果の事業化を行う「スタートアップ企業」または「起業予定の個人」へベンチャーインキュベーションセンターを運営し、オフィススペースの支援を行った。令和2年3月31日時点入居状況：個室7社、フリーアドレスデスク19(社)名) また、そのうち平成31(2019)年度において、7社((株) 京都スポーツ・プロジェクト、(株) オーシャンアイズ、リージョナルフィッシュ(株)、(株) Linfer、サンリット・シードリングス(株)、テラスペース(株)、新医療リアルワールドデータ研究機構(株)) が起業した。</p> <p>【イノベーションエコシステムのため、地元自治体等との連携強化】</p> <p>本学子会社の京都 iCAP と共催で、京都大学の研究者とエンジニア、ビジネスパーソンを結びつけ、京大研究シーズの事業化を目指すためのプラットフォーム「Entrepreneur Candidate Club (ECC-iCAP)」を展開し、平成31(令和元)年度は、5月、11月の2回、マッチングイベントを開催した。</p> <p>上記に加え、事業会社(CVC)を対象に本学のシーズ及び投資先ベンチャー企業を紹介するCVCフォーラムを開催した。<u>紹介した投資先企業に対して、業務提携等の具体的なオファーもあり、京都大学シーズとの共同研究・VB(ベンチャービジネス)への協調投資やM&Aに向けての重要なきっかけにつながった。</u></p> <p>地元金融機関である京都銀行と本学子会社の(株)TLO 京都・京大オリジナル(株)と連携し、地域の中小企業を対象に、本学のシーズとのマッチングの可能性を探るセミナーを開催した。</p> <p><u>世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略(内閣府構想)に応じて、オール京都として京都府・市、その他京都のスタートアップ支援機関と連携し、構想戦略の検討ミーティングを定期的に開催し</u></p>	
--	--	--	--

			<p><u>た。</u></p> <p><u>また、京都市創業・イノベーション拠点運営協議会の設立と同時に協議メンバーとして参加し、小学校跡地等をイノベーション創出のために利活用する方策の検討を開始した。</u></p> <p>さらに、平成 30 年度の出資事業実施委員会において、学内から実用化支援に関する提案を募集した結果、複数の部局からインキュベーション支援のスペースが不足しているといった意見・要望があり、その現況（検証）<u>ニーズを踏まえ、4 研究所が集積する宇治地区に、ベンチャー企業や共同研究相手先企業が共同で利用できるインキュベーション支援室を整備した。</u></p>	
--	--	--	--	--

II 大学の教育研究等の質の向上

(4) その他の目標

③ 附属病院に関する目標

中期目標

- ・医療従事者によるチーム医療及びICT化を更に推進することにより、安全で質の高い医療を提供する。
- ・高度な診療・研究能力と技術を有し、観察力と思考力を備えた診療力の高い、人間性豊かな医療人を育成する。
- ・新医療の創成や再生医療などの先端医療の推進に積極的に取り組み、研究成果を診療に導入することにより、先導的病院として社会に貢献する。
- ・安定的な経営基盤を構築するため、環境の整備、経営改善を行う。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【38】医師、看護師、薬剤師、技師等全ての医療従事者の連携によるチーム医療を引き続き推進するとともに、「安全」を中心とした診療業務に係る処理手順等の見直しを行い、患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療の提供を行う。さらに、医療事故調査報告制度を活用することにより、医療の安全を確保し、質の高い医療を提供する。また、医療情報システム等の再構築を含めた改善を図り、医療従事者の業務負担軽減を進めるとともに、医療安全等の大学附属病院間における相互チェックの対策等を進めることにより、医療の安全性を向上させる。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <u>クリニカルパス（治療や看護の手順表）の適用範囲を拡大し、病院全体のクリニカルパス適用率は 37.4%となり、第 2 期中期目標・中期計画期間の最終年度である平成 27 年度から 0.3%上昇した。</u>また、医師の負担軽減を目的として、<u>術前外来に関するクリニカルパスの作成・変更の権限を術前外来担当の事務職員に拡大する等、医療従事者の連携によるチーム医療を推進した。</u>その他、<u>各種医療安全管理マニュアル（「経鼻栄養療法の安全管理指針」ほか）の整備・改訂、診療業務の標準化（診療業務標準化委員会において病棟毎で取扱いの異なっていた与薬指示簿の電子化等）を実施し、安全の確保と安全性の向上に取り組んだ。</u>また、患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療を提供するため、<u>医療問題対策・臨床倫理委員会における日常の臨床現場での倫理問題に関する事例相談を実施した（平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 12 件、平成 30 年度 29 件）。</u> さらに、医療の安全を確保し、質の高い医療を提供するため、<u>医療事故調査報告制度により全国から集積された医療事故事例の分析について、院内教職員にメール等により周知し、啓発を行った。</u> また、新・総合医療情報システム「KING (Kyoto University</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「チーム医療の推進」の一助としてクリニカルパス（治療や看護の手順）の適用のための所要の見直しを行い、改善に取り組むとともに、チーム医療に関する勉強会・研修会を開催する。 ・診療業務の標準化に取り組む。 ・各種医療安全・感染管理マニュアルについて所要の改訂・整備に取り組む。 ・患者の価値観等に応じた医療を提供するため、医療問題対策・臨床倫理委員会において日常の臨床現場における倫理問題に関する事例相談に取り組むとともに、各指針等の見直しを行う。 ・医療事故調査報告制度の情報提供を利用し、医療事故防止に取り組む。 ・大学病院間における相互チェックを利用し、安全・感染管理体制の再確認に取り組む。

	<p><u>Hospital Information Galaxy) 6」を導入するとともに、導入後も検証を行い、医療安全や医療従事者の負担軽減に資する改修(薬剤アレルギーと造影剤アレルギーの連携を行う機能改修等)を実施した。加えて、医療安全分野等の大学附属病院間における相互チェックを毎年度実施し、医療の安全性を向上させた。</u></p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p><u>患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療を提供するため、医療問題対策・臨床倫理委員会において、日常の臨床現場での倫理問題に関する事例相談を実施した(令和元年 5 月開催：相談事例 7 件、令和元年 7 月開催：相談事例 4 件、令和元年 9 月開催：相談事例 4 件、令和元年 11 月開催：相談事例 7 件、令和 2 年 1 月開催：相談事例 6 件、令和 2 年 3 月開催：相談事例 2 件)。</u></p> <p>質の高い医療を提供するため、医療の安全の確保と安全性の向上に向けた以下の取組を行った。</p> <p>【クリニカルパス(治療や看護の手順)の使用拡大に向けた所要の見直しと改善】</p> <p><u>放射線治療におけるクリニカルパス適用症例の拡大を行った。(放射線治療科のクリニカルパス適用率は平成 30 年度 3.3%であったが、令和元年度 21.1%へと上昇した。)</u> <u>なお、病院全体のクリニカルパスの適用率は平成 30 年度は 37.4%であったが、令和元年度は 37.7%となった。</u></p> <p>【診療業務の標準化の実施】</p> <p><u>入院時にルーチン検査として実施されていた胸部 X 線、心電図検査の必要性について診療業務標準化委員会で協議し、入院患者全例についてルーチン検査が必要と定めているものではないこと、医師が判断し検査を行うべきものであることを確認し、例を示して院内に周知した。</u></p>	<p>・総合医療情報システムの更新を実施する。</p>
--	--	-----------------------------

また、平成31年4月に患者総合サポートセンターを設置し、入院予約時にセンターにて、標準化された問診を看護師が行う体制を整えた。（対象診療科を順次拡大し、7診療科限定で実施）

【各種医療安全管理マニュアルの整備】

各種医療安全管理マニュアルについて、以下のとおり所要の見直し・改訂を行った。

- ・院内事故調査の指針（第1.6版：令和元年6月改訂）
- ・ME 機器停電時対応マニュアル（第1.1版：令和元年8月改訂）
- ・輸血マニュアル（第1.9版：令和元年6月改訂）
- ・薬剤安全管理の基本方針（第1.4版：令和元年5月改訂）
- ・麻薬管理マニュアル（第3.5版：平成31年4月改訂、第3.6版：令和2年1月改訂）
- ・高濃度カリウム製剤取り扱い規定（第4.1版：令和元年5月改訂、第4.2版：令和元年8月改訂）
- ・B型肝炎ウイルス再活性化予防対策指針（第2.7版：令和元年5月改訂、第2.8版：令和元年8月改訂、第2.9版：令和元年11月改訂、第3.0版：令和2年1月改訂）
- ・肺移植手術における安全管理指針（第4.0版：令和元年5月改訂）
- ・成人呼吸管理安全マニュアル（第2.3版：平成31年4月改訂）
- ・MRI 検査・CT 検査・造影検査 RI 検査における諸注意（第2.5版：平成31年4月改訂、第2.6版：令和元年5月改訂、第2.7版：令和元年6月改訂、第2.8版：令和元年11月改訂、第2.9版：令和2年1月改訂、第3.0版：令和2年2月改訂）
- ・アンギオ室安全管理マニュアル（第2.3版：令和元年9月改訂）

- ・京都大学医学部附属病院における安全管理体制（第4.4版：令和元年12月改訂、第5.0版：令和2年2月改訂）
- ・安全確認行動の手順（第2.5版：令和2年2月改訂）
- ・京都大学医学部附属病院における医療倫理指針（第2.4版：令和2年2月改訂）
- ・救急カートの管理に関する取り決め（第2.4版：令和元年12月改訂）
- ・検査・処置時の鎮静剤使用指針（第1.5版：令和2年1月改訂）
- ・手術・処置・検査前の休薬指針（第4.1版：令和元年11月改訂、第4.2版：令和元年12月改訂）
- ・手術部安全管理マニュアル（第6.2版：令和2年1月改訂）
- ・診療記録作成基準（第2.2版：令和2年2月改訂）

【医療事故調査報告制度により全国から集積された事例の情報に基づく、再発防止への取組】

平成31年4月に日本医療安全調査機構から、医療事故の再発防止に向けた提言第8号「救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析」が発表され、令和元年6月には提言第9号「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」が発表され、関係診療科に対して当刊行物を配布することにより周知した。また、附属病院の全職員に対して、アナウンスメールにより、これら提言が掲載されているホームページURLを周知した。

【新・総合医療情報システム（KING6）の導入後の検証及び必要に応じた改善の実施】

新・総合医療情報システム（KING6）の起動速度改善改修を実施した。

電子カルテシステムと緊密に連携する重症系電子カルテシステムを導入し、重症病棟と一般病棟の間の情報連携の

	<p><u>強化、病棟業務の標準化、重複入力削減を行う機能改修を実施した。</u></p> <p>【大学附属病院間における相互チェックの実施】 <u>医療安全分野については、令和元年11月11日に広島大学への訪問調査（相互チェック、ピアレビュー）を行った。また、令和元年12月3日に山梨大学からの訪問調査（相互チェック、ピアレビュー）を受け入れた。院内感染対策分野については、令和元年10月24日、25日に鹿児島大学と共に新潟大学への訪問調査（相互チェック）を行った。</u></p>	
<p>【39】第2期中期目標期間から実施している総合医療情報システム更新に伴うICT化を更に推進することにより、安全チェック機能を強化し、プライバシーを確保した患者情報の一元管理や情報開示を拡充するとともに、第2期中期目標期間から開始された地域包括ケアシステムの推進をはじめとした、京都府及び京都市並びに地域の医療機関との連携を強化し機能分担を進めることにより、大学病院として求められる医療を提供する。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 安全チェック機能を強化し、プライバシーを確保した患者情報の一元管理等を拡充するため、<u>新・総合医療情報システム「KING (Kyoto University Hospital Information Galaxy) 6」を導入（平成28年4月）するとともに、導入後も検証を行い、検査レポートの見落としを防ぐため検査レポートの未読管理を行う機能を追加する等の改善を行った。</u></p> <p>また、地域の医療機関との機能分担を進め、大学病院として求められる医療を提供するため、京都府医師会等の各種医療関連機関や行政と連携し、京都府デジタル疎水ネットワーク網をバックボーンとして用いた「<u>京都府広域連携医療情報基盤システム（まいこネット）</u>」に患者診療データを提供し、地域の医療機関との連携を強化した。その結果、<u>地域医療機関からの患者受入数は12,714件（平成28年度）から13,890件（平成30年度）に増加し、一方、患者逆紹介数は888件（平成28年度）から1,025件（平成30年度）に増加した。</u>なお、患者逆紹介にあたっては、医師の負担軽減を図るため、紹介先機関への連絡や診療情報等の伝達及び診察日の調整等を地域医療連携室の事務職員が代行した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医療情報システムの更新を実施する。 ・「まいこネット」を通じて患者診療データの提供を行う。 ・地域医療機関との間で、紹介患者の受入れ及び患者逆紹介に取り組む。

	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>安全で質の高い医療の提供及び医療機関との連携の強化及び機能分担のため、以下の取組を行った。また、これまでの取組状況について検証した結果、引き続き総合医療情報システム (KING6) の改善及び京都府広域連携医療情報基盤システム (まいこネット) を通じた患者診療データの提供を行うこととした。</p> <p>【新・総合医療情報システム (KING6) の必要に応じた改善の実施】</p> <p>新・総合医療情報システム (KING6)) の起動速度改善改修を実施した (令和元年 9 月)。</p> <p><u>電子カルテシステムと緊密に連携する重症系電子カルテシステムを導入し、重症病棟と一般病棟の間の情報連携の強化、病棟業務の標準化、重複入力の削減を行う機能改修を実施した (令和元年 11 月)。</u></p> <p>【京都府広域連携医療情報基盤システム (まいこネット) を通じた患者診療データの提供】</p> <p>平成 30 年 4 月 10 日に京都府立医科大学がまいこネットの新システムに移行し、地域医療連携の推進のため、全面的に運用の足並みを揃えていく体制が整った。本学では、引き続き患者診療データのまいこネットへの提供を実施した。</p> <p>【地域医療機関との連携】</p> <p><u>平成 31 年度においても引き続き紹介患者の受入れ及び患者逆紹介を促進した。</u></p> <p><u>受入件数は、平成 30 年度 13,890 件であったが、令和元年度においては 14,276 件となった。</u></p> <p><u>また、患者逆紹介については平成 30 年度 1,025 件であったが令和元年度においては 1,115 件となった。</u></p> <p>なお、逆紹介にあたっては医師の事務的負担軽減を図るため、紹介先機関への連絡や診療情報等の伝達および診察日の調整等を地域医療連携室の事務職員が代行した。</p>	
--	--	--

<p>【40】病院再整備計画において、個室率を 32.3%、患者食堂を計 25 箇所増加させるなどの取組により、患者アメニティを向上させる。また、カンファレンスルームの増設及びスタッフステーションの改善等により、医療に専念できる快適な職場環境の整備を行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>病院再整備計画に基づき、<u>レストランや介助浴室などのアメニティの向上、スタッフステーションやスタッフ控え室のスペースの機能向上など患者アメニティや医療スタッフの環境改善に係る整備を行った。</u>その結果、<u>個室率 32.3%、患者食堂を計 25 箇所を増加させるなど、患者アメニティを向上させた。</u></p> <p>また、院内サービスの向上を図るため、アンケート調査（患者満足度調査）を毎年度実施した。アンケート結果から、レストラン、コーヒーショップ等の設置の要望が多かったことから、これらの施設を平成 30 年度に整備した。その他、来院時の利便性向上等のために京都駅から本院までの直通バスの運行を開始するなどの取組を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都大学医学部附属病院施設マスタープランに基づき計画されている既存施設の整備を推進する。 ・患者満足度調査（院内サービス向上のためのアンケート調査）を実施し、アンケート結果をもとに院内サービスの改善に取り組む。継続的分析が必要な課題については、引き続き検討する。
		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>快適な職場環境の整備と患者アメニティの向上のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中病棟の完成により、患者食堂箇所数の増加（21 ヲ所→25 ヲ所）やスタッフステーション面積増（中病棟総面積 958 m²→1,320 m²）を図り、患者アメニティや医療スタッフの職場環境を改善した。</u>今後の北病棟のリノベーション計画に、個室病室の増加を可能な限り反映させていく。 ・昨年度改定した京都大学医学部附属病院施設マスタープラン Ver4.1 に掲げている既存施設のリノベーション計画を推し進めて、北病棟・中央診療棟リノベーション事業の基本設計を 4 月、実施設計を 12 月に完了させ、工事契約を締結し令和 5 年度の完成を目指して改修工事を行っている。 ・院内サービスの向上を図るため、アンケート調査（患者満足度調査）を実施し（令和元年 6 月）、集計結果を冊子にして全部署に配布したほか、集計結果概要を院内に掲示した（令和元年 12 月）。また、これまでの患者満足度調査において懸案となっていた院内の Wi-Fi 環境の改善につ 	

		<p>いて、京大病院基金を活用して整備を行うこととし、病棟の既存の無線 LAN の無料化を実施（令和 2 年 1 月）し、病棟のアクセスポイント増設工事を行った（令和 2 年 3 月）。</p>	
<p>【41】医学部等との連携を強化して、学部学生の臨床実習受入体制を整備拡充し、臨床参加型の卒前教育の充実に取り組むとともに、多職種間連携による教育支援、アウトカムに沿う指導、評価を取り入れ、将来のキャリアパスにつながる卒後研修プログラムを実施することにより、卒前、卒後を通じて優れた医師を育成する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>臨床参加型の卒前教育の充実に取り組むとともに、将来のキャリアパスにつながる卒後研修プログラムを実施することにより、卒前、卒後を通じて優れた医師を育成する取組を行った。主な取組を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学部医学科 6 回生に対しては、内科・外科系以外の専門診療科での実習及び学生が自身で実習先を選択する実習（イレクティブ実習）を実施した。また、5 回生に対しては、前半期にコア診療科（内科・外科、総合診療、産婦人科、精神科、小児科）の臨床実習を実施し、後半期に内科・外科系以外の専門診療科での実習及びイレクティブ実習を実施した。<u>実習にあたっては、肺音聴診シミュレーター及び心音シミュレーターを活用するとともに、平成 30 年度からは縫合トレーニングシミュレーターを加え、臨床実習受入体制の整備拡充、臨床参加型の卒前教育の充実を図った。</u> ・医学部医学科 6 回生全員を対象に、臨床実習の一環として、平成 28 年度から PCC-OSCE (Post Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination：医学部卒業時実技試験) を実施した。当該試験の実施にあたっては、評価者の事前協議、検討会を開催し、客観性・妥当性のある評価を行った。 ・卒後初期臨床研修については、<u>多職種間連携による教育支援の一環として、teamSTEPPS (ヒューマンエラー防止策 SBAR を中心とした医療安全のコミュニケーションツール) 講習を新たに導入した。</u>また、<u>初期臨床研修医の評価に関しては、多職種間連携による教育支援やアウトカムに沿った指導・評価の観点から、指導者及</u> 	<p>[卒前教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施、検証 <p>[卒後研修]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修と専門医制度の関連の検証と改善点の把握 ・女性医師のキャリア支援 <p>[学習環境の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化しているシミュレーターの修理・整備と、Web 環境を利用した新たな学習体系の検討・Web 化の推進 ・第二期病棟の学習スペースの活用方法の検討 ・専任のシミュレーションスペシャリストの選定 ・女性医師のキャリア支援、復職支援プログラムの実施など

	<p><u>び多職種（看護師、技師など）からの研修評価とフィードバックを継続して実施した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>初期臨床研修医の将来のキャリアパスに関しては、平成 30 年度から新専門医制度（日本専門医機構による新しい研修体制と認定制度）が実施されている等から、より早期に専攻領域を決定する必要が生じているため、各自の進路に応じたローテーションの調整などにも弾力的に対応した。</u> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>高度な診療・研究能力と技術を有し、診療力の高い、人間性豊かな医療人の育成に向けた以下の取組を行った。</p> <p>【臨床参加型の卒前教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医学部医学科の「臨床実習マニュアル」に従い、医学部 6 回生（115 名）に対しては昨年度から引き続き、令和元年 10 月 11 日まで、内科・外科系以外の専門診療科での実習及び学生が自身で実習先を選択するイレクティブ実習を実施した。</u> <p><u>なお、実習の実施に伴い、実習用に平成 28 年度から現行の OS (Operating System) に準拠した肺音聴取シミュレーター、心音シミュレーターを活用した。また平成 30 年度に引き続き実習項目にシミュレーターを用いた縫合トレーニングを導入した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部 5 回生（106 名）に対しては、前半期（平成 31 年 4 月 15 日から令和元年 12 月 20 日まで）においては、コア診療科（内科・外科、総合診療科、産婦人科、精神科、小児科）の臨床実習を実施し、さらに後半期（令和 2 年 1 月 13 日から令和 2 年 10 月 16 日まで）の令和 2 年度分においては、内科・外科系以外の専門診療科での実習及びイレクティブ実習を実施する予定である。 ・ <u>医学部 6 回生を対象に実施した臨床参加型の卒前教育に係る今年度のイレクティブ発表会を医学研究科附属医学教育・国際化推進センターの教員と連携して令和元年 10 月</u> 	
--	--	--

15日～17日に実施し、学生の主体的な目標を確認するとともに臨床参加型卒前教育の成果についての振り返りを行った。前年に比し、意見交換も活発で臨床参加型実習の内容と効果を共有できた。

・指導医ワークショップ（附属病院総合臨床教育・研修センター主催）では、医学部実習生や初期研修医の指導にあたる中堅医師を対象に卒前・卒後の医師教育の課題に関するセッションを持った。令和元年9月12日、13日開催、32名の受講者があった。

・医学部と連携して平成28年度からの試みとしたPCC-OSCE（Post Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination：医学部卒業時実技試験）は、令和元年10月24日、25日には医学部6回生全員を対象に実施した。令和2年度からは卒業要件になるため、平成28年度からの経験を踏まえ、評価者の事前協議、検討会をもち、外部評価者も評価に参加し、客観性・妥当性のある評価を実施した。

【卒後研修プログラムの実施】

・令和元年度は76名の研修医を採用し2年間の卒後初期臨床研修を開始した。2年次に必須となる地域医療研修に関しては、平成30年度に新たに金井病院、京都南病院を新たに協力施設として追加し、研修施設の選択の幅を広げることにより、研修医の希望に添えるよう内容の充実をはかった。

・多職種間連携による教育支援の一環として、teamSTEPPS（ヒューマンエラー防止策 SBARを中心とした医療安全のコミュニケーションツール）講習を行った（平成31年4月、111名受講）。

・初期診療救急科の研修医当直制度を強化、ならびに2チーム制に分けての実践的講義の導入など幅広くプライマリケアの習得ができる環境を維持している。

・初期臨床研修医の評価に関して、指導者並びに多職種（看護師、技師など）からの研修評価とフィードバックを継続

	<p><u>して実施した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度から実施されている新専門医制度（日本専門医機構による新しい研修体制と認定制度）の動向も踏まえ、<u>将来のキャリアパスに関しては、より早期に専攻領域を決定する必要性が生じているため、各自の進路に応じたローテーションの調整などにも弾力的に対応した。</u> <p>また、<u>これまでの取組状況を検証した結果、医学部等との連携強化、多職種間連携による教育支援、アウトカムに沿う指導・評価ともに実施計画に準じて実施できていた。とくに 5 回生の実習ならびに PCC-OSCE に関しては、医学教育・国際化推進センター運営委員会を開催し、課題の抽出、実施要項などに関して協議を行い客観的検証の場としている。</u>（現時点で実施状況に齟齬はないが、PCC-OSCE に関わる人的リソースが多いため令和 2 年度に向けさらに実務者レベルで検討を重ねる。）また、新専門医制度に関しては、研修医のキャリアパス支援を実施できているが、制度自体の複雑性、流動性があることから、京都府医師会との連携、また厚生労働省医道審議会からも情報を得て、令和 2 年度に向けた院内体制を整備することとした。</p>	
<p>【42】指導者・ファシリテーターなどの人材について育成コースを設立して育成し、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、必要な知識・技能を効率的に修得させるとともに、院内外並びに地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習の機会を提供する。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>総合臨床教育・研修センターにおいて、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、知識・技能を効率的に修得させ、指導者・ファシリテーター等の人材育成を図った。主な取組を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全診療科の新人看護職指導者（クリニカルコーチ）に対し、平成 28、29 年度は毎月、平成 30 年度ともに毎月ミニレクチャーを実施し、指導法やファシリテーションスキル等について講義と演習を行った。 ・<u>シミュレーション教育における指導者育成コース・ダイジェスト版（シミュレーション教育を円滑に運営できるための知識と技術を学ぶ 1 日のコース）を実施した。</u>平成 30 年度は、年間計画を早めに立案し公開する 	<p>これまでの取組を踏まえ、中期目標達成に向けた取組を継続する。</p>

	<p>ことで、参加者にとっても計画的にコースに参加することが可能となり、前年度よりも受講者が約48%増加した（平成29年度35名、平成30年度52名）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>シミュレーション教育における指導者育成コース・OJTコース（上記のダイジェスト版および他施設や企業などで行っている基礎的な知識を修得している人が参加できるOJTコース。当院で開催している様々なシミュレーション研修にファシリテーターとして参加し、実際の活動を通して学ぶ半日～1日のコース）を実施した。</u>平成30年度は、年間計画を早めに立案し公開することで、参加者にとっても計画的にコースに参加することが可能となり、前年度よりも受講者が約85%増加した（平成29年度21名、平成30年度39名）。 ・<u>科学研究費補助金の基盤研究C（研究課題「看護シミュレーション教育の充実を目指したファシリテータ育成プログラム構築」（2015.4.1～2019.3.31，研究代表者：内藤知佐子））を取得し、担当教員が海外のシミュレーション研修に参加し、コース内容のブラッシュアップを図ることを通して、教育システムの基盤強化を図った。</u> <p>院内外及び地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習として、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>チームSTEPPS（Strategies and Tool to Enhance Performance and Patient Safety）近畿と連携のう</u> え、院内外の医療職及び医療系事務職を対象にした医療安全トレーニングを実施した。 ・<u>京都府看護協会と連携のう</u> え、平成29年度から毎年度、潜在看護師を対象とした技術トレーニングを開催した。 ・<u>「Kansai Intensive Care Network」（本学、本学医学部附属病院、京都医療センター、舞鶴共済病院、滋賀医科大学附属病院等により構成）において、「急増する高齢患者に対する社会的アセスメントの方法」など</u> 	
--	--	--

	<p><u>医療者のニーズに合わせた有益な講習会を隔月開催することにより、情報交換を行うとともに、院内外の医療職の交流の場を提供した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内における蘇生技術の向上と質を担保するため、総合臨床教育・研修センターにおいて、初期診療・救急科、京都大学救急蘇生サークル、京都橘大学救急救命学科の教員及び学生との連携のうえ、一次救命処置（BLS）と気管挿管及び気管挿管介助トレーニングを実施した。 <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>医学部附属病院総合臨床教育・研修センターにおいて、指導者・ファシリテーター等の人材育成のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指導者育成コース・ダイジェスト版を 3 回実施</u>（6 月 14 日、7 月 8 日、9 月 2 日）し、79 名が受講修了した。 ・<u>指導者育成コース・OJT コースを 12 回実施</u>（6 月 20 日、6 月 21 日、7 月 3 日、7 月 9 日、7 月 10 日、7 月 18 日、7 月 19 日、9 月 24 日、9 月 25 日、10 月 8 日、10 月 16 日、10 月 18 日）し、167 名が受講修了した。 <p>院内外並びに地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習の機会として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Kansai Intensive Care Network（本学、京都医療センター、舞鶴共済病院、滋賀医科大学附属病院、国立循環器病研究センター等との間で平成 27 年 3 月に設立）について、「リーダーシップについてみんなで考えよう」をテーマに 1 回開催（5 月 12 日）し、18 名が参加した。 ・<u>フィジカルアセスメント研修（シミュレーターを活用する 2 日間集中講座）を 2 回（延べ 4 日間（7 月 27 日-28 日、8 月 11 日-12 日））開催し、計 61 名が参加した。</u> 	
--	---	--

平成 30 年度に行った検証の結果を踏まえて、老朽化しているシミュレーターの購入計画を立案するとともに、e-learning システムの見直しを行い、学習環境の充実を図るために、以下の取組を行った。

【シミュレーター関係】

- ・ 製造が中止になっているシミュレーター、および修理対応が終了しているシミュレーター、使用頻度が高く破損が生じているシミュレーターをリストアップした。
- ・ 年に 1 回の資産管理物品の確認時期に購入時期について確認した。
- ・ 早急に購入および修理対応が必要と考えられるシミュレーターについては、今年度の予算にて対処した。
(気道管理シミュレーターなど)。
- ・ 学部の演習や実習等で必要となるシミュレーターについては、医学部と情報共有を行い購入してもらった（呼吸音聴診シミュレーター）。
- ・ 今後、購入や補充が必要となるシミュレーターについては、担当教員と職員にて情報共有を行うとともに院内の各診療科・部門におけるヒアリング（10 月 1 日）の際にも共有した。

【e-learning システム関係】

- ・ 古くなっているコンテンツについては、撮影をし直し更新した。
- ・ 近年はスマートフォンを用いた利用が増えているため、利便性向上に向け QR コードを作成し配信した。
- ・ 診療科で行っているミニレクチャーのコンテンツをアップし、勤務外のスタッフも閲覧できるよう工夫した。

<p>【43】若手医療従事者の海外派遣や他国の医療従事者の受入れにより医療交流を推進し、多様な価値観を備え国際感覚を涵養した人材を育成する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>海外との医療交流を推進し、多様な価値観を備え国際感覚を涵養した人材を育成するため、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院長がブータンを訪問し、本院、ブータン医科大学、ブータン保健省、ジグミ・ドルジ・ワンチュク国立病院における医療交流に関する覚書を締結し（平成 29 年 10 月）、医療従事者の派遣及び受入れを実施した。</u> <p>平成 29 年度派遣実績：糖尿病・内分泌・栄養内科医師 2 名、疾患栄養治療部栄養士 1 名、婦人科医師 2 名、血液内科医師 2 名、看護師 2 名</p> <p>平成 30 年度派遣実績：小児科医 1 名、看護師 2 名、婦人科医師 3 名</p> <p>平成 30 年度受入実績：技師 2 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、<u>海外の関係機関との国際交流協定に基づく国際的な医療貢献として、中日友好医院（中国）、台北荣民総医院（台湾）、台中荣民総医院（台湾）、カザフスタン国立医科大学（カザフスタン）、マヒドン大学医学部ラーマティボディー病院（タイ）、ガジヤマダ大学医学部（インドネシア）、サルジト病院（インドネシア）との間で医療従事者の派遣・受入等の医療交流を推進した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の各関係機関と国際交流協定に基づき、医療スタッフの交流を図っていく。 ・第 3 期における取組について検証を行う。 ・検証結果に基づき、次期における方針を検討する。
<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p><u>ブータン王国における医療支援については、平成 29 年 10 月に締結した覚書に基づき、血液内科医師 1 名について令和元年 7 月に、婦人科医師 2 名について令和 2 年 1 月に順次派遣し、ジグミ・ドルジ・ワンチュク国立病院で医療活動を行った。さらに令和 2 年 2 月に副病院長を含む血液内科医師 2 名を派遣し、これまで 6 年間の医療交流事業の総括を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により派遣が出来なくなり、医療交流事業の総括のための学長との面談の中止を余儀なくされた。また、ジグミ・ドルジ・ワンチュ</u></p>			

	<p><u>ク国立病院より、医師 2 名を令和元年 10 月に、技師 1 名を令和 2 年 1 月から 2 月に本院に招へいし、ブータンの医療関係者の知識・技術の向上を支援した。</u></p> <p>また、ブータン医科大学には看護・公衆衛生学部と伝統医薬学部のみしかなく医学部がない。このため十分な医学教育が受けられず、医師不足も深刻である。当院では平成 25 年以降、ブータン側の要請に基づき、医師や医療スタッフを派遣・招へいし、ブータンの専門医・専門技師に対する医療技術の向上を行ってきた。ブータンの医療において、<u>平成 31 年度以降も、ブータン医療関係者の専門知識・技術の向上及び人材育成が不可欠であるとともに、専門医研修プログラムの補助が必要であると判断し、継続して支援を行った。</u></p> <p>海外の関係機関との国際交流協定に基づく国際的な医療貢献として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアのサルジド病院 <p><u>サルジド病院に肝胆膵・移植外科医師 3 名を派遣し、肝移植の指導を行った</u>（令和元年 6 月末から 7 月初旬）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガジャマダ大学医学部 <p>令和元年 12 月に医師 7 名を招へいした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中日友好医院 <p><u>北京で開催された「中日友好病院創立 35 周年記念」に副看護部長が招へいされ、学術講演において副看護部長が人材育成について発表を行った</u>（令和元年 10 月）。</p>	
<p>【44】ワークライフバランスを考慮して、医療従事者が安心して医療に従事できるよう、院内保育所の整備等の環境の整備を行う。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>ワークライフバランスを考慮して、医療従事者が安心して医療に従事できるよう、<u>院内保育所において平成 28 年度から新たな託児サービス（お迎え託児、26 時間託児）を実施した</u>（平成 30 年度利用実績：お迎え託児 63 名、26 時間託児 175 名）。また、従来の病児保育開所時間（8 時 15 分）について、医学部附属病院をはじめとした全学教職員等の勤務時間に合わせた開所時間（7 時 30 分）とするための体制を整備し、平成 28 年 4 月から新たな開所時間による受入を開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな保育所の施設整備を行う。

さらに、平成 27 年度に整備したキャリア支援診療医の雇用制度（出産、育児、介護等の理由により勤務時間の制約がある医師の短時間勤務を支援する制度）が各診療科で浸透しており、雇用人数が年々増加している（平成 28 年度 10 名、平成 29 年度 14 名、平成 30 年度 19 名）。

（平成 31 事業年度の実施状況）

医療従事者が安心して医療に従事できる環境整備に向けて、以下の取組を行った。また、これまでの取組状況について検証した結果、新たな保育所の開設の準備を進め、現行の保育所の今後の在り方も含めて、発展的に検討を進めることとした。

【託児サービス（お迎え託児、26 時間託児）の実施、利用しやすい病児保育室へ向けた改善】

- ・平成 30 年度に引き続き、院内保育所における託児サービス（お迎え託児、26 時間託児）を実施し、お迎え託児 88 名、26 時間託児 56 名、臨時託児 94 名の利用があった。
- ・GW の大型連休に臨時で保育所を開所した。
- ・保育所内にて発生する委託業者への費用の支払い方法について、クレジットカードや銀行口座からの自動引落しサービスを導入し、キャッシュレス化を進めることにより、利便性を向上させた。

平成 27 年度に整備を行った短時間勤務支援制度の活用状況の検証については、キャリア支援診療医制度の開始以降、各診療科での制度の浸透に伴い、雇用人数が着実に増加してきていることが確認された。令和元（平成 31）年度においても本制度による取り組みを継続し、14 診療科 27 名を採用した。これにより医師の多様な働き方を可能とする環境を整備している。

また、新たな院内保育所の設置に向け、設置場所につい

		<p>て引続き検討中である。</p>	
<p>【45】臨床研究総合センターを活用した、臨床研究を推進するための支援ツールの提供や支援体制の充実・強化を行い、新医療の創成につながる医師主導治験や第2期中期目標期間中に認定を受けた国家戦略特別区域会議における特例などを活用し、先進医療、先端医療を新規に10件以上実施できるよう環境を整備する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>臨床研究総合センターを活用した臨床研究を推進するため、主として以下の取組により臨床研究支援体制を充実・強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>知的財産分野の支援人員及び薬事申請に必要な非臨床試験全般（原薬及び製剤製造、分析試験、薬理試験、安全性試験、薬物動態試験）の経験や知識を有し、アカデミア創薬（大学等の基礎研究の成果を新医療の創出に結びつけること）における非臨床プログラムを立案できる支援人員各1名を増員した（平成28年度）。</u> <p>また、支援人員の安定的雇用を図るため、薬剤師等として雇用している有期雇用の職員を無期雇用にするとともに、<u>臨床試験・治験コーディネーター（CRC）、研究広報担当職員の各1名を新規に雇用することにより、臨床研究支援体制を充実・強化した（平成29年度）。</u></p> <p>さらに、有期雇用教職員の一部をより長期の雇用が可能な職種に変更にするとともに、<u>臨床試験・治験コーディネーター（CRC）2名、データマネージャー及びスタディーマネージャー各1名を新規に雇用し、臨床研究支援体制のさらなる強化を図った（平成30年度）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療法上の臨床研究中核病院の承認申請を行い、社会保障審議会医療分科会において承認され、臨床研究、医師主導治験を加速する体制を整備した（平成28年度）。</u> ・ <u>臨床研究支援相談窓口について、これまで各担当者が個別に相談を受けていたものを、臨床研究総合セ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充実・強化された支援体制を活用して医師主導治験あるいは先進医療等の先端的医療を新規に毎年度2件以上実施し、本中期計画における目標の達成を期す。

	<p><u>ンターホームページ上の臨床研究支援相談フォームによる受付に一元化するとともに、ヒアリング・検討を経て支援を決定した 20 件のプロジェクトについて、支援を開始した（平成 28 年度）。</u></p> <p><u>臨床研究総合センターで開発した支援ツールである「臨床試験支援受け入れ・検討システム」の活用等を通じ、新医療の創成につながる医師主導治験や先進医療、先端医療を実施した。</u></p> <p>平成 28 年度実績（新規）：医師主導治験 4 件、先進医療 4 件 平成 29 年度実績（新規）：医師主導治験 4 件、先進医療 1 件 平成 30 年度実績（新規）：医師主導治験 4 件、先進医療 3 件、第一種再生医療（患者由来 iPS 細胞由来血小板輸血）1 件</p> <p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p><u>臨床研究総合センターを活用した臨床研究を推進するため、同センターにおける臨床研究支援のための人員について、有期雇用教職員の一部を本人の意思と実績・能力評価に基づいて職種変更し、より長期の雇用を可能にする制度を活用し、2 名を研究開発職該当の特定有期雇用職員とすることにより、雇用期間の延長を図った。データマネージャー及びモニター各 1 名を新規に雇用することにより、臨床研究支援体制を充実・強化した。</u></p> <p>また、臨床研究総合センターに設置した人事委員会において職種変更を含む支援人員の安定的雇用等について、その計画（雇用安定化対象人数、新規雇用人数）を策定するとともにその達成度を検証した。先端的医療の実施促進についても、昨年度同様附属病院に設置した研究戦略推進委員会において新規シーズの選考・採択を行うとともに、その進捗を評価した。加えて、先端的医療の新規実施計画と実施状況を特定臨床研究実施管理委員会に報告し、達成度の検証を行っ</p>	
--	--	--

	<p>た。いずれも概ね計画通りの実施状況と判断され、今後も当初計画に従って実施することとした。</p> <p><u>臨床研究総合センターで開発した支援ツールである「臨床試験支援受け入れ・検討システム」の活用等を通じ、2件の再生医療等製品の医師主導治験（膵がんへの Surv. m-CRA-1 と末梢神経障害への三次元神経導管）、1件の第一種再生医療（医療用ストック iPS 細胞株由来軟骨を用いた関節内軟骨の再生）、1件の医療機器（材料）の特定臨床研究（乾燥培養表皮を用いた皮膚再生）の計4件（そのうち、三次元神経導管の医師主導治験、第一種再生医療、特定臨床研究の3件は FIH（初めて人に適用する））を臨床試験として実施した。昨年度より継続実施中のもの含め、本取組の目標である先進医療・先端医療の新規実施件数の増加に向けて計画通り順調に進捗している。</u></p> <p><u>早期臨床開発に特化した専用病棟である次世代医療・iPS 細胞治療研究センター（Ki-CONNECT）の設立に向け、センター内の人員配置（8名の新規採用及び4名の兼任体制整備）や環境整備、設備調達を行い、令和2年度の開設を可能とした。</u></p>	
<p>【46】産官学連携による先端的医療の研究開発に取り組み実用化を推進するとともに、先端的な医薬品・医療機器、及び再生医療等の研究開発や疾患メカニズムの解明、早期診断法の開発などに取り組む。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>（平成28～30事業年度の実施状況概略）</p> <p>産官学連携による先端的医療の研究開発、実用化の推進に向け、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端医療機器開発・臨床研究センターでは、大型プロジェクトの終了による20区画を含めて27年度末に25区画、期間中に15区画が空室となったが、広報活動を積極的に実施することで、<u>先端的医療機器・医療技術の実用化に向けた新規プロジェクト17件を発掘・配置した。</u>これにより、同センター研究用区画は年度末入居率100%を6年連続で達成した。 ・<u>先端医療機器開発・臨床研究センターの研究開発・人材育成のための環境整備として、平成28年度にサ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・先端医療機器開発・臨床研究センターにおいて、研究プロジェクトによる革新的医療機器等の開発・実用化を促進する。実用化に向けた臨床研究・治験等の推進強化、並びに医療機器・医療技術の人材育成に取り組む。 ・先制医療・生活習慣病研究センターにおいて、健常人臨床データの蓄積を継続するとともに、センター開所5年間の研究成果・活動状況を検証し、必要な改善に取り組む。

	<p><u>サーバー室、研修室、談話室を開設した。サーバー室には、サーバーラック 12 台を設置し、オープンラック型ハウジングサービスを開始した。平成 29 年度は、研究プロジェクト等によるサーバー利用が増加したことから、サーバーラック 5 台を増設するとともに、併せて、ラック持ち込み型ハウジングサービスを開始した。これらサーバーラックは全て有効活用されており、高い情報セキュリティを確保した医療情報の利活用が可能となった。また、平成 30 年度から医療機器開発・人材育成支援のための「先端医療機器研究開発助成事業」を開始した。</u></p> <p>先端的な医薬品・医療機器、及び再生医療等の研究開発や疾患メカニズムの解明、早期診断法の開発に向けて、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端医療機器開発・臨床研究センターでは、「肺内循環デバイス開発プロジェクト」、「視機能評価プログラム医療機器開発プロジェクト」、「iPS 細胞からの自動培養・分化システムの開発補助につながる医療研究」などの新規プロジェクトを加えて、<u>期間中に新規・継続併せて 27 件の研究プロジェクトによる先端的な医療機器等の開発を推進した。</u> <p>平成 28～30 年度：27 件（新規 17 件、継続 10 件） 平成 28 年度：19 件（新規 9 件、継続 10 件） 平成 29 年度：20 件（新規 6 件、継続 14 件） 平成 30 年度：21 件（新規 2 件、継続 19 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先制医療・生活習慣病研究センターにおいて、<u>平成 28 年から健常人や疾病発症早期の臨床データの取得を開始し、最大 1 万人規模の臨床データのデータベース作成に着手した。その結果、疾患メカニズムの解明、早期診断などに関する研究成果が得られ、専門誌、学会などにおいて発表した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019 年 2 月に京大オリジナル株式会社及び NTT が共同出資して設立した医療リアルワールドデータ活用事業会社 (PRIME-R) を活用して、多くの医療機関と連携したリアルワールドデータを効果的に利活用できる体制を構築することで、産 in 学による持続可能な研究基盤を整備する。
--	--	--

	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>産官学連携による先端的医療の研究開発に取り組み、実用化の推進に向けた以下の取組を行った。</p> <p>【先端医療機器開発・臨床研究センターにおける研究プロジェクトの配置】</p> <p>先端医療機器開発・臨床研究センターの研究プロジェクトの利用区画は、令和元年度は 7 区画が空室となった。病院アナウンスメール等で募集を行うなどの新規プロジェクト等の発掘・配置を進めた結果、空室は全て解消し、7 年連続で年度末入居率 100%を維持した。</p> <p>【革新的医療機器等の実用化の状況を踏まえた研究プロジェクトの支援】</p> <p>先端医療機器開発・臨床研究センターでは、今年度空室となった 7 区画の中に、2 階大部屋（3 区画分）が含まれていたため、標準仕様の 3 区画に原状回復した。また、居室仕様として適切でない地階特殊区画は 3 階の研修室と配置換えを行った。これらによって新規研究プロジェクトの入居が可能となった。</p> <p>【革新的医療機器等の開発推進】</p> <p>以下の 25 件の研究プロジェクト（終了 6 件に対し新規 12 件）において革新的医療機器等の開発を推進した。</p> <p>「ワンストップクリニカルバイオリソース事業プロジェクト」</p> <p>「細胞培養開発補助プロジェクト」</p> <p>「超高精細 CT 装置の臨床有用性検証及び臨床解析ソフトウェア開発」</p> <p>「呼吸不全先進医療講座研究プロジェクト」</p> <p>「医療情報・臨床ゲノム情報解析プロジェクト」</p> <p>「新しい光超音波機器先端医療開発プロジェクト」</p> <p>「内視鏡外科手術のデータベース構築に資する横断的基盤</p>	
--	---	--

	<p>整備」</p> <p>「iPS 細胞由来軟骨を用いた再生治療方法の開発」</p> <p>「健常人を対象とした生活習慣病予防のための早期診断研究プロジェクト」</p> <p>「大規模データを活用した次世代型ヘルスシステム開発」</p> <p>「光・超音波統合次世代医用生体イメージング技術開発」</p> <p>「肺内循環デバイス開発プロジェクト」</p> <p>「目的特価文献知識ベース化プロジェクト」</p> <p>「新規分子解析技術開発プロジェクト」</p> <p>「ePRO/EMR 情報利活用プロジェクト」</p> <p>「京都大学・島津グループがん免疫法に関するバイオマーカーの開発」</p> <p>「運動器再建デバイス開発プロジェクト」</p> <p>「視機能評価プログラム医療機器開発プロジェクト」</p> <p>「バイオ三次元被包・組織開発プロジェクト」</p> <p>「iPS 血小板生産システム開発プロジェクト」</p> <p>《「呼吸器疾患病態解析・医療機器開発研究」》</p> <p>「iPS 細胞ストック培養関連機器開発プロジェクト」</p> <p>「人工関節登録調査」</p> <p>「ヘルスケア活用人材育成プロジェクト」</p> <p>「医療産業界に特化した臨床研究教育開発プロジェクト」</p> <p>【医療機器・医療技術の開発を担う人材育成】</p> <p>京大病院敷地内という優れた立地を生かし、大学と企業の研究者による密接なコミュニケーションが可能なオープンイノベーションの環境で産学の研究者約 110 名が活動した。人材育成の研究プロジェクトとして、平成 30 年度から活動している「医療産業界に特化した臨床研究教育開発プロジェクト」に加えて、「ヘルスケア活用人材育成プロジェクト」を採択し、人材育成を強化した。昨年に続き医療機器開発・人材育成支援のための「先端医療機器研究開発助成事業」を実施した。6 月に公募し、8 月に 4 件を採択した。研修室では、消化管外科、医療情報企画部による人材育成を継続した。</p>	
--	--	--

カンファレンスルーム使用件数は 422 件となった。

【臨床研究支援等のコンテンツの整備】

医療機器を用いる研究計画書テンプレートとして、臨床研究法に対応したテンプレートを作成した。また、医学系倫理指针对応の研究計画書テンプレートを改訂した。併せてホームページに掲載する。

【生活習慣病などにおける分野横断的研究の推進】

先制医療・生活習慣病研究センターでは検診受診者に種々の検査（画像診断、上部内視鏡検査、血液・尿検査など）を実施しているが、平成 28 年度の開始から本年度で 4 年目となった。当センターでは会員制の検診を行っており、受診者は 1-2 年に一度受診するため、精密な健康状態の経時的変化を観察できるコホート研究システムが整いつつある。受診者の同意の元得られた生体試料は京大病院クリニカルバイオリソースセンターおよび当センター専用の研究施設で管理するシステムが整い、今後はコホート研究を含めた臨床研究をさらに進めていく。また、これまでに得られた、疾患メカニズムの解明、早期診断などに関する研究成果は専門誌、学会などにおいて今後発表していく。

【クリニカルバイオリソース事業の推進】

クリニカルバイオリソースセンターでは、学外利用事業として、癌発症リスク診断システム開発多施設共同研究への試料提供を 3 癌種 300 症例にて実施した。

また、バイオリソース事業会社（KBBM）と共同研究にて、生体試料由来 3 次元オルガノイド作製と薬剤感受性試験への提供を成功させた。

そして、検体前処理条件・検体品質を考慮した機能の強化のために、全自動生体試料前処理・保管システム（BRHAMS）と生体試料付随診療情報管理システム（BIMS）を導入した。

【新たな産官学連携モデルとしての新会社の設立】

		<p>京都大学医学部附属病院が AMED の事業「臨床ゲノム情報統合データベース整備事業」において進めてきた研究成果を基に、2019 年 2 月に京大オリジナル株式会社及び NTT が共同出資して、新会社 PRiME-R を設立した。</p>	
<p>【47】外部委託等により業務の効率化を進め、共通機能の集約化により効率的に業務に従事できる組織の体制確立に取り組みとともに、業務の質を向上させるため、公募型プロポーザル方式による新しい外部委託契約の手法を導入する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>外部委託等により業務の効率化を進め、共通機能の集約化による効率的に業務に従事できる組織の体制確立のため、主として以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病院業務の効率化及び経費削減を図るため、医学部附属病院事務部において、入退院患者寝具、当直医師寝具及び外来棟寝具の交換並びにベッドメイク業務契約について、業務内容及び仕様書の見直しを行い、入退院患者寝具、当直医師寝具及び外来棟寝具の交換について平成 28 年 10 月から委託契約を一本化した。次回の契約更新においては、これらの契約にベッドメイク業務も一体化する予定である。</u> ・ 清掃業務の質向上を図るため、特に高度な医療を実施する病棟（より清潔度が求められる病棟）とそれ以外の病棟とに分けて、それぞれの場所に必要な清掃内容となるよう清掃契約を見直し、1 年契約で平成 30 年 7 月から清掃会社 2 社制を導入した。その結果、感染制御部、事務部、看護部及び病棟の評価が非常に高く、毎月の清掃ラウンドでの評価も非常に高かったため、今後の高度急性期病棟のⅡ期病棟（中病棟）や次の中央診療施設棟・北病棟のリノベーションに向けて契約内容に改め、清掃会社 2 社制を継続する形で契約を更新することを平成 30 年 12 月に決定した。 ・ 洗濯業務の見直しの一環として、平成 30 年 7 月より病棟及び外来で使用するタオル類を病院所有品・院内洗濯からリース品・院外洗濯へ変更し、新サプライセンターへの移転に向けて、業務の効 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北病棟、中央診療施設棟及びサービスサプライ棟の改修を受けて、外部委託の業務見直しを検討し、実行する。令和 2 年 1 月以降のリネンサプライ及びリネン管理の契約更新においては、Ⅱ期病棟（中病棟）開院に併せて、これらの契約にベッドメイク業務も一体化した仕様書で契約手続きを進める予定である。 ・ 引き続き、公募型プロポーザル方式や役務契約における技術審査（履行確認）が有効と判断される請負があるかと検討し、ある場合は実行する。

	<p>率化と院内スペースの有効活用を図っていくことを決定した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度からの契約更新において、医療機器の洗浄滅菌業務と内視鏡の洗浄滅菌業務の契約を一本化した。 ・医療スタッフの業務負担の軽減により組織の効率化を図るため、PHS 管理、医療機器管理、ベッド点検、カーテン交換、術衣のリース化について、院内各部署からの要望に応じ、現状の状況や運用、業務委託の仕様の見直しの検討を開始した。 <p>業務の質を向上させるため、公募型プロポーザル方式による新しい外部委託契約の手法を以下のとおり導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式により「感染性医療廃棄物収集運搬処分及び分別コンサルティング業務」の請負契約を締結し、感染性廃棄物滅菌器による分別システムを平成 28 年 6 月から稼働させた。システムの稼働にあわせ、医学部附属病院職員及び学生を対象に廃棄物の分別に関する研修会を実施するとともに（平成 28 年 4 月、約 40 名参加）、病棟・研究室を巡回し、廃棄物の分別確認及び廃棄物の分別に関する周知喚起（医学部附属病院ホームページに掲載）を行い、適切な廃棄物の分別と感染性廃棄物の排出量削減、診療現場への意識向上に取り組んだ。 ・来院者の利便性、職員の福利厚生及び両者の満足度の向上等並びに地域の人にも喜ばれるようなアメニティ及びサービスを提供するため、「レストラン・カフェ設置運営事業」、「京都駅－京大病院直通路線バス運行事業」及び「外来患者駐車場の有料化と駐車場管理運営業務」の見直しを行い、「<u>レストラン・カフェ設置運営事業</u>」及び「<u>京都駅－京大病院直通路線バス運行事業</u>」は公募型プロポーザル方式により実施した。また、「<u>駐車場管理運営業</u> 	
--	--	--

	<p><u>務」は一般競争契約により契約を締結したが、駐車場管理システムや入出構ゲート等の必要機器類も含めた本請負の業務体制を業者に提案させる契約としたため、当該提案により本請負業務の履行可否を確認する際に公募型プロポーザル方式で行う提案書審査等を応用し、適切な競争契約が実施できた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>患者給食業務と廃棄物の契約更新について、公募型プロポーザルにより契約業務を実施した。公募型プロポーザル方式の導入により、能力及び質の高い会社と適正な価格による契約が締結できた。</u> ・ <u>平成 31 年度は「コンビニエンスストア設置・運営等事業」を公募型プロポーザルにより契約更新する予定である。</u> 	
	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>病院業務の効率化及び業務の質向上を図るため、中央診療等のリノベーションに向け、手術室の清掃業務を始めとする外部委託業務、洗浄滅菌業務の委託、リネンセンターの運営に関する検討を開始した。</p> <p>また、リネンサプライ業務について、令和元年 12 月のⅡ期病棟（中病棟）開院に併せて仕様書の見直しを行い、リネンサプライ・リネン管理とベッドメイク業務を一体化した契約を行い、業務の効率化と質及びサービスの向上を図った。ベッドメイク業務は業者変更となったが、中病棟は令和 2 年 1 月から、その他の病棟は令和 2 年 4 月からと段階的に行うので、スムーズに移行できると思われる。</p> <p>さらに、病室等のカーテンについて、令和元年 12 月のⅡ期病棟（中病棟）開院に併せて、メンテナンス付きリース契約に変更し、物品とメンテナンスを連動させることにより、清潔なカーテンを随時提供できる体制を構築し、質及びサービスの向上と、事務作業の効率化を図った。</p> <p>病院全体の取組の一環として、平成 29 年度より ISO9001 品質管理マネジメントシステムによる業務の質の管理を開</p>	

	<p>始し、病院診療に直結する重要な役務業務については、年1回のモニタリング評価を実施した。</p> <p><u>公募型プロポーザル方式が有効と判断される外部委託については、院内コンビニエンスストアの契約更新に関し、公募型プロポーザル方式で令和元年10月に公募広告を行い、同年12月に運営事業者を選定、令和2年1月に事業契約を締結した。令和2年4月から店舗工事を開始し、令和2年6月のオープンを目指す。本契約においては、売上げに応じた賃料の加算額が病院の収益になる契約内容を導入した。</u></p>	
<p>【48】医薬品及び医療材料等の効率的な管理運営体制を整備するとともに、医薬品及び医療材料等の経費削減に継続的に取り組む。また、医療機器について、医療機器管理システム等を活用して管理を一元化することにより、効率的・有効的な管理運営体制を整備するとともに、医療機器の更新計画の作成に取り組む。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>医薬品、医療材料等の採用品目の適正化及び標準化に向けて、<u>毎年度、採用薬品及び医療材料の見直しを行い、経費削減に取り組んだ。</u></p> <p>医薬品及び医療材料の適切な在庫管理の取組として、毎年度、中間棚卸及び期末棚卸を実施し、概ね適正在庫で運用していることを確認した。<u>長期使用実績のない医療材料等については、各部署に確認を行った上で、引き上げを実施し、引き上げた材料等については使用予定のある部署に供給することにより有効活用した。</u></p> <p><u>医療材料物流管理システムの更新に伴い、医療材料のロット管理を導入した。また、医薬品物流管理システムについて、内服薬・外用薬の在庫定数を設定による分包機と連動させた自動発注を平成30年度に開始した。発注を自動化することにより発注業務の効率化を図り、調剤室の適正在在庫管理に取り組み、医薬品管理業務全体の運用を安定させた。</u></p> <p>また、<u>医療機器の集約化や適正な管理に向けて、平成31年度より本格的に新医療機器管理システムによる医療機器の管理を開始し、集約化及び標準化の第一段階として、管理方法の確立、Ⅱ期病棟(中病棟)開院に向けた新規医療機器の登録作業、現有資産の現品実査及び登録作業を開始する予定である。</u>本システムの導入により、医療機器の安全で適正な管理の実現を図る。具体的には、院内の医療機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北病棟の改修・病床移転を受けて、円滑に医薬品、医療材料等を供給するだけに留まらず、見直しや改善を図りつつ、医薬品、医療材料等の効率的な管理体制の整備に取り組む。 ・医療費の経費削減に取り組む。 ・前年度に引き続き、管理方法の確立、現有資産の現品実査及び新システムへの現有医療機器の登録及び検証を継続し、医療機器の管理運営体制をルーチン化させて、安定させる。 ・医療機器の更新計画の作成に取り組む。

	<p>保有数や保有場所をリアルタイムに把握できるようになることで、機器の稼働率を上げて少数の医療機器で効率的に運用し、又、耐用年数や導入年数、修理履歴等をシステム管理することで、医療機器の更新計画の作成までを目指す。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p><u>医薬品、医療材料等の採用品目の適正化、標準化のため、医療材料の採用品目の見直しを 1 月に実施した。また、医薬品及び医療材料の適切な在庫管理の取組として、9 月に中間棚卸、3 月に期末棚卸を実施した。その結果、在庫数、在庫金額より、管理状況が適切であることが確認できた。</u></p> <p>医療材料物流システムについて、Ⅱ期病棟の開院に対し、供給管理体制を見直した。また、ICU からの要望を受けて、新たな材料管理業務を開始した。具体的には、今まで ICU は手術室に隣接していたため手術室に借りにいくことや手術室での対応でカバーできていたことが病棟を移転したことにより手術室と距離ができカバーすることができなくなったので、材料の在庫品目も増やさざるを得なくなった。そこで ICU への人員を増やし、また部署からの要望により新たな緊急時や ICU 入室時に速やかに処置するための材料セット組の対応も開始した。</p> <p><u>医療機器の集約化や適正な管理に向けて、本年度より本格的に新医療機器管理システムによる医療機器の管理を開始した。6 月より作業を外部委託し、集約化及び標準化の第一段階として、管理方法の確立、Ⅱ期病棟（中病棟）開院に向けた新規医療機器の登録作業、現有資産の現品実査及び新システムへの登録作業を開始した。本年度は、新規医療機器に加え、現有の ME 機器・Ⅱ期病棟（中病棟）に移転した病棟については、新システムに現有資産がすべて登録された。</u></p>	
--	---	--

○ 教育研究に関する中期計画・年度計画の状況（平成 31 事業年度）

I 大学の教育研究等の質の向上

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本学のディプロマ・ポリシー等を踏まえ、各学部・研究科等における、基礎・教養教育、専門教育、基盤的・先端的研究を体系的に組み合わせ、対話を重視した高度な教育を一貫して実施するとともに、自然科学から人文社会科学の幅広い分野において地球社会の調和ある共存に寄与する広い視野と高度な専門能力をもつ多様な人材を養成する。また、社会人の学び直しに貢献する。 ・深い教養と高い識見及び国際的な視野の主体的修得に資するため、多様かつ調和のとれた、学部・大学院それぞれに相応しい教養教育を充実させるとともに、主に学士課程初年次を対象とした教育内容を充実させる。 ・イノベーションの創出に向けて、理工系人材育成戦略等を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、人文社会科学などの分野において多面的な能力を伸ばし、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な能力を備えた学生を育成する。 ・卓越した知の継承と創造的精神を涵養するために、各学部・研究科等の教育目的のもと、自学自習を促進する能動的学習の活用などを推進する。 ・各学部・研究科等において明確に定めた教育方法、教育内容、授業計画、成績評価方法・基準及び卒業・修了認定基準に基づき、第2期中期目標期間において定めた授業評価アンケートの聴取方法や成績評価の統一化等を活用し、体系的で質の高い授業と厳格な成績評価、卒業・修了認定を行う。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【3】幅広い教養・基礎科目の体系をより明確にするとともに、文理融合により現代社会が直面する課題に対応する科目（統合科学）や少人数で課題を探求する科目（ILAS セミナー）等を開講・充実させる。また、科目内容の見直しや国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の事業により、英語教育を強化するとともに、全学的に英語による授業を充実させ、特に学士課程1・2年次を対象とする英語による基礎・教養科目については、400科目への拡張を目指す。さらに、大学院レベルにおいても専門外の分野に触れることができるよう、全学共通的な教育をより充実させる。</p>	<p>【3】全学共通教育科目について、平成28年度に実施した科目群改編及び平成29年度から平成31年度開講科目の検証（授業アンケート等の検証を含む）を踏まえて、平成32年度の科目設計に改善内容を反映させる。また、統合科学科目やILASセミナー等を充実させるとともに、英語ライティング・リスニング授業における少人数授業を継続する。加えて、全学的な協力のもとに英語による全学共通科目の充実に重点的に取り組む。さらに、平成30年度から国際高等教育院で開始した大学院共通・横断教育の実施状況の検証結果を踏まえ、これを充実させるとともに、各研究科等の対応等も踏まえて、平成32年度の科目設計に改善内容を反映させる。</p>	III
<p>【4】理工系分野において、理工系人材育成戦略等を踏まえ、博士課程教育リーディングプログラムや卓越大学院プログラム（仮称）の活用等により、俯瞰力・創造力等を育成する教育内容を充実させ、社会に貢献する実践的能力を身に付けた人材を育成する。また、国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターにおいて、教養・共通教育から学部・大学院の専門教育まで</p>	<p>【4】社会に貢献できる実践的能力や高い適応能力を持った人材を育成するため、平成30年度に行った検証の結果を踏まえて、大学院共通・横断教育基盤の整備・実施により、理工系・人文社会系の枠を超えた科目を充実させるとともに、卓越大学院プログラムを実施する。また、国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターにおいて、教養・共通教育及び大学院共通教育における情報・統計・数理の一体的科目提供を行う。さらに、博士課程教育リーディングプログラム等を含めた検証結果を踏まえ、引き続き異</p>	III

<p>を通じた情報・統計・数理の全学的教育基盤を構築し、我が国を支えるトップレベルの人材を育成する。人文社会系分野においても同様に、高い適応能力を身に付けた人材を育成する。</p>	<p>分野交流が可能な部局を横断した教育を充実させる。</p>
--	---------------------------------

I 大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

<p>中期目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的な協力体制に基づく適正な教員配置を行うことにより、多様な学問的・社会的ニーズに対応した教育プログラムを創成する。 ・社会的ニーズや学術研究の進展を踏まえて適切な入学定員を設定することにより、高度な教育の質を維持・確保する。 ・学生本位の視点に立った教育を行うため、教育活動に係る検証を行い、学生のニーズ、学術の発展動向等に応じた、学生にとって効果的な教育改善を行う。 ・学生の対話能力や交渉能力の向上を図るため、本学の特色である対話を根幹とした自学自習を促進し、キャンパスの特徴に応じた教育環境の整備を推進する。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【80】学部段階から優秀で志の高い留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と共に学ばせる教育プログラム「Kyoto University International Undergraduate Program」(以下「Kyoto iUP」という。)を推進し、社会が求める人材を育成する。◆</p>	<p>【80】合格者に対する受入前段階教育・支援及び予備教育を着実に実施する。また、予備教育履修者選抜を実施し、優秀な留学生の受け入れを実現する。さらに、リクルート・広報活動を継続し、重点対象国である ASEAN 各国を中心にプログラム認知度を一層向上させ、受験者を増加させる。加えて、プログラムを効果的に推進するため、実施体制の見直しや改善について検討する。</p>	<p>III</p>

I 大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(3) 学生への支援に関する目標

<p>中期目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が勉学・研究に専念できるよう、学生相談・助言等の機能を強化し、多様な学生に対する学習支援や生活支援を行う。 ・学生のキャリア教育を充実させ、次代を担う大学教員・研究者や国際的に活躍できる多様な人材の社会の各方面への輩出を促進する。また、学生の多様なキャリアパスに応じた進路支援機能を強化することにより、学生の進路に係る不安の解消を図る。 ・経済的に困難な学生も安心して本学で勉学・研究に専念できるよう、経済支援を必要とする学生や優秀な学生への支援を拡充する。 ・学生間の交流や学生の課外活動、社会貢献活動を支援し、また、学生の福利厚生環境を充実させる。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
------	------	------

<p>【81】次代を担う教員候補者及び国際社会で活躍する人材の育成に向け、ティーチング・アシスタント (TA) 及びリサーチ・アシスタント (RA) 業務の質向上や制度充実を目的として、新たに「GST(Graduate Student Training)センター」(仮称)を設置する。◆</p>	<p>【81】GST(Graduate Student Training)センター(仮称)の設置に向けて、プロボストの下に設置された戦略調整会議で、平成30年度に実施した学内TAアンケート調査結果を基に作成された基礎的な研修プログラムのe-learning化、高度な研修プログラムのあり方等について検討を進める。また、RA制度の在り方に関する検討を開始する。</p>	<p>Ⅲ</p>
<p>【14】経済支援を必要とする学生や優秀な学生が勉学・研究に専念できるよう、民間資金の獲得などを通じ、学生への経済支援の強化を進める。授業料免除制度及び奨学金制度について、教務情報に関するポータルサイト等を活用し、学生への周知を徹底する。また、優秀な外国人留学生への支援としては、奨学金取得者のうち、入学許可時における奨学金支給決定者数をさらに拡充させる。</p>	<p>【14】学生への経済支援の強化を進めるため、民間資金の獲得に向けた取組を継続するとともに、本学独自の給付型奨学金制度の実施状況について検証する。真に困窮している学生に必要な支援が可能となるよう、授業料免除制度及び奨学金制度について、より効果的な方法で学生へ周知する。加えて、外国人留学生奨学金取得者のうち、入学許可時における奨学金支給決定者数の拡充方策を継続して実施し、当該決定者数を増加させる。</p>	<p>Ⅲ</p>

I 大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(4) 入学者選抜に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>・入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の一層の明確化を図り、それに則った入学者選抜の改善を行うことなどにより、必要な基礎的学力を十分に備え、大学の学風と理念を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励むことのできる入学者を国内外から広く求める。</p>
-------------	--

<p>中期計画</p>	<p>年度計画</p>	<p>進捗状況</p>
<p>【82】優秀で意欲のある留学生を確保するため、「留学生リクルーティングオフィス」(仮称)を設置し、各国の教育事情等の調査分析を踏まえた戦略的な広報・誘致活動を行う。◆</p>	<p>【82】プロボストの下に設置した戦略調整会議から提案があった外国人留学生獲得のための全学的な広報・誘致活動体制に係る検討結果に基づき、国際戦略本部に国際アドミッション支援オフィスを設置することにより、外国人留学生誘致に向けた体制・機能を整備する。</p>	<p>Ⅲ</p>

I 大学の教育研究等の質の向上

1 教育に関する目標

(5) 教育のグローバル化に関する目標を達成するための措置

中期目標

・国際社会においてリーダーとして活躍できるだけの教養と専門性、国際社会や異文化に関する理解、語学力等を身に付けた人材の育成を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【19】大学の国際化に向けた学生海外派遣・留学生受入を推進する。具体的には、学生海外派遣については、国際インターンシップの推進や多様な海外留学プログラムの実施により、中長期及び短期の海外留学者数を1,600人(通年)に増加させることを目指す。留学生受入れについては、Kyoto iUPの推進や短期受入プログラムの充実などにより、優秀で意欲のある学生の更なる確保・育成に努めるとともに、受入数を増加させ、外国人留学生数3,300人(通年)を目指す。特に、世界各国の動向(授業料設定を含む)を踏まえた留学生確保のあり方を検討し、その方向性について取りまとめる。また、学生交流の基礎となる大学間学生交流協定の締結数を拡大し、150件を目指す。</p>	<p>【19】大学の国際化に向けた学生海外派遣・留学生受入等を推進するため、部局ニーズも組み入れた、多様な海外留学、国際インターンシップ・留学生受入プログラムを充実させるとともに、アドミッション・アシスタンス・オフィスの体制・業務フローなどの見直しを行い、その取扱対象地域について、ASEAN方面への拡充を推進する。また、学生交流の基礎となる大学間学生交流協定の締結に重点的に取り組む。さらに、世界的な動向を踏まえた留学生確保のあり方について検討を開始する。</p>	III

I 大学の教育研究等の質の向上

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標

・学問の源流を支える基盤的研究を重視するとともに、先端的、独創的、学際的研究を推進する。また、世界を先導する国際的研究拠点機能を高める。
 ・国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点においては、学問領域の特性を生かしつつ、拠点の枠を越えた連携による異分野融合・新分野創成に向けた取組を推進するとともに、海外機関との連携や情報発信力を強化する。

中期計画	年度計画	進捗状況

<p>【83】基盤的、先端的、独創的及び学際的研究を推進する。特に、再生医療分野と医学生物学分野、化学と生命科学との融合分野では、世界を先導する最先端研究を推進し、国際的に評価の高いジャーナル（Top5%）に掲載される大学全体の論文数を、第3期のいずれかの年において800篇を達成する。</p> <p>また、我が国の人文・社会科学研究の再構築に向け、一層の国際化を推進する。特に、京都の文化や日本の思想に強い関心を持つ世界中の学生や研究者との交流を促進するとともに、その支援を充実させる。◆</p>	<p>【83】基盤的、先端的、独創的及び学際的研究を推進するとともに、それらの研究力強化に向け、本学の研究者に対する学内研究支援事業を充実させるとともに、これまでの支援事業を検証し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>また、人文・社会科学研究の一層の伸長・国際化を推進する取組を実施する。</p>	<p>III</p>
<p>【20】基盤的研究環境の維持発展や、先端的、独創的、学際的研究の推進に向けて、全学的かつ戦略的なリサーチ・アドミニストレーター（URA）の組織体制を整備し、研究支援事業の強化を行う。</p>	<p>【20】リサーチ・アドミニストレーター（URA）組織による研究支援体制を充実させ、エビデンススペースの大学運営を推進する。また、研究力強化に向け、本学の研究者に対する研究支援事業を充実させる。</p>	<p>III</p>
<p>【21】世界に冠たる研究を行っている世界トップレベル研究拠点（WPI 拠点）を核とした世界トップレベルの国際研究拠点として高等研究院を設置するとともに、iPS細胞研究の裾野拡大や研究体制の強化に向けた取組の推進など、国際的研究拠点等の支援を行う。◆</p>	<p>【21】高等研究院において、国際的な最先端研究を展開するとともに、平成30年度に行った検証の結果を踏まえ、必要な改善を行う。また、iPS細胞及びiPS細胞技術を利用する医療・創薬の早期実用化に向けた研究を推進するとともに、iPS細胞研究の裾野拡大を図ることを目的に、研究者・技術者を育成し、iPS細胞技術を普及させる。さらに、iPS細胞及びiPS細胞技術に関するこれまでの取組状況について検証する。</p>	<p>III</p>

I 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
（2）研究実施体制等に関する目標

<p>中期目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の多様な発展と統合の推進に向けて、優秀な倫理性の高い研究者の育成及び採用を進める。 ・多様性に富む教員が研究教育に専念し、能力を発揮しやすい環境を整備する。 ・学術・情報資源を充実させ、研究支援機能を強化する。
-------------	--

<p>中期計画</p>	<p>年度計画</p>	<p>進捗状況</p>
-------------	-------------	-------------

<p>【24】若手研究者及び女性研究者の研究環境整備と育成支援の充実を行う。また、教員組織（学系・全学教員部）単位で、学術分野の特性等に応じた若手教員の雇用促進に関する計画を定める。これに加え、教員定員の若手教員への優先的再配置を進めるとともに、間接経費や外部資金を活用して若手教員ポストを確保する仕組みを整備するなどして、若手教員数の低下傾向に歯止めをかけ、増加を目指す取組を実施する。更に、外国人研究者への研究支援及び受入体制の充実を行う。</p>	<p>【24】次世代を担う若手研究者の育成支援を目的として、京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」等に取り組む。さらに、平成30年度に策定した若手教員雇用の促進に資する施策を実行するとともに、必要な制度改正を行う。</p> <p>また、女性教員の採用支援に関する取組を行うとともに、女性研究者の研究環境整備と育成支援を目的として、平成31年度も引き続き待機乳児保育室を年度当初から開室し、第12回たちばな賞により優秀な若手女性研究者の顕彰を行い、女子高生を対象とした車座フォーラムを開催する。</p> <p>加えて、外国人研究者等に係る各種申請手続等に関して、部局担当者からの意見聴取等を踏まえ、利便性を向上させる。また、外国人研究者等に係る住居に関して、民間業者等との連携による新たな宿舍整備を進めるとともに、外国人用宿舍・賃貸物件等の情報提供を充実させる。</p>	<p>III</p>
--	---	------------

I 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
(3) 研究のグローバル化に関する目標を達成するための措置

<p>中期目標</p>	<p>・大学間連携や国際共同研究、人材交流の促進などにより、世界に卓越した国際競争力のある学術研究を推進する。</p>
-------------	---

<p>中期計画</p>	<p>年度計画</p>	<p>進捗状況</p>
<p>【29】高等研究院等の世界トップレベルの研究拠点の形成・充実を図るため、柔軟な拠点運営、また国際化に対応する組織体制や研究支援機能を構築する。</p>	<p>【29】高等研究院において、国際的な最先端研究を展開するとともに、運営体制や研究支援機能を充実させる。また、平成30年度に行った検証の結果を踏まえ、改善事項を検討する。</p>	<p>III</p>
<p>【84】優秀な研究者・学生の獲得や人材育成、海外の産業界との連携等を戦略的に促進するため、海外大学等との双方向型研究交流をチーム単位で行う「On-site Laboratory」（現地運営型研究室）の制度を創設し、設置する。◆</p>	<p>【84】海外の大学や研究機関との間で設置する On-site Laboratory を拡充し、連携機関と共同で教育研究活動を行う。</p>	<p>IV</p>

I 大学の教育研究等の質の向上
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生・活性化等に貢献するため、地域社会と連携して、世界中から集う学生・研究者・芸術家や地域住民など、あらゆる人々との活発な交流により、社会課題の解決や新たな知の創出、地域が目指す国際戦略等との連携などに資するよう、全学的に教育・研究を推進する。 ・本学の学術資源を基とした社会連携や世界の歴史都市・京都における文化の継承と価値の創生に向けた社会貢献を推進する。 ・中等教育との接続をより密接にし、生徒が高度な学術にふれる機会を拡大することにより、将来を担う世代の育成を行う。
------	--

I 大学の教育研究等の質の向上
4 その他の目標
(1) グローバル化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模での諸課題の解決を図るため、人材育成や研究成果等の活用により、国際貢献を推進する。 ・徹底した大学改革と国際化を全学的に推進することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力あるトップレベルの教育研究を行い、国際的認知度の向上を目指すための取組を進める。 ・京都大学が真のグローバル化を実現するために、国際戦略を推進する機能・体制を強化する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【33】独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）など国際機関等との連携及び国際協力により、ASEAN 地域をはじめとする様々な地域において国際貢献を図る。また、医療スタッフや医療技術による国際的な医療貢献を推進する。</p>	<p>【33】海外拠点の活用も含め、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）をはじめとする国際機関等との連携及び国際協力を図り、ASEAN 地域を始めとする様々な地域において国際的な協力事業を推進する。また、ブータン王国への医師等の派遣やブータンの医療スタッフ受入れを通じて、臨床支援活動を行うとともに、他国においても海外関係機関との医療スタッフ交流を図り、国際的な医療貢献を推進する。</p>	III

I 大学の教育研究等の質の向上
 4 その他の目標
 (3) 産官学連携に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大学で創出された世界最高水準の独創的な研究成果を社会へ還元するため、民間企業等との共同研究を促進するとともに、知的財産化により技術移転等への活用を行う。 ・世界の有力な大学、企業、政府系機関、技術移転機関等との国際的な産官学連携活動を推進する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【49】新たな研究シーズの発掘と活用に向けた効果的な特許化を推進するとともに、産官学連携活動制度・組織を充実させる。また、産業分野の特徴を踏まえた戦略的な知的財産の活用及び技術移転機関との連携等による研究成果の効果的活用を行う。</p>	<p>【49】 本学の多様な研究成果の社会への還元に向けた以下の取組を行うとともに、これまでの取組状況について検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界のニーズに合った活用しやすい知的財産創出のため、知的財産パッケージ化及び知的財産ルール策定等の支援 ・大学単願、共願を組み合わせた大型技術移転増加のため、技術移転機関を活用した産官学連携体制の構築 ・国内外における特許説明会（技術紹介イベント）の開催やこれらへの参加 ・戦略的な共同研究スキームを一層強化し、「組織」対「組織」の産官学連携を推進 	III
<p>【85】世界最高水準の独創的な研究開発の成果等を社会的価値の創出へとつなげるため、新たに事業会社を設立し、コンサルティング・シンクタンク事業など研究成果・知的財産を活用した取組を展開する。◆</p>	<p>【85】 京大オリジナル株式会社（新たに設立した事業子会社）に係る機能の実質化に向けた以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング、リエゾン機能等の産学連携のインターフェース機能の拡充に向けた制度、体制の構築 ・産官学連携本部と本社との連携による研修・講習事業及びコンサルティング事業等の実施・運営 ・産官学連携イベント等の企画・運営、社会人向け教育プログラム等の実施・運営 	III

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○産業競争力強化法の規定による出資等について

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

- ・知的財産の事業化支援を強化するため、知的財産の専門スタッフを3名採用し、産官学連携本部知的財産部門に知財事業化支援室を設置した(平成30年12月)。
- ・GAP ファンドプログラム(本学の研究成果に対し、試作品作成等の開発資金を支援し実用化の可能性を検証するプログラム)について公募を実施した。平成28年度には21件、平成29年度には9件、平成30年度には22件を採択し、研究成果の実用化を推進した。また、インキュベーションプログラム(本学の研究成果を実用化し、ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指す本学の教職員及び起業家へのチームに対し支援を行う)について、公募を実施した。平成28年度には2件、平成29年度には13件、平成30年度には14件を新規に採択し、研究成果の実用化を推進した結果、61件のベンチャー企業の企業に繋がった。
- ・京都府・京都市等との間で連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行うことにより、産官学連携に関する連携を強化し、国等の施策を活用した地域科学イノベーション事業の推進や産官学連携体制の強化(起業・事業化支援機能の強化、産学連携リエゾン機能の強化等)を図った(平成29年度)。
- ・地元金融機関の京都銀行と連携し、「ものづくり企業のための新規事業展開セミナー」(平成28年7月、83名参加)及び「中小企業のための新規事業展開セミナー」(平成29年2月、33名参加)を開催し、地元企業、金融機関、公共団体との連携を図った。

【平成 31 事業年度】

- ・本学の研究成果を実用化し、ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指す本学の教職員及び起業家へのチームに対し支援を行うインキュベーションプログラムについて、平成31年度は、2回の公募を実施した。年間実績で34件の応募があり、12件を採択するとともに、継続案件の審査を22件行い、17件について継続承認し、研究成果の実用化を推進した。
そのうち、インキュベーションプログラムで支援した6件のプロジェクトについては、実用化に向けた事業計画の進捗が良好で、子会社の京都 iCAP をはじめとしたベンチャーキャピタルからの投資実行(出資)を受けるまでに評価・成長している。
- ・本学子会社の京都 iCAP と共催で、京都大学の研究者とエンジニア、ビジネスパートナーを結びつけ、京大研究シーズの事業化を目指すためのプラットフォーム「Entrepreneur Candidate Club (ECC-iCAP)」を展開し、平成31(2019)年度

は、5月、11月の2回、マッチングイベントを開催した。

上記に加え、事業会社(CVC)を対象に本学のシーズ及び投資先ベンチャー企業を紹介するCVCフォーラムを開催した。紹介した投資先企業に対して、業務提携等の具体的なオファーもあり、本学シーズとの共同研究・VBへの協調投資やM&Aに向けての重要なきっかけにつながった。

- ・平成30年度の出資事業実施委員会において、学内から実用化支援に関する提案を募集した結果、複数の部局からインキュベーション支援のスペースが不足しているといった意見・要望があり、その現況(検証)ニーズを踏まえ、4研究所が集積する宇治地区に、ベンチャー企業や共同研究相手先企業が共同で利用できるインキュベーション支援室を整備した。

○附属病院について

1. 評価の共通観点に係る取組状況

- (1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組

○教育や臨床研究推進のための組織体制(支援環境)の整備状況

■医学部及び薬学部学生の臨床実習受け入れ体制の組織強化・充実

- ・平成29年4月に本学医学部に医学教育・国際化推進センターを設置し、教育、支援環境の再編成を行った。同センターは、臨床教育部門、学部教育部門、国際化推進部門からなり、それぞれの部門には担当教授が在籍する。附属病院の総合臨床教育・研修センター及び医学教育・国際化推進センター臨床教育部門が連携し、臨床実習のさらなる充実を図るとともに、卒前・卒後の一元的管理運営を行う体制を整備した。毎月運営委員会を開催し、情報共有と課題の整理、アクションプランの立案を行っている。平成31年度には、学部学生用の教材の電子化、ならびに、国際交流協定の見直し(現状の把握と整理)を行った。
- ・平成28年度から医学部及び医学部附属病院との連携によりPCC-OSCE(Post Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination: 医学部卒業時実技試験)の試行を開始した。
平成29年度には、10月に医学部6回生全員を対象にPCC-OSCEを実施した。施設の不備や教員及び模擬患者の不足等の課題が見受けられたこ

とから、改善を図ったうえで平成30年度に再度実施することとした。平成30年度には、10月24日、25日に6回生全員を対象にPCC-OSCEを実施した。評価者への事前協議、実施後の検討会を行い、客観性・妥当性のある評価方法を心掛けた。

令和元年度には、10月24日・25日に6回生全員を対象にPCC-OSCEを実施し、PCC-OSCEの正式な運用、実現性の確認ができた。

- ・卒前教育にて問題事案となるいわゆる「アンプロフェッショナルな医学生」に対する支援について、平成28年度から医学部学務委員会に「臨床実習倫理評価小委員会」を設置し、同小委員会の委員の総合臨床教育・研修センターの教員（専門医）がカウンセリング・助言などの支援を行っている。
- ・平成28年7月、総合臨床教育・研修センターを北病棟地下1階に移転した。移転により、シミュレーションエリア（大）、多目的室（中）、模擬病室などが完備され、目的や参加者数に応じた講習会が可能になり、卒前卒後および院内における教職員のための教育環境が向上した。また、同年12月より、総合臨床教育・研修センターのクリニカルシミュレーションセンターに教務補佐員1名を配置し、組織強化・充実を図った。
- さらに、平成29年度には、総合臨床教育・研修センターにおいて、シミュレータ用の保管棚を設置し空間整備を行うことにより、研修エリアの利便性を高め、利用しやすい環境を整備した。その他、不足していた小児領域のシミュレータを導入することにより多様な研修プログラムの実行が可能となった。
- ・平成29年4月に医学研究科の特定准教授を、医学部附属病院の総合臨床教育・研修センターの特定准教授に配置換えし、同センターの教員は5名となった。教育体制の強化により、研修制度運営の各科との連携、研修医との個別面談、進路相談、シミュレーション領域における人材育成プログラムなどが強化された。
- ・平成30年4月に、総合臨床教育・研修センター特定准教授を特定教授に昇任させるとともに、退任、採用含め、センターの教員数は5名となった。教育体制の強化により、各診断、治療、手技の講習、シミュレーション教育に係るセミナーの開催など、多様な臨床現場のニーズに即応することが可能になった。

さらに、令和元（平成31年）度には、メンタリング面でのバックアップ体制の整備、キャリア形成に向けてのアドバイス体制などを構築した。

■臨床研究推進体制の整備

1) 臨床研究総合センター

- ・臨床研究総合センターを活用した臨床研究を推進するため、知的財産分野の支援人員及び薬事申請に必要な非臨床試験全般（原薬及び製剤製造、分析試験、薬理試験、安全性試験、薬物動態試験）の経験や知識を有し、アカデミア創薬（大学等の基礎研究の成果を新医療の創出に結びつける）における非臨床プログラムを立案できる支援人員を各1名増員し、臨床研究支援体制を強化した（平成28年8月）。
- ・臨床応用に向けた研究支援のため以下の取組を実施した。
 - ①臨床研究支援スタッフ（同センター所属のプロジェクトマネージャー、データマネージャー、臨床研究コーディネーター等）による、プロトコルの作成支援をはじめ、臨床データの収集・解析、CRC（治験支援）業務などの開始（平成28年度）
 - ②臨床研究支援人材の有期労働契約から無期労働契約への転換など長期の雇用契約による優秀な人材の安定的確保（平成29年度、平成30年度）
 - ③長期の雇用契約による優秀な人材の安定的確保に併せて、臨床試験・治験コーディネーター（CRC）、データマネージャー、スタディーマネージャー等の専門人材の雇用（平成30年度、令和元（平成31）年度）

2) 先端医療機器開発・臨床研究センター

- ・手術機器等の研修・実習等を通して医療機器開発のための人材を養成することを目的として、研修室を設置し、平成28年10月から運用を開始した。
- ・先端医療機器開発・臨床研究センターに、最先端の医療機器開発を推進するため、レンタルラボを設置している。レンタルラボは、大型の研究プロジェクトや企業との産官学連携に使用されており、平成28年から令和元（平成31年）年度については、ほぼ常時満室であった。本学の強みである基礎及び臨床研究を通じて、光超音波イメージング装置や骨転移検出支援ソフトウェア、RFICタグがん標識システムといった革新的医療機器を開発した。

○ミッションの再定義を踏まえた各大学の特色・強みに関する教育や研究の取組状況

■ **医学部医学教育・国際化推進センター臨床教育部門との連携**

・「英語力や教養力の強化等によるグローバル人材育成」に資するため、平成29年4月から本学医学部に新たに設置した医学教育・国際化推進センターの臨床教育部門と医学部附属病院総合臨床教育・研修センターが連携し、臨床実習のさらなる充実を図るとともに、卒前・卒後の一元的管理運営を行っている。

・医学部医学科の「臨床実習マニュアル」に基づき、医学部6回生に対しては内科・外科系以外の専門診療科での実習及び学生が自身で実習先を選択するイレクティブ実習を実施している。

また、医学部5回生に対しては、前半期においては、コア診療科（内科・外科、総合診療、産婦人科、精神科、小児科）の臨床実習を、後半期においては、内科・外科系以外の専門診療科での実習及びイレクティブ実習を実施している。

医学部6回生を対象に実施した臨床参加型の卒前教育に係るイレクティブ発表会を医学教育・国際化推進センター及び医学部附属病院総合臨床教育・研修センターの教員が連携して実施し、学生の主体的な目標を確認するとともに、イレクティブ実習の成果についての振り返りを行った。意見交換も活発で臨床参加型実習の内容と効果を共有できる機会となっている。

■ **新専門医制度**

・「専門医の育成」のため、平成28年度より新専門医制度に伴う内科研修施設及び内科研修プログラムの認定申請に伴う事務作業を円滑に実施するために専任の事務員を新たに配置し、今後の日本専門医機構、各領域の学会の動向を見つつ質の高い専門医教育を支援する体制を整備した。

・平成30年4月から新専門医制度の運用が開始されたことに伴い、とくに内科においては、制度が複雑であるため、各内科専攻医のデータベースの作成などを総合臨床教育・研修センターにおいて支援した。

・令和元年度から、専門医制度の運用の開始2年目を迎え、内科においては、内科基幹病院プログラムが定める他機関での専門医研修がスタートした。外部機関から本院での研修を行う専門医の受け入れ窓口となり、適正な制度運営を支援している。

■ **臨床研究中核病院**

・平成29年3月8日付で医療法上の臨床研究中核病院に承認された。なお、承認審査の過程で厚生労働省からの指摘も踏まえ、特定臨床研究実施管理委員会の定期開催化、倫理審査体制、利益相反体制及び監査体制の整

備など特定臨床研究の管理体制を強化した。さらに、過去の不適正事案の再発防止策の実施、患者相談窓口の改善を行った。

・平成29年度には、臨床研究中核病院としての役割である国際水準の臨床研究等の中心的役割を担うために高度な専門的知識を有する人材（スタディマネージャー、データマネージャー、モニター、統計解析担当者等）を増員し臨床研究支援体制の拡充を図るとともに、品質管理機能の強化を目的として研究データの一元管理システムを構築した。また、FIH（First in human）試験実施に向けた独創的な先端医療技術の評価・育成体制を強化し、支援決定プロセスを効率化した。さらに臨床研究法の施行にあたり認定臨床研究審査委員会の承認を取得した。

・平成30年度には、臨床研究を支援する組織である臨床研究総合センターを発展的に改組した。従前の技術移転・国際連携部のあり方を見直し、医療技術開発戦略立案機能及び開発シーズ選定・評価機能を強化するために医療開発戦略室を設置するとともに、開発シーズの国際開発実施機能強化を目的とした国際開発室を設置した。さらに臨床研究中核病院事業支援及び臨床研究法対応のための院内体制整備・実践支援を行う特定臨床研究管理室を設置した。また、特定臨床研究の品質管理機能の強化策として、臨床研究総合センターがISO27001（情報セキュリティ）の認証を取得するとともに、本院で実施する特定臨床研究に対する病院長ガバナンス及び品質管理の向上を目的として、臨床研究総合センターのモニタリング部門が主導してモニタリング担当者の養成プログラムを構築した。

・令和元（平成31）年度には、病院組織全体としての真に強固な臨床研究ガバナンスを実現するため、臨床研究に関与する関係部門が共用可能な臨床研究一元管理システムの開発を行った。これにより、臨床研究の有効かつ効率的な一元管理、被験者の保護・安全性確保に係る各関係部門の有機的な連携に資するツールとしての利用が可能になった。

また、臨床研究における不適合事案への取組みとして、以下の対応を行った。①診療科から病院長へ直接報告する流れに改めた。②特定臨床研究の同意書保管状況の確認調査を実施した。③ケースカンファレンスを開催し、研究者の意識改革を図った。④同意取得手続きの適正化を目的にCRC支援体制を導入することとした。⑤研究者からの相談に対応できるよう臨床研究相談窓口を設置した。

■ **橋渡し研究支援拠点**

平成28年度においては、橋渡し研究拠点として、シーズの発掘を積極的に行い、早期臨床応用へと導くとともに、海外へのシーズ展開を目指しつ

つ、創薬・新規医療開発のアカデミア拠点を強化した。

平成29年度においては、橋渡し研究支援拠点の整備を行い、医薬品、医療機器、再生医療技術など多種多様なシーズを基礎研究段階から臨床応用までを支援し、医師主導治験の開始12件、薬事承認取得3件、ライセンスアウト10件と当初の目標（医師主導治験の開始9件、薬事承認取得1件、ライセンスアウト3件）を上回る成果が得られた。

平成30年度においては、橋渡し研究支援拠点の基盤整備として、医薬品や医療機器の非臨床段階の研究支援にかかる試験物概要書の書式（様式）作成や、非臨床や製造の効率的支援のための外部委託先リストを作成した。また、拠点の自立化に向け10件以上の医師主導治験や臨床研究の準備及び実施による支援経費収入が目標の2,000万円を超えた。パイプラインと臨床開発・評価としては、5件の医師主導治験の治験計画届出を行い、更に4件の製造販売承認取得となった。

令和元（平成31）年度においては、橋渡し研究支援拠点の基盤整備として、医歯薬学部以外の他領域の研究者のシーズ発掘・育成を目的とする「異分野融合型研究開発推進支援事業」や、医療機器開発の企業と研究者の連携を促進する「次世代医療機器連携拠点整備事業」に採択され、研究者・企業への教育機会提供や革新的なシーズ発掘・育成を実施した。また、拠点の自立化に向け合計15の医師主導治験や臨床研究の準備及び実施を行い、支援経費収入が目標の6,000万円を超えた。パイプラインと臨床開発・評価としては、2件の医師主導治験の治験計画届出を行い、更に6件のライセンスアウトとなった。

■先制医療・生活習慣病研究センター

株式会社ハイメディックより、生活習慣病予防研究の拠点となるハイメディック棟（先制医療・生活習慣病研究センター）の寄附を受け、京都大学と医療法人社団ミッドタウンクリニックと共同研究契約（健常人を対象とした生活習慣病予防のための早期診断研究プロジェクト）を締結したほか、ハイメディック京大病院の開院による検診事業を開始した（平成28年6月）。

平成28年度から、同センターにおいて、健常人や疾病発症早期の臨床データなどを取得開始し、最大のべ1万人規模の臨床データのデータベース作成に着手した。平成29年度以降も、受診者数を増やしながら、血液・尿検査、画像診断、上部消化管内視鏡検査などを実施し、データの集積を進めた。平成29年度からは内視鏡検査に必要であれば生検を加えるなど、改良を加えつつ、検診業務の精度向上に努めた。

○教育の質を向上するための取組状況

①総合的・全人的教育に関する教育研修プログラムの整備・実施状況

■教育研修プログラムの整備・実施状況

（医師、歯科医師）

- ・初期研修医マッチング実績は毎年度フルマッチ（100%）であった。

【研修協力施設が連携した病院群による医師臨床研修プログラム】

Aプログラム（1年目2年目共に本院で研修）

Bプログラム（1年目を本院、2年目を協力病院で研修）

Cプログラム（1年目を協力病院、2年目を本院で研修）

【医師不足、偏在の問題に対応するためのプログラム】

産婦人科重点プログラム

小児科重点プログラム

【将来希望する診療科を1年目に重点的に研修できるプログラム】

特別プログラム

- ・平成29年度に、総合臨床教育・研修センター教員2名が全研修医との個別面談を行い、研修の進捗やメンタルヘルスに問題を抱える研修医については、必要に応じて追加の個別面談を随時行うなど、メンタルヘルスへの対応を強化した。
- ・平成30年度は、全研修医に個別事前アンケートを実施し、その結果をもとに、研修センター教員2名が全研修医との個別面談を行った。平成29年度に引き続き、研修の進捗やメンタルヘルスに問題を抱える研修医については、必要に応じてフォローの面談を随時行うなど、メンタルヘルスへ支援体制を強化した。
- ・卒後臨床研修プログラム（初期臨床研修医）は厚生労働省近畿厚生局の管轄下にあり、これまでの内容を踏襲しているが、より質の高い卒後臨床研修プログラムを実施するため、平成22年度から「夜間休日救急外来研修」を導入している。平成29年度からは初期診療・救急科の履修を充実させるため、従来の1ヶ月の履修から2ヶ月に延長して、近年、拡大する救急事例の対応に備え、教育研修を充実させた。
- ・平成30年度から実施されている新専門医制度の動向も踏まえ、研修医の将来のキャリアパスに関しては、各自の進路に応じたローテーションの調整などにも弾力的に対応した。
- ・研修センター教員2名もしくは教員と事務が、情報共有と研修の課題の有無を評価するため、卒後臨床研修の協力病院を順次訪問し、各病院の病院長、研修責任者、研修医等との意見交換を行い、臨床研修の質の向上に努めている。

【歯科医師に必要な基本的診療能力を習得させるためのプログラム】

管理型プログラム
単独型プログラム

■講習会等の実施状況

- ・シミュレーション教育については、平成28年度から診療科毎にシナリオを作成することにより、各診療科のニーズに合致したトレーニング等を提供している。
- ・Virtual Simulation（仮想現実を利用したシミュレーション学習）に係る新たな試みとして、学習者が患者の症状を体験することにより、患者の立場から何が求められているのかを考察していこうという発想による、認知症看護を学ぶためのVR（virtual reality）教材を、本院、他大学および企業との協力のもと開発し、平成31年に看護職を対象として研修会を実施した。
- ・平成30年度は多職種間連携による教育支援の一環として、チームSTEPPS（ヒューマンエラー防止策 SBARを中心とした医療安全のコミュニケーションツール）講習を新研修医のオリエンテーション実習時に導入した。令和元（平成31）年度は4月に実施し111名が受講した。
- ・平成28年度に、総合臨床教育・研修センターにおいて、院内感染対策への取り組みも含め、研修センターが感染制御部と連携して抗菌薬セミナーを年3回開催した。研修医や薬剤師など50名程度の参加を得ており、平成29年度からは医学部附属病院所属の教職員に年に2回の受講義務がある感染対策に関する院内講習の一回分に認定することでその価値を向上させた。

■新専門医制度

- ・専門医制度について、新制度の基本領域内科で必須となるJMECC（内科救急・ICLS講習会）を平成29年に総合臨床教育・研修センターにおいて開催し、専門医研修プログラムの整備に努めた。
- ・平成29年度に新専門医制度と地域医療に関する協議を行うため、京都府地域医療支援センター運営会議が発足したところから、京大病院から3名の教員を委員として派遣し、積極的な議論を行った。令和元（平成31）年度には、京都府医師確保計画の策定に係る、京都府医療対策協議会の医師確保ワーキングに京大病院から1名の教員を委員として派遣し、医師の地域偏在や京都府北部への適正配置と現行の専門医制度の課題について議論・検討した。

■クラウド環境を利用した新たな教育環境の整備

- ・人間性豊かな医療人育成のため、e-learning教材等のコンテンツを手持ちのPC等から作成・編集できるクラウドコンピューティングサービスである「メディアデポ」を導入した（平成27年度）。また、平成29年度からは、主に看護職の技能向上と人材育成の能力の習得のため、院外からも受講可能な講義の配信を開始した。平成30年度末までに48コンテンツを運用し研修に役立てている。令和元（平成31）年度には、48のコンテンツについて見直しを行い、内容的に古いものは刷新した。また、スマートフォンを用いた利用にも対応するためQRコードを作成し配信した。

■シミュレーションセンター事業

- ・総合臨床教育・研修センターHP内のシミュレーションのホームページを平成29年に更新し、オンラインで病棟などへの機器の貸出予約ができるように改善する他、シミュレーションセンターの助教（専従教員）のもとに教務補佐（時間雇用）、ならびにシミュレーションスペシャリスト（派遣職員）を配置し、利用しやすい環境作りに努めた。
- ・研修センター・シミュレーションセンターが平成27年度に北病棟地下1階への移転以降、利用しやすい環境作りに向けてシミュレータの管理運営に取り組んでいる。平成29年度のシミュレーション機器の貸出件数は407件、約1万5千人の研修センターの利用が得られた。平成30年度の貸出件数は546件、約2万人の研修センターの利用が得られた。令和元（平成31）年度には貸出件数670件、研修センターについては延べ約2万5千人以上の利用が得られた。
- ・平成28年度よりシミュレーション教育におけるOJTコースも開始し、実践者の育成に力を注いでいる。
- ・指導者・ファシリテーターなどの人材育成を目的とした育成コースに関し、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、同コースの受講者に対し、必要な知識・技能を効率的に習得させた。

②診療参加型臨床実習や多職種連携教育への取組状況

- ・医学部医学科6回生について、イレクティブ実習（内科・外科系以外の専門診療科での実習及び学生が自身で実習先を選択する実習）を実施した。また、同5回生については、前半期としてコア診療科（内科・外科、総合診

- 療、産婦人科、精神科、小児科)の臨床実習を実施し、後半期として内科・外科系以外の専門診療科での実習及びイレクティブ実習を実施した。
- 多職種連携教育に関しては、医学部での早期体験実習などを初期に取り入れ、その後の医療安全学の講義につなげている。また卒後2年目看護職研修や初期研修医のオリエンテーションでTeam STEPPS (Team Strategies and Tools to Enhance Performance and Patient Safety: 医療のパフォーマンスと患者安全を高めるためにチームで取り組む方法)を取り入れたグループ学習を実施し、安全な医療の提供に必要な多職種連携教育を推進している。
 - 医学部3、4年次で「診断治療学入門」および「医療面接」を学習するとともに、臨床実習の開始にあたる4年次の1月から3月にかけては、臨床実習入門コースとして小グループ制の技能トレーニングの期間とした。臨床実習入門コースは、総合臨床教育・研修センターにて心音聴取などの基本的診察技能から、心肺蘇生、縫合などの基本手技に至るまでを統合的に習得するものである。これに関連して、必要な教育資源として心音聴診シミュレータ、肺音聴診シミュレータを平成28年度に刷新した。
 - 研修センターは平成29年度の研修医オリエンテーションにおいて、医療安全教育として、全研修医および医療職を対象に「チームSTEPPS研修」を開催した。また、同年度にチームSTEPPS近畿と連携のうえ、シミュレーションセンターにて院内外の医療職及び医療系事務職を対象にした医療安全トレーニングを実施した。

③指導教員への教育研修プログラムの整備・実施状況

- 医師については、「プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会」として医師臨床研修指導医講習会を年2回実施しており、令和元年度末時点(開催累計31回)での修了者は、1,107名である。指導医認定を受けた医師を院内各診療科に配置しており、当該指導医が研修医、臨床実習の学生指導にあたりしている。
- 「Kyoto University Retreat on Medical Education (KUROME)」を実施し、全教授が出席の上、医学部におけるカリキュラム・臨床実習等医学教育全般について集中的に討論し、検討を行っている。(2019年度は12月28日(土)に実施、参加者数70名)

○研究の質を向上するための取組状況

①臨床研究に関する各種法令等を遵守するために必要な組織体制(倫理審査委員会等)の整備状況

■倫理支援体制の強化

平成28年4月1日付けで医学部附属病院に倫理支援部を設置した。同部に専任の教職員13名を配置することで、「医の倫理委員会」「特定認定再生医療等委員会」の審査業務支援、倫理的問題の教育研修、研究及び診療を実施する際の倫理的支援体制を強化した。平成28年度における審査件数は以下のとおりである。

- 平成28年度 「医の倫理委員会」における審査件数：1,332件
「特定認定再生医療等委員会」における審査件数：8件

平成29年4月1日付けで倫理支援部の運営に係る事務を担当する部署として、医学部附属病院事務部の経営管理課に倫理支援・利益相反掛を設置した。平成28年度に発足した倫理支援部との連携を図り、厚生労働省の「人を対象とする医学系研究の倫理指針」への対応や臨床研究法施行に伴う手続き等を行う体制を強化した。平成29年度における審査件数は以下のとおりである。

- 平成29年度 「医の倫理委員会」における審査件数：1,195件
「特定認定再生医療等委員会」における審査件数：8件

平成30年度より施行された「臨床研究法」に基づき厚生労働省から認定された京都大学臨床研究審査委員会において、特定臨床研究と位置づけられる臨床研究の審査を行うこととなったことから、この事務を担う倫理支援部及び倫理支援・利益相反掛が連携を強化し審査事務に必要な体制を構築した。平成30年度における審査件数は以下のとおりである。

- 平成30年度 「医の倫理委員会」における審査件数：1,331件
「特定認定再生医療等委員会」における審査件数：3件
「臨床研究審査委員会」における審査件数：246件

令和元(平成31)年度には、臨床研究実施時の申請・審査を行う「倫理審査申請システム」の機能を拡充し、倫理審査体制の強化を図った。これまで同様に倫理審査に係る機能整備・拡充に加えて、研究の管理業務を認証する関連部局がシステムにより研究を一元管理するための改修を行い、これに伴いシステム名称も「倫理審査申請システム」から「臨床研究等総合管理システム」に改修している。令和元年度における審査件数は以下のとおりである。

- ・令和元（平成31）年度「医の倫理委員会」における審査件数：1,299件
「特定認定再生医療等委員会」における審査件数：11件
「臨床研究審査委員会」における審査件数：194件

■利益相反管理体制の整備

- ・利益相反審査体制の強化を図るため、平成28年7月に臨床研究に係る利益相反審査基準を見直したうえ、平成28年10月には「医学部附属病院利益相反予備審査委員会」から全学委員会の「臨床研究利益相反審査委員会」へ審査体制を移行し、臨床研究の透明性・公平性を担保する体制を構築した。
- ・利益相反審査体制の強化を図るため、平成29年4月に医学部附属病院事務部の経営管理課に倫理支援・利益相反掛を設置し、「臨床研究利益相反審査委員会」に係る事務業務を強化した。また、研究推進部利益相反マネジメント室が導入している利益相反管理システムの運用について、連絡を密にし、協力する体制を推進した。
- ・平成30年度には、「臨床研究法」における利益相反管理について厚生労働省からの通知に基づき、これまで本学「臨床研究利益相反審査委員会」において審査の基準としていた本学の判断基準を倫理支援・利益相反掛、利益相反マネジメント室及び特定臨床研究管理室と検討を行い見直した。その結果、厚労省管理基準と本学基準の整合性を図り、新たな利益相反審査【臨床研究】に係る判断基準として同委員会で承認され、新基準で審査することとなった。
- ・令和元（平成31）年度には、これまでの紙媒体での提出となっていた利益相反申告について、システムを導入しWEB申告による申請に変更することにより研究者の利便性を図り、導入に伴う説明会を開催し、7月より本格稼働させた。

②高度先端医療の研究・開発に関する取組状況

■医師主導治験

医師主導治験について、各年度において以下のとおり実施した。

【平成28年度 新規：4件】

- ・「キナーゼを標的とした抗ウイルス薬の開発」
- ・「独自開発の増殖制御型ウイルス医薬の難治癌への医師主導治験」
- ・「Triple negative 乳癌における、エリブリンメシル酸塩を用いた術前化学療法多施設共同無作為化第Ⅱ相臨床試験」
- ・「VCP ATPase阻害剤を用いた眼難治疾患に対する治療法開発」

【平成29年度 新規：4件】

- ・「下腿難治性皮膚潰瘍を対象としたシルクエラスチンスポンジ（P47K-WAS）貼付による安全性評価に関する探索的臨床試験」
- ・「ヒトパピローマウイルス性疣贅に対するFIT039貼付剤反復貼付による安全性及び有効性を検討する第I/II相試験」
- ・「進行性骨化性線維異形成症に対するNPC-12Tの多施設共同無作為化二重盲検比較試験及び多施設共同非盲検継続投与試験」
- ・「人工気管による気管再建に関する多施設共同試験」

【平成30年度 新規：4件】

- ・「パーキンソン病に対するヒトiPS細胞由来ドパミン神経前駆細胞の細胞移植による安全性及び有効性を検討する臨床試験」
- ・「子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）治療薬に関する研究開発」
- ・「網膜色素変性に対するBranched chain amino acidsを用いた新規神経保護治療法開発」
- ・「ボスチニブの筋萎縮性側索硬化症に対する安全性・有効性を調べるための第Ⅰ相/第Ⅱa相臨床試験」

【令和元年度 新規：2件】

- ・「バイオ3Dプリンタにより作製した三次元神経導管（Bio 3D Conduit）を用いた革新的末梢神経再生法の臨床開発」
- ・「非切除腫瘍を対象とした腫瘍溶解性ウイルスの腫瘍内局所投与療法の有効性と安全性に関する医師主導治験」

■先進医療

先進医療について、各年度において以下のとおり実施した。

【平成28年度 新規：4件】

- ・先進医療A「腹腔鏡下広汎子宮全摘術」
- ・先進医療B「子宮頸癌患者を対象としたda Vinciサージカルシステム（DVSS）によるロボット支援広汎子宮全摘術」
- ・先進医療B「テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）」
- ・先進医療B「内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術」

【平成29年度 新規：2件】

- ・先進医療A「腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術」
- ・先進医療B「全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療に

おけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法」

【平成30年度 新規：3件】

- ・先進医療A「MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法」
- ・先進医療B「マルチプレックス遺伝子パネル検査」
- ・先進医療B「FOLFIRINOX療法」

■革新的医療機器

革新的医療機器について、平成28年度においては以下の19件（うち新規9件）実施した。

【平成28年度 新規：9件】

- ・「画像診断支援技術の実用化に関する研究」
- ・「革新的研究開発推進プログラム(ImPACT) 価値実証プロジェクト」
- ・「革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)可視化計測技術の開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞由来軟骨を用いた再生治療方法の開発」
- ・「医療情報・臨床ゲノム情報解析プロジェクト」
- ・「DEPArrayを使用した乳癌単細胞解析研究プロジェクト」
- ・「iPS細胞を用いた再生医療およびiPS細胞関連技術普及に向けた、iPS細胞培養関連機器等の開発」
- ・「人工関節登録調査」
- ・「人工知能・深層学習応用型先端早期分子診断・治療融合技術開発プロジェクト」

【平成28年度 継続：10件】

- ・「最先端放射線治療技術開発プロジェクト」
- ・「無血清凝集浮遊培養法の自動培養システムの開発補助につながる医療研究」
- ・「がん診断・治療ナビゲーションシステムの研究開発」
- ・「泌尿器科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「乳腺外科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「運動器再建デバイスの開発」
- ・「嚥下モニター・電気刺激プロジェクト」
- ・「バイオ三次元被包及び三次元組織開発」
- ・「iPS細胞技術を基盤とする血小板製剤の生産システムの開発と臨床試験」

- ・「RFIDがん標識プロジェクト」

平成29年度においては以下の20件の研究プロジェクト（終了5件に対し新規6件）において革新的医療機器の開発を推進した。

【平成29年度 新規：6件】

- ・「iPS細胞からの自動培養・分化システムの開発補助につながる医療研究」
- ・「京都大学・島津グループ 乳腺外科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「京都大学・島津グループ 泌尿器科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「医療産業界に特化した臨床研究教育開発プロジェクト」
- ・「ティッシュリサーチ（バイオバンク機器研究開発）プロジェクト」
- ・「呼吸不全先進医療講座 研究プロジェクト」

【平成29年度 継続：14件】

- ・「画像診断支援技術の実用化に関する研究」
- ・「ImPACT 価値実証プロジェクト」
- ・「ImPACT 可視化計測技術の開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞由来軟骨を用いた再生治療方法の開発」
- ・「医療情報・臨床ゲノム情報解析プロジェクト」
- ・「人工知能・深層学習応用型先端早期分子診断・治療融合 技術開発プロジェクト」
- ・「DEPArrayを使用した乳癌単細胞解析研究プロジェクト」
- ・「運動器再建デバイス開発プロジェクト」
- ・「嚥下モニタリングシステム・嚥下治療器」
- ・「バイオ三次元被包・組織開発プロジェクト」
- ・「iPS-血小板生産システム開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞ストック培養関連機器開発プロジェクト」
- ・「人工関節登録調査」
- ・「RFIDがん標識プロジェクト」

平成30年度においては以下の21件の研究プロジェクト（終了2件に対し新規2件）において革新的医療機器等の開発を推進した。

【平成30年度 新規：2件】

- ・「肺内循環デバイス開発プロジェクト」

- ・「視機能評価プログラム医療機器開発プロジェクト」

【平成30年度 継続：19件】

- ・「ワンストップクリニカルバイオリソース事業プロジェクト」
- ・「細胞培養開発補助プロジェクト」
- ・「画像診断支援技術の実利用化に関する研究」
- ・「呼吸不全先進医療講座 研究プロジェクト」
- ・「医療情報・臨床ゲノム情報解析プロジェクト」
- ・「ImPACT 価値実証プロジェクト」
- ・「ImPACT 可視化計測技術の開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞由来軟骨を用いた再生治療方法の開発」
- ・「人工知能・深層学習応用型先端早期分子診断・治療融合 技術開発プロジェクト」
- ・「DEPArrayを使用した乳癌単細胞解析研究プロジェクト」12月終了
- ・「乳腺外科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「泌尿器科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト」
- ・「運動器再建デバイス開発プロジェクト」
- ・「バイオ三次元被包・組織開発プロジェクト」
- ・「iPS-血小板生産システム開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞ストック培養関連機器開発プロジェクト」
- ・「人工関節登録調査」
- ・「RFIDがん標識プロジェクト」
- ・「医療産業界に特化した臨床研究教育開発プロジェクト」

令和元（平成31）年度においては、以下の25件の研究プロジェクト（終了7件に対し新規12件、継続13件）において革新的医療機器等の開発を推進した。

【令和元年度 新規12件】

- ・「超高精細CT装置の臨床有用性検証及び臨床解析ソフトウェア開発」
- ・「新しい光超音波機器先端医療開発プロジェクト」
- ・「内視鏡外科手術のデータベース構築に資する横断的基盤整備」
- ・「健常人を対象とした生活習慣病予防のための早期診断研究プロジェクト」
- ・「大規模データを活用した次世代型ヘルスシステム開発」
- ・「光・超音波統合次世代医用生体イメージング技術開発」
- ・「目的特価化文献知識ベース化プロジェクト」
- ・「新規分子解析技術開発プロジェクト」
- ・「ePRO/EMR 情報利活用プロジェクト」

- ・「京都大学・島津グループがん免疫法に関するバイオマーカーの開発」
- ・「呼吸器疾患病態解析・医療機器開発研究」
- ・「ヘルスケア活用人材育成プロジェクト」

【令和元年度 継続13件】

- ・「ワンストップクリニカルバイオリソース事業プロジェクト」
- ・「細胞培養開発補助プロジェクト」
- ・「呼吸不全先進医療講座研究プロジェクト」
- ・「医療情報・臨床ゲノム情報解析プロジェクト」
- ・「iPS細胞由来軟骨を用いた再生治療方法の開発」
- ・「肺内循環デバイス開発プロジェクト」
- ・「運動器再建デバイス開発プロジェクト」
- ・「視機能評価プログラム医療機器開発プロジェクト」
- ・「バイオ三次元被包・組織開発プロジェクト」
- ・「iPS血小板生産システム開発プロジェクト」
- ・「iPS細胞ストック培養関連機器開発プロジェクト」
- ・「人工関節登録調査」
- ・「医療産業界に特化した臨床研究教育開発プロジェクト」

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組

○医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）

■診療体制・臨床支援業務の充実

1) 特定病院助教

高度な医療の提供に資するため、平成18年4月に導入した特定病院助教制度については、繁忙な診療科への配置見直し、新設された診療科への新規配分等、適切な配置に努めた。なお、平成28年度以降の増員状況は以下のとおりである。

平成28年度	2名増員
平成29年度	2名増員
平成30年度	5名増員
令和元年度	2名増員

2) 看護師

・看護師の勤務管理について、従来勤務時間の管理を一部紙媒体で行っていたが、平成28年11月より新看護管理システムでのWebによる一元管理に移行した。これにより、紙媒体で処理することになっていた出勤簿

や休暇簿、超勤命令簿等の事務処理が電子化され、事務手続きに係る負担が大きく軽減された。さらに、より適正かつ迅速な勤務時間管理を行うことが可能となり、勤務時間管理に係る労力を軽減することができたことから、労働環境が向上し、ひいては看護の質向上につながった。

- ・平成28年度に、Ⅱ期病棟の開院に向けて、学内措置として、病院収入で雇用する看護師・助産師の定員ポストの増員（最大160名）が可能となったことから、平成29年度から令和2年度までの間、計画的に増員・育成を行うことで高度な技術と経験を有するスタッフが、継続して勤務しやすい環境を整備した。さらに、令和元年12月からの中病棟開院に向け、平成29年度から増員が認められた定員ポストも活用し、令和元年度を通じて200名のスタッフを採用した。これにより、急性期医療体制の拡充に向けた環境の整備を行った。

3) 医療スタッフ

- ・平成28年度、医療従事者の確保を目的に医療スタッフの処遇見直しを行うとともに、Ⅱ期病棟の開院に向けて、学内措置として、病院収入で雇用する医療スタッフの増員（最大40名）が可能となっことから、計画的に増員・育成を行うことで、高度な技術と経験を有するスタッフが、継続して勤務しやすい環境を整備することが可能となった。なお、平成28年度以降における増員状況は以下のとおりである。

平成28年度	特定薬剤師3名、特定臨床検査技師1名、特定臨床工学技士2名、特定栄養士1名、特定理学療法士2名、特定作業療法士1名
平成29年度	特定薬剤師1名、特定臨床検査技師4名、特定栄養士2名
平成30年度	特定言語聴覚士2名、特定作業療法士1名、特定理学療法士2名、特定診療放射線技師1名
令和元年度	医療スタッフ14名を定員化 特定臨床工学技士2名 医療スタッフ5名を定員化

4) 医員等

- ・医療の高度化や診療の高密度化等に対応するため、平成22年度に253名としていた医員の定数を平成28年度273名とし、診療体制の一層の充実を図

った。

- ・平成25年度より診療体制の充実を図るため、診療に従事する本学の大学院生を全て医師として雇用することとし、平成30年度405名を雇用した。
- ・平成27年度に策定した、出産、育児、介護等の理由により勤務時間の制約がある医師の短時間勤務を支援する「キャリア支援診療医」の制度に基づき、平成30年度19名を採用した。
- ・新専門医制度開始にあたり、医員の定数を平成29年度274名から平成30年度288名と増員し、専攻医の獲得を図った。

■移植医療体制の整備

臓器提供実施マニュアル及び臓器提供に関する連絡体制を整備した。また、院内臓器提供コーディネーターを平成28年度3名増員し、移植医療体制を強化した。

■母体胎児集中治療室（MFICU）の開設

平成28年6月、母体胎児集中治療室（MFICU）を開設し、専属の産科医師と助産師等が診療にあたり、必要に応じて他診療科とも緊密に連携し、高度な周産期医療を提供する体制を確立した。

■心理療法外来の開設

これまで臨床心理室において、入院患者の心理支援を行ってきたが、退院後も継続的に関わることで患者および患者家族の心の安定に繋げるため、外来での心理支援体制の整備を行った（平成29年度）。

■がんゲノム医療部の設置

がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する中核拠点病院の指定を厚生労働省から受けるため、がんゲノム医療を統括する部門としてがんセンター内に「がんゲノム医療部」を設置し、がんゲノム医療を適切に提供する体制の整備を行った。

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

■医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備

- ・平成27年から施行された医療法の趣旨に則り、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」に対して、医療安全管理委員会にて事例のレベルを決定し、外部委員を招いた医療事故調査委員会を開催するとともに、当該事例の経過について、適宜、

医療安全調査機構に報告を行っている。また、当委員会で議論された内容を踏まえ医療事故調査報告書を作成し、再発防止策を各事例について策定しており、改正医療法に対応した医療事故防止体制を整えた。

- ・医療安全管理室において、専従室員（医師、看護師、薬剤師）がインシデントレポートに代表されるサーベイランス活動を通じ、院内の医療現場での医療事故防止と院内教育、事故発生時の初動対応・調査・分析等について中心的な役割を担い、各部門のリスクマネージャーと連携しながら病院内の患者安全の確保に努めた。
 - ・医療安全管理室の体制強化を図るため、平成30年に医療安全管理室に専従医師1名を増員した。
 - ・平成29年に、医療安全管理部に教授職を新設し、医療安全の管理および教育研究体制を整備した。
 - ・全職員へ医療安全教育として医療安全管理に関する研修会・講習会を行ったほか、講習会等を録画したDVD貸出やDVD上映会、院内動画配信による医療安全教育の機会の提供に努めた。各年度における医療安全管理に関する研修会・講習会の開催状況は以下のとおりであった。

平成28年度	(26回開催)	のべ参加人数	4,247名
平成29年度	(32回開催)	のべ参加人数	4,192名
平成30年度	(23回開催)	のべ参加人数	3,043名
令和元年度	(25回開催)	のべ参加人数	3,152名
 - ・平成28年5月、特定機能病院承認要件に関する医療法施行規則改正に基づき、入院患者及び外来患者の死亡症例について、医学部附属病院の管理者である病院長へ全例を報告する体制を構築した（ただし、外来患者については当院に死亡の連絡があった場合に限る）。
 - ・医師が画像診断報告書を確認しなかったことにより、患者に検査結果を伝えず、治療が遅れる事例が発生していることを受け、医療安全管理室において、画像診断報告書の未読状況を把握し、未読をオーダー医や診療科リスクマネージャーに通知する運用を開始した。
- また、①画像検査（CT、MRI、RI検査）の結果説明は、原則、検査日以降（2日後以降）に行うこと、②画像検査の結果説明は、担当医から必ず説明をうけることの2点を病院としての方針として打ち出し、患者に周知を行っている。

■医療安全に関する規程等の整備・運用状況

- ・医療安全管理マニュアルを全職員がすぐに確認できるよう、医療安全管理室HPを更新したほか、KING（総合医療情報システム）端末ポータルサイト上に掲載を行っている。

各マニュアルは適宜検証し、必要に応じて院内関係者を委員としたワーキンググループを組織し、整備を行った。各年度における各マニュアルの整備状況は以下のとおりである。

- 平成28年度 新規策定：1件、改訂：21件
- 平成29年度 改訂：29件
- 平成30年度 改訂：36件
- 令和元年度 改訂：31件

■災害対策マニュアルに関する規程等の整備・運用状況

災害発生時のトリアージ本部、各トリアージエリアの業務及び役割を明確化するため、災害対策マニュアルの一部改正を行い、第2版として発行した（平成28年8月）。

■災害対策訓練の実施

- ・平成28年度に、災害対策マニュアルに従った初動体制構築の再確認を行うため、トリアージエリア設置訓練及び災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。
- ・平成29年2月2日に実施した京都府国民保護共同実動訓練においては、DMAT（Disaster Medical Assistance Team）隊員5名の派遣に加え、ヘリ搬送や救急車搬送による被災者（化学剤曝露者）受入訓練及び医療救護訓練等を行い、大規模災害発生時の受入体制の再確認及び関係機関との連携強化を図った。
- ・平成29年7月29日に実施された平成29年度大規模地震時医療活動訓練（政府総合防災訓練）にDMAT隊員4名を派遣し、三重県、大阪府、兵庫県及び和歌山県を被災地と想定した南海トラフ地震発生にかかる図上・実動訓練を実施した。
- ・本院における災害発生時の初動対応の再確認及び多数傷病者受入に必要な知識・技能の維持・向上を図るため、平成29年度、平成30年度及び令和元（平成31）年度に災害対策訓練を実施した。なお、令和元（平成31）年度の災害対策訓練では、訓練シナリオを廃し、各自がBCPに基づき行動する、更に実災害の状況に近い訓練とした。また、平成30年度には、BCP（事業継続計画）に基づき、本院の医師、看護師、医療スタッフ等を対象に、災害対応能力の向上を目的とする登院可否確認メール訓練をあわせて実施した。
- ・平成31年2月3日には平成30年度近畿地方DMATブロック訓練に参加した。本院DMATチームを含む84名の職員と他府県から本院に派遣された4つのDMATチーム及び35名の模擬患者（ボランティア）の協力のもと、傷病者の受入や

転送など実災害に沿った訓練を行った。

■BCP（京都大学医学部附属病院事業継続計画）の策定

平成30年4月に策定したBCP（第1版）について、災害拠点病院として真に実効性のあるBCPとするために、本院に平成30年5月に「事業継続計画（BCP）検討ワーキンググループコア会議」を設置した。コア会議ではレベル3災害（京都市内で震度6弱の大型地震が発生し、本院には深刻な被害がない）に対する様々な対応について検討を行い、平成31年3月にBCPの改定を行った。さらに、令和元（平成31）年度には、コア会議において、ライフラインに被害が及んだことを想定した際の様々な被害状況及びその対応について検討を実施し、対応方針をBCPに組み込むこととした。

○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

院内サービスの向上を図るため、アンケート調査（患者満足度調査）を毎年1回実施した。調査結果をとりまとめた後、患者サービス推進委員会に報告し、改善すべき課題について検討を行った。検討結果を踏まえた取組のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・受付番号札をとるための患者の駆け込み入場による転倒や患者間トラブルの防止のため、外来棟1階開放前である7時30分に受付番号札を配布することとした（平成28年12月）。
- ・患者駐車場の入庫待ち時間の解消を図るため、外来患者駐車場の有料化を実施した（平成29年9月）ほか、来院時の利便性向上と公共交通機関の利用促進のため、京都駅からの直通バスの運行を開始した（平成30年3月）。
- ・患者からの要望が高かった面会時間の延長について、14時から19時までを14時から20時までとし、1時間延長することとした（平成31年1月）。
- ・院内のWi-Fi環境を改善するため、京大病院基金を活用し、病棟における無線LANの無料化とアクセスポイント増設工事を実施した（令和2年3月）。

○がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

■小児がん拠点病院

- ・厚生労働省より指定を受けた小児がん拠点病院について、小児がんにおける質の高い医療及び支援を提供する地域の中心施設として、活動している。

指定期間：平成25年2月8日～平成29年2月7日

指定期間：平成29年2月8日～平成31年3月31日（指定更新）

指定期間：平成31年4月1日～令和5年3月31日（指定更新）

- ・平成28年度、平成29年度及び令和元（平成31）年度に、小児がん拠点病院として、京都府と共催し、小児がん医療の質の向上および地域の小児がん支援に関わる関係機関とのさらなる連携促進のため、公開シンポジウムを開催した。

■がん診療連携拠点病院

- ・平成28年度に、がんチーム医療の実践教育のため、全国の施設から医師・薬剤師・看護師をひとつのチームとして受け入れ、最新のトピックに対応したチーム医療研修を年6回実施（医療機関19施設が参加）し、全国におけるがん医療水準の充実を図った。また、平成28年度から平成31年度には、京都府のがん対策事業「生命のがん教育」や「かかりつけ医がん対応力向上研修」に、当院医師を講師として派遣し、府内小中高生へのがん教育や地域の医師との連携推進に取り組んだ。
- ・がん登録事業として、平成28年度に症例3,436件、平成29年度に症例3,377件、平成30年度に症例3,405件、平成31年度に症例3,602件を国立がん研究センターへ提出した。
- ・厚生労働省より指定を受けた都道府県がん拠点病院について、質の高いがん医療を提供する地域の中心施設として活動している。
指定期間：平成27年4月1日～平成31年3月31日（指定更新）
指定期間：平成31年4月1日～令和5年3月31日（指定更新）

■がんゲノム医療中核拠点病院

- ・厚生労働省より指定を受けたがんゲノム医療中核拠点病院について、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として活動している。
指定期間：平成30年4月1日～令和2年3月31日
指定期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日（指定更新）
- ・平成30年4月からがんゲノム医療連携病院20施設と連携し、週1回の合同症例検討会を実施することで、がんゲノム医療の普及を推進した。連携病院数は平成30年10月には24施設、平成31年4月には28施設、令和2年1月には30施設に増加した。連携病院を対象にした説明会を平成29年度に1回、平成30年度に9回、令和元年度に10回開催し、連携病院の自立化をサポートしている。

■がん相談支援

がん相談支援センターにおいて、専門の看護師及びソーシャルワーカーを配

置き、がんの診断から治療、その後の療養生活等の多岐にわたる相談に取り組んだ。相談件数は以下のとおりである。

平成28年度 3,717件
 平成29年度 3,476件
 平成30年度 3,316件
 令和元（平成31年度） 2,842件

■がん緩和ケア

- ・がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的として、緩和ケア講習会を年4回開催した。
- ・エンド・オブ・ライフ・ケア（EOLケア）や緩和ケアを提供する看護師に必須とされる能力修得のため、ELNEC-Japan（ELNEC-J）コアカリキュラム指導者養成プログラムを年1回開催した。
- ・緩和ケアの質の向上を目的として下記の緩和ケア研修会を開催した。
 PEACE（医師） 年2回
 ELNEC（看護師） 年1回

■地域医療機関等との連携強化

本院における地域連携を活性化し、地域に根差した医療の提供を推進するため、平成27年度に発足した「地域連携推進実務ワーキンググループ」において、他の医療機関を訪問し、顔と顔が見える関係の構築を行うことで、地域連携の強化を図った。平成28年度以降の訪問実績は以下のとおりである。

平成28年度 15医療機関
 平成29年度 20医療機関
 平成30年度 20医療機関
 令和元年度 22医療機関

■原子力災害拠点病院の指定

- ・京都府における原子力災害時医療体制の充実・強化を図るため、平成28年12月1日付で京都府原子力災害拠点病院に指定された。同指定を受け、放射線被ばく、放射性物質による汚染事象が起きた際の医療施設での被災者の受入対応などについての知識と技能を習得するため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所が実施する「原子力災害中核人材研修」に、医師、看護師、診療放射線技師を派遣し、教職員の知識の向上を図った。

【各年度の派遣実績】

平成28年度（6月、10月、1月） 医師、看護師、診療放射線技師 計5名
 平成29年度（9月、11月、1月） 医師、看護師、診療放射線技師 計3名
 平成30年度（8月、9月、11月、12月） 医師、看護師、診療放射線技師 計3名

令和元年度（11月、12月） 看護師、診療放射線技師 計2名

- ・京都大学大学院医学研究科初期診療・救急医学主催、京都大学医学部附属病院共催で被ばく医療講演会を以下のとおり開催し、学内外の医療・防災関係者等に対して専門的知識の教授及び意識の向上を図った。
 平成28年度 計144名参加（9月、11月、1月開催）
 平成29年度 計226名参加（4月、7月、12月開催）
 平成30年度 計 83名参加（6月、1月開催）
- ・京都府原子力総合防災訓練に教職員を派遣し、患者受入に係る実動訓練を行うことで、放射性物質による汚染事象が起きた際の医療施設での被災者受入対応などについての知識と技能を習得した。

【各年度の派遣実績】

平成29年度（9月、11月、1月） 医師、看護師、診療放射線技師 計3名
 平成30年度（8月、9月、11月、12月） 医師、看護師、診療放射線技師 計3名
 令和元年度（11月、12月） 看護師、診療放射線技師 計2名

■熊本地震へのDMAT隊員の派遣

被災地及び被災者への支援を行うため、災害派遣医療チーム（DMAT）（平成28年4月16日～20日、5名）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）（平成28年5月6日～12日、3名）及び京都府救護班（平成28年5月7日～18日、第4班5名、第5班5名）を派遣した。

○医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況

第2期中期目標期間に引き続き、「医療従事者の業務負担軽減検討委員会」において、毎年医師及び看護師に係る負担軽減計画の策定と計画の達成状況の評価を行った。また、より効果的な実行を求めるため、策定した負担軽減計画については院内の諸会議及び院内掲示板において教職員等へ周知を行った。

なお、業務負担軽減の取組状況は以下のとおりである。

1) 医師の負担軽減

- ・医師及び医療技術者を増員した。平成28年度以降の増員状況は以下のとおりである。

平成28年度：医師13名、医療技術者10名

- 平成29年度：医師10名、医療技術者7名
 平成30年度：医師5名、医療技術者8名
 令和元年度：医師2名、医療技術者6名
- 平成28年度、病棟薬剤業務の実施体制の強化を図るため、心臓血管疾患集中治療部に専任薬剤師を配置した。
 - 抗がん剤投与の血管確保ができるIVナースレベルⅢCを新たに認定し、看護師において可能な業務範囲を拡大した。なお、平成28年度以降の認定状況は以下のとおりである。
 - 平成28年度：6名
 - 平成29年度：13名
 - 平成30年度：12名
 - 令和元年度：13名
 - 各年度において、看護師及び薬剤師による術前外来を、以下のとおり拡大した。
 - 平成28年度：肝胆膵・移植外科（胆のう摘出術）に拡大
 - 平成29年度：産科婦人科（良性疾患の手術）に拡大
 - 平成30年度：産科婦人科（子宮頸部レーザー蒸散術）に拡大
 医師事務作業補助者が、難病、身障手帳、介護保険、生命保険などの各種診断書の全ての項目について、全診療科の下書きを実施した。
 - 令和元年度：耳鼻咽喉科・頭頸部外科（頭頸部がん）に拡大
 - 平成28年10月より病棟担当薬剤師による入院持参薬に係る情報のオーダー入力支援業務を実施した。
 - 平成28年度から、入院中の一般指示と連携した病棟常備薬の処方発行機能の運用を開始し、処方入力に係る医師の業務負担を軽減した。
 - 平成28年度から、専門性の高い看護師の外来配置を拡大するため、積貞棟7階（消化器内科）と内視鏡部の看護師の一元化を開始した。
 - 平成29年度から、専門性の高い看護師の外来配置の拡大に伴い、新たに心臓血管外科外来とCCUの連携により、看護師による補助人工装置（VAD）の在宅管理が必要な患者の指導を開始した。
 - 包括的な入退院業務を実施するために、新たに患者総合サポートセンターを設置し、7診療科を対象に介入を行っている。

2) 看護師の負担軽減

- 病棟薬剤師の配置により、薬剤管理業務の分担を推進するとともに、入院調剤における一包調剤の拡大、常備薬の在庫管理ならびに『重症度、

医療・看護必要度』評価における薬剤関連項目の評価・記録に関する支援体制の整備を行った。

- 看護補助者を確保し、一般病棟の全病棟に3～4名程度の看護補助者を配置した。

なお、平成28年度以降の配置状況は以下のとおりである。

- 平成28年度：156名
- 平成29年度：134名
- 平成30年度：132名
- 令和元年度：126名

- 従来、病棟で看護師が行っていた退院日の請求書の配布（請求書を発行できない患者に対しては支払確認書の記載依頼）について、事務職員が一括して行うこととした。
- 従来、患者入院後に病棟看護師が行っていた入院生活のオリエンテーション、患者情報の確認、服薬中の薬剤の確認等を入院支援部門の看護師が事前に行うことで病棟看護師の負担軽減を図った。平成29年度以降の入院支援を実施した対象診療科数は以下のとおりである。
 - 平成29年度：1 診療科
 - 平成30年度：4 診療科
 - 令和元年度：7 診療科
- 患者への説明や相談、専門性の高い看護ケアを実施するために新たに外来にがん看護専門看護師を1名配置した。
- 土曜、日曜の緊急手術用の機械洗浄の要望について優先的に外注化を行った。
- 看護師によるアナムネ（アナムネーゼ）聴取の対象を拡大した。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組

○管理運営体制の整備状況

病院の安定的経営を図るために、病院長の諮問機関である病院運営企画室による診療科（部）別運営カンファレンスを毎年実施しており、年度当初に策定した病院経営改善計画の目標を示して目標達成を要請するとともに、各診療科（部）の課題等を聴取し、病院として取り組む必要がある課題の洗い出しを行い、改善を図った。平成28年度以降の主な取組は以下のとおりである。

【平成28年度】

- ・HOMAS2（国立大学病院管理会計システム）で調査した先発品（後発品あ

り)の使用状況について、薬剤部へ後発医薬品切替候補として提案し、4種類の注射薬について後発品へ切り替えた。(420万円/年の経費削減効果)

【平成29年度】

- ・HOMAS2を用いたベンチマークを実施し、無菌室の整備について提案し、加算の算定数を増加させた。(約1億円/年の増収効果)

【平成30年度】

- ・HOMAS2を用いたベンチマークを実施し、診療報酬を意識したクリニカルパスの策定について提案し、協力を依頼した。

【令和元(平成31)年度】

- ・外来診療の効率化を目的に HOMAS2 を用いて他大学の疾病別外来受診状況を分析し、診療科に対して地域医療機関への逆紹介を依頼した。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

第三者評価である病院機能評価またはIS09001:2015認証取得のため、病院機能評価とIS09001:2015双方を取得している他大学病院にヒヤリング調査を実施した。その調査結果を基に平成28年11月1日の本院執行部会議において、平成30年3月を目標にIS09001:2015を認証取得することを決定し、着実に準備を進め、平成30年3月14日に認証を取得した。

平成31年1月に更新審査を受審し、平成31年2月1日付けにて認証の維持がなされた。また、令和2年1月に更新審査を受審し、令和2年2月12日付けにて認証の維持がなされた。

○国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)により得られた各種統計データを踏まえた病院の経営分析や、それに基づく戦略の策定・実施状況

■HOMAS2の利用

【平成28年度実績】

HOMAS2で調査した先発品(後発品あり)の使用状況について、薬剤部へ後発医薬品切替候補として提案し、4種類の注射薬について後発品へ切り替えた。(420万円/年の経費削減効果)

【平成29年度実績】

- ・HOMAS2を用いたベンチマークを実施し、無菌室の整備について提案し、加算

の算定数を増加させた。(約1億円/年の増収効果)

- ・診療科に対し他大学の小児療養環境特別加算の算定状況を報告し、個室管理の場合に算定を行うこととした。
- ・診療科に対し同一DPCで実施している手術手技の内訳を報告し、手技の算定要件を周知して上位の手技を積極的に算定することとした。
- ・薬剤部に対し他大学の後発医薬品への切り替え状況を報告し、7品目について後発医薬品への切り替えを実施した。
- ・病理部に対し他大学の加算の算定状況を報告し、システムを見直して算定漏れを防止した。

【平成30年度実績】

- ・HOMAS2を用いたベンチマークを実施し、診療報酬を意識したクリニカルパスの策定について提案し、協力を依頼した。
- ・HOMAS2を用いたベンチマークを実施し、同一DPC(Diagnosis Procedure Combination)における看護必要度の評価状況を報告し、評価精度向上を目指した取り組みについて、協力を依頼した。
- ・麻酔科に対し他大学の加算の算定状況を報告し、運用を見直して算定件数の向上を依頼した。
- ・診療科に対し同一DPCにおける入院中の放射線検査実施状況を報告し、術前検査等を外来へ移行することを提案し、協力を依頼した。(産科婦人科の例 CTの外来実施率 依頼前:67.8% 依頼後:81.4%、MRIの外来実施率 依頼前:71.3% 依頼後:81.4%)

【令和元(平成31)年度】

- ・外来診療の効率化を目的にHOMAS2を用いて他大学病院の疾病別外来受診状況を分析し、診療科に対して地域医療機関への逆紹介を依頼した。
- ・他大学の後発医薬品の切替状況を調査し、38品目の医薬品を後発品へ切り替えた。(1,500万円/年の経費節減効果)

■診療科(部)別運営カンファレンスの実施

年度当初に策定した病院経営改善計画の目標を示して目標達成を院内に要請するとともに、各診療科(部)の課題等を聴取し、病院として取り組む必要がある課題を洗い出し、改善を図った。

○収支の改善状況(収入増やコスト削減の取組状況)

■収入増への取組状況

既存設備や手術枠の有効活用により、診療単価の向上に努めた。

〈稼働額〉

- ・平成28年度稼働額 364. 5億円 (対27年度比 7. 1億円増収)
- ・平成29年度稼働額 368. 9億円 (対28年度比 4. 2億円増収)
- ・平成30年度稼働額 388. 4億円 (対29年度比 19. 5億円増収)
- ・令和元年度稼働額 403. 8億円 (対30年度比 15. 3億円増収)

【平成28年度実績】

平成28年度における増収の主な要因は以下のとおりである。

- ・手術枠の有効活用による手術件数
平成28年度 4,881件 (対27年度比 280件増)
- ・入院単価
平成28年度 74,818円 (対27年度比 1,185円増)
- ・外来単価
平成28年度 16,060円 (対27年度比 1,075円増)
- ・退院支援加算2の算定件数
平成28年度 665件 (対27年度比 589件増)
- ・看護職員夜間12対1配置加算1
平成28年度 機能評価係数：+0.0048

【平成29年度実績】

平成29年度における増収の主な要因は以下のとおりである。

- ・手術枠の有効活用による手術件数
平成29年度 4,956件 (対28年度比 75件増)
- ・入院単価
平成29年度 75,748円 (対28年度比 930円増)
- ・外来単価
平成29年度 16,534円 (対28年度比 474円増)
- ・退院支援加算2の算定件数
平成29年度 932件 (対28年度比 267件増)
- ・無菌治療室管理加算2
平成29年度 4,600件 (対28年度比 2,978件増)

【平成30年度実績】

平成30年度における増収の主な要因は以下のとおりである。

- ・手術枠の有効活用による手術件数
平成30年度 5,108件 (対29年度比 152件増)
- ・入院単価

平成30年度 80,687円 (対29年度比 4,939円増)

- ・外来単価
平成30年度 17,592円 (対29年度比 1,058円増)
- ・画像診断管理加算3
画像診断管理加算2と比べ1件あたり+1,200円 年間+66百万円
- ・無菌治療室管理加算2
平成30年度 9,670件 (対28年度比 5,070件増)

【令和元(平成31)年度実績】

令和元(平成31)増収の主な要因は以下のとおりである。

- ・入院単価
平成31年度 83,100円 (対30年度比 2,422円増)
- ・外来単価
平成31年度 18,793円 (対30年度比 1,201円増)
- ・消費税増税にともなう診療報酬改定の影響
平成31年度 163百万円
- ・新入院患者数の増加
平成31年度 23,702人 (対30年度比 988人増)

■経費削減への取組状況

医学部附属病院事業計画に「経営の安定化」を主要事項の一つとして掲げ、経営改善として、以下の取組を実施した。

- ・医療材料および医薬品の購入における単価削減
- ・後発医薬品採用の推進や安価な材料への切り替え
- ・全国国立大学病院における医療材料の共同調達による削減
- ・廃棄物の処理方法等の見直し
- ・建物設備の整備(自動制御機器の更新、LED照明設備の整備、既存空調設備のインバータ化、空調機ファンベルトの省エネベルトへの交換、高効率冷凍機・空調機への更新、外来診療棟へのボイラー設置)によるランニングコストの削減

※各年度における経費削減実績額は以下のとおりである。

- ・平成28年度経費削減実績額 △204,241千円
- ・平成29年度経費削減実績額 △192,157千円
- ・平成30年度経費削減実績額 △37,073千円

○地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化に向けた取組状況

左京医師会地域連携懇談会（主催：左京医師会）年2回及び脳卒中地域連携バス運営会議（主催：京都府医師会）年4回に参加した。

また、令和元年度には京大病院地域連携の集いを開催する等、地域医療機関等と情報共有するなどの連携強化を図った。

エイズ治療の中核拠点病院として、京都市、京都府と連携し、地域の医療機関に対し、HIVに関する正しい知識の普及のための講座を行い、受け入れ医療機関の環境及び体制の整備を図った。平成28年度以降の年度ごとの開催回数は以下のとおりである。

平成28年度：2回

平成29年度：3回

平成30年度：2回

令和元年度：2回

2. その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

■品質マネジメント（QMS）体制の構築

病院全体で、改善のプロセスを含むシステムの効果的な適用、並びに患者の期待・ニーズ及び適用される法令・規制要求事項への適合の保証を通して、患者満足度向上を目指していく品質マネジメントシステム（QMS）体制を構築した（平成29年度）。

安全で良質な医療サービスを提供するために、毎年、院内の内部監査員による内部監査の実施と外部審査（定期審査及び更新審査含む）を受審することにより、職員全員で継続的な改善活動を行っている。

院内職員に対しての品質マネジメントシステム（QMS）に関するeラーニン

グの受講推進を行った。医療の質マニュアルの改定を実施した（平成30年度）。

■院内保育所・病児保育室の充実

病院経営のボトルネックである麻酔科医や深夜勤務（時間外）のできる看護師不足の解消を図るため、院内保育所に新たに「お迎え託児」・「26時間託児」サービスを追加し、平成28年4月から開始した。また、子供の急な発病へも対応できるよう、病児保育室の開所時間の前倒しも平成28年4月から実施した。さらに、平成30年7月より、院内レストランによる院内保育所及び病児保育室への食事の提供を開始した。

■短時間勤務支援制度の制定

平成28年度に短時間勤務支援制度を整備し、育児、出産、介護等の理由により勤務時間の制約のある医師が仕事と家庭の両立をしやすい環境を整えるとともに、医師が不足している診療科においては、短時間勤務の医師を積極的に従事させることにより、医師全体の負担軽減を図り就労環境を改善した。また、平成30年度から、緊急でない患者への病状説明は、原則、平日時間内（外来診療時間内）に行うこととし、負担軽減を図った。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 13,707,938 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 13,707,938 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。	借入実績なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 ・農学研究科附属農場の土地及び建物の一部（大阪府高槻市八丁畷町200番1の一部 他7筆）を譲渡する。 ・白馬山の家の土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869番2）を譲渡する。 ・原子炉実験所の土地の一部（大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目984-1 他2筆 216.06㎡）を譲渡する。 ・桂職員宿舎の土地（京都市西京区下津林六反田1番地3 3,815.98㎡）を譲渡する。 ・香里職員宿舎の土地（大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目8番地1 3,017.92㎡）を譲渡する。 ・農学研究科附属農場古曾部温室の土地（大阪府高槻市古曾部町2丁目30番 7,642㎡）を譲渡する。 ・フィールド科学教育研究センター上賀茂試験地の土地の一部（京都市北区上賀茂本山457番1 203.1㎡）を譲渡する。	1 重要な財産を譲渡する計画 白馬山の家の土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869番2）を譲渡する。	1 重要な財産を譲渡する計画 ・白馬山の家の土地及び建物の譲渡については、平成27年3月26日及び平成29年3月29日に一般競争入札の公告をおこなったが、いずれも入札書受領期限までに応札者がいなかったため譲渡はできなかった。

<p>2 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。</p>	<p>2 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。</p>	<p>2 重要な財産を担保に供する計画 ・総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）等、基幹・環境整備（シーールドルーム整備等）、基幹・環境整備（受変電設備・給水設備等）、中央診療棟等改修その他、基幹・環境整備（屋外環境整備等）、大学病院設備整備【総合高度先端医療システム】に係る金銭消費貸借契約に伴い、本学病院の敷地に抵当権を設定した。</p>
--	--	--

VI 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。</p>	<p>教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善を図るため、中期計画に記載した事業の財源に充当した。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備(自動制御機器更新) ・(吉田)ライフライン再生(ガス設備等) ・(吉田)ライフライン再生(電気設備) ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備改修等) ・(医病)総合高度先端医療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備(熱源等改修等) ・(南部)総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(桂)総合研究棟V,(桂)福利・保健管理棟施設整備事業(PFI) ・(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業(PFI) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(PFI) ・小規模改修 ・浅在性リニアック放射線治療システム ・血液透析統合モニタリングシステム ・迅速検査報告 	総額 20,697	施設整備費補助金 (5,668) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (888) 長期借入金 (13,517) 大学資金 (624)	<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備・給水設備等) ・(桂)図書館 ・(医病)総合高度先端医療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備(シールドルーム整備等) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(PFI) ・(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(吉田)総合研究棟改修(ウイルス再生研) ・(犬山)実験研究棟改修(霊長類研究所) ・(医病)中央診療棟等改修その他 ・(医病)基幹・環境整備(屋外環境整備等) ・(吉田)総合研究棟改修(東南アジア地域研究研究所) ・(吉田)ライフライン再生(特高受変電設備) ・(吉田)総合研究棟改修(臨床系) ・(吉田他)ライ 	総額 14,397	施設整備費補助金 (4,364) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (97) 長期借入金 (9,832) 大学資金 (104)	<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備・給水設備等) ・(桂)図書館 ・(医病)総合高度先端医療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備(シールドルーム整備等) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(PFI) ・(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(吉田)総合研究棟改修(ウイルス再生研) ・(犬山)実験研究棟改修(霊長類研究所) ・(吉田他)基幹・環境整備(ブロック塀対策) ・(長陽他)災害復旧事業 ・(川端他)基幹・環境整備(ブロック塀対策Ⅱ) ・(熊取他)災害復旧事業 ・(医病)中央診療棟等改修その他 ・(医病)基幹・環境整備(屋外環境整備等) ・(吉田)総合研究棟改修(東南アジア地域研究研究所) ・(吉田)ライフライン再生(特高受 	総額 18,325	施設整備費補助金 (4,262) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (97) 長期借入金 (13,762) 大学資金 (104) 先端研究等施設整備費補助金 (100)

<p>診療支援システム</p>			<p>フライン再生 (給排水設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(吉田) ライフライン再生(電気設備) ・小規模改修 ・大学病院設備整備【総合高度先端医療システム】 			<p>変電設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(吉田)総合研究棟改修(臨床系) ・(吉田他)ライフライン再生(給排水設備) ・(吉田)ライフライン再生(電気設備) ・小規模改修 ・大学病院設備整備【総合高度先端医療システム】 ・(清水他)災害復旧事業 ・(宇城他)ライフライン再生(給排水設備) ・レジリエントな火山総合観測システム ・大学病院設備整備【総合高度先端医療システム】 		
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度と同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金、大学資金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備・給水設備等)に関しては、2年計画のうち2年目を計画的に実施した。
- ・(桂)図書館に関しては、3年計画のうち3年目を計画的に実施した。
- ・(医病)総合高度先端医療棟(Ⅱ期)等に関しては、5年計画のうち5年目を計画的に実施した。
- ・(医病)基幹・環境整備(シールドルーム整備等)に関しては、3年計画のうち3年目を計画的に実施した。
- ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(PFI)、(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業(PFI)に関しては、計画的に実施した。
- ・(吉田)総合研究棟改修(ウイルス再生研)に関しては、3年計画のうち2年目を計画的に実施した。
- ・(犬山)実験研究棟改修(霊長類研究所)に関しては、2年計画のうち2年目を計画的に実施した。
- ・(吉田他)基幹・環境整備(ブロック塀対策)に関しては、平成30年度補正にて採択され、平成30年度に事業を行い、事業費の一部について令和元年度に繰越を行ったが、令和元年度に完了したので計上した。

- ・(長陽他)災害復旧事業に関しては、平成30年度補正にて採択され、平成30年度に事業を行い、事業費の一部について令和元年度に繰越し事業を行い、事業費の一部について令和2年度に繰越を行っている。
- ・(川端他)基幹・環境整備(ブロック塀対策Ⅱ)に関しては、平成30年度補正にて採択され、令和元年度に繰越を行ったが、令和元年度に完了したので計上した。
- ・(熊取他)災害復旧事業に関しては、平成30年度補正にて採択され、平成30年度に事業を行い、事業費の一部について令和元年度に繰越を行ったが、令和元年度に完了したので計上した。
- ・(医病)中央診療棟等改修その他に関しては、5年計画のうち1年目を計画的に実施した。
- ・(医病)基幹・環境整備(屋外環境整備等)に関しては、計画的に実施した。
- ・(吉田)総合研究棟改修(東南アジア地域研究研究所)に関しては、計画的に実施した。
- ・(吉田)ライフライン再生(特高受変電設備)に関しては、2年計画のうち1年目を計画的に実施した。
- ・(吉田)総合研究棟改修(臨床系)に関しては、3年計画のうち1年目を計画的に実施した。

- ・(吉田他)ライフライン再生(給排水設備)に関しては、令和元年度に事業を行い、事業費の一部について令和2年度に繰越を行っている。
 - ・(吉田)ライフライン再生(電気設備)に関しては、令和元年度に事業を行い、事業費の一部について令和2年度に繰越を行っている。
 - ・小規模改修に関しては、計画的に実施した。
 - ・大学病院設備整備【総合高度先端医療システム】に関しては、計画的に整備した。
 - ・(清水他)災害復旧事業に関しては、令和元年度補正にて採択され、計画的に実施した。
 - ・(宇城他)ライフライン再生(給排水設備)に関しては、令和元年度補正にて採択され、令和2年度に繰越を行っている。
- ・大学病院設備として、総合高度先端医療システムを整備した。
 - ・レジリエントな火山総合観測システムに関しては、計画的に整備した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>・女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。</p> <p>・定員削減や重点事業に配慮した人員の配置を行う。</p> <p>・能力開発や専門性向上のための研修を実施する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 346,591 百万円 (退職手当は除く。)</p>	<p>・女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。</p> <p>・定員削減に対応しつつ、外部資金等を有効活用することにより、重点事業に配慮した適切な人員配置を行う。</p> <p>・能力開発や専門性向上のための研修を実施する。</p> <p>(参考1) 31年度の常勤職員数 4,817人 また、任期付き職員数の見込みを534人とする。 (参考2) 31年度の人件費総額見込み 65,892 百万円 (退職手当は除く。)</p>	<p>・女性職員を対象に、様々なライフイベントを踏まえつつ、職場における女性リーダーとしての悩みやキャリアアップに対する不安を解消し、自信を得ることで、自身のキャリア形成を明確化し、自分らしさを活かしたリーダーとして活躍してもらうことを目的にキャリアデザインセミナーを実施し、女性職員の意識改革へとつなげた。前年度のアンケート結果を踏まえ、今年度は、事務系女性常勤職員のうち課長補佐又は掛長である者に対象を絞ることで、目的に沿った、より具体的な内容とし、効果アップを図った。また前年度同様、過去に同セミナー及び国大協キャリアデザイン研修等を受講した者も受講可能とした。職場における立場や役職の近い女性職員で意見交換を行うことにより、より深く自身のキャリア形成を考えさせるための内容となり、総勢10名が参加した。(令和元年12月12日実施)</p> <p>また、本学における育児・介護休暇制度など各種支援制度を周知するため、本学HPに掲載している。</p> <p>・事務系管理職の登用を進め、女性管理職職員を全学で16名配置した。</p> <p>【教員に係る戦略的な人員配置】 教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成25年度から設けている。平成31(令和元)年度は当該制度により、<u>15名(うち外国人教員10名)</u>を措置するとともに、令和2年度に13名(うち外国人教員8名)を措置することを決定した。このうち外国人教員8名については、「再配置定員(教員)について」において優先配付を定めた、「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」に基づき雇用した外国人教員に対する再配置定員である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局にお</p>

る教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による教養・共通教育を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 31（令和元）年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 379 科目（平成 30 年度：340 科目）、各学部・研究科開講科目計 1,308 科目（平成 30 年度：1278 科目）となった。

【職員の再配置定員に係る真に必要な部署への重点的措置及び適材適所の人員配置の実施】

平成 31 年度再配置定員 104（うち新規配置先 9）については、4 月 1 日に配置した。

令和 2 年度再配置定員についても引き続き公正性を確保するため、事務本部及び関連部局を含む全共通事務部の要望に基づき、必要な部署への配置について適正な審査手続きを行い、再配置定員 112（うち新規配置先 10）を配置することとした。なお、透明性の観点から、審査結果については、部長会議（令和 2 年 3 月）により学内に共有することとした。配置部署については、業務量、新規事業、期間限定のプロジェクト、大学としての重点分野、事務改革推進の観点から措置を行い、共通事務部の安定した体制の整備や新規事業の着実な進展に貢献している。

・高度専門職等重点戦略定員

指定国立大学法人構想の実現に向け、教員と協働し高度な専門性をもって効果的に業務を遂行する体制の構築、並びに大学全体の事務基盤強化を目的として平成 30 年度「高度専門職等重点戦略定員」を制度化し、平成 31 年 4 月 1 日付けで高度専門職 6、高度専門職に準ずる職員 6 を配置することとした。

令和 2 年度高度専門職等重点戦略定員についても引き続き同規模の措置を実施することとし、高度専門職

等重点戦略定員審査 WG において検討を行った結果、令和 2 年 2 月の部長会議において 5 名の措置が決定した。

同定員の高度専門職に準ずる職員に係る措置については、事務本部及び関連部局を含む全共通事務部の要望に基づき、必要な部署への配置について適正な審査手続きを行い、7 を配置することとした。なお、透明性の観点から、審査結果については、部長会議（令和 2 年 3 月）により学内に共有することとした。

今後さらなる高度化が求められ、複雑化が進む大学運営においては、その一翼を担う職員の体制についても一層の機能強化が求められている。本定員の措置により、特に指定国立大学法人構想の実現に向けて、教員と協働し、高度な専門性を持って効果的に業務を遂行する体制、ならびに大学全体の事務基盤機能をより一層高める体制の整備の進展が見込まれる。

【研修内容のより一層の充実】

・女性職員のためのキャリアデザインセミナーについては、平成 30 年度は課長補佐以下の事務系女性常勤職員を対象とし、幅広い層に対応する内容としたが、令和元年度は事務系女性常勤職員のうち課長補佐又は掛長である者を対象として実施した。内容については、様々なライフイベントを踏まえつつ、職場における掛や課等の女性リーダーとしての悩みやキャリアアップに対する不安を解消し、自信を得ることで、自身のキャリア形成を明確化し、自分らしさを活かしたリーダーとして活躍してもらうことを目的として実施した。前年のアンケート結果を踏まえ、受講対象を明確にすることで、目的に沿ったより具体的な内容とし、効果アップにつなげた。受講者として総勢 10 名が参加した。また前年度同様、過去に同セミナー及び国大協キャリアデザイン研修等を受講した者も受講可能とした。（令和元年 12 月 12 日実施）

		<p>・幹部職員セミナーについては、近年、本学における研究資金使用不正やハラスメント等の事案が頻発していることを受け、幹部職員として求められる知識及び対応について改めて確認することを目的として実施し、幹部職員等の総勢93名が参加した（令和元年12月9日実施）。</p>
--	--	--

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	575	119.7
総合人間学科	480	575	119.7
文学部	880	1,011	114.8
人文学科	880	1,011	114.8
教育学部	260	278	106.9
教育科学科	260	278	106.9
法学部	1,340	1,489	111.1
経済学部	1,000	1,124	112.4
経済経営学科	1,000	1,124	112.4
理学部	1,244	1,378	110.7
理学科	1,244	1,378	110.7
医学部	1,136	1,189	104.6
医学科	642	685	106.6
人間健康科学科	494	504	102.0
薬学部	380	419	110.2
薬科学科	230	290	126.0
薬学科	150	129	86.0
工学部	3,820	4,222	110.5
地球工学科	740	811	109.5
建築学科	320	342	106.8
物理工学科	940	1,038	110.4
電気電子工学科	520	576	110.7
情報学科	360	422	117.2
工業化学科	940	1,033	109.8

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
農学部	1,200	1,306	108.8
資源生物科学科	376	408	108.5
応用生命科学科	188	199	105.8
地域環境工学科	148	166	112.1
食料・環境経済学科	128	149	116.4
森林科学科	228	240	105.2
食品生物科学科	132	144	109.0
学士課程 計	11,740	12,991	110.6
文学研究科	220	248	112.7
文献文化学	66	73	110.6
思想文化学	40	51	127.5
歴史文化学	40	56	140.0
行動文化学	36	36	100.0
現代文化学	18	18	100.0
京都大学・ハイデルベルク大国際連携文化越境	20	14	70.0
教育学研究科	84	80	95.2
教育学環	84	80	95.2
法学研究科	42	32	76.1
法政理論	42	32	76.1
経済学研究科	114	124	108.7
経済学	114	124	108.7
理学研究科	636	665	104.5
数学・数理解析	104	112	107.6
物理学・宇宙物理学	162	183	112.9
地球惑星科学	100	104	104.0
化学	122	135	110.6
生物科学	148	131	88.5
医学研究科	138	175	126.8
医科学	40	47	117.5
人間健康科学系	98	128	130.6

薬学研究科	128	147	114.8
薬科学	100	113	113.0
医薬創成情報科学	28	34	121.4
工学研究科	1,376	1,531	111.2
社会基盤工学	116	167	143.9
都市社会工学	114	133	116.6
都市環境工学	72	79	109.7
建築学	150	168	112.0
機械理工学	118	127	107.6
マイクロエンジニアリング	60	60	100.0
航空宇宙工学	48	51	106.2
原子核工学	46	50	108.6
材料工学	76	84	110.5
電気工学	76	89	117.1
電子工学	70	60	85.7
材料化学	58	65	112.0
物質エネルギー化学	78	77	98.7
分子工学	70	72	102.8
高分子化学	92	94	102.1
合成・生物化学	64	69	107.8
化学工学	68	86	126.4
農学研究科	606	673	111.0
農学	66	60	90.9
森林科学	96	114	118.7
応用生命科学	126	147	116.6
応用生物科学	104	118	113.4
地域環境科学	100	120	120.0
生物資源経済学	48	44	91.6
食品生物科学	66	70	106.0
人間・環境学研究科	328	369	112.5
共生人間学	138	177	128.2
共生文明学	114	103	90.3
相関環境学	76	89	117.1
エネルギー科学研究科	260	294	113.0
エネルギー社会・環境科学	58	67	115.5
エネルギー基礎科学	84	111	132.1
エネルギー変換科学	50	51	102.0
エネルギー応用科学	68	65	95.5

情報学研究科	378	458	121.1
知能情報学	74	104	140.5
社会情報学	72	91	126.3
先端数理科学	40	35	87.5
数理工学	44	58	131.8
システム科学	64	74	115.6
通信情報システム	84	96	114.2
生命科学研究所	150	163	108.6
統合生命科学	80	85	106.2
高次生命科学	70	78	111.4
地球環境学舎	88	100	113.6
環境マネジメント	88	100	113.6
修士課程 計	4,548	5,059	111.2
文学研究科	165	195	118.1
文献文化学	54	56	103.7
思想文化学	33	35	106.0
歴史文化学	33	51	154.5
行動文化学	30	40	133.3
現代文化学	15	13	86.6
教育学研究科	75	80	106.6
教育学環	50	40	80.0
教育科学	14	21	150.0
臨床教育学	11	19	172.7
法学研究科	72	77	106.9
法政理論	72	77	106.9
経済学研究科	113	105	92.9
経済学	113	105	92.9
理学研究科	498	480	96.3
数学・数理解析	60	52	86.6
物理学・宇宙物理学	144	126	87.5
地球惑星科学	75	63	84.0
化学	96	93	96.8
生物科学	123	146	118.6

医学研究科	126	186	147.6				
医科学	45	54	120.0	エネルギー科学研究科	105	78	74.2
社会健康医学系	36	48	133.3	エネルギー社会・環境科学	36	18	50.0
人間健康科学系	45	84	186.6	エネルギー基礎科学	36	35	97.2
				エネルギー変換科学	12	9	75.0
					21	16	76.1
薬学研究科	87	55	63.2	情報学研究科			
薬科学	66	45	68.1	知能情報学	180	158	87.7
医薬創成情報科学	21	10	47.6	社会情報学	45	48	106.6
				先端数理科学	42	41	97.6
工学研究科	591	519	87.8	数理工学	18	8	44.4
社会基盤工学	51	52	101.9	システム科学	18	14	77.7
都市社会工学	51	62	121.5	通信情報システム	24	25	104.1
都市環境工学	30	48	160.0		33	22	66.6
建築学	66	46	69.6	生命科学研究所			
機械理工学	48	43	89.5	統合生命科学	99	98	98.9
マイクロエンジニアリング	21	15	71.4	高次生命科学	57	51	89.4
航空宇宙工学	21	14	66.6		42	47	111.9
原子核工学	27	24	88.8	地球環境学舎			
材料工学	30	36	120.0	地球環境学	60	75	125.0
電気工学	30	27	90.0	環境マネジメント	39	55	141.0
電子工学	30	24	80.0		21	20	95.2
材料化学	27	13	48.1	経営管理教育部			
物質エネルギー化学	33	30	90.9	経営科学	21	25	119.0
分子工学	30	27	90.0		21	25	119.0
高分子化学	45	25	55.5				
合成・生物化学	30	21	70.0				
化学工学	21	12	57.1				
農学研究科	270	226	83.7				
農学	24	17	70.8				
森林科学	51	53	103.9				
応用生命科学	51	43	84.3				
応用生物科学	51	35	68.6				
地域環境科学	45	47	104.4				
生物資源経済学	24	23	95.8				
食品生物科学	24	8	33.3				
人間・環境学研究科	204	320	156.8				
共生人間学	84	161	191.6				
共生文明学	75	102	136.0				
相関環境学	45	57	126.6				
				博士後期課程 計	2,666	2,677	100.4

医学研究科	680	734	107.9
医学	672	728	108.3
京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携	8	6	75.0
薬学研究科	60	37	61.6
薬学	60	37	61.6
アジア・アフリカ地域研究研究科 (5年一貫)	150	151	100.6
東南アジア地域研究	50	54	108.0
アフリカ地域研究	60	58	96.6
グローバル地域研究	40	39	97.5
総合生存学館 (5年一貫)	100	72	72.0
総合生存学	100	72	72.0
博士課程 計	990	994	100.4
法学研究科	480	353	73.5
法曹養成	480	353	73.5
医学研究科	68	85	125.0
社会健康医学系	68	85	125.0
公共政策教育部	80	84	105.0
公共政策	80	84	105.0
経営管理教育部	180	212	117.7
経営管理	180	212	117.7
専門職学位課程 計	808	734	90.8

○ 計画の実施状況等

・収容定員と収容数に差がある理由等

大学全体としての学部、研究科の定員充足率は妥当な範囲に収まっている（一部の学部・研究科において、社会的な要因による内部進学者の減少、入学者の学力不足等の問題や短期修了により収容定員と収容数が乖離する課程が存在する）。なお、専門職学位課程のうち、法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）について、収容定員は480名となっているが、法学既修者枠（2年修了コース）が存在するため、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料（標準）収入積算に用いる収容定員について」に従い収容定員を算定した場合、本学法科大学院の改収容定員は355名となる。この改収容定員（355名）を基に算出した本学法科大学院の改定員充足率は「99.4%」となる。

よって、専門職学位課程全体の改定員充足率は「107.4%」となり、課程ごとの改収容定員・収容数・改定員充足率は下表のとおりとなる。

【課程毎の改収容定員・収容数・改定員充足率】

課 程	改収容定員	収容数	改定員充足率
学 士 課 程	11,740	12,991	110.6
修 士 課 程	4,548	5,059	111.2
博士後期課程	2,666	2,677	100.4
博 士 課 程	990	994	100.4
専門職学位課程	683	734	107.4

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成28年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数(I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生数に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	592	3	3	0	0	37	79	58	0	0	494	102.9%
文学部	880	1,008	8	7	0	0	48	110	90	0	0	863	98.1%
教育学部	260	294	2	1	0	0	7	20	18	0	0	268	103.1%
法学部	1,340	1,515	3	3	0	0	6	157	132	0	0	1,374	102.5%
経済学部	1,000	1,139	47	13	1	0	45	106	87	0	0	993	99.3%

理学部	1,244	1,410	1	1	0	0	43	150	114	0	0	1,252	100.6%
医学部	1,248	1,309	0	0	0	0	19	58	45	0	0	1,245	99.8%
薬学部	380	415	5	1	0	0	6	17	12	0	0	396	104.2%
工学部	3,820	4,322	139	20	0	31	62	381	291	0	0	3,918	102.6%
農学部	1,200	1,340	27	5	9	0	17	57	39	0	0	1,270	105.8%
(研究科等)												(人)	(%)
文学研究科	385	449	73	19	5	0	69	43	33	0	0	323	83.9%
教育学研究科	159	190	19	5	0	0	13	12	11	0	0	161	101.3%
法学研究科	600	472	49	7	0	0	21	24	22	2	2	420	70.0%
経済学研究科	220	241	103	19	0	0	26	37	34	0	0	162	73.6%

理学研究科	1,134	1,115	82	29	3	0	45	92	76	0	0	962	84.8%
医学研究科	949	1,149	96	36	2	6	31	50	45	0	0	1,029	108.4%
薬学研究科	275	215	24	10	0	0	4	9	9	0	0	192	69.8%
工学研究科	1,967	2,038	303	79	16	25	40	89	74	0	0	1,804	91.7%
農学研究科	906	959	157	41	13	50	38	52	42	0	0	775	85.5%
人間・環境学研 究科	532	648	120	21	4	0	67	87	66	0	0	490	92.1%
エネルギー科学 研究科	365	353	61	20	7	0	8	19	17	0	0	301	82.5%
アジア・アフリカ 地域研究研究科	150	151	27	16	1	0	12	16	13	0	0	109	72.7%
情報学研究科	558	559	95	20	0	0	16	43	36	0	0	487	87.3%

生命科学研究科	249	272	42	24	2	0	7	20	17	0	0	222	89.2%
総合生存学館	80	46	9	0	0	0	2	0	0	0	0	44	55.0%
地球環境学舎	148	148	57	28	2	0	6	13	7	0	0	105	70.9%
公共政策教育部	80	88	5	0	0	0	3	2	2	2	1	82	102.5%
経営管理教育部	177	190	81	12	0	2	14	9	8	12	6	148	83.6%

(平成29年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算 定の対象と なる在学者 数 (L) 【(B)- (D,E,F, G,I,Kの合 計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限 を超える在籍期 間が2年以内の 者の数 (I)	長期履 修学生 数 (J)	長期履修 学生数に 係る控除 数 (K)		
				国費留 学生数 (D)	外国政 府派遣 留学生 数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	586	4	4	0	0	40	73	53	0	0	489	101.9%
文学部	880	1,000	7	6	0	0	40	76	65	0	0	889	101.0%
教育学部	260	287	3	2	0	0	5	17	13	0	0	267	102.7%
法学部	1,340	1,506	3	3	0	0	13	156	132	0	0	1,358	101.3%
経済学部	1,000	1,151	44	10	1	0	41	91	79	0	0	1,020	102.0%

理学部	1,244	1,396	1	1	0	0	40	138	86	0	0	1,269	102.0%
医学部	1,205	1,274	0	0	0	0	22	50	45	0	0	1,207	100.2%
薬学部	380	417	4	1	0	0	3	14	9	0	0	404	106.3%
工学部	3,820	4,281	132	39	1	20	63	286	219	0	0	3,939	103.1%
農学部	1,200	1,324	23	4	8	0	20	44	32	0	0	1,260	105.0%
(研究科等)												(人)	(%)
文学研究科	385	434	73	21	4	0	76	37	31	0	0	302	78.4%
教育学研究科	159	181	19	3	0	0	14	18	14	1	1	149	93.7%
法学研究科	600	470	41	8	6	0	26	31	31	3	3	396	66.0%
経済学研究科	220	235	114	23	0	0	28	49	38	0	0	146	66.4%

理学研究科	1,134	1,133	101	36	5	0	36	104	93	0	0	963	84.9%
医学研究科	1,008	1,136	102	37	3	2	35	45	34	0	0	1,025	101.7%
薬学研究科	275	221	26	9	0	0	3	2	2	0	0	207	75.3%
工学研究科	1,967	2,018	314	81	21	17	43	69	58	0	0	1,798	91.4%
農学研究科	876	958	175	39	29	50	35	49	42	1	1	762	87.0%
人間・環境学研 究科	532	635	121	18	3	0	64	84	60	0	0	490	92.1%
エネルギー科学 研究科	365	335	63	21	10	3	5	17	15	0	0	281	77.0%
アジア・アフリカ 地域研究研究科	150	162	37	20	2	0	12	19	14	0	0	114	76.0%
情報学研究科	558	562	100	13	1	0	21	26	25	0	0	502	90.0%

生命科学研究科	249	286	45	23	1	0	10	21	19	0	0	233	93.6%
総合生存学館	100	53	11	0	0	0	6	0	0	0	0	47	47.0%
地球環境学舎	148	155	66	27	4	0	3	16	10	0	0	111	75.0%
公共政策教育部	80	97	8	0	0	0	2	6	6	2	1	88	110.0%
経営管理教育部	181	201	89	13	2	2	10	4	10	17	9	155	85.6%

※公共政策教育部が110%となった理由：入学者の増加のため

(平成30年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、 修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生数に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	584	6	6	0	0	28	74	59	0	0	491	102.3%
文学部	880	1,005	8	5	0	0	54	72	63	0	0	883	100.3%
教育学部	260	285	5	3	0	0	5	17	12	0	0	265	101.9%
法学部	1,340	1,503	4	3	0	0	11	146	130	0	0	1,359	101.4%
経済学部	1,000	1,133	39	7	0	0	28	93	79	0	0	1,019	101.9%

理学部	1,244	1,385	1	1	0	0	44	127	76	0	0	1,264	101.6%
医学部	1,179	1,226	0	0	0	0	27	45	39	0	0	1,160	98.4%
薬学部	380	413	5	1	0	0	6	9	5	0	0	401	105.5%
工学部	3,820	4,268	149	45	5	19	60	288	225	0	0	3,914	102.5%
農学部	1,200	1,315	18	4	6	0	18	47	39	0	0	1,248	104.0%
(研究科等)												(人)	(%)
文学研究科	385	431	93	23	4	0	72	36	28	0	0	304	79.0%
教育学研究科	159	175	24	1	0	0	8	15	12	2	2	152	95.6%
法学研究科	594	472	46	8	1	0	25	34	33	5	4	401	67.5%
経済学研究科	220	218	119	22	0	0	26	43	30	0	0	140	63.6%

理学研究科	1,134	1,149	126	35	4	0	38	105	88	0	0	984	86.8%
医学研究科	1,012	1,157	112	33	3	6	38	45	39	0	0	1,038	102.6%
薬学研究科	275	243	37	10	0	0	4	4	4	0	0	225	81.8%
工学研究科	1,967	2,025	330	85	17	23	38	73	66	0	0	1,796	91.3%
農学研究科	876	921	159	40	21	51	39	51	46	1	1	723	82.5%
人間・環境学 研究科	532	653	141	18	1	0	82	87	60	0	0	492	92.5%
エネルギー科学 研究科	365	355	72	9	12	1	3	13	11	0	0	319	87.4%
アジア・アフリカ 地域研究研究科	150	159	36	17	2	0	15	15	13	0	0	112	74.7%
情報学研究科	558	593	139	16	2	0	24	44	41	0	0	510	91.4%

生命科学研究科	249	289	51	24	0	0	8	21	17	0	0	240	96.4%
総合生存学館	100	62	16	0	0	0	11	1	1	0	0	50	50.0%
地球環境学舎	148	161	81	27	4	2	6	13	10	0	0	112	75.7%
公共政策教育部	80	85	5	0	0	0	4	2	2	2	1	78	97.5%
経営管理教育部	181	219	73	7	1	3	15	9	9	15	8	176	97.2%

(令和元(平成31)年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A) ×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、 修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生数に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	575	7	7	0	0	33	62	45	0	0	490	102.1%
文学部	880	1,011	8	4	0	0	57	114	97	0	0	853	96.9%
教育学部	260	278	6	4	0	0	9	15	13	0	0	252	96.9%
法学部	1,340	1,489	4	4	0	0	13	149	120	0	0	1,352	100.9%
経済学部	1,000	1,125	34	6	0	0	40	105	84	0	0	995	99.5%

理学部	1,244	1,378	1	1	0	0	46	127	98	0	0	1,233	99.1%
医学部	1,136	1,189	0	0	0	0	25	57	44	0	0	1,120	98.6%
薬学部	380	419	6	1	0	0	8	17	13	0	0	397	104.5%
工学部	3,820	4,222	148	50	7	9	58	288	220	0	0	3,878	101.5%
農学部	1,200	1,306	17	2	5	0	21	41	35	0	0	1,243	103.6%
(研究科等)												(人)	(%)
文学研究科	385	443	110	17	3	4	67	50	41	0	0	311	80.8%
教育学研究科	159	173	24	1	0	0	14	24	19	2	2	137	86.2%
法学研究科	594	462	44	6	1	0	25	33	29	6	4	397	66.8%
経済学研究科	227	229	136	13	0	0	18	33	19	0	0	179	78.9%

理学研究科	1,134	1,145	148	45	2	1	40	85	66	0	0	991	87.4%
医学研究科	1,012	1,180	135	32	2	8	49	54	51	0	0	1,038	102.6%
薬学研究科	275	239	36	6	0	0	7	7	7	0	0	219	79.6%
工学研究科	1,967	2,050	376	96	15	24	40	79	71	0	0	1,804	91.7%
農学研究科	876	899	171	45	10	61	39	36	32	1	1	711	81.2%
人間・環境学 研究科	532	689	172	16	3	0	82	89	62	0	0	526	98.9%
エネルギー科学 研究科	365	372	87	14	9	15	6	14	14	0	0	314	86.0%
アジア・アフリカ 地域研究研究科	150	151	29	13	1	0	16	16	13	0	0	108	72.0%
情報学研究科	558	616	148	20	2	0	19	40	35	0	0	540	96.8%

生命科学研究科	249	261	48	18	0	0	2	20	18	0	0	223	89.6%
総合生存学館	100	72	25	2	0	0	11	3	3	0	0	56	56.0%
地球環境学舎	148	175	89	32	3	8	9	11	7	0	0	116	78.4%
公共政策教育部	80	84	5	0	0	0	1	3	3	0	0	80	100.0%
経営管理教育部	201	237	94	9	0	22	15	12	11	22	11	169	84.1%

京都大学 指定国立大学法人構想工程表（平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関する報告書資料）

取組		平成29年度	平成30年度	平成31年度（令和元年度）	令和2年度	令和3年度
研究力強化・国際協働	世界を先導する最先端研究の推進		医学生物分野・再生医療関係分野の強化推進 サンディエゴ・リエゾン・オフィス機能強化 高等研究院の機能強化			指標 Top5%ジャーナルへの論文掲載数800篇 (中期計画83番)
	On-site Laboratory事業の推進		On-site Laboratory制度設計	On-site Laboratory 設置開始・拡充		指標 On-site Laboratory 5拠点設置
人材育成・獲得	次世代研究者獲得・育成支援事業		学系単位の人事計画策定 若手重点戦略定員の制度設計 若手教員ポスト確保のための制度改善 国際公募により優秀な若手研究者を採用	若手重点戦略定員による若手教員の拡充 若手教員ポスト確保のための制度改善 国際公募により優秀な若手研究者を採用		指標 定員内若手教員 (40歳未満)の割合23.0%を達成
	留学生リクルーティングオフィス（仮称）の設置		リクルーティングオフィス設置準備	大学院レベルの海外リクルーティング調査 ASEANを重点地域としてリクルーティング 対象地域の拡大		指標 外国人留学生受入数 3,450名の達成
社会との連携	産官学連携の新しい「京大モデル」の構築		京都アカデミアフォーラムにおける活動推進 京大オリジナル設立準備	京都アカデミアフォーラムにおける活動推進 京大オリジナル・京都大学イノベーションキャピタル・関西TLOの 3子会社連携に向けた取組推進		指標 共同研究実施金額 62億7,500万円の達成 ベンチャー企業創出
財務基盤の強化	基金寄附募集活動推進事業		ファンドレイザーの雇用による基金室拡充 全学的な寄附募集の体制強化			指標 京都大学基金 (特定基金を含む) 寄附受入累計額 125億円の達成

○ 別紙（取組の進捗を示す参考指標等）

○人材育成・獲得

【定員内教員数における若手教員（40歳未満）の割合】

平成27年1月1日時点	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和9年度
20.7%	20.1%	18.4%	17.7%	18.9%	30.0%

【中長期及び短期の海外留学者数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
1,469名	1,559名	1,508名	1,544名	1,332名	1,600名	2,000名

【ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーの件数（累計）】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
5件	5件	12件	15件	21件	24件	14件	20件

※第3期中期目標期間末（令和3年度）の目標値を大幅に超えた。

【学生の国際共著論文数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
646篇	623篇	898篇	681篇	600篇	820篇	1,000篇

○研究力強化

【国際的に評価の高いジャーナル（Top5）への掲載論文数】

平成27年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和9年度
726篇	869篇	854篇	900篇

○国際協働

【外国人研究者数（常勤）】

平成28年10月1日	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
395名	413名	434名	420名	500名	600名

○社会との連携

【共同研究の実施金額】

第2期中期目標期間平均	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元（平成31）年度	令和3年度	令和9年度
40億円	55億4,002万円	59億1,091万円	58億5,787万円	66億7,815万円	62億7,500万円	80億円

※第3期中期目標期間末（令和3年度）の目標値を大幅に超えた。

○ガバナンスの強化

（特になし）

○財務基盤の強化

（「○社会との連携」の【共同研究の実施金額】）